

令和 4 年

第 1 回 十島村議会定例会会議録

開会 令和 4 年 3 月 7 日

閉会 令和 4 年 3 月 16 日

十 島 村 議 会

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
3月7日 13:00 ～ 17:00	月	＜議会運営委員会＞ ＜議会広報調査特別委員会＞ ①議会ライブ中継の件 ②議会だよりに関する件 ＜常任委員会（総務・経済）＞ 所管事務調査の件 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 令和4年度施政方針及び行政報告 第6 一般質問（岩下正行議員→村長） （坂元 勇議員→村長・教育長） （永田和彦議員→村長） 第7 報告 第1号 専決処分：切石港泊地浚渫工事請負契約の締結 第8 報告 第2号 専決処分：平島東海岸線舗装補修工事請負変更契約の締結 第9 報告 第3号 専決処分：財産の処分 土地（鹿児島市宮之浦町）	1
3月8日 10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00	火	第1 議案 第1号 条例改正：十島村職員の給与に関する条例等の一部改正 第2 議案 第2号 条例改正：職員の育児休業等に関する条例の一部改正 第3 議案 第3号 条例改正：十島村消防団条例の一部改正 第4 議案 第4号 条例制定：十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定 第5 議案 第5号 条例改正：十島村手数料徴収条例の一部改正 第6 議案 第13号 予算補正（令和3年度一般会計 補正第6号） + 273,468 → 4,897,033 千円 第7 議案 第14号 予算補正（令和3年度国保特会 補正第4号） △ 101,610 → 169,269 千円 第8 議案 第15号 予算補正（令和3年度船舶特会 補正第3号） △ 43,372 → 124,978 千円 第9 議案 第16号 予算補正（令和3年度介護特会 補正第2号） △ 6,581 → 76,703 千円 第10 議案 第17号 予算補正（令和3年度簡水特会 補正第3号） △ 1,203 → 301,418 千円 第11 議案 第18号 予算補正（令和3年度後期特会 補正第2号） △ 7,508 → 17,099 千円 第12 議案 第19号 予算補正（令和3年度へき地診療所特会 補正第2号） △25,723 → 196,455 千円 第13 議案 第54号 十島村辺地に係る総合整備計画の策定	2 一括
3月9日 10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00	水	第1 議案 第6号 条例改正：十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部改正 第2 議案 第7号 条例改正：十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第3 議案 第8号 条例改正：十島村産業振興等資金条例の一部改正 第4 議案 第9号 条例改正：十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第5 議案 第10号 条例改正：十島村国民健康保険税条例の一部改正 第6 議案 第11号 条例改正：十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する条例の一部改正 第7 議案 第12号 条例改正：十島村育英奨学基金条例の一部改正 第8 議案 第20号 令和4年度当初予算（一般会計） 第9 議案 第21号 令和4年度当初予算（国保特会） 第10 議案 第22号 令和4年度当初予算（船舶特会） 第11 議案 第23号 令和4年度当初予算（介護保険特会） 第12 議案 第24号 令和4年度当初予算（簡水特会） 第13 議案 第25号 令和4年度当初予算（後期高齢者特会） 第14 議案 第26号 令和4年度当初予算（へき地診療所特会） ＜予算審査特別委員会＞ 地域振興課（一般） ＜予算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）＞	3 一括
3月10日 10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00	木	＜予算審査特別委員会＞ 住民課（一般） 住民課（国保・介護保険・後期・診療所） 教育委員会（一般） ＜予算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）＞	4

[illegible]

月日	曜	件 名	日程
3月15日	火	< 全員協議会 > ①十島村行政改革大綱の実施計画について ②十島村地域防災計画の変更について ③諏訪之瀬島場外離着陸場の活用について ④関係機関の未納対策について ⑤船舶職員育成に係る奨学金制度の創設について ⑥船内割増運賃の取扱い見直しについて ⑦国民健康保険税について ⑧新型コロナウイルス感染症対策の状況について < 議会運営委員会 > < 予算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成） >	9
3月16日	水	第 1 議案 第 20号 令和4年度当初予算（一般会計） 第 2 議案 第 21号 令和4年度当初予算（国保特会） 第 3 議案 第 22号 令和4年度当初予算（船舶特会） 第 4 議案 第 23号 令和4年度当初予算（介護保険特会） 第 5 議案 第 24号 令和4年度当初予算（簡水特会） 第 6 議案 第 25号 令和4年度当初予算（後期高齢者特会） 第 7 議案 第 26号 令和4年度当初予算（へき地診療所特会） 一括 第 8 議案 第 27号 契約：十島村（島内加入者光ファイバ網）高度無線環境整備推進工事請負変更契約の締結 第 9 議案 第 28号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 第 10 議案 第 55号 契約：諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事請負契約の締結 第 11 議案 第 56号 契約：東之浜港改修工事（1工区）請負変更契約の締結 第 12 議案 第 57号 契約：東之浜港改修工事（2工区）請負変更契約の締結 第 13 議案 第 58号 契約：切石港泊地浚渫工事請負変更契約の締結 第 14 議案 第 59号 契約：宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約の締結 第 15 同意 第 1号 人事案件：十島村教育委員会の委員の任命同意 第 16 発議 第 1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議 第 17 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	10
3月17日	木		

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜	船	日 程	備 考
3	6	日	入		
3	7	月	出	本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会> <常任委員会（総務・経済）>所管事務調査の件
3	8	火		本会議	
3	9	水	入	本会議	<予算審査特別委員会> 地域振興課（一般） <予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	10	木			<予算審査特別委員会> 住民課（一般） 住民課（国保・介護保険・後期・診療所） 教育委員会（一般） <予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	11	金	出		<予算審査特別委員会> 総務課（一般） 土木交通課（一般） 土木交通課（簡水・船舶） 総括質疑・採決 <議会広報調査特別委員会> <常任委員会（総務・経済）>所管事務調査の件 <予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	12	土			<予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	13	日	入		<予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	14	月	出	本会議	<予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	15	火			<全員協議会> <議会広報調査特別委員会> <予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	16	水	入出	本会議	
3	17	木			

(議決結果)

令和4年第1回(3月)十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第1号	契約の締結の件 (切石港泊地浚渫工事請負契約)	R4. 03. 07	承認	承認 第 1 号
報告第2号	契約の締結の件 (平島東海岸線舗装補修工事請負変更契約)	R4. 03. 07	報告	
報告第3号	財産の処分の件(土地:鹿児島市宮之浦町)	R4. 03. 07	承認	承認 第 2 号
議案第1号	十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 1号
議案第2号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 2号
議案第3号	十島村消防団条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 3号
議案第4号	十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定の件	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 4号
議案第5号	十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 5号
議案第13号	令和3年度十島村一般会計補正予算(第6号)	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 6号
議案第14号	令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 7号
議案第15号	令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第3号)	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 8号
議案第16号	令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 9号
議案第17号	令和3年度十島村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 10号
議案第18号	令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 11号
議案第19号	令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第2号)	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 12号
議案第54号	十島村辺地に係る総合整備計画の件	R4. 03. 08	原案可決	議決 第 13号
議案第6号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 09	原案可決	議決 第 14号
議案第7号	十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 09	原案可決	議決 第 15号
議案第8号	十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 09	原案可決	議決 第 16号
議案第9号	十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 09	原案可決	議決 第 17号
議案第10号	十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 09	原案可決	議決 第 18号

(議決結果)

令和4年第1回(3月)十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第11号	十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 09	原案可決	議決 第 19号
議案第12号	十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 03. 09	原案可決	議決 第 20号
議案第29号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (口之島生活改善施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 21号
議案第31号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (平島生活改善施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 22号
議案第30号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 23号
議案第33号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (宝島生活改善施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 24号
議案第34号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (宝島大型洗濯施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 25号
議案第35号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (中之島水産物処理施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 26号
議案第37号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (宝島鮮魚加工センター)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 27号
議案第38号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (中之島家畜保護施設2号棟、中之島高尾給餌施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 28号
議案第39号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (さとの湯温泉保養センター)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 29号
議案第40号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (あかひげ温泉保養センター)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 30号
議案第42号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (宝島友の花温泉保養センター)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 31号
議案第43号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (口之島平瀬レクリエーション施設、口之島フリイ岳展望施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 32号
議案第44号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (諏訪之瀬島レクリエーション施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 33号
議案第45号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (平島大浦レクリエーション施設、平島東之浜レクリエーション施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 34号
議案第48号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (宝島イマキラ岳展望施設、宝島大籠レクリエーション施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 35号
議案第49号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (諏訪之瀬島荷さばき施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 36号
議案第50号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (宝島荷さばき施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 37号
議案第51号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (十島村共生型サービス拠点施設及び小規模多機能ホームたから)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 38号
議案第52号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (十島村口之島野々頭墓地)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 39号

(議決結果)

令和4年第1回(3月)十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第53号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (十島村平島中園墓地)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 40号
議案第36号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (平島農林水産物加工施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 41号
議案第32号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (悪石島生活改善施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 42号
議案第41号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (湯泊温泉保養センター)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 43号
議案第46号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (悪石島レクリエーション施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 44号
議案第47号	指定管理者の指定について議会の議決を求める件 (小宝島赤立神レクリエーション施設)	R4. 03. 14	原案可決	議決 第 45号
議案第20号	令和4年度一般会計予算	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 46号
議案第21号	令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 47号
議案第22号	令和4年度十島村船舶交通特別会計予算	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 48号
議案第23号	令和4年度十島村介護保険特別会計予算	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 49号
議案第24号	令和4年度十島村簡易水道特別会計予算	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 50号
議案第25号	令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 51号
議案第26号	令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 52号
議案第27号	契約の締結について議決を求める件 (十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進工事請負変更契約)	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 53号
議案第28号	権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 54号
議案第55号	契約の締結について議決を求める件 (諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事請負契約)	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 55号
議案第56号	契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(1工区)請負変更契約)	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 56号
議案第57号	契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(2工区)請負変更契約)	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 57号
議案第58号	契約の締結について議決を求める件 (切石港泊地浚渫工事請負変更契約)	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 58号
議案第59号	契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)	R4. 03. 16	原案可決	議決 第 59号
同意 第 1号	十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件	R4. 03. 16	同意	同意 第 1号

(議決結果)

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
発議 第 1号	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議	R4. 03. 16	原案可決	発議議決 第 1号
	議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続調査について	R4. 03. 16	決定	

令和4年第1回(3月) 十島村議会定例会

第1号(3月7日)(月)

1. 開 会		1
2. 日程報告		1
3. 日程第1	会議録署名議員の指名	1
4. 日程第2	会期の決定の件	2
5. 日程第3	会期日程の決定の件	2
6. 日程第4	諸般の報告	2
7. 日程第5	令和4年度施政方針及び行政報告	3
8. 日程第6	一般質問 (岩下正行君)	24
	一般質問 (坂元勇君)	30
	一般質問 (永田和彦君)	49
9. 日程第7	報告第1号 契約の締結の件 切石港泊地浚渫工事請負契約の専決処分	61
10. 日程第8	報告第2号 契約の締結の件 平島東海岸線舗装補修工事請負契約の専決処分	65
11. 日程第9	報告第3号 財産の処分の件 鹿児島市宮之浦町	67
12. 日程報告		70
13. 散 会		70

第2号(3月8日)(火)

1. 開 議		71
2. 日程報告		71
3. 日程第1	議案第1号 十島村職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	71
4. 日程第2	議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	73
5. 日程第3	議案第3号 十島村消防団条例の一部を改正する条例制定の件	78
6. 日程第4	議案第4号 十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定の件	82
7. 日程第5	議案第5号 十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件 ...	85
8. 日程第6	議案第13号 令和3年度十島村一般会計補正予算(第6号)	88
9. 日程第7	議案第14号 令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	101
10. 日程第8	議案第15号 令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第3号)	
11. 日程第9	議案第16号 令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)	
12. 日程第10	議案第17号 令和3年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第3号)	
13. 日程第11	議案第18号 令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号)	
14. 日程第12	議案第19号 令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 補正予算(第2号)	113
15. 日程第13	議案第54号 十島村辺地に係る総合整備計画の件	
16. 日程報告		118

17. 散 会	118
---------	-----

第3号(3月9日)(水)

1. 開 議	119
2. 日 程 報 告	119
3. 日 程 第 1	議 案 第 6 号 十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を 改正する条例制定の件 119
4. 日 程 第 2	議 案 第 7 号 十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例制定の件 123
5. 日 程 第 3	議 案 第 8 号 十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件 126
6. 日 程 第 4	議 案 第 9 号 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例制定の件 132
7. 日 程 第 5	議 案 第 10 号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 136
8. 日 程 第 6	議 案 第 11 号 十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例制定の件 138
9. 日 程 第 7	議 案 第 12 号 十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件 142
10. 日 程 第 8	議 案 第 20 号 令和4年度十島村一般会計予算について
11. 日 程 第 9	議 案 第 21 号 令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算について
12. 日 程 第 10	議 案 第 22 号 令和4年度十島村船舶交通特別会計予算について
13. 日 程 第 11	議 案 第 23 号 令和4年度十島村介護保険特別会計予算について
14. 日 程 第 12	議 案 第 24 号 令和4年度十島村簡易水道特別会計予算について
15. 日 程 第 13	議 案 第 25 号 令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算について
16. 日 程 第 14	議 案 第 26 号 令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 予算について 146
17. 日 程 報 告	170
18. 散 会	170

第4号(3月14日)(月)

1. 開 議	171
2. 日 程 報 告	171
3. 日 程 第 1	議 案 第 29 号 口之島生活改善施設の指定管理者の指定の件
4. 日 程 第 2	議 案 第 31 号 平島生活改善施設の指定管理者の指定の件
5. 日 程 第 3	議 案 第 30 号 諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設の指定管理者の 指定の件 171
6. 日 程 第 4	議 案 第 33 号 宝島生活改善施設の指定管理者の指定の件
7. 日 程 第 5	議 案 第 34 号 宝島大型洗濯施設の指定管理者の指定の件
8. 日 程 第 6	議 案 第 35 号 中之島水産処理施設の指定管理者の指定の件 179
9. 日 程 第 7	議 案 第 37 号 宝島鮮魚加工センターの指定管理者の指定の件 185
10. 日 程 第 8	議 案 第 38 号 中之島家畜保護施設2号棟、中之島高尾給餌施設の 指定管理者の指定の件 187
11. 日 程 第 9	議 案 第 39 号 さとの湯温泉保養センターの指定管理者の指定の件

12 .	日 程 第 10	議 案 第 40 号	あかひげ温泉保養センターの指定管理者の指定の件	}	189
13 .	日 程 第 11	議 案 第 42 号	宝島友の花温泉保養センターの指定管理者の指定の件		
14 .	日 程 第 12	議 案 第 43 号	口之島レクリエーション施設、口之島フリイ岳展望施設の 指定管理者の指定の件		
15 .	日 程 第 13	議 案 第 44 号	諏訪之瀬島レクリエーション施設の指定管理者の指定の件	}	193
16 .	日 程 第 14	議 案 第 45 号	平島大浦レクリエーション施設、平島東之浜レクリエーション 施設の指定管理者の指定の件		
17 .	日 程 第 15	議 案 第 48 号	宝島大籠レクリエーション施設、宝島イマキラ岳展望施設の 指定管理者の指定の件		
18 .	日 程 第 16	議 案 第 49 号	諏訪之瀬島荷さばき施設の指定管理者の指定の件	}	197
19 .	日 程 第 17	議 案 第 50 号	宝島荷さばき施設の指定管理者の指定の件		
20 .	日 程 第 18	議 案 第 51 号	十島村共生型サービス拠点施設及び小規模多機能ホーム たからの指定管理者の指定の件・・・・・・・・・・		
21 .	日 程 第 19	議 案 第 52 号	十島村口之島野々頭墓地の指定管理者の指定の件	}	207
22 .	日 程 第 20	議 案 第 53 号	十島村平島中園墓地の指定管理者の指定の件		
23 .	日 程 第 21	議 案 第 36 号	平島農林水産加工施設の指定管理者の指定の件・・・・・・・・		210
24 .	日 程 第 22	議 案 第 32 号	悪石島生活改善施設の指定管理者の指定の件	}	212
25 .	日 程 第 23	議 案 第 41 号	湯泊温泉保養センターの指定管理者の指定の件		
26 .	日 程 第 24	議 案 第 46 号	悪石島レクリエーション施設の指定管理者の指定の件		
27 .	日 程 第 25	議 案 第 47 号	小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理者の指定の件		216
28 .	日 程 報 告	・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・		220
29 .	散 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・		220

第5号(3月16日)(水)

1 . 開 議	……………	……………		221
2 . 日 程 報 告	……………	……………		221
3 . 日 程 第 1	議 案 第 20 号	令和4年度十島村一般会計予算について	}	221
4 . 日 程 第 2	議 案 第 21 号	令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算について		
5 . 日 程 第 3	議 案 第 22 号	令和4年度十島村船舶交通特別会計予算について		
6 . 日 程 第 4	議 案 第 23 号	令和4年度十島村介護保険特別会計予算について		
7 . 日 程 第 5	議 案 第 24 号	令和4年度十島村簡易水道特別会計予算について		
8 . 日 程 第 6	議 案 第 25 号	令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算について		
9 . 日 程 第 7	議 案 第 26 号	令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 予算について		
10 . 日 程 第 8	議 案 第 27 号	契約の締結について議決を求める件 (十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境推進工事 請負変更契約の締結) ……………		228
11 . 日 程 第 9	議 案 第 28 号	権利の放棄について議決を求める件 十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業 ……………		233
12 . 日 程 第 10	議 案 第 55 号	契約の締結について議決を求める件 (諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事 請負契約の締結) ……………		235

13 . 日 程 第 11	議 案 第 56 号	契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(1工区)請負変更契約の締結)	238
14 . 日 程 第 12	議 案 第 57 号	契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(2工区)請負変更契約の締結)	241
15 . 日 程 第 13	議 案 第 58 号	契約の締結について議決を求める件 (切石港泊地浚渫工事請負変更契約の締結)	243
16 . 日 程 第 14	議 案 第 59 号	契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約の締結) ..	246
17 . 日 程 第 15	同 意 第 1 号	十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件	249
18 . 日 程 第 16	発 議 第 1 号	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議	252
14 . 日 程 第 17	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件		253
16 . 日 程 報 告			253
17 . 閉 会			254

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

令和4年3月7日（月） 午前・午後 1 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

		< 議会運営委員会 >		
--	--	-------------	--	--

		＜議会広報調査特別委員会＞＜常任委員会＞		
--	--	----------------------	--	--

第 1	会議録署名議員の指名		
-----	------------	--	--

第 2	会期の決定		
-----	-------	--	--

第 3	会期日程の決定		
-----	---------	--	--

第 4	諸般の報告		
-----	-------	--	--

第 5	令和4年度施政方針及び行政報告		
-----	-----------------	--	--

第 6	一般質問 (岩下正行議員→村長)		
-----	------------------	--	--

		(坂元 勇議員→村長・教育長)		
--	--	-----------------	--	--

		(永田和彦議員→村長)		
--	--	-------------	--	--

第 7	報告第1号	契約の締結の件 (切石港泊地浚渫工事請負契約)		
-----	-------	----------------------------	--	--

第 8	報告第2号	契約の締結の件 (平島東海岸線舗装補修工事請負変更契約)		
-----	-------	---------------------------------	--	--

第 9	報告第3号	財産の処分の件 (鹿児島市宮之浦町)		
-----	-------	-----------------------	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平	翔 太	君
---------	-----	-----	---

令和4年第1回(3月)十島村議会定例会

令和4年3月7日(月)

△開会

○議長(前田功一君)

ただいまから、令和4年第1回(3月)十島村議会定例会を開会します。

△開議

○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温の協力をお願いいたします。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(前田功一君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番・日高助廣君及び6番・永田和彦君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長(前田功一君)

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月16日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの10日間に決定いたしました。

△日程第3 会期日程決定の件

○議長(前田功一君)

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりといたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

△日程第4 諸般の報告

○議長(前田功一君)

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議、研修会関係について御報告いたします。

2月16日の「県町村議会議長会定期総会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、書面表決により提案した全ての議案は、全員の承諾を得て承認されております。

主なものは、令和4年度事業計画案及び予算案、規約の一部改正でありました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の万全実施等12項目の実現を期する内容の決議も承認されております。資料は、議員控室に備えておりますのでお目通し願います。

同じく、2月15日の「県離島振興町村議会議長会定期総会」についても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、書面表決により提案した全ての議案は、全員の承諾を得て承認されております。資料は、議員控室に備えておりますのでお目通し願います。

次に、県離島振興町村議会議長会会長から2月10日にオンライン形式にて開催されました「全国離島振興市町村議会議長会総会」の関係書類の送付を受けております。資料は、議員控室に備えておりますのでお目通し願います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、昨年の12月定例会以後に実施されました12月、1月、2月の例月出納検査結果、並びに2月14日から18日にかけて実施されました定期監査の結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、配布いたしておりますとおりですのでお目通し願います。

最後に、先の12月定例会を主な内容とした「議会だより」第96号を本日3月8日に発行しております。以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第5 令和4年度施政方針及び行政報告

○議長(前田功一君)

日程第5、令和4年度施政方針及び行政報告を行います。

村長から、令和4年度施政方針及び行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

令和4年第1回十島村議会定例会の開会に当たり、議員各位におかれましてはご多用の中ご出席を賜りお礼を申し上げます。また、平素から村政振興にご尽力いただき厚くお礼を申し上げます。

令和4年度各会計予算案等諸議案の審議に先立ち、村政運営の基本方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻で、民間人の犠牲者が日を追うごとに増えており、また空港やライフライン、原発等のエネルギー施設をはじめ、住家等が無差別に攻撃を受け、甚大な被害が出ているようです。

同国民の日常生活は破壊され、150万人以上が国外脱出や地下シェルター等への避難等を余儀なくされており、一刻も早期に停戦し平和な日々が戻ることを願うばかりです。

さて、新型コロナウイルス感染症については、なかなかその終息が見通せない中、既に3年目に入っています。

現在、世界の感染者数は4億4千万人を超え、死者数は600万人に迫っています。

国内にあっては、今年に入ってから300万人以上が感染し、累計では540万人を超え、死者数は2万5千人に迫っています。

また、県内での昨日までの感染者数は33,600人で、死者数は132人となっています。

国内の感染状況は、新たに感染力の強いオミクロン株の出現で、年明けからの「第6波」で全国的に感染者が爆発的に拡大し、県内においても新規感染者数が過去最高を更新する日々が続く、まん延防止等重点措置が適用されていたところですが、病床使用率等が減少傾向にあるとして、昨日解除されたところです。

しかし、新規感染者数の下げ止まり状態が続いているとして県独自の「爆発的感染拡大警報」は継続されているところです。

なお、政府は、首都圏など18都道府県で病床使用率が高止まり状態にあるとして、今月21日までまん延防止等重点措置を延長しております。

今後、ワクチンの3回目接種の浸透や5歳から11歳児への接種開始、経口治療薬などにより状況が大きく改善されていくことが期待されるところです。

国の令和4年度一般会計予算案は、前年度比9,867億円増の107兆5,964億円で、10年連続で過去最大となっており、新型コロナウイルス禍で落ち込む景気に切れ目なくてこ入れする「16カ月予算」として編成されています。

これらの財源の約34%は国債の新規発行としており、昨年度に引き続き厳しい財政運営となっています。

歳出の内訳は、一般歳出が前年度比4,723億円増の67兆3,746億円、国債費5,808億円増の24兆3,393億円、地方交付税交付金等が664億円減の15兆8,825億円となっています。

また、一般歳出の3割を占める社会保障関係費は、過去最高の36兆2,735億円に膨らみ、防衛費は5兆3,678億円で8年連続最大を更新、公共事業関係費も26億円増の6兆575億円、新型コロナウイルス感染症対策経費として5兆円を予備費で見込んでおります。

地方財政計画の歳出総額は、前年度比0.9%増の90兆5,700億円となっています。

地方交付税の総額は18兆538億円、臨時財政対策債の発行は1兆7,805億円となっています。

一方、地方税は41兆2,305億円で過去最高になる見込みです。

地方交付税や地方税など一般財源の総額は、203億円増の62兆135億円となっております。

なお、この予算案につきましては、先月22日に衆議院で可決され現在参議院で審議しておりますが、憲法の衆院優越規定により今月中の予算成立が確定しております。

次に、鹿児島県の令和4年度一般会計予算総額は8,699億300万円で、前年度を3%上回る5年連続のプラス編成となっています。

新型コロナウイルス対策を最優先課題とし、医療体制確保や感染拡大防止、経済対策を含

めて前年度比237億2千万円増の540億5千万円を計上し、国の「16カ月予算」に合わせて今年度の12月補正、3月補正予算案と一体編成することで、切れ目のないコロナ対策に取り組むとしています。

マニフェストに掲げた「稼ぐ力」向上の取組みには、125億2千万円、デジタル化技術を活用した効率化・生産性向上の取組に37億7千万円、脱炭素社会実現や再生可能エネルギーを活用した地域づくりに98億2千万円を計上しています。

また、本年10月に第12回全国和牛能力共進会が県内で開催される推進費として、3億8,396万円、奄美大島・徳之島の世界自然遺産登録関連に1億3,940万円、来年開催される第47回全国高校総合文化祭鹿児島大会のプレ大会やPRに1億458万円等のほか、人口対策としての移住・交流人口の創出拡大に8,415万円、ワーケーション推進に2,470万円等を計上しています。

それでは、令和4年度に取り組むべく主要政策について申し上げます。

その前に、議員の皆様もご列席頂き、先月10日開催されました「十島村日本復帰・村制施行70周年記念事業」の式典について若干ご報告します。

県内にもまん延防止等重点措置が適用されたことから、規模を縮小し、来賓の方々には祝辞のビデオメッセージ等をいただき、子どもたちの作文発表はテレビ会議システムを通した朗読、あるいは録画放映によるものと、功労者対象表彰者の列席も県内在住者に限定した結果、総勢21名で開催となりました。

各島へはテレビ会議システムを通してコミュニティセンターで視聴していただいたほか、ユーチューブでの同時配信も行ったところです。

この式典により、皆様と共に村の歩みを振り返ることができました。

三島村との分村、特別措置法ではなく離島振興法の下での各種振興策の取組み、役場の鹿児島市への移転、急激な人口減少、臥蛇島の全島民移住による無人島化、中之島開拓団の集団離農による開拓団地の消滅、行政区域の大島郡から鹿児島郡への変更、電話の開通、電気の24時間送電、民間リゾート関連企業の進出と撤退、国民健康保険制度の発足、無医村化による巡回診療の開始、定期船の全島接岸による舁作業からの解放、定期船の大型化・フェリー化、思いきった人口増政策、郵便局、子育て支援施設、高齢者見守り支援施設の全島整備、山海留学生寮の整備、給油施設・売店の整備等を推進してきました。

また、文化面では、トカラウマ・タモトヨリの県天然記念物指定、トカラ列島県立自然公園の指定、宝島女神山の植物群落の国天然記念物指定、ボゼのユネスコ無形文化遺産登録などもあり、胸躍る出来事、悲しみや憤る事件など、その時々を先人は精一杯の取組みで乗り越え、発展させて来られ、その成果として今日の十島村の姿があります。

このような歴史、これまでの経過を踏まえた上で、私ども現在を生きる者においては、今、目前にある人口問題を最大の難題として、種々横たわる課題解決に向けて、知恵を出し合い、住民生活が少しでも改善されるよう取り組んでいかなければなりません。

このような中で、国は、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、新型コロナウイルス感染症というこれまで経験したことのない国難をこれまで進められなかつ

た課題を一気に進めるチャンスと捉え、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」を掲げ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、ポストコロナ時代の新しい未来として「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指としています。

また、県におきましても先程も触れました今年度の予算編成にあたり、引き続き感染拡大防止対策に最優先で取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、基幹産業である農林水産業、観光関連産業の更なる振興、製造業をはじめとする中小企業等の競争力の強化、新産業の創出に取組み、経済を持続的に発展させることで「稼ぐ力」を向上させ、県民所得の向上を図る必要があるとしています。

本村の毎年度の予算編成にあつては、こうした国、県の状況をしっかりと把握した上で、基本的には長期計画である「第5次十島村総合振興計画」及び「十島村まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土強靱化計画」等を基に、その実現を図るべく財政状況を踏まえた上で予算化を図っているところです。

令和4年度の予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症への対策について今年度からの事業の継続性も含め、「新たな日常」、「新しい生活様式」への対応を念頭に、令和2年5月の3期目就任時に政策の5本柱として掲げました「定住促進と産業振興の連携強化」、「生活環境整備の推進」、「少子高齢化と医療福祉の充実」、「地域活性化と教育文化の推進」、「行財政機能の強化」による島づくりを進めるため、一般会計及び特別会計の当初予算案の規模は、前年比4.2%増の61億528万7千円を計上しております。

予算案の詳細につきましては、ご審議の際にご説明いたします。

それでは5本柱として掲げた政策を項目毎に申し上げます。

まず1点目は、「定住促進と産業振興の連携強化」として人口対策と産業対策が一体となった島づくりを推進します。

本村の人口は、昭和27年には3,394人を記録しておりましたが、日本の高度経済成長とともに家族単位での離村が顕著に進み、平成22年には600人を下回るころまで減少しています。

そこで、村の最重要課題を人口問題と捉え、就業対策、空き家対策など様々な思いきった人口対策を講じてきました。

その結果、少しずつではありますが増加したところです。

しかし、平成29年度からは再び減少に転じ、現在の人口は680人台で推移しているところですが、高校進学等による転出や高齢者の増加を考えると予断を許さない状況にあります。

一方で、都市部から地方へと回帰する志向が高まっている中で、コロナ禍は、テレワークの普及を促し、働く場所にとらわれない暮らし方という新しい価値観を生み出しています。

その結果、総務省の人口移動報告書によると、昨年の東京都は転入者が転出者を上回る「転入超過」が5,400人余りで、平成26年以降で最小だった令和2年を下回り、東京23区に限定すると、初めて人口流出を示す「転出超過」に転じています。

平成24年次から本村の過去10年間の移住者数は322名で、年平均32名、最大は平成26年

の59名、最小が昨年の19名です。

新型コロナウイルス拡大の影響により、定住イベントはことごとく中止で、開催されてもオンライン開催が中心となっております。

実績としては、令和2年度が相談件数19組のうちオンライン相談9組、うち移住1組、昨年度が相談28組のうちオンライン16組、うち移住3組となっています。

平成30年4月から令和元年3月までの1年間に移住した13世帯28名の3年後となる現在の状況においては、3世帯9名が転出し、10世帯21名が現在も引き続き居住しています。

本村は、人口700人規模を目標としております。

その実現のためには、村外から一定数のIUターン者を獲得していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症を契機に、定住イベントのオンライン開催やZoomなどのオンラインミーティングツールを利用した移住相談が急激に普及しています。

東京や大阪などの都市部で開催されることが多かったために、移住イベントに参加することが難しかった地方の移住希望者とも、容易にコンタクトが取れるようになり、こうしたツールの活用は、今後より一層重要となってくるものと思われます。

ただ、移住者の定着には村内での受け入れ態勢が最も重要な要素の一つです。

生活面でも経済面でも不安定な立場にいる新たな移住者を、島全体で支えていく態勢として「定住者サポート推進委員会」を立ち上げております。

自治会だけではなく、島内の産業分野や健康・福祉部門などの関係者が連携し、島民が移住前の段階から移住者に関する情報共有や受け入れ態勢の構築を図り、移住後の仕事や生活に関する相談相手となることが重要です。

現在、各島に8名から16名の関係者が委員として参加していただいております。

毎年、定住者の状況や新しい取り組みについて協議の場を設けておりますが、住民と行政がともに共通の危機感を持ち、乗り越えていくことが求められております。

今後の具体的な取り組みとしましては、光回線の整備により通信環境の高速化・安定化が実現し、居住地を選ばないテレワーカーの受け入れ態勢が整うことから、その受け入れを促進して行きます。

その受入れ助成制度として、通信費用3年間の無償化、自治会への参加、地域活動への参加や専門技術の地元への還元等を条件として取組んで行きます。

また、ワーケーションを希望する方は、持ち込んだ仕事を進めながら余暇を楽しむというスタイルで、移住定住ではなく関係人口を増やしていくという意味から積極的に受け入れていきたいと思えます。

そのために、有料での「島しごと体験プログラム」や「島ぐらし体験プログラム」を準備し、交通費、宿泊費を助成いたします。

まずは、悪石島の研修交流施設コミュニオンをモデル地区として、その後、他島へも展開する方向で進めていきます。

本村の定住施策やふるさと納税等のPRを企業版ふるさと納税の財源を活用して、移住希望

者が閲覧するサイトに特集ページを制作するほか、村営住宅等の住環境の充実を図っていきます。

また、法定耐用年数22年を経過した戸建て村営住宅の無償譲渡に取り組み、移住者の村内への財産形成による定住化の促進と村有財産の補修費削減を目的に進めていきます。

現在組織している友好島民の会については、関係人口の拡大を目指し、新たに「友好島民モニター制度」や「友好島民人財バンク制度」を進めていきます。

また、島めぐりマラソン大会、ボゼ祭りツアーを開催し、新規又はリピーターの観光客増加を図ります。

七つの島々を定期船の1航海で巡回できる交流事業で、これまで時間的な制約等で来島出来なかった「潜在的な来島希望者」の掘り起こしによる交流人口を促進して行きます。

基幹産業である畜産の振興については、牧場改良や施設整備、母牛の血統改良、成牛の淘汰事業などの促進により、生産販売総額は、年間3億円前後にまで成長し、本土との市場販売格差も着実に縮まってきています。

そのような中で、本村の周年放牧の飼養形態にとって放牧地の造成・改良は不可欠な事業であり、国庫補助事業等を活用し、放牧地の整備、改良、管理道路等の整備を行い、死亡事故の軽減及び管理のしやすい牧場の環境整備を進めます。

昨年からは本村の畜産農家も家畜共済保険制度への加入が実現しました。

この制度加入により、農家が安心して畜産経営が出来るようになっておりますが、放牧体系など事故リスクの高い地域であるため、掛金の負担金増加を抑える上で飼養管理を徹底し、死亡牛を減らす取組みが益々求められことから、獣医師2名体制を十分に活用し、家畜衛生指導にも努めて参ります。

今年度からスタートした肉用牛の増頭及び改良事業につきましては、新規就農者の確保及び小規模農家を20頭～30頭規模の中規模農家の育成を目指しております。

具体的には、10年間で7組の新規就農者を受入、16頭を目標に年間4頭ずつ導入し、4年間の達成を目指す「新規就農者増頭対策事業」と、特別導入基金事業や特定離島事業を活用した増頭対策事業を進めて行きます。

また、就業者育成奨励金交付制度や地域おこし協力隊制度を活用した担い手確保、ブロードバンド等を活用した放牧場や畜舎などでのスマート農業の推進を図り、後継者育成や飼養管理の効率化、労働力負担の軽減に取り組んで参ります。

農事組合法人トカラ畜産組合が、今月末で解散となる中、村でしっかりと引き取り、職員を安定的に配置し、更なる畜産振興に繋がるよう進めていきます。

耕種農業においては、「島バナナ」、「島らっきょう」、「パッションフルーツ」などの村内の気候にあった産物が増えている一方、「早出しビワ」や「サンセベリア」等、後継者不足等により大幅な生産量の減少となっており、消滅の危機となっております。

後継者不足や農家の高齢化、自然災害等環境的に特定の生産物のみで生計を立てることが厳しい状況にあることから、季節ごとに複合的な農業の仕組みづくりを確立させ、また、小規模

畜産農家との有畜複合農業を推進し、生活基盤の安定化を目指していきます。

また、推奨農産物を強化し、ふるさと納税の返礼品と連携した取り組みを推進します。

ふるさと納税は、全国的に拡大傾向にある中で、本村の今年度のふるさと納税の受入れ額は830万円程度となっております。

その約8割近くが県外者です。

返礼品の安定的確保はふるさと納税の増額も期待されることから、農産物の生産拡大を目指していきます。

水産業においては、漁港及び船溜まりの整備とともに、水産加工会社の中之島への進出などによる地元漁船等から鮮魚の買い付け、地元雇用の促進など、急速冷凍機等の新技術の活用と併せて活魚出荷など付加価値の高い漁業の取り組みを進めていきます。

また、水産施設の整備及び子弟制度での技術支援等の強化による収益向上、後継者育成、船釣りや瀬渡し等の遊漁船業やダイビング業等の起業を支援していきます。

観光振興については、都市型観光から自然体験型観光（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）などへ移行してきております。

「みるだけの観光」から各島の特長及び自然環境を生かした「体験型観光」への移行により、民宿業のみの経済効果に留まらない農業分野及び漁業分野への経済効果を齎すような新たな体験型観光の可能性を探って行きます。

観光案内板の増設や観光ガイドの育成強化、通信環境の高速化、安定化による村内からの情報発信等を推進していきます。

2点目は、「生活環境の推進」として、安心安全な暮らしやすい生活環境の島づくりに取り組めます。

人がその地域に住み続けたいと思う条件の一つとして、その地域が如何に安心安全な環境にあるかが求められます。

村民にとって生命線である定期船の運航を左右し、各島の表玄関である港湾は、7島のうち県管理である西之浜漁港、中之島港、前籠漁港の3島にあっては、岸壁が整備され、ほぼ支障なく定期船の接岸は確立されております。

しかし、村管理の4島の港湾は、依然として防波堤に接岸している状況です。

特に、年間を通して抜港や接岸条件の付く平島、小宝島及び防波堤エプロンの狭い悪石島については、重点事業として港湾整備事業を進めて行きます。

また、諏訪之瀬島の切石港におきましては、数年おきに台風や降灰による埋そくが発生し、浚渫事業が繰り返されていることから、根本的な解決方法について関係機関と協議を進めていきたいと考えます。

また、各島の港内状況の安全性を確認するため、港湾監視カメラの設置については、今年度、機器の機能強化と設置場所の変更並びに新たに元浦港を追加し、定期船運航の判断や各島港湾の監視体制が強化されたところです。

道路につきましては、村道が123路線127km、農道が51路線30Km、林道が9路線49Kmが整

備されています。

その多くが生活道路であることから年次的に整備を進めており、国庫事業である社会資本整備事業の採択状況を見極めながら整備路線を決定することになっています。

また、特に集落内においては急カーブ、狭小区間が多く、車両の離合や歩行者通行に支障が出ていることから、側溝整備なども含め、特定離島事業を活用して取り組んでいきます。

林道事業につきましては、補助事業を活用して林道前岳線の舗装事業を継続して進めます。

令和2年6月の中之島豪雨災害の復旧事業につきましては、集落付近箇所から復旧を進めており、ヤルセ方面の復旧事業を最終年度として進めます。

次に水道の関係です。

本村の給水施設は7島に8施設が設置されています。

うち諏訪之瀬島と小宝島は淡水化施設であり、その他は湧水や地下水などを水源とした簡易水道施設となっています。

国庫事業を活用した整備事業につきましては、現在進めている平島地区の改良事業や小宝島地区の淡水化施設整備が終了しますので、新年度から中之島地区の改良事業及び諏訪之瀬島地区の淡水化施設改良事業を進めていきます。

中之島地区の全体事業量については、管路の総延長約7km程度の敷設替えとタンク増設等を計画し、国庫事業の採択状況にもよりますが、概ね10年程度の計画期間を見込んでおります。

諏訪之瀬島の淡水化施設改良事業につきましては、機器の全面更新となることから小宝島地区の整備事業同様の事業費が見込まれております。

また、悪石島地区において、今年度、新水源の掘削事業を実施したところですが、水量、水質ともに利用可能という結果が得られましたので、新水源を新たに簡易水道事業として認可申請を行い、国庫事業を活用し施設整備を進めていきます。

地籍調査事業につきましては、平成7年度の事業開始から27年を迎える中、小宝島、悪石島、中之島の一部が終了し、現在口之島を実施中です。

高齢化が進み、土地の所在、境界等を知る住民が少なくなってきたおり、早急に調査を進める必要があります。

今後も地域との協議を重ね、宅地及び農地等の私有地を優先して事業を実施していきます。

次に、村営定期船の年間を通した週3便化への取り組みを進めます。

本村と本土を結ぶ移動手段は定期船だけであり、この定期船によって郵便物、生活必需品等を輸送しており、定期船の運航は単なる住民の移動用手段に留まらず、住民が生活をする上で必要不可欠なものとなっています。

村の第5次総合振興計画においては、「本土との1日交通圏の確立」を交通体系の基本的な方向としています。

これまでに平成25年7月に全便名瀬便化、平成27年4月に諏訪之瀬島と平島の寄港順路変更、平成27年8月に臨時便の12便から15便への増便が実現しています。

週3便化が実現しますと、1週間のうち6日は鹿児島市内あるいは奄美市経由で本土と繋がることができます。

現行の運航体系では週3便が限界であり、可能な領域であります。

現在コロナ禍にあり、各種の制限運航を余儀なくされている現状では、増収対策どころか逆に大幅に減収している現状にありますが、コロナ後を見据え各分野における増収対策の検討を進めつつ、関係機関への働きかけを進めて参ります。

また、新たな交通アクセスとして、諏訪之瀬島の飛行場を活用し、民間航空会社による定期航空路の開設を目指していきます。

現在、場外離着陸場として、諏訪之瀬島飛行場内に定期便運航用の待合所と諏訪之瀬島御岳爆発による島外避難の一時避難所を兼ねた「諏訪之瀬島避難ターミナル」の整備を進めているところです。

運航事業者の新日本航空株式会社は、場外離着陸場に続き、本年1月に大阪航空局から「航空運送事業」の許可を得ており、本村においては定期便開港有人国境離島補助金を活用した航空運賃の低廉化への取り組みを進め、本年8～9月頃に鹿児島空港との定期航空便の運航開始を進めていきます。

次に、防災関係です。

世界各地で毎年のように自然災害が発生し、その規模も激甚化、広域化、頻発化しております。

この状況は本村でもここ数年起きており、令和2年6月の中之島豪雨、9月の超大型台風による特別警報発令の可能性から住民の島外避難、諏訪之瀬島御岳の噴火警戒レベル3への引き上げ、昨年の悪石島地震による一部島民の島外避難、海底火山噴火による軽石漂着、今年1月の海底火山爆発による津波避難警報の発令等、過去に経験しなかったような災害や警報等が発生しております。

このような災害等に対処するうえにおいては、日頃からの備えが重要となります。

施設整備も当然重要となりますが、事前に災害を想定した計画を策定し、正しい知識の中で、訓練を重ねることが命を守り災害の未然防止、軽減に繋がっていきます。

そのようなことから、防災計画は、昨今の状況を見極めながら常に見直しを進めております。

先月、本村に津波高3mの津波警報の発令が出されたところですが、防災計画に津波警報発令時等の津波高の記載が示されていないことから、津波の予想高と居住地域の海拔を盛り込んだ避難基準の修正を行ったところです。

また、住民の防災意識の向上を図るために、毎年、自主防災会長、消防分団長、出張所長の会議を開催しているところです。

また、昨年から未就学児、小中学生、一般住民を対象に全7島で防災学習事業にも取り組んでおりますが、精度を高め自らが積極的に動くワークショップ的な要素も取り入れ、実践に近づけたものとして取り組んでいきます。

また、昨年11月に諏訪之瀬島と中之島で火山噴火を想定した島外脱出訓練を実施し、多く

の島民の参加がありました。

今後も全島地震津波避難訓練等を始め、あらゆる災害を想定した訓練を実施していきます。

ハード面におきましては、福祉避難所への非常用発電機の整備や各避難所の備蓄品類の保管庫等の整備、消防分団の消防装備品類の点検を徹底し、消防防災の機能等も強化していきます。

本村の消防団は非常備消防として消防活動を行っております。

平成27年度に団員の定数増加を図り、74名定員としておりますが、一部の分団においては欠員状態となっていることから早期の定員確保に努めていきます。

また、消防団員の災害出動手当の拡充を進めていきます。

次に、本村の超高速ブロードバンド整備はほぼ完了しました。

新型コロナウイルス感染症拡大に対応して、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人と人との繋がりが、経済、医療、教育等多くの分野において社会経済活動の大きなツールとして動き始めてきている中で、この度の完成は非常にタイムリーなことでもあります。

また、基本的には都市部並みの条件が整うことにより、住民の安全安心の地域社会の実現を図る一助となったものと思います。

単にインターネットで気象情報や行政情報を得るばかりでなく、生活に関連した住民サービスや産業振興等、あるいは移住者の受入れにも大きな効果が発揮されるものと思います。

日常生活を営む上で、日用品や食品等を取扱う商店は、地域には無くてはならない施設だと思えます。

現在、村内に商店のない地域もあり、島民はもとより来島者も大きな不便を強いられております。

住民生活の向上や安心感、観光客受け入れにおいても各島に整備していく必要があります。

加えて、農林水産業等の特産品の販売も積極的に行うなどして地域振興の活力源として促進する必要があります。

地域との条件調整を行い順次進めていきます。

併せて、給油所は、現在、口之島、悪石島、宝島の3島に整備され、ガソリン・軽油・灯油の油種を取り扱っています。

個人での取り扱いには危険性が伴い、また個人ごとの購入では週2便の定期船による海上輸送で供給が滞り、更に価格面でも割高となっていることから、各島への給油所整備を進め、島民及び観光客等への石油製品の安定的供給に努めます。

そのほか、花木植栽事業の推進やごみ分別の徹底、海岸漂着ごみ対策の強化、廃自動車、廃屋、廃船対策等を徹底して取り組んでいきます。

3点目は、「少子高齢化と医療福祉の充実」として、子育て・医療・介護・福祉が充実した島づくりを目指します。

令和2年4月から第2期十島村子ども子育て支援計画がスタートしています。

この計画は、「安心して子どもを生み育て、子どもに笑顔が溢れる村」の実現を目指して、保健・医療・福祉・教育等、あらゆる分野の事務事業、施策を総合的に推進するものです。

現在、村で実施している子育て支援事業は、乳幼児健康診査、ミルク・紙オムツ支給、離乳食支援、子育て支援教室、思春期教育、子ども医療費助成、フッ化物洗口、ひとり親医療費助成、栄養教室、保健指導などを実施しております。

また、妊婦・出産・産褥期には、妊婦検診船運賃等助成、妊婦健康診査、産後ケア、不妊治療旅費助成、妊産婦健診、出生記念樹交付などの子育て支援対策事業に取り組んでいるところです。

ただ、村内での幼児教育や保育支援が十分に実施できていない課題や離島というハンデの中で、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援対策に取り組んでいきます。

高齢者については、今月1日現在における村の65歳以上の人口は200人で、全体に占める割合は29.7%です。

今後高齢者の人口自体に急激な増加は見込まれないものの、少子化に相まって高齢化が進むことは確実です。

平成12年度からスタートした介護保険制度は22年目を迎え、本村での介護サービスの利用状況は限られているものの、サービス利用者は年々増加傾向にあり、介護保険制度は高齢者を支える制度として定着してきました。

令和3年4月から「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を展開しているところですが、高齢者に対する保健福祉の施策を推進し、「高齢者が住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ことを基本理念として、在宅福祉サービスや利用者負担軽減の充実を図り、地域包括支援センターが主体的になって各種支援体制に取り組み、地域包括ケアシステムを構築しているところです。

現在、宝島地区においては「訪問・通い・宿泊」といったサービスを柔軟に使って支援する小規模多機能居宅介護事業を実施しています。

また、他島では平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業への展開を進め、介護予防事業の推進を図り、令和2年度からは全島での取組みを開始しているところです。

高齢者施策事業の一つとして推進している、高齢者乗船券交付事業については、高齢化に伴う医療機関受診機会を確保する観点からも、今後も事業を推進していきます。

75歳以上の高齢者を対象として、令和2年度から開始した介護予防と健康づくりが一体となった一体化事業の拡充を図りながら取り組んでいます。

また、今後は明るく活気に満ちた高齢者を増やし、要介護状態に陥ることなく、健康で生きがいを持って生活できるよう、支援体制を強化するとともに、高齢者自身の社会参加を推進していきます。

具体的には、介護認定者及び自立者を含めた各種福祉事業の展開を図り、高齢者自立対策として老人クラブの充実・高齢者グループ等の育成を進め、地域包括支援センターを中心とした高齢者支援体制の充実を図り、ボランティアグループの育成の推進、健康相談、健康教室、

特定健診及び各種検診事業の充実を図っていきます。

また、現在3島だけの活動に留まっている老人クラブの全島立ち上げは必須の課題であると思っております。

軽スポーツや軽作業等での健康づくり、生きがいづくり事業を通じて、人生100年時代の健康寿命対策の推進として取り組んでいきます。

平成31年3月に「健康としま21」を策定し、「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ことを目標に掲げ、健康づくり・地域づくりに取り組んでいるところです。

本村における保健活動は乳幼児から高齢者に至るまで全島民を対象とし、生涯を通した健康づくりを目指し、特定健康診査や各種がん検診等による生活習慣病の早期発見に取り組むとともに、診療所の看護師と連携し、早期治療にあたっています。

また、青年期からの健康意識の向上及び疾病予防を目指し、健康診査対象年齢を19歳から引き上げています。

また、全村民が疾病になる前の一次予防の大切さを認識し、自分で自分の健康管理ができるように、保健師・看護師・栄養士を中心として支援体制を整え、食生活改善推進員や運動普及推進員及びとからいきいき教室運営委員などの地区組織を中心とした住民主体の健康づくり体制の維持発展を図っているところです。

本村の疾病の状況は、「悪性新生物」、「筋骨格」、「消化器系」の疾患の方が多く、医療費は近年増加傾向にあり、保健指導の徹底及びジェネリック医薬品の継続使用に努め医療費の抑制も図っていきます。

また、インターネット環境が整備されたことや遠隔問診システムが更新されることに伴い、鹿児島赤十字病院及び各診療所間での医師の診療等や相談事業がスムーズにできる環境となり、医療の質向上に繋がります。

更に、各島の診療所体制を3年前から看護師1名から2名体制としているところですが、併せて、看護師の継続教育の実現には年間教育計画の作成、研修先の確保、代替看護師の確保等、様々な課題に対し、外部の医療関係機関の協力の中で、「十島村における看護師等の人材育成のあり方検討会」を組織して、村の現状や課題について情報共有・意見交換を行っているところですが、今後も継続して看護人材の育成強化に努めていきます。

4点目は、「地域活性化と教育文化の推進」として、地域づくり・人づくり・教育環境の充実で希望ある島づくりを進めます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、昨年4月施行されました。

この法律の大きな特徴として、過疎地域の持つ都市とは異なる価値が明記され、その価値を持続し更に発展させるのは人であり、それには「地域の人々が力を付けるか」、「力ある人に参入してもらうか」等、人材の確保及び育成は最も重要な課題であるという認識・理念が示されております。

本村も「地域づくりは人づくり」が原点であるという認識の上に、リーダー育成に努めているところですが、人が育たない地域の将来像は描けないという危機感を地域と共有し、切迫感をもって今

後も更に強化していきます。

地域住民の特性とも言うべき「結の精神」と、女性の積極的な人材活用を進めるとともに、出身者が地域行事等に参加する里帰りの機会を捉えて意見交換する場を設け、住民とは一步距離間を置いた出身者の視点から地域づくりの助言等も必要ではないかと思います。

また、本庁職員の室長職をトップとして、各島の地域づくりをバックアップする取り組みを進めておりますが、令和2年から新型コロナウイルス感染症に直面し、人との交流、地域での交流が極端に制限されてきており、このような中でお互いが何をすべきかを真剣に考え行動し、地域が一丸となって地域づくり・人づくりを進めて行かなければなりません。

将来のあるべき地域像等をしっかりと展望し、地域づくり・人づくりを進めていきます。

最近、各島の地域づくり事業は、ほぼ例年同様の事業が中心となり実施されているようですが、コロナ禍の影響により動きが低調にあるように感じます。

一方、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業には、中之島、口之島、宝島が活用し、今後、悪石島、諏訪之瀬島での活用が見込まれており、今後の展開が期待されるところです。

次に、本村の教育は、「一人ひとりの能力を伸ばし、自立する力を育む教育の推進」、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」、「信頼される学校づくりの推進」、「生涯学習体制の整備とスポーツ・文化の推進」を柱として取り組んでおります。

このような中で、児童生徒数は、平成の中頃までは80人前後を推移しておりましたが、その後60人前後に落ち込み、平成26年度から再び80人台に回復し、現在、過去最高の42名の山海留学生があり、児童生徒数が30数年ぶりに昭和時代の100人を超える112人に達しています。

その要因として子育て世代の転入や山海留学支援制度の拡充・寄宿舍整備並びに里親の協力が挙げられるところです。

児童生徒数が増加することは、地域に明るさと活気を齎すとともに、地域のコミュニティ活動に大きな役割を果たすことから今後も積極的に児童生徒数の確保対策に取り組んでいきます。

令和4年度におきましては、口之島及び小宝島の寄宿舍整備に加え、諏訪之瀬島及び小宝島の教員住宅整備、口之島小中学校の屋内運動場改修、中之島小中学校の外壁改修事業を計画し、例年の2、3年分に相当する予算を投入しております。

また、令和2年9月から実施している給食費の無償化を継続していくとともに、昨年、本村で水揚げされた魚を初めて学校給食用として使用しておりますが、今後も地産地消を推進し、子供たちが本村の農水産物に触れ合いの機会を設けていきます。

GIGAスクール構想に基づき、子供たち一人1台のタブレットが配置され、本村のネット環境も完備したことからICT教育を積極的に推進していきます。

また、外国語指導助手(ALT)を確実に確保し、英語力向上を目的としたJETプログラム事業も推進していきます。

社会教育関係では、村民一人ひとりが生き生きと健康で豊かに暮らして行くための生涯学習事業の推進や女性の活躍を推進する女性の会研修事業等を推進して行きます。

また、民法の改正で本年4月から成人年齢が18歳に引き下げられるところですが、本村においては、これまで通り20歳を基本に「二十歳を祝う会」として開催することにしていきます。

また、本村は、ヤマト文化と琉球文化の接点とされ、悪石島のボゼや口之島の狂言、平島の福德神等独特の祭事や伝統文化が年中行事として実施されており、ボゼは「仮面仮装の神々」構成行事の一つとしてユネスコの無形文化遺産に登録されました。

また、貴重な動植物が天然記念物として保護・継承されており、主なものとして本土復帰の翌年の昭和28年にはトカラウマとタモユリが県の天然記念物に、平成4年には村内12の島々の一部が「トカラ列島県立自然公園」に、平成24年には「宝島女神山の森林植物群落」が国の天然記念物に指定されております。

今後におきましては、諏訪之瀬島の溶岩原に群生するマルバサツキやナベダオのツクシヤマザクラ群を新たに国、県の天然記念物指定に、ガジュマルの巨木や生息地の北限のアダン等を村指定の天然記念物に、また、諏訪之瀬島の「白水の滝」を調査し、その価値の確認等を進めるなど、先人から引継いできた他に類を見ない希少価値のある文化財を継承していくとともに、新たな植物等の文化財掘起こしを進めて参ります。

5点目は、「行財政機能の強化」として、持続可能な行財政運営による島づくりに努めます。

日本復帰後の本村の財政状況は非常に厳しく、昭和30年12月、地方財政再建特別措置法が公布施行、本村はその適用を受け財政再建に乗り出しますが、再建に漕ぎつけたのは昭和39年のことです。

その後の財政規模は年々拡大、昭和50年以降拡大が更に加速します。

この急激な伸びは、離島や過疎地域に対する法の整備が進んだことから、率の良い国の補助を確保しながら基幹的な施設整備を行ったことによる公共事業の増加によるものです。

平成に入ってから財政状況は、収入の大きな割合を占める地方交付税が、平成4年度を境に年々減少傾向にあります。

それとは逆に主に港湾建設に係る村の借金である地方債の発行は増加し、平成12年度末の地方債残高は約87.8億円にのぼっています。

このことにより、公債費負担適正化計画を策定し、村財政の健全化に努め、平成30年度末の地方債残高はピーク時の約半分の約42.9億円まで縮小します。

平成17年度の実質公債費比率26.0%であったものが令和2年度には10.1%となっており、財政健全化法の健全化団体となっています。

しかしながら村財政は地方税等の自主財源に乏しいことから慢性的な財源不足となっており、基金からの繰り入れ及び地方債の発行等により財源を確保している状況であります。

基金については、平成26年度のピーク時と比較し、令和3年度末で約4億円減少する見込みです。

また、地方債残高については、当該年度の元金の償還額以上の借入れを行わないことを原則に、毎年度着実に減少してきていましたが、平成30年度からのブロードバンド再整備、防災行政無線デジタル化、庁舎の耐震化などの大型事業、令和2年度からは船舶建造事業の影響によ

り、21年ぶりに残高増加に転じ、令和4年度も増加する見込みで、これにより実質公債比率も平成20年度以来の二桁台の数値となっています。

公債費については、これらの事業が影響し、実質公債費率の上昇が見込まれることから、繰上げ償還等の対応も見据え、後年度の起債借入等に大きな影響が出ないよう対応を図る必要があります。

普通交付税については、新しい算定費目の追加等もあり、令和2年度に続き3年連続での増加となっているものの、ここ10年間で最も交付額の多かった平成24年度と比較した場合、約1億3千万円の減となっています。

また、新たな財源確保の取組みの一つとして債権運用に取り組んでいます。

それまで銀行等の定期預金を主に運用しておりましたが、少しでも多くの運用利益を得るために平成26年3月から債券運用を開始、当初、国債からスタートし、令和元年からは社債（電力債）運用にも拡大し、8億円を運用しています。

現在の超低金利時代にあっては定期預金のメリットは殆どなく、一時借入金の借り入れ方法等も考慮の上、債券運用の拡大を検討していきたいと考えております。

持続可能な行財政運営による島づくりのためには、財政運営とともに職員に関する問題も大きく関わってきます。

働き方改革や研修による意識改革、資質向上の関係です。

令和2年10月に室長職で構成される働き方改革推進委員会から大小40項目の提案がなされました。

その中には制度の改正が必要なもの、あるいは機器の導入で解決するものなども含まれております。

既に、会議開催形態の簡略化、決裁区分の見直し、テレワークの推進、終業時にチャイムを鳴らす、宿日直の無人化、職員数の増員、出張時の15時退庁、原則休日出張を避けるなどは実施に移され、今後、会議録作成システムの導入、出退勤の電子化、RPAの導入など可能な部分から積極的に取り入れて行くことにしております。

働き方改革は、言わば職員の働く周りの環境を変えるという問題ですが、職員自身に変化を求め、その能力、力量を増大させて貰おうということで積極的に各種研修を行っております。

研修の成果として、職員の意識改革、資質向上が図られ、引いては効率的で住民本位の行政が推進されていくことに繋がって行くものと思います。

ここ数年新規の職員を多く採用しております。

しっかりとした事務引継ぎ、指導、そして研修によって十島村を支える人材育成を進めていきます。以上、令和4年度における主要施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況、加えてウクライナ情勢等、増々先行きが見通しにくい環境となっておりますが、その社会の動きを的確に把握・判断し、本村が将来に向けてより一層飛躍発展出来ますよう職員一丸となって全力で村政運営に取り組んで参ります。

引き続きまして、昨年12月村議会以降の主だった行政報告を行います。

初めに、総務課所管から申し上げます。

まず、人事関係につきましては、12月議会でも触れましたが、一般職の採用試験の1次試験に28名が受験し、1次合格者13名の2次試験の結果、3名を合格、1名を補欠合格としております。

前回までの合格者も含め、5名の一般職員を4月1日付けで採用することとしています。

継続募集としていた保健師、及び定期船の機関士職に、それぞれ1名の応募があり、採用試験の結果、保健師職を4月から採用することにしております。

また、先月、定期船の航海士職に1名の応募があり、今月3日に採用試験を実施しております。

次に、村内で初めての試みとなる「出張ドコモショップ」が、1月15日に悪石島で開催しております。

携帯電話の機種変更や料金プランの変更等、住民から大好評で、再度の開催要望も受けたところです。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら残りの6島でも実施する予定としています。

次に、ブロードバンド事業では、今年1月15日から諏訪之瀬島、平島、悪石島の3島で、他4島は、2月1日から宅内工事が完了した箇所から、光インターネットサービスを開始しております。

今後は、多くの住民が光インターネットサービスの恩恵が受けられるように、利活用について検討を行い都市部との様々な情報格差等をICTで解決できるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、諏訪之瀬島御岳では、昨年9月以降大きな噴石が火口から1km付近に繰り返し飛散するような活発な火山活動が続いており、レベル3の入山規制が継続されております。

1月に開催された諏訪之瀬島火山防災連絡会において、京都大学の井口教授から、「火山の状況に大きな変化がない中で行われる噴火警戒レベルの変動については、中長期的な基準を設けるべきである」との指摘があり、火山活動が繰り返し発生するような活動の可能性がある期間には、噴火警戒レベル「3」を維持する旨の判定基準の改定が行われたところです。

また、1月下旬頃から、ナベタオ観測点の傾斜計で、西上がりの変化が観測されており、一時的に火山活動が活発化している状況にありますが、鹿児島地方気象台や専門家の見解においては、更なる火山活動の高まりや居住地に影響を及ぼすような爆発の可能性は低いと予想されております。

昨年10月に引き続き、九州地方整備局と県砂防課、鹿児島大学の地頭菌教授による2回目の現地降灰状況調査を、2月28日に国土交通省のヘリコプターを利用して実施しております。

少量の雨量での土石流発生の可能性は低いことが確認されておりますが、今後も降灰量及び降水量の推移には注視していききたいと思います。

次に、1月15日13時10分頃に発生した南太平洋のトンガ海底火山噴火に伴う津波警報発令の件については、同20時30分頃に気象台より「十島村付近でも若干の潮位変動の可能性がある」との連絡があり、同20時50分に防災行政無線にて村内に注意喚起の放送を行ったところであります。

その後、同23時55分に奄美大島で120cmの潮位上昇が観測されたため、16日0時15分に奄美群島並びにトカラ列島に「津波高3m」の津波警報が発令されたことから、直ちに担当職員が

緊急参集し、住民への警報呼びかけと情報収集を行ったところです。

警報発令後、口之島、中之島、小宝島、宝島の4島の住民142名がコミュニティセンターや開発センター等へ避難を行っております。

幸いにも津波発生や潮位変動による船舶等への被害もなく、また、危険を伴う夜間帯の避難となりましたが、人的被害もなく安堵したところです。

住民の日ごろの訓練の成果や災害に対する備えの意識高揚を感じ取ったところです。

次に、地域振興課関係です。

定住関係では、地域おこし協力隊の商工支援員として採用した方が、1月から子供2人を伴って3人家族で悪石島に赴任しております。

また、悪石島に4月から開設する山海留学生寄宿舎の寮監予定者が、2月下旬に同島を下見しており、本日出港便で移住する予定となっております。

寮監予定者はフランスからの移住者で、ご主人がフランス国籍、奥様が日本人です。

一昨年の秋ごろからオンラインで移住相談を複数回実施する中で、山海留学生の寮監候補者として協議し採用決定を行ったところですが、子どもを含め4人家族での移住となったところです。

20代の農業経験の夫婦の方が移住を目的として中之島を先月下旬に下見し、住民との触れ合いや地域の受入れ状況が良かったとして定住の意思表示があったことから、地域おこし協力隊の農業支援員として、今月中旬頃に赴任予定しております。

中之島の水産加工施設の管理運営で募集していた地域おこし協力隊の水産支援員については、同島出身の男性の方を採用することにしており、3月中での勤務に向けて調整をしております。

この募集において県内在住の別な男性からも申し込みがあったため、4月中旬以降に平島の水産加工施設で採用する方向で調整を進めております。

定住者サポート推進委員会の全体会議については、昨年度同様に新型コロナウイルスの感染拡大による県内のまん延防止等重点措置等の関係から、3月4日にテレビ会議で実施しております。

協議内容は、定住対策事業の実施状況やテレワーク移住の促進、ワーケーションの受入れ等を各島委員と意見交換したところです。

続いて、農政関係ですが、一昨年はミカンコミバエ確認の影響でスイートスプリングなどを中之島島内で廃棄処分をせざるを得ない状況になりましたが、今年度については、昨年末から市場等への出荷が始まり、トカラインターフェイスではスイートスプリングを819kg、販売額33万5千円、タンカン462kg、販売額12万8千円を取り扱っております。

営農指導員については、長らく不在となっておりますが、鹿児島県の協力もあり、県農政普及員として勤務した方を今月1日付けで採用しております。

農事組合法人トカラ畜産組合の解散予定に伴う事務引継ぎ状況については、昨年10月に続き、本年1月にもう1名の職員を配置し業務を進めています。

解散手続きの進捗状況や新組合の設立に関する説明会等を2月21日に同組合理事会で行なっておりますが、3月下旬に農事組合の解散総会及び新組合の設立総会を開催し、4月1日から新体制でスタートすることにしております。

次に、1月から2月までの子牛セリの結果につきまして、1月セリは、去勢20頭、雌13頭、計33頭が出場、平均価格は64万9千円、最高価格は去勢の91万2千円、2月セリは、去勢17頭、雌11頭、計28頭が出場、平均価格は64万8千円、最高価格は去勢の90万6千円となっております。

3月セリは15日開催で40頭が出場予定です。

昨年1年間の子牛の出荷頭数は前年比で14頭減の423頭、平均価格は去勢が717,151円、雌が604,607円で、販売額は前年比1,576万4千円増の2億8,242万2千円となっております。

また、成牛は出荷頭数32頭、販売額861万4千円で、畜産業における総販売額は2億9,103万6千円となっています。

次に、繁殖雌牛導入事業につきまして、今年度からの新規事業である十島村畜産振興繁殖雌牛預託事業では、新規就農者を含め22頭の導入を行い、また、特定離島事業による県有牛貸付では、計画導入頭数10頭の導入を完了しています。

次に、島あるきマップ制作事業については、今年度、平島及び悪石島のマップ作成を行っており、委託業者、専門コーディネーター、各島観光ガイドと共に現地調査を行い、島あるきコースを選定しております。

次に、日本復帰70周年を記念して、関係人口の増加を目的に、十島村友好島民の会の新規会員及び新規会員を紹介した既存会員に特産品の謝礼キャンペーンを実施しています。

期間は今年2月10日から3月9日までで、対象者には3月中旬以降に特産品を送付することにしております。

次に、ななしま2の定期検査関係につきましては、2月15日に鹿児島港へ回航し、3月中旬に検査工事を終える予定です。

ななしま2は、建造後24年目を迎える中で船体の水漏れや客室回りの補修が目立ち始めており、次年度以降、修繕費用が嵩むことが予想されるところです。

続きまして、土木交通課所管を申し上げます。

諏訪之瀬島切石港の泊地浚渫事業について、国の補正予算に要望しておりました事業費9,800万円の満額内示を受け、所要の事務手続きを行い1月21日に入札執行しております。

泊地機能を回復するために、早期の契約が必要と判断し、専決処分にて工事請負契約を締結し、請負業者と調整を進めながら定期船の早期供用開始に向けて取り組んでいきます。

次に、村営定期船関係では、新型コロナウイルスのオミクロン株の急拡大により、1月19日から鹿児島県で警戒基準が引き上げられ「爆発的感染拡大警報」の発令を受け、鹿児島港や名瀬港から乗客にPCR検査の受診をお願いしております。

また、同月27日からは、鹿児島県がまん延防止等重点措置地域に指定されたことから、飲食やマスク無しでの会話による感染リスクを軽減するため、船内レストランを鹿児島港の出港時の閉鎖と航海中での時短営業を実施しており、合わせて、船内における酒類の販売・提供も停止して

おります。

乗組員の新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、1月20日までに接種可能な全ての乗組員が3回目の接種を終えております。

次に、1月15日に南太平洋のトンガ沖で発生した海底火山噴火により、16日0時15分に本村海域にも津波警報が発令されたことから、名瀬港停泊中でありました定期船は、マニュアルに従い港外退避指定海域まで避難した後、約3時間半遅れで宝島へ入港後、乗客や乗組員等への人的被害のほか、船体への損傷も無く鹿児島港へ入港しております。

次に、悪石島の新たな水源確保のための掘削事業については、平成24年度に調査した付近を50m掘削、掘削深度38m地点で水が確認され、揚水試験の結果、適正水量が1日約120^mが見込まれております。

また、水質検査でもほぼ問題ない結果が得られております。

続きまして、住民課関係です。

鹿児島赤十字病院と県立大島病院による12月から2月の巡回診療の実績については、鹿児島赤十字病院の北部4島は、計画日数7日に対し実施日数7日、南部3島は、計画日数5日に対し実施日数3日、県立大島病院の南部3島は、計画日数5日に対し実施日数3日となっております。

1月から2月につきましては、全国的な感染者数の増加、オミクロン株の発生、県内においても感染者数が過去最大を更新するなど、爆発的感染拡大警報に続き、まん延防止等重点措置が適用され、医師が感染源になることも予想されることから、医師による対面診療をオンライン診療に切替えております。

眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の診療については、度重なる台風等の影響により日程調整に苦慮しておりましたが、3月1日の平島・悪石島を最後に全ての診療科で終了しております。

運動機能向上教室事業は、1月から2月にかけて中之島・諏訪之瀬島・宝島で計画どおりに終了しておりますが、悪石島においては、地震や天候不良等の影響で実施できず、今年度は日程調整が困難となりましたことから、来年度は悪石島を優先して取り組む予定としております。

また、2月から3月にかけて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業実施において、島内のサロン活動時に、鹿児島大学のリハビリテーション専門職のオンラインによる「フレイル予防」の講話と運動機能のセルフチェックを行う事業を3月3日に宝島で実施しております。

新型コロナウイルス感染症の水際対策として、感染拡大防止と重症化予防を目的に、本人の希望によりPCR検査を行う場合に一定の検査費用の助成を支援する事業を継続しており、村の契約医療機関の米盛病院、医師会病院、福元クリニックでPCR検査が受けられる体制をとっております。

現在まで231名がPCR検査を行い、全員が陰性結果となっております。

また、各島診療所において、感染に不安を感じる方は、検査を受けることが可能となるよう「PCR検査無料化事業」を2月14日から診療所でもPCR検査・抗原定性検査が可能となっております。

検査結果については、通常の場合、PCR検査は検体採取後3日程度で結果が判明、抗原定性検査では、当日に結果が判明することになります。

1月24日に包括支援センター運営協議会を開催し、本村の高齢者の現状や介護給付費の状況、今年度スタートした第8期介護保険計画、包括支援センターの取組等について説明し、委員からは、高齢者の支援体制についての各島の状況や寄せられた相談内容などについて質問や意見等を受けております。

子育て支援関係につきましては、2月21日に、各島の子育て支援施設の保育スタッフを対象として、TV会議システムを活用して、日本幼年教育研究会の講師による子どもたちの五感を豊かにし、自分で遊びを作り出す能力を身に付けさせる保育技術研修会を開催し、全園の保育スタッフ16名が参加しております。

新型コロナウイルスワクチン接種関係につきましては、1・2回目の集団接種で接種できなかった方について、鹿児島市内の医療機関で個別に実施しておりますが、2月18日時点で、対象者588名中、1回目接種者が550名、接種率93.5%、2回目接種者が546名、接種率92.0%となっております。

また、3回目接種につきましては、まず、看護師や出張所長、消防団員等の医療従事者等25名が、12月から1月にかけて鹿児島市内の医療機関で接種しております。

住民については、2回目接種を受けた18歳以上の方で、2回目接種完了の日から6月以上経過した方を対象として、2月1日から2日にかけて、前回同様、フェリーとしま2の特別便を編成し、集団接種で実施しております。

今回は、ファイザーとモデルナの2種類のワクチンを使用しておりますが、大きなトラブルもなく、重篤な副反応の発生もなかったところです。

今回は、接種対象者493名のうち、希望されない25名、島外接種希望者や施設入所者等48名を除き410名の方への接種準備を整えましたが、2名の方が体調不良のため接種できず408名に接種しております。

2月末までの接種率は、82.8%となっております。

また、ワクチンの内訳は、ファイザーが249名、モデルナが159名となっております。

5歳以上11歳向けのワクチン接種の開始について、厚生労働省より通知がきておりますので、医療機関内での接種など慎重に計画を立てたいと考えております。

詳細につきましては、協議会で説明することにしております。

次に、海岸漂着物等対策事業については、12月から1月にかけて全島でフレコンバック107袋が回収されたことから、先月下旬に村外搬出を終えております。

また、軽石漂着の除去作業については、風向きや潮流の関係から、漂着時期が一定しないこともあり、島内で工事施工中の土木建設事業者と軽石回収と搬出に係る業務委託契約を締結し、現在までに12月に1回、1月に2回、口之島での回収業務を実施しております。

なお、本事業に県から追加交付決定がありましたので、新年度に繰り越して実施することにしております。

本年1月に鹿児島県から来年度の十島村標準保険税率の本算定結果が示され、保険税を財源に支出する国保事業費納付金は、本年度とほぼ同額となっております。

また、県が示した来年度の標準保険税率を現行税率と比較しますと、村の賦課見込み額より県が求める賦課総額が下回ることから、来年度の保険税率は据え置きとし、余剰財源については基金へ積立てし、将来に予想される県下保険税率の統一化に備えることにしております。

鹿児島県では、令和5年度以降に県内市町村の保険税率の統一化を目指しておりますが、仮に、保険税率が統一されますと、保険税率の大幅増が予想され、大きな住民負担が懸念されることです。

また、令和5年度以降、激変緩和措置が廃止されることも予想されております。

なお、全国的に統一化の動きは鈍く、国と都道府県との調整に時間がかかっているようであり、今後の動向を注視していきたいと思っております。

子育て世帯への臨時特別給付金については、村では0歳から高校3年生までの子供に1人当たり現金10万円を給付することとし、児童手当受給者及び情報確認のとれた一部の公務員世帯に対し、児童133名を対象に1,330万円を昨年末に給付しております。

1月からは高校生及び公務員を対象に受付を行っております。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、令和3年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の給付を行っており、対象者131世帯に対し、現在113世帯に1,130万円を給付しております。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

1月10日本庁にて、「新成人を祝う会」を開催いたしました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の関係で中止したことから、今年は、令和3年、令和4年の合同で実施しております。

令和3年の対象者は7人で、うち1人が出席、令和4年の対象者は8人で、うち6人が出席、計15人中、山海留学生を含む7人が出席、加えて令和3年成人の本庁職員1人も参加しております。

当日は、コロナ感染症対策を取りながら規模を縮小して式典、記念撮影、TV会議での交流のみを実施し、御家族、役場職員が見守る中、出席した8人全員が新成人としての抱負を述べ祝福を受けたところです。

1月18日、19日の両日、鹿児島学習定着度調査が行われました。

対象は小学5年生と中学1・2年生で、児童生徒がどの程度基礎・基本等を身に付けているかを調査するものですが、本村の児童生徒は中学校の英語以外の教科で県平均以上の成績を収めています。

また、毎年4月には、小学6年生と中学3年生を対象に、全国学力・学習状況調査が実施されており、小学5年生から中学3年生までの学力の状況等について、総合的に把握する体制が整えられています。

本村の児童生徒の成績状況は、少人数の良さが表れたものと思われます。

個別指導を徹底して、更なる学力向上を目指して取り組んでいるところです。

2月9日、県内の作文コンクールで最も難しいとされる南日本作文コンクールの審査結果が発表され、本村から昨年を上回る8人が受賞し、宝島小中学校が学校賞の中の奨励賞「棕鳩十賞」を受賞しています。

以上が12月村議会以降の村政執行等の主だった経過でございます。

今定例村議会には、令和4年度予算案、補正予算案、条例改正案、契約案件、人事案件など合計63件を提案しております。

そのほか、協議事項として8項目を申出しております。

各議案並びに協議事項の詳細につきましては、ご審議の際に申し上げることに致します。

議員各位の村政に対するご理解ご協力を宜しくお願い申し上げまして、施政方針及び行政報告を終わります。

○議長(前田功一君)

これで、令和4年度施政方針及び行政報告は終わりました。

これよりしばらく休憩いたします。

2時40分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長(前田功一君)

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回の質問は登壇して行ってください。

2回目以降の質問は、執行部の答弁は自席から、質問者も自席を質問席としますので、そこで行ってください。

また、質問の持ち時間は、一人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

それでは質問をさせていただきます。

今年の1月17日付の地域振興課長名で、各島で非常に有効に利用しておりますミニバックホーコンマ2型ですね、「申込み案内について」という文書が送付されてきました。

「各種団体個人で希望する者は、申込書と見積書を提出せよ」と。

「村は最高4分の3上限の300万まで補助する」との、内容的には非常にありがたい文章のような気がしました。

しかしその理由は、「今回の補助制度に伴い、現在、各島で活躍している村所有のミニバックホーコンマ2については、現業職の業務利用以外の個人団体の貸出しを行いませんので御了承ください」との内容です。

一瞬唖然としました。

「何があったんだ、勝手なことを言ってくるな」というのが、私の怒り、本心であり、それ以降、この怒りをぶつける気にもならないぐらい憤慨しておりました。

ここで質問です。

この決定に至った訳、まず御説明いただきたい。

そして、その決定に至る際に当然、検討されたでありましょう、この制度を導入するメリットデメリットについても、あわせて御説明いただきたいと思います。

1回目の質問をここまでにします。宜しくお願いします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

現在、村ではバックホーのコンマ4型を6台、コンマ2型を3台保有し、その他、平成22年度に7島の自治会に村から無償譲渡したミニバックホー7台が有ります。

このうちの村所有の「コンマ2型」3台につきまして、これまで認めておりました不特定多数への使用を制限し、現業職が中心となって管理・運営するということで、先ほどの議員のほうからの質問になるわけです。

そのように変更した理由につきましては、昨年6月議会の協議会におきまして説明をしたところであります。

このコンマ2型の利用につきましては、コンマ4型に比べて、機械に負荷がかかり過ぎることから、故障リスクが高まることが考えられるというようなことから、この判断をしております。

ちなみに、今村にありますバックホーの補修費用を確認する上におきましては、平成28年から令和2年までの5年間に2,500万円を超える補修費が発生しているということになっています。

また、自治会所有のミニバックホーにつきましては、導入から10年以上が経過してきており、すでに老朽化している状況にあるということで、これに至った経緯につきましては、自治会における管理体制が適切に行われない島もあったということも確認しております。

使用を制限する上におきましては、来年度からの支援対策としまして、先ほど議員のほうにも文

書等で通知しているとおり、個人あるいは自治会、あるいは一次産業を担っている関係団体に補助制度を設けるというようなかたちで進めると。

そして、導入費用につきましては、先ほど議員が説明の通りの内容になります。

それから、当然、機械を購入し維持していくにおきましては、修理費が伴うということからしまして、その修理費に、個人は除きますけれども、団体等が修理費用の助成を求めた場合には、4分の3、つまり事業費の75%程度は村が支援するというような形になっています。

それから、質問は、今先ほどの一回目の質問では無かったわけですが、当然畜産農家の方々が、当然牛が死亡した場合に、その処理として困られるだろうというような場合には、当然村としまして、そこは支援しようということで、1頭あたり例えば、鹿児島本土あたりとなりますと、2万5千円から3万円程度の手数料が発生するということを参考にしまして、村としましては、2月1日付で、1頭の処理費用としまして、2万円の手数料をいただくというかたちで制度を決めたということになっております。

そのようなことからしまして、メリット、デメリットということになろうかと思いますが、メリットにつきましては、先ほどから説明している通り、これまでの多額の維持費、これを削減するというのがひとつと、それから機械の長寿命化。

これまでも村が建設機械を他にも数台抱えているわけなんですけれども、不特定多数の方がそこを使って、使用管理が徹底されていないというのは、議員もお分かりのことだと思いますね。

例えば、少し程度の故障が発生しても、そのことは黙って、そのまま借りっぱなしの状態になっているということが、これまでもあったということからしまして、先ほど申し上げた維持費、年間にしまして約500万程度かかっているだろうということからして、先ほどの措置をとったということからしまして、維持費の削減と機械の長寿命化ということを、ここにメリットとして村として考えました。

ただ、住民側のほうのデメリットとした場合には、当然その機械を活用する場合に、その場合には、村は「駄目ですよ」というのではなくて、現業業務員の管理の中で、現業業務員がオペレーターとなって使用するということになる関係からしまして、デメリットというものはないだろうと。

そして、仮に購入しようとした場合には、その支援制度を設けるということからしまして、1回目の質問の中にあったとおり、この通知に合わせて、地元のほうから、村のほうから約7～8台の助成制度の申し込みが来ているということからしまして、特段今のところ村としては、デメリットは感じていないということに感じています。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

そこでですね、私が次のことを言おうとしても、村長のほうで先に述べたこともあるんですが、この新品だとですね、5～600万する機械です。

それを、4分の3の補助があったとしても、個人もしくは団体が負担する金額は250万前後かかるでしょう。

同じものをですね、各島に2台3台、置いておく必要があるような機材なんじゃないですか。

例えば、ここで言いたいのは、ある機材を同時に3台入れたら、多分その3台は10年後には同じように使えなくなる。

すなわち1台でいいものを、同時に3台入れて、損失は2台、それを1台ずつ使っていくと、同じ予算が30年続けられると。同じ予算で30年使える、というような計算も成り立つのではないかと、私は考えています。

そういう、つまり、どうしてトータルで使おうというようなことを考えなかったのか。

あるいは、せめて、この購入する個人団体の経済的負担というのも、僕はデメリットだと思うんですが、これをもっと考慮しなかったのかということですね。

本条例のね、私は取消しを、一応この議会では求めたい、このように考えております。

また、この使用が雑だった、もしくは小さな故障を放っておいて使用したために、大きな修理費用がかかる。

これらのことは、むしろその人的なもの、これはその地域等で知恵を絞って解決すべき問題であったのではないかと。

「補助金を出すから購入しろ」という決定はですね、余りにも乱暴で現実的ではない処方ではなかろうかなと考えております。

それから後追いで、そういうことで問題がいろいろ出た関係でしょうが、先ほど村長が言われたように後追いで、「死亡牛等の埋葬にしては特例で」と、「特例で」と言われましたね。

特別に、死亡牛を放っておくわけにはいかんから、特別に2万円で貸出して、使ってもいいですよという通知が来ました。

この2万円も、島の常識からいうと高過ぎる。

鹿児島を例にとつて、鹿児島より少し安くしときゃ良いだろうという考えは、これはまだ島のことをわかっていない。

もしどうしてもお金を取るんだったら、ここは1万円以下にしてもらいたい、ということを、この場で提案いたします。

それから、ここところが非常に問題なんです、今村長が口にしたことで、現業職がオペレーターであるならば、牛の埋葬以外にも使って良いんですか、個人で。

ここが非常にポイント。

個人には貸さない、団体には貸さないということの中で、ここは謳っていないんですよ。

オペレーターが現業ならば、個人の作業を貸出してやって良いですっていう言い方はしていませんよ。

今言われたのが、現業職がオペレーターで、牛の埋葬のみを許可すると、限定的なものなのか、ここだけはしっかり押さえない。以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

昨年の6月議会に、記憶を呼び戻してほしいと思うんですね。

その資料も示しているわけです。

村がそのとき示したのは、結局村の機械は、島民の今の使っている状況というのは余りにも乱暴過ぎると。

結局「これは村のものだから」というのが結局、頭の片隅にあるだろうと思います。

そして、何か機械の不具合が出ているなといったとしても、それは、管理者である出張所長にも全く報告しない。

結果的には、次の者が誰か乗ったときに、「何かおかしいことをするよ」と、「動かない」というのが、これまで来ておったのは、今まで貸し出している機械の現状なんです。

当然に、コンマ4型とコンマ2型というのは機械の能力が違うわけですから、当然、そのコンマ2型のほうの小さいやつを無理して使うとするわけですよ。

例えば、自分の畑に石ころがあると、これは無理だけでもやってしまえと。

結果的にはその機械を潰してしまうと。

いうのが、今まで自治会に、村が各1台ずつ、その渡した機械が、そこがあったと思うんですよ。

そこは自治会の中でも、そのことは、共通の感覚として、特に管理されている方は感じていると思うんです。

これは村に限らずですね。

そういうような前例があったということを踏まえたのが、6月議会で、協議会で皆さんに説明したことだと思います。

したがって、村はあくまでも、集落内の道路管理、あるいは集落内の景観管理ということに使おうという目的に、原点に返るということで、コンマ2型につきましては、もう不特定多数には貸さない、そして使用する場合には、牛の埋設のみと、ということでの方向で替えたということになっています。

議員が納得されないということにつきましては、もう村としては、そこは方針を変えるつもりは全くないです。

それから、この機械につきましてはですね、あくまでも特例としまして、機械を配置されない島も当然あるわけでしょうから、その場合は、牛が亡くなるということ考えた場合には、当然、特例規定の中で、牛を埋設する場合には、この機械において処理させるという方向でそういう説明したと思うんですけども、そういう方向になります。

それから金額の問題ですね。金額。

機械の導入費用は、確かに新しいのを買えば、5～600万するんでしょう。

ところがその機械にも、その中古品から、あるいはその新品からいろいろあるんでしょうけれども、当然そこは、その機械を求める方の判断になるわけでしょうから、村はそこは新品であっても、中古品であっても、そこは、村のほうへ追い求めずに、あくまでも「導入費用の3分の2を助成しますよ」というようなことからしましてですね、その導入費用につきましては、そういうのは、費用助成をするということと、あわせて埋設料、これが高いと言われるんですけども、これは決して高くないと思うんですよ。

ここらあたりで、私が聞いた範囲では3万ぐらいだという話を伺いました。

当然、島のほうでも、「島だから」ということで、本土よりもさらに安くしなさいという根拠はないと思うんです。

でも、あえてそこは本土内部よりも抑えたというのが、2万という形で、既に先月から運用しているということになっております。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

その本土並み、例えば重機を移動するのに、近くは無かった場合は、例えばトレーラーに積み、そして運んでいって、そこで降ろして重機が作業をする。

そうすると、その運ぶ距離、運ぶ長さ等によって、本土の3万とか、そういう値段が決められているんじゃないでしょうかね。

島みたいに、自走して行ってやるとなると、まあ重機ですから、非常にスピードは遅いですよ。

ですから、そういう移動的な時間、移動手間等を考えても、本土並みにする必要はないと考えますよ。

ですから、この値段っていうのは、これはあれですかね、そちらの言われたとおり、「ははあ」と言っ
て、住民は受け取って納得しなきゃいけない。

この値段についての、何か協議審議というシステムは全く考えていないんでしょうか。これで質問は終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君

○村長(肥後正司君)

埋設費用につきましては、2月1日付けで、既にもう公布しておりますので、これで先月から運用しているということになります。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

今、だから、村長は「もう文書で出したから、これは変えるつもりはない」と。

もうだから、今回の処置については、村の行政側から一方的な、一方的な、全て一方的な、全てじゃないんだな、6月議会で1回提案しているという村長の状況からすると。

でもその時金額が出てきたという記憶は私はございませんけど、そういうものについては、もう村が決めたことだから、当面は住民はそれに従いなさいという体制で臨んできている。

議会はそれをひっくり返す力は、あるのかないのか、今後検討します。以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

当然、手数料、使用料を徴する場合には、規則公布、告示行為ということになっていますので、既に、先ほど申し上げた金額で、2月からもう運用しているということになります。

○議長(前田功一君)

これで岩下正行君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

3時10分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂元様君の一般質問を行います。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

それでは、一般質問をさせていただきます。

ロシア軍のウクライナへの侵攻が現実のものとなってしまいました。

北京オリンピック直後の出来事であり、これまでニュースの大半を占めていたコロナ関連の影が薄くなったような気がします。

戦争もコロナも命に関わることです。

世界経済にも大きく影響を及ぼし、燃料価格高騰のリスクは避けられない状況になっており、さらなる対策が必要となります。

早期の収束を願うばかりであります。

さて、年度末ということで、世の中は何かと慌ただしくなっております。

島の中においては、役員改選があったり、令和3年度の会計処理に追われたり、また個人的なことではありますが、私自身も、今議会前に確定申告を終わらせるために頑張りました。

しかしながら、残念なことに、今年も卒業生や転勤される先生たちのお別れ会を自粛せざるを得ない状況です。申し訳ない気持ちでいっぱいです。

先日、国の一般会計総額が、過去最大規模予算で衆議院を通過しました。

3回目のワクチン接種や経済再生など、課題は山積みです。

本村においては、3回目のワクチン接種も終え、一安心と思いたいところですが、国内の感染状況が芳しくないため、いまだに手放して喜べる状態ではありません。

それでは、通告書に基づき一般質問をいたします。

本3月議会は、令和4年度予算の審議をする議会であります。

新型コロナウイルスと闘い続けたこの2年余りは、非日常の連続で、住民にとっても、村長初め本庁職員にとっても、我々議員にとっても、不完全燃焼で、歯がゆい思いをしてきました。

来年度こそはと、はやる気持ちもありますが、まずはコロナ前の水準に戻すことが先決だと考えます。

そこで1点目に、令和3年度予算の執行状況と成果について説明を求めます。

2点目に、ポストコロナを念頭に置いて、令和4年度の予算編成の特徴について説明を求めます。

特に、新規事業等の肝いり政策を伺います。

次の質問は、デジタル社会の実現に向けて、十島村の現状と、村民へのサポート体制について伺います。

昨年6月議会の全員協議会において、デジタル化関連法案について、その概要が示されました。

国内では、デジタル化の遅れが原因で、新型コロナウイルス対応に影響が出たことは御承知のとおりです。

デジタル関連法は、個人情報保護法改正や、マイナンバー制度に関わる改正など、とても幅広く、何から手をつけるのか優先順位をつけるのも大変な労力を伴うものと推測いたします。

しかしながら、住民の利便性の向上と行政運営の効率化のためにも、努力していただいているものと信じております。

そこで1点目の質問です。

十島村の情報システムの標準化に向けての現況と課題について伺います。

2点目に、高齢者を初め、誰もがデジタルを活用できるような社会を目指す必要があると考えますが、そのためにどのような施策があるか伺います。

デジタルネイティブという言葉を目にします。

生まれたときからインターネットが身近にあり、ツールとしてでなくライフラインとしてコンピューターに接している世代のことです。

それとは別に、パソコンやスマホなどのコンピューターが苦手な人たちを、デジタル難民ということもあります。

生まれた年代や生活環境によって、このような差が出てしまうことは仕方のないことです。

しかし、今後ますますデジタル社会はさらなる進化を遂げていくことは避けられないことから、少しでも使いこなせるようになったほうが楽しいと思います。

このように、メールやチャットを中心に育ってきた世代は、対面でのコミュニケーションが苦手であるとか、何事をするにも自分の頭で考える前に、まずはインターネットで検索しようとするそうです。

そういう私もインターネットで調べた情報を使っています。

そこで、教育長に3点目の質問をします。

昨年4月にスタートしたGIGAスクール構想の進捗状況を伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

まず、令和3年度予算の執行状況について説明します。

資料でお示ししていますように、2月24日現在の繰越予算を含めた全会計の予算総額につきましては92億6,566万9,427円となります。

うち歳入におきましては、調定額が38.04%の35億2,478万326円で、このうち33億7,158万4,665円が収入済みということになります。

歳出におきましては、負担行為額が78.41%の72億6,552万9,470円で、うち37億7,661万3,839円を支出している状況になります。

会計別の詳細な内訳につきましては、資料のほうで確認をお願いしたいと思います。

まず歳入におきましては、今後、各事業の実績により、その額が確定されます国、県の支出金及び村債、並びに特別会計で受け入れる繰入金等の収入が見込まれます。

歳出におきましては、今後、繰出金、積立金及び公債費の償還を含め、諸々の支払いを控えていますので、年度途中の経過としては、いずれも概ね適正に執行されているものと考えます。

次に、本年度途中までの成果として申し上げたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策としまして、全国に先駆けて、住民の80%以上が3回目接種を終え、一定の感染対策を推進できたこと、また、大きな事業としまして、事業完了前ではございますが、光ファイバケーブルが繋がり、本土と等しい通信サービスを受けられるようになったこと。

それから、コロナ禍で規模の縮小を強いられましたが、臥蛇島離島50年記念式典では、再び、無人島となる島がないように誓い合う機会ができたこと。

それから、日本復帰、村制施行70周年記念式典におきましては、米軍占領下におかれた歴史を持つ本村が、今後の維持、存続、発展を誓い合う機会として開催ができたこと。

さらには、令和元年度に発生した中之島豪雨災害に伴う道路等災害復旧事業については、まだ道半ばではございますが、順調に復旧工事が進められていること。

それから、村の小中学校の児童生徒数が30数年ぶりに100人を超えたこと等が挙げられます。

ただ、議員も説明の通り、質問の通り、コロナがなかなか収束しないというようなことからしまして、村の交流事業、それから特に七つの島々をめぐるマラソン大会、島めぐりツアーといった観光事業がほとんど全くできなかったということが、村としまして今一つ満足できなかったという状況にあるんじゃないかと思っています。

次に、令和4年度予算の特徴的な事業として説明をいたしますけれども、先程の施政方針の中で、今年度の大きな方向性につきましてはご説明したところですが、具体的な事業を示しながら特徴についてご説明いたしたいと思います。

まず、人口対策におきましては、友好島民の方々が個々に持っている技能を村内で活かしていただいて、地域との関係性を深めるため、人材バンク制度を設けて、その方々の往来を後押しするための関係人口推進事業に取り組もうということがひとつ。

それから、インターネット社会における働き方の多様化におきまして、村内でもテレワークやワーケーションによる滞在型の関係人口を創出するため、テレワーク及びワーケーション推進事業に取り組みたいと思います。

毎年、進めている村営住宅整備としましては、諏訪之瀬島と宝島にそれぞれ2世帯住宅を整備したいと思います。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況等にもよりますけれども、一定の感染予防対策も整いつつあることから、アフターコロナを見据えて、婚活やボゼ祭り、あるいは観光関連の列島マラソン、島めぐりツアーというようなものも進めていきたいと考えております。

次に産業につきましては、基幹産業である畜産業において、農事組合の法人解散に伴い、一切の事業を村で抱えますことから、担当職員を増員して、その収入及び事業費が大きく増えてきたということにもなります。

また、霧島市で全国和牛能力共進会も開催されますことから、畜産農家の現地派遣を行うことも予算措置としているところであります。

農業におきましては、ヤギによる農作物被害が後を絶たないことから、ヤギの侵入防止対策の補助制度を設けるということで取り組みたいと思います。

加えて、農畜産業の機械化及び村有財産の維持管理費として、バックホーの購入費用も助成する制度も設けることにしております。

また、常時勤務ではありませんけれども、営農指導員を確保したことから、農業振興が今後前に進むことも出てくるんじゃないかと思います。

水産業におきましては、宝島の水産加工センターのほうに非常用発電機を整備して、更なる水産振興の強化を図りたいと考えています。

それから、水産指導員につきましては、現在十島村漁業協同組合のほうで雇用しておりますけれども、財源問題からしまして、これを村の会計年度任用職員として、切り替える方向で進めたいと思っています。

観光業につきましては、コロナ禍で大きく冷え込みましたが、アフターコロナを見据えて、宝島前籠漁港の壁画を刷新するアートプロジェクト及び各島の観光案内板の設置事業に取り組みたいと思います。

次に、安心安全な暮らしやすい生活環境づくりとしまして、港湾整備につきましては、東之浜港、小宝島港、やすら浜港の整備に加えまして、切石港の車止めを整備するほか、小宝島港は、岸壁整備に向けた環境影響評価に伴う文献調査を行うことにしております。

道路整備では、国庫補助事業に加えまして、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用して、例年の道路環境整備や危険支障木の伐採事業を進めるほか、ミニショベル2台の導入も予定しています。

簡易水道事業の関係におきましては、中之島の楠木地区から発電所までの配水管敷設事業、それから諏訪之瀬島の淡水化施設を見据えた設計業務、悪石島の新たな水源を利用した変更認可申請、それに口之島及び平島の配水管敷設替えの事業も進めることにしています。

次に、新たな交通手段として、諏訪之瀬島場外離着陸場を活用して、航空路の定期便運航に向けて取り組んでおりますが、8月から9月ごろを目処にターミナルが完成して、開通式の準備を進めていきたいと思ひます。

航空路の利用につきましては、有人国境離島補助事業を活用して、運賃低廉化に取り組む、村の単独補助を加えて、住民の利用料金につきましては、概ね片道11,000円程度の運賃負担を見込む方向で進めていひます。

次に、防災、災害対策につきましては、本年度から引き続き、前もって島外避難に要する費用や防災教室を行うための費用を組んでいるほか、火山避難訓練につきましては、県と連携したかたちで離島避難訓練を諏訪之瀬島で予定してひます。

本年度、主だった避難施設の非常用発電機の整備も終わりましたので、防衛省交付金を活用して福祉避難所等への非常用発電機の整備も進めていひたいと思ひます。

消防団につきましては、本議会の議案にも掲げておりますけれども、処遇改善としまして、消防団の出動手当の見直しをしていひたいと思ひます。

また、今日の自然災害が多発傾向にある中で、危機管理室の体制強化を図るために、職員を一名増やす方向で進めております。

次に、ブロードバンド整備では、本年から始まりましたインターネット利用促進補助には、200を超える世帯への補助金交付を見込んでおります。

次に、環境衛生関係におきましては、諏訪之瀬島の生ごみ処理機及び平島の収集庫の整備を進めております。

また、野ネコの対策としまして、今年度は口之島地区を予定しているところでは。

次に、子育て、医療、介護、福祉の充実におきましては、まず、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、今月以降、ワクチンが届き次第、5歳から11歳の子供たちへのワクチン接種を進めるほか、脱漏者のワクチン接種も進めていひたいと思ひます。

また、まん延防止に備えて、引き続きPCR検査事業に取り組んでいひます。

次に、子育ての関係事業につきましては、子育て支援拠点施設を口之島と宝島のほうに新設する方向にしております。

あわせて中之島、諏訪之瀬島、悪石島に、子供用の遊具設置のほうも進めることにしてひます。

このほか、国から提言していただいております保育士等の処遇改善もありますけれども、村外から地域おこし協力隊員として村に移住した、従事していただいている介護や商工、農業に携わる地域おこし協力隊員の処遇改善も進めていひたいと思ひてひます。

次に、医療関係につきましては、防衛省の交付金を活用して、村内診療所で受診をする自己負担分の一部助成を進めることにしてひます。

次に、教育環境の充実におきましては、施政方針の中でも触れましたけれども、中之島の校舎外壁及び口之島の屋内運動場の改修工事、それから諏訪之瀬島、小宝島に教職員住宅を3棟、口之島、小宝島に山海留学生用の寄宿舍整備をそれぞれ整備することにしてひます。

ソフト面におきましては、小学校と中学校で修学旅行を計画しています。

文化財保護対策では、諏訪之瀬島のツクシヤマザクラや中之島のカジュマル、口之島のアダン及び諏訪之瀬島の白水の滝の調査を行うことにしています。

次に、持続可能な行財政運営におきましては、まず、デジタル化への対応としまして、ペーパーレス会議システムや電子決済システム、人事評価システム、RPAの導入に取り組みたいと思います。

また、庁舎におきましては、昨今の環境対策を踏まえまして、蛍光灯のLED化に取り組むこととしております。

これらのほか、コロナ禍が経過する中で、他の感染症と比較しまして、依然、感染率は高いものの、死亡に至る率が低く抑えられていること及び一定の感染対策が整ってきたことで国の感染対策も緩和される可能性も高まってきていることから、村も可能な限り歩調を併せるかたちで進めていきたいと思います。

また、レントゲン検診便での視察受け入れのほか、各種必要な視察や研修等にも取り組む方向にしております。

次に、2点目の「デジタル社会の実現に向けて十島村の現状と村民のサポート体制について」の質問ですけれども、まず、その情報システムの標準化に向けての現況と課題についてお答えします。

令和2年12月、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を打ち出して、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムで、相互に連携が必要な17業務に係る情報システムを対象に、標準化・共通化を進めており、令和7年度までに標準仕様に適合した情報システムへの移行を目指すとしております。

現在、20の業務がシステムの標準化対象となっております。

本村におきましても、令和7年度を目標に、住民記録関連システムと戸籍管理システムの標準化を計画しております。

また、システムは「ガバメントクラウド(Gov-Cloud)」と言われる「政府共通のクラウドサービスの利用環境」の活用に向けた検討を踏まえ、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行へ対応するため、準備を進めております。

「政府共通のクラウドサービスの利用環境」であるガバメントクラウドを活用することで、別途ハードウェアやソフトウェアを所有する必要がなくなり、調達など手続きの負担を軽減することができることが想定されます。

また、政府がクラウド提供者と包括契約することで、大幅にコストを低減できるほか、セキュリティ、事故や災害など非常事態などの観点からも大きなメリットがあります。

これによりまして、自治体の人的・財政的な負担が軽減され、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できることが期待されるところです。

現在、国は全自治体を対象にシステム標準化について調査を実施するとともに、主要ベンダーと意見交換し、要件定義を分析・整理し、各業務の標準仕様書を整備・作成している状況で

す。

課題としましては、「政府共通のクラウドサービスの利用環境」であるガバメントクラウドに構築できない業務にどのようなものがあるのか、継続して利用しないといけないものなのか、削除できるものはないのか、出来ないとしたら今後どのように対処していくのかなどが想定されます。

今後、ある程度、調査・分析が進んだ段階で検討を進めることとなります。

次に、2点目の、「誰もがデジタルを活用できる社会の実現のためにどんな施策があるか」ということですが、政府は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をビジョンに、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指して、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化を推進する施策に取り組んでいます。

その主な取り組みが、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」で、令和3年1月から令和8年3月までの期間、デジタル技術やデータを利活用した住民の利便性向上、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げること及びデータ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることを趣旨として、自治体には、推進体制の構築のため組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成のほか、6つの重点事項として「自治体情報システムの標準化と共通化」、「マイナンバーカードの普及」、「行政手続きのオンライン化」、「AI・RPAの利用推進」、「テレワークの推進」への取り組みが要請されています。

村におきましても、国の取組みに則して、これらの推進に取り組んでいるところでございます。

例えば、住民の利便性向上に関連するマイナンバーカードの普及につきましては、今年1月末現在で252人、人口の率にして35.3%が取得しております。

行政手続きのオンライン化につきましては、令和元年11月から鹿児島県電子申請共同運営システムで運用している「鹿児島e(イー)申請」は、村のホームページとリンクしており、住民票や戸籍附表の写し、税務証明、児童手当等の届け出など、22の手続きを電子申請することができ、マイナポータルサイトからリンクすることも可能です。

しかし、実際、窓口で交付されることとなることも起因していると考えますが、毎年、広報誌で紹介しておりますが、利用実績はないところです。

今後、マイナポータルを通じて、マイナンバーカードを利用して本人確認できる電子申請が活用できるようになりますれば、活用の幅が広がることが期待されるところです。

この他にも、マイナンバーカードは、免許証や健康保険証としての活用が計画されており、医療機関の受診や服薬の履歴が記録されるようでありますので、健康管理にも一役担うことが期待されますほか、確定申告にも利用されるようになったこともあり、今後の活用が期待されます。

テレワークにつきましては、新年度において、地方での活用が期待されるワーケーションに取り組みたいと考えております。

関係人口の創出と併せて、地域の活性化、人口対策に繋がることを期待しています。

一方、他の地域のデジタル化におきましては、コンビニエンスストアで住民票の写し等の交付が

受けられるコンビニ交付や、税等のキャッシュレスが進められています、行政負担ばかりでなく、なかには住民負担も増加すると考えられますことから、利用者のニーズを見極める必要があります。

さて、高齢者を始めとする誰もが利活用できるデジタルにおいて、生活に関連する分野におきましては、これまでのTV会議の活用や議会の中継、オンライン診断等への取り組みなどに加え、次期、遠隔医療システムは、訪問先の現場からのオンライン診断を可能とするものとなっています。

目覚ましく普及したスマートフォンにつきましては、続々と新たなアプリが開発されている現状から、利活用方法は多様化し続けています。

全国の自治体でも、広報誌の電子書籍化、町内回覧板の電子化、行政からのお知らせ情報のデジタル化やSNS又はアプリを活用した情報発信のほか、健康関連・防災関連アプリの導入等、先進的な事例があります。

高齢者の方々におきましては、インターネットを苦手とする方も比較的多いと思いますが、持つことによって利便性が向上し、分からないことを人に聞くことでコミュニケーションの機会が増えると考えられます。

村内におきましてもスマートフォンの普及を支援して参りますとともに、デジタル機器やサービスについての相談ニーズが高まるようであれば、相応の対策を講じたいと考えます。

このほか、全国では、人感センサー等を活用した見守りシステム、デジタル通貨や商品券及びドローンを活用した買い物支援やハチの巣駆除など、実証試験に取り組んでいるようでありますので、引き続き情報収集に努めたいと思います。

政府のデジタル化のビジョンであります「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」は、インターネットに無縁であられる方も含まれていると考えます。

今後、村が求める行政需要や課題解決又は村の発展において、デジタル化により解決、実現できるものは、財源が確保できるようであれば、積極的に導入していきたいと考えます。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

それでは私のほうから、GIGAスクール構想の進捗状況ということでお答えしていきたいと思えます。

初めに、GIGAスクール構想の概要については、一昨年度の12月議会の折にも説明してありましたとおり、校内通信ネットワーク整備に当たる学校情報通信ネットワーク整備事業、いわゆる校内LANの整備と、それから児童生徒1人1台端末、タブレットの整備に当たる学校情報機器整備事業の二つの事業を進めてきております。

現在の進捗状況ですが、十島村全児童生徒に1台ずつの136台のタブレット端末を導入して、活用の充実を図っているところであります。

学習支援ソフトについては、オンライン上だけではなく、オフラインでも活用できるソフトも導入しているところです。

タブレットなどの端末を使った授業内での工夫や改善点を、教員同士で情報交換をし合えるよ

うに、新たに情報教育担当者会というのを、組織を立ち上げました。

テレビ会議システムとあわせて、さらに効率的効果的に進めていきたいと思っていますところ。

学習支援ソフトは「ロイロノート」、それから「まなびポケット」「コスモスクラス」「ドリルパーク」「未来シード」などをインストールしてあります。

マイクロソフト社の「ロイロノートスクール」は、思考力・判断力・表現力を育成するために活用しています。

どの学校でも1番活用されているソフトになります。

1人1人が自分の考えをまとめたり、発表のとき活用したりすることが出来ます。

パワーポイントのような形態と考えていただければと思います。

資料や写真、音声なども、ほかの人と共有出来ます。

同じマイクロソフト社のZoomで、限られた時間の中でのオンライン会議も行ったりしております。

「まなびポケット」は、NTTコミュニケーションズが無料提供しているものです。

インターネットでクラウド上にある様々な教材を利用したり、まとめに活用したりして利用しているところでもあります。

「コスモスクラス」は、ベネッセコーポレーションのソフトで、オンライン学習を組合せたハイブリッド型学習支援システムとなっています。

グーグルのズームやマイクロソフトのTeams、ウェブEXなどに加入してクラウドを利用して活用するソフトのことになります。

「みらいシード」は、共同学習や一斉学習、個別学習のそれぞれの学習場面に応じたタブレット学習用ソフトで、ロイロノートとほぼ同様なものになります。

児童生徒がICT機器を使っていくためには、それを指導する教職員のスキルを高めていかなければなりません。

今後も、県の総合教育センターの研修会や、夏休みに行われる十島村教育研究大会でも、情報教育の講師を招聘し、全教職員のスキルアップを図っていききたいと思っていますところ。以上です。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

1番目の令和3年度予算の執行状況と成果についてなんですが、本来であれば予算編成時期にする質問で、少々遅かったかなと反省しているところ。

令和3年度も2年度と同様に、コロナと戦いながら、またコロナの状況を見ながら、非常に厳しい村政運営だったと思います。

取りやめになった事業、実施出来なかった事業もたくさんあります。

人や物の交流も途絶えて、さらに残念なのが、職員の島への出張が最小限に抑えられたと。

やはり、我々島に住んでいる住民からすれば、職員に少しでも島に足を運んでいただいて、現場を見ていただいて判断していただきたい。それがもう電話とか、LINEでの写真で判断してもらうと、そ

のようなことが多々ありました。

4年度は、そういうものが少しは解消されるのかなと期待はしているんですが、そういった中で、コロナによって、コロナが大きく影響した事業というのは、特に何だったのかっていうのを説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

確かにですね、我々の地域は本庁が鹿児島市内にあるということで、職員、当然私もそうですけれども、とにかく地元の住民との顔合わせということは、もう基本中の基本だと思っているんです。

これがここ2年、全く出来なかったというのが、このコロナによって、そういうのが制限されるいうことになるのかなと思っています。

特に、最近村の職員の構成を見てみましても、最近入ってくる職員がかなり多いと。

ほとんど余り島を知らない方が、職員が入庁してくるというようなことを考えた場合には、できるだけ住民との触れ合いということは当然持つべきじゃないかなということが出来なかったというのが、ここ2年の中での反省と言うんでしょうか、そういうものが考えるのかなと思います。

それから、コロナによって何をもたらしたかというのはですね、感染対策を住民が危機意識を持ちながら取り組んでくれたということが、村の医療費的な削減にも繋がっているんじゃないかという気がするんです。

例えば、これは全国的な方向といいましょうか、その傾向かもしれませんが、インフルエンザがほとんど流行っていないんですね。

コロナ前は、村内も村民も、かなりインフルエンザで高齢者、あるいは子供たちというのが、かなり苦しい状況にあったものがですね、ほとんど出なかったというようなことがありまして、この危機管理対策は、我々の地域における病院の脆弱さということを、島民の意識の中で変えてきたんじゃないかなという気がします。

そのようなこともありまして、村としても今コロナが県内の中でも、1人も出てない地区は、我々と隣の三島村ということにも繋がっているのかなって気がします。

いずれにしても、3回目の接種が8割を超えたという中で、国のほうも社会経済活動を動かすべきだということで、今、かなりそこら辺に対して動きが出てきています。

村としても、今県のほうの感染拡大警報が解除されるような状況であればですね、当然感染対策をとりながら、住民の経済活動、そして村民への交流事業というものも、今後とっていくべきになるんじゃないかという気がします。

そうしていかないと、我々の地域というのは、得てして忘れられる存在になってしまう可能性があるということを考えた場合には、そういう方向も見極めながら進めていくべきなのかなという方向に考えています。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

令和3年度予算の執行状況というのは、村長の答弁でもありましたけれども、概ね適正に執行されているということで、そこはまた9月議会で決算審査ということでまた詳しくいろいろ説明していただくこととなると思います。

2番目の質問ですが、令和4年度の、今度は予算編成についてなんですけれども、4年度もかなり盛り沢山で、私たちは前の便で予算書を見せていただきました。

我々議員は、予算書を見るときが1番ワクワクします。

1年の議員活動の中で、一般質問で取上げたこと、座談会で取上げたこと、また委員会等で議論されたことが、どれだけ予算の当初予算に盛り込まれているか、そこを見るのが、まずはそこを楽しみにしています。

そして、その次に当初予算編成の要点を読みます。私の場合ですね。

要点をまず見ます。

そうするとそこは令和3年度とはほぼ変わらない、ほぼ一緒ということでした。

予算というのは、単年度だけで出すものではなくて、過年度、または将来にわたる財政支出についての取り決めが含まれますので、新規事業が多いとか少ないというのは、そこは関係ないのかなと思います。

まずは、コロナ前の水準に戻してからだと考えております。

そうした中でも、やはり最初に目が行くのは、新規事業に目が行きます。

新規事業の中で、民間企業であれば、新規事業というのは、何て言いますかね、社運をかけるぐらいの新規事業があったり、それほどウエイトを占めない新規事業があったりするわけです。

そういったことを考えたときに、新規事業というのは、やはりそれなりの思いがあって出してきたものだと思うんですが、来年度の新規事業の中で、村長の中で最も肝入り、力をここは全部だと思えますけれども、ここは力を入れたいと、特にそういうのがあればお願いします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

残念ながらですね、十島村の予算編成というのはかなり厳しい予算編成なんですね。

議員も承知のとおり、自主財源が極端に少ないと。

そこは人口が700弱ということで、村税の確保というのは、僅か1割にも満たない状況ですので、つまりあとは何で事業を進めるかというのは、借金であったり、村債ですね、地方債ですね。

それから国県の財政状況、これはどういうふうに伸びているのか、計画があるのかということをやっぱそこをしっかりとつかむ必要があるんじゃないかと思うんですね。

先ほどの施政方針の中でも触れましたとおり、今回、教育予算を例年の二、三年分投入しているんです。

そこは何かと申しますと、今、当然村は人口対策とあわせて、子育て支援対策、そして児童生

徒の受入れを進めようということで、村外の児童生徒の現状を見た場合に、小宝島と口之島がかなり厳しい状況があるんです。

地元の子供たちが少ないということで、そこを賄うには留学生の受入れだということで、それに国のほうは経済対策の中で、強力な、このコロナということを、コロナ後を見据えた形での、国が強力な経済対策を、去年の12月補正で打ったんですね。それに我々も乗ったんです。

そういうことがありまして、村がまず基本とすべき人口対策、児童生徒の確保というものが、私は1番の今回一つの目玉政策になるのかなという気がするんです。

例年国が、予算的な財政的なことを抑え気味のときには、一つの島の寄宿舎を整備するのに2年かけていたんですね、平島もそうでしたけどね。

そういうものを、昨年悪石島から1か年に絞ってやりました。諏訪之瀬島そうですね。

今回は2島したということは、そこにあるのかなという気がするんです。

それからもう一つは、今は村が交通体系の問題で、そういう村営定期船しかないというものを、諏訪之瀬島の旧飛行場を活用して、鹿児島空港との定期便の運行を始めたいと。

その運航会社のほうも、国からの運行許可も既に出ているというようなことからして、確かに、機材のほうは、小規模機材なんだろうけれども、でも十島村に行くルートが出来たと、出来るということとは、これまでの十島村で無かったものが出来てくるのかなという気がするんです。

当然、諏訪之瀬島だけの利用じゃなくて、諏訪之瀬島に客を移動させた場合には、村の高速船の話まで繋げるとか、あるいは定期船と繋げるような形のものをとっていくことが、この4年度の新しい政策の中の一つなのかなと気がします。

それからコロナというものは、当然、この4年度も、まだ付き合うことになるだろうと思います。

ただ、その中で、今村が交流人口対策の中で、イベント関係の中で、どういうことができるかということではですね、この対面での動きをやっていくべきだろうと思うんです。

例えば、令和2年までは、列島マラソンであれば約140名ぐらい外からも入れていたものを、それを例えば3分の1か、あるいは2分の1の募集を減らして、でもその中でできることがあるんじゃないかというような形のものも考えていくべきじゃないかという気がします。

ただコロナだからということで、そこに甘えていることはもうちょっと過ぎてきているんじゃないかなと気がしますので、そういうことも含めながらやっていくべきなのかなという気がします。

それから、テレワーク移住の関係ですね、ワーケーションを含めてですね。

今の時代に即した形で、必ずその住基人口に関係なく、関係人口をいかに増やしていくかということが、十島村の次の定住対策に繋がるんじゃないかと思うんです。

今年も、ある島を見たら、その地域が気に入ったということで、若い夫婦がそこに住むんだというようなものが、例えば関係人口を拡大することによって、その村の七つの中で進めることによって、そこに新しい住民が生まれてくるというようなことは、この次の村としての定住対策の在り方じゃないかなということは考えられるところです。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

来年度の新規事業で入っていますワーケーションですね、これは悪石島で、まずモデルとして進めるということで、手探りでありますけれども非常に期待をしております。

保育士さん、看護師さんの委員の方から意見が出たんですが、資格を持っている人はたくさんいますと。

ただ資格はあるけれども、仕事、職に就いてない人もたくさんいます。

そういう方も、ぜひ島で体験して、交流施設で体験していただいて、1人でもこういう島で働きたいという人を入れていただいたらなという意見が出ました。

とても良いことだと思います。

ぜひそういう方たちの採用に向けてもですね、ぜひリモートワークとかをぜひ活用して、ワーケーションですね、テレワークとか活用して、人口増と、あと慢性的に不足している保育士さんの採用、また看護師さん2名体制を確立させるという意味では、ぜひそこが進んでいけばなと期待をしております。

そして村長の答弁で、令和4年度は、この2年間とは違うぞという意気込みを感じました。

その対面での事業をするんだと、もういつまでも、コロナコロナと言っていられないと。

様子を見ながらになるんですが、ぜひ4年度は、2年、3年度とは違う形になることを期待しております。

また4年度の予算編成については、特別委員会のほうで、また各議員からいろいろ意見も出ると思いますので、また宜しくお願いいたします。

それでは、次のデジタル関係についてですが、十島村の情報システムの標準化に向けての現況と課題についてということで、我々も島に住んでいまして、まず防災無線のデジタル化が完成しました。

で、今までであったら、有線放送を活用して、島内放送とかかけることが多かったんですが、もう今はほとんどありません。

自宅にいて、スマホで放送ができると。

もうこうなるんだったら、何年か前に、有線放送にちょっと投資したのが、ちょっと今反省しているところで、それはやめておけば良かったなと今思うところです。

非常に便利になりました。

港湾監視カメラもとてもクリアで、見やすくなっております。

本庁においては、デジタル化のデジタルの標準化っていうと、働き方改革を推進するという意味もあると思うんです。

労働時間を短縮する、時間外労働の削減をする、作業コストを削減するとか、いろんな意味がありますけれども、実際今の段階で、デジタル化したことによって、この働き方改革はどの程度進んだなという感触がありますか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

テレワークがですね、今このコロナによってかなり世間的にも普及してきているわけですね。

村の職員も、テレワークを進めるために、パソコンを持ち帰らせるということはやっているんですが、限られた形になるんですね。

どうしてもその、対面でないと出来ない業種の方があるわけですね。

そこが結局、我々もその固定観念の考えの中で、無理だろうというものも当然あるし、また職員が実際に業務をする中で、そういうのがあるような感じがしますからですね、今一つ村の中でのデジタル化というのはですね、動きが鈍いのかなというのを感じます。

ただでも、国はこのデジタル行政を、国と自治体も一体となって進めるんだというような声は当然上がってきている中でですね、もう一つ、村の中の職員のマンパワー的な問題もそこにはかかっている気がするんです。

本庁にデジタル関係の情報政策の専門職を2名置いています、今後においては、その職員の体制の在り方も含めてですね、増やすという方向をとっていかないと、他の自治体に遅れが出てしまうんじゃないかなという気がします。

極論ですけれども、議会のほうでも、このデジタル化に向けてですね、例えばこの本会議の在り方も含めて、今後検討が出てくるんじゃないかなという気がします。

これは時代の流れだろうと思いますので、そこら付近も含めながら、村として考え方を整理していくべきじゃないかという気がします。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

午前中の議運の中でも、リモートでの委員会とか出来ないものかと、いろいろ話し合いがありました。

その中で、やはり本村のようなところだからこそ、他よりも特化した状態で進めるべきじゃないかという意見が出ました。

そのとおりだと思います。

実際、その人によって活用がうまく出来ないとということもありますが、それはですね、徐々に進めていけば良いことで、もう、すぐ明日からしなさいという問題ではないので、ここはですね、どうしても、議会も全員タブレット化して、今日もありました、その差し替えとか修正、そういったものも簡単にできるようにしますし、もうぜひ進めていくべきだと考えております。

また若い職員が多い中で、複雑な業務とかを自動化することによって、ベテランのノウハウとか、そういったものがすぐ出来てしまう、そういうこともあるのかなと思います。

ただ経験というのは積み上げていくものなので、その辺はいろいろ問題があると思いますが、そういった面ではですね、労働生産性は上がるのかなと考えております。

ただこのデジタルの標準化ですね、いろいろ調べていくとかなり複雑で難しいです。

こういう本も1冊読んでみましたけれども、読めば読むほどわからない。

法的な問題がかなり入ってくるということで、住基台帳が漏れたとか、いろんな問題が出ているようですが、十島村ではそのセキュリティーの問題というのはどのように考えているのか。

これからだと思うんですけど、どのように対策を考えていますか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

すいません、私からで。

セキュリティーの問題については、今、国、県が関わって、関わった中でシステムを運用している状況になります。

今LGWAN回線と言われる国のネットワークを使って、行政系のパソコンは皆繋がっています。

しかし、行政系のパソコンについては、そのネットワークから出られない、物理的に切り離されたその環境の中で運用しています。

それで、インターネット環境をできるものは、今度は県のクラウドというものを通じて、県のクラウドのところでセキュリティーがかかるというふうに、そこではじかれたりもします。

危険なアプリは使えないような状況で運用している状況です。

あとそのもう一つ、住基系、マイナンバー系ですけど、それもLGWAN回線のまた、今度は特化したもので、それも切り離されて運用しているということで、庁内のパソコンはほぼそういったセキュリティーがかかっているんで、今、それ以上の心配はしていないところです。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

この本によると、「各自治体では独自の施策がなかなか出来なくなってしまうんじゃないかと危惧する」という意見もありました。

実際、地方分権と叫ばれながら、何で国からこんなに言われるんだと、多分皆さんはそういうふう感じていらっしゃると思うんです。

ジレンマを抱えながら、進めることになるのではないかなと推測されますが、令和7年を目標にということになっていますので、ぜひ宜しくお願いします。

それでは次にいきます。

「高齢者を初め、誰もがデジタルを活用できるような社会を目指す必要があると考えますが、そのためにどのような施策があるか伺います」ということで、最近はですね、保険の申込みもスマホで出来たり、またある携帯電話会社では、オンラインでしか申込み出来ない格安プランとかもあります。

それは使いこなせるかどうかで、やっぱりそういったところはもう差が出てきます。

そういった中で、村長の行政報告でもありましたドコモの出張サービスっていうのがありました。

最初は、「どういったことを相談したいですか」というアンケートで、回収率も悪くて、どうなることかと思ったんですが、実際蓋をあけてみると大変盛況で、コロナということで、鹿児島に来てなかなか

予約が取れないとか、また予約自体もスマホでしないといけなかったりとかでなかなか予約が取れないという人もいらっしゃいました。

そういった中で、料金見直しであったり、また機種変更であったりしております。

で、「こんなにポイントが貯まっていたんだ」と、「ポイントだけでも機種変更が出来た」とか、大変喜んでおりました。

ただ気になったのは、高齢者の姿は、私が見たところでは、やっぱりいなかったですね。

そこは、多分ドコモさんからしたら、「この機会にスマホにしませんか」という意味もあったようなんですが、まだそこまで、「もう1日あれば、そういうのも出来たんですが」という話で、1日しかなかったもので、時間が足りなかったというのもありますが、本村には65歳以上の高齢者が3割いると。

その65歳以上の人に限ったわけじゃないんですが、そのスマホをどのくらいの方が保有しているのかということでも変わってきます。

以前、パソコン支援員が島に、今は見えませんよね。

はい、これからはですね、そのデジタル活用支援員っていう人を島に、やはりいてくれたら助かると思います。

先日ですね、うちの80代の両親のところに、マイナンバーカードをつくりませんかという、その案内が届いておりました。

もうすぐ私のところに持ってきます。

やはり高齢者というのは、そういったものからですね、やはり一つ一つ支援してあげないと、マイナンバーの保有率というのは上がらないと思います。

ただ送りつけるだけでなく、やはりお手伝いをしてあげることです。

スマホもですね、私の母は使っていますけれども、ただよくわからずに使っているわけなんです。

使いこなすことによって、住みなれた島で、いつまでも、ただ暮らすのではなくて、できるだけ楽しく暮らしていただきたいと考えます。

その点について、意見ををお願いします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

たしかに、スマホはあらゆる機能を持っていますから、利便性が高まると思うんですね。

高齢者の皆さんが、当然そのスマホになじまないというのは、一つはその料金の問題も気になっているのかなという気がするんですね。

あとそれを持つことによって、どのように自分に生活上にメリットが出てくるのかというものも限られてしまうから、それが費用面とサービス面というんでしょうかね、そういうものが、いまいち整理しないと、なかなか普及は難しいのかなという気がしますね。

当然、我々の地域で、このスマホを持つことは、あらゆる情報を得られますからですね、相当な情報取得にはなるだろうと思うんですね。

そのことも一つ、ドコモさんのほうも、悪石島であった出張ドコモについては、「これからも積極的に

やりたい」というお話も聞いていますからですね、例えば、悪石島で15、6名ぐらいの方が、1泊2日の1日で、半日ですかね、その中で来たということですね、当然、そのショップ会社のほうも、ほかの地域でもそういう状況が見込まれるというようなことを気にしていますから、村としても連携を取りながらやっていくべきなのかなという気がします。

その中で、低金額も提供して「助かった」という島民の話もありますからですね、実際そういう情報も、来ていなかった関係者にもどういう形でその情報を出すかということも、今後検討が求められるのかなという気がします。

それからパソコン支援につきましては、村に数年間置いていたんですけども、ほとんど活用実績がここ数年なかったということで、たしか一昨年ぐらいから外したんじゃないかという気はしますが、そのデジタル支援についてはですね、これはもう大事なことです、当然、本庁だけがデジタル化が進んでも行政的には進まないと思うんです。

当然出張所、あるいは診療所、学校というようなところも、それなりの知識を持った者が、そこで業務をするということが求められることになるわけですので、それはそのデジタル支援員を出張所長の中でできるのか、あるいは、どういう形でできるかということを含めながらですね、これは検討の余地があるんじゃないかという気がします。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

十島村の未来が、なぜか私が20年近く前に島に帰ったときと比べると、かなり違う方向に、違う方向というか良い意味でですね、もう、どんどん発展してって、最初はインターネットも使えなかったのに今はもうデジタル化と叫んでいます。

さらに、未来はどうなっているのか非常に楽しみにしております。

はい、それでは最後の質問です。

GIGAスクール構想の進捗状況についてということで、教育長に答弁していただきました。

私が一番気になっていたのは、やはりコロナで、多分先生たちの研修とかが思うように出来なかったと思います。

やはり教えるほうのスキルが、非常に大切だと考えます。

先生の答弁にありましたように、もうかなり研修はもう計画しているということで安心しました。

早速、悪石島の地震の避難のときに、たしか6年生でしたかね、タブレットを持って行ってリモートで授業を受けたと。

早速成果が出たなと思いました。

そういったことが可能になるというのは、非常にGIGAスクール構想は良いことだなと思いました。

ただこれから、タブレットを使った授業が増えていくんだと思いますが、やはり対面の授業というのも大事ですので、やはりその辺はですね、バランスをぜひとっていただきたいと思います。

で、今ですね、その戦争が起こっているわけなんですけれども、情報戦と言われていまして、フェイクなのか真実なのかわからないと。

これから子供たちが、そういった事件、いろんな事件に巻き込まれることも想定されます。

ぜひそういった教育も、真実を見る教育というか、そういったものもぜひ取り込んでいただきたいと思います。

また私も昨年、一般質問で取上げて、1回だけ授業を見させてもらいました。

そのときもロイロノートとか、いろいろ「あっ、すごいな」と思いながら感心したんですが、また来年度もぜひ授業に参加させていただいて、どこまで進んだのか体験させていただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

貴重な御意見、有難うございました。

本当に子供たちが、日常も学習道具の一つとしてタブレットを使っています。

来たらすぐに保管庫から出して、机のところに置いておくというような感じで、例えば、1年生の生活科あたりでは、虫を撮ったり植物の成長の様子を撮ったり、あるいは5、6年生ぐらいになると、体育の授業では、跳び箱運動とかマット運動、鉄棒運動なんか、自分の身体操作を見ることが出来ません。

そういうのをお互いに撮り合って、お互い「こうなっているよ」というようなところもやっています。

そういうのを先生方が研修をする中で、非常に多く使っていただいています。

そしてお互いに、学級の友達が少ないですので、テレビ会議とあわせて、その他の島の同じ学年の子供たちと一緒に授業交流を行うことで、さらに考えを深めたり、意見を出し合ったりすることが現在出来ているところです。

先ほど言いました、教育論文とか、そこにたくさんの先生方が出していっちゃう、そういう実践をまとめてくださっている先生もたくさんいらっしゃるようです。

さらに先生方のスキルも上がっていているところです。

今後もそういう、先生方のパワーアップというか、スキルアップを図りながら、子供たちが自由に使えるようにやっていければと思っているところです。

ありがとうございます。以上です。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

はい最後にもう一つ。

島の中で、ブロードバンドが整備されて、WiFiがいろんなところに入りました。

で、今度新しく寮が出来たわけなんですけど、寮の中にどれぐらい整備するかわかりませんけれども、まず施設周辺だけでも、ピロウの家、コミュニンからのWiFiの電波が外で使えます。寮にも届きます。

となると、無制限で子供たちが使いかねないと。

そこをですね、そこは寮監さんの考えと、また学校、教育委員会で、ある程度のルールを決めて

いかないと、いろんなところで使い放題になるなという気がしております。その辺も宜しく願います。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

授業の中では現在活用しております。

ただ、持ち帰りは、今ですね原則させていないところです。

というのは、今あったように、そこに夢中になり過ぎたらいけないなというところ、それからセキュリティだとか、いろんなことが出てきます。

破損したりとか、紛失したりとか、たまたま今回、悪石島の場合には、地震避難で活用出来て、すごく素晴らしいなということで、先ほど言いました情報教育担当者会、その中でも、持ち帰った場合の良いところと悪いところとか、そういうところを出し合いながらですね、いろいろと討論をしながら、先生方のほうで語って、そして子供たちにとってより良い情報教育であるように、進めていこうとしているところです。以上です。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

タブレットは持ち帰り、原則なしですが、子供たちが持っているスマホとかですね、そっちのほうはどんなふうに考えていますか。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

もう各家庭というか、個人個人でスマホ等は親が買い与えてやっていますので、本当であれば、そこは各家庭の話合いの中で買ってやった、与えたそれぞれの保護者が、親が、使用についての制限をしないといけないところなんです、なかなか親のほうも「言うことを聞かんのですよ」とかいうような形ですので、学校としてはこういう決まりで、「約束で使おうね」とか、ほかの市町村ではですね、PTAで「何時までの使用で、あとはもう家の保護者に返そう」とかいうようなところがありますので、そこあたりの使用の仕方についても、また十分に議論しながら、それぞれ使い過ぎがないように、ブルーライトだとかもういろんなものもありますし、使い過ぎてと、というようなこともあつたりしますので、そこあたりまで含めて、七つの島で統一した形での使用の仕方というのが提案出来たら良いなというふうに考えているところです。以上です。

○議長(前田功一君)

これで坂元勇君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

4時30分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永田和彦君の一般質問を行います。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

2022年2月4日から20日まで行われた、北京冬季オリンピックでの世界のアスリートと日本人選手団の活躍に、興奮と感動を覚えた2月があつという間に過ぎ去りました。

世界中の障害を持ったアスリートの皆さんの活躍に期待しながら、3月4日からの北京パラリンピックを楽しみに待っておりました。

そんな中、ロシアによるウクライナ侵攻という世界中の人々の何気ない日常が、もろくも崩れ去るかもしれない悪夢のような現実の日々が続いています。

テレビ画面を通してしか知ることの出来ない遠い国のことではあっても、小さな子供たちが家族のことを、ふるさとのことを、そして自らの明日の命のことを涙ながらに訴える姿を目にすると、平和の尊さを実感せずにはいられません。

様々な主義主張があるのは理解しますが、暴力による、ましてや戦争などという絶対悪による侵略など決して認めてはなりません。

それらを回避するために政治があり、政治家がいるのです。

このまま戦火が拡大するようなことは、絶対に避けなければなりません。

そのことを、我々日本人と世界中の人々は、80年前の世界大戦や、その後も続く局地的な衝突で学んできたはずなのに、また過ちを繰り返そうとしています。

人々の平和な日常を次の世代の子供たちに引き継ぐのが、今を生きる我々世代の使命です。

世界の中で見れば、日本なんて極東のちっぽけな島国でしかありません。

その中の十島村は、世界地図にも表記されない小さな存在ですが、声を大にして平和を訴えていくしかないのです。

涙に濡れたウクライナの子供たちと、国民の皆さん、そして戦争により命を落としたロシア兵の家族の人たちの涙が乾き、いつか笑顔になれる平和な世界を政治の力で取戻してほしいと心から願います。

政治家の末席に席を並べる者の1人として、自分自身の職責の大きさ重さを再度認識し、議員活動を続けてまいります。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

1点目です。

2009年のトカラ皆既日食に合わせて整備された無線方式による村独自のブロードバンド施設

が、およそ12年を経過し、機器の老朽化や維持コストの増大により、今回、島内に光ファイバー網を敷設し、各家庭においても都市部と遜色ないインターネット環境が整備されました。

今後、各個人も含めて、島からの情報発信の方法や質もより向上していくものと期待します。

家庭のパソコンから世界が繋がりました。

どのように活用していくかは、我々住民と行政のアイデア次第だと思います。

そこで、まず整備状況について伺います。

村内住宅の何%が、今回の光ファイバーの敷地内までの引込み工事を完了したのか。

また、引込み工事の完了した住宅のうち、何%がインターネットのプロバイダー契約まで完了し、インターネット環境が整備されたのか、ひかり電話のみの契約は何%なのか、敷地内までの引込み工事のみで、住宅内の配線工事を行わなかった住宅があるのか伺います。

2点目です。

現在、居住用として使用している住宅で、今回の光ファイバーの引込み工事を行わなかった住宅があるのでしょうか。

高齢者の方のみのお宅は、引込み工事そのものを行わなかった住宅があるかもしれませんが、現状を伺います。

3点目です。

今回整備されたインターネット環境を、高齢者の見守り支援等に、行政として活用する考えはないか伺います。

今現在、見守り支援員の方により、週に1回、訪問での安否確認と健康観察が行われています。

訪問対面での安否確認が、高齢者の方の安心にも繋がっていると思いますが、マンパワー不足や、コロナのように戸別訪問が出来ない場合など、ネットを活用することでカバーできるかと思えます。

高齢者の方にスマホやタブレット端末を利用してもらうことで、テレビ電話等を利用した安否確認、健康観察が可能になるかと思いますが、積極的な活用を考えてみてはいかがでしょうか、その点について伺います。

4点目です。

コロナ禍により、企業等での在宅勤務が進んだことで、都市部から地方への移住等が進みました。

引き続き、その大きな流れは続いています。

職種によっては、高速ブロードバンドの環境さえ整っていれば、日本国内どこでも自身の業務を行える世の中になりました。

そうした中、本村においてもブロードバンドの整備が終わり、ようやく他地域と同じ土俵に上がって、最低限度の勝負ができる状態にはなったのかと思います。

今後、村として、移住定住やワーケーションの呼び込みに、これをどのように活用するのか考えを伺います。

5点目です。

このコロナ禍において、役場職員もテレワークにより在宅勤務を昨年から引き続き行っています。

ブロードバンドが整備されたことから、村内での勤務も可能になったと思いますが、今後役場職員の本来あるべき姿の村内配置について現時点でどのように考えているのか伺います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

まず、1点目の既存住宅敷地内の引込工事等についてお答えいたします。

村営住宅、個人住宅、現在は空家となっている住宅396軒中、約98%の387軒の住宅に光ケーブルの引込工事が完了しております。

この引込工事を行った387軒中、約70%の270軒がインターネット契約を行っており、超高速ブロードバンドの環境が整っております。

参考までに、これまでのトカラ結ネットの12月末時点での個人の契約件数は238軒でありましたので、32軒増えたことになります。

次に、光回線電話のみの契約は387軒中、7%の26軒で、引込工事は行ったが、宅内配線を行わなかったのは24%の91軒となっております。

この91軒の多くの方は、インターネットを利用していない世帯でございますが、今後、NTTとしては、安定した電話サービスの提供を図るために、既存の老朽化した電話ケーブルから、光ケーブルに切り替えたいとの意向を示しており、個別に光回線電話への切り替えのお願いを行い、宅内配線を行う予定とのことです。

現在、本土におきまして宅内工事が必要な場合、光インターネットの申込みから工事まで数カ月を要することから、前もって光電話回線の宅内配線を行うことで、インターネット契約が必要になった場合、短期間で利用を開始することができるようになります。

また、空家につきましては、今後利用する可能性のある空家においても、所有者の工事申込をもって引込工事を行っておりますが、こちらはインターネット契約か光回線電話の契約を行った際に宅内工事を行うことになります。

加えまして、インターネットの加入申込みが間に合わなく、宅内配線の工事期間中に工事を行えなかった家庭も数件ありますことから、今後は改めてNTTが宅内配線の工事を行う予定となっております。

次に、2点目の光ケーブル引込工事を行わなかった現在使用中の住宅については2軒あります。

本人より固定電話もインターネットも利用しないという方、もう一方は引込工事は不要との事で、工事を行っておりません。

次に、3点目のネット環境の高齢者見守り支援等への活用につきましては、今回整備されたネット環境は、現在約63%の世帯でインターネットサービスの契約を行なっておりますが、見守り支援が必要な高齢者の多くが、契約を行っていないのが現状です。

今回整備したネット環境を活用した高齢者の見守り支援については、見守り支援が必要な世帯のインターネットサービスの契約を促すとともに、利用しやすい見守り支援システムの調査が必要と考えます。

既存の仕組みにおきましては、インターネットの利用料は、村の補助を活用しても月額約4,000円の負担で、特にインターネットを必要としない世帯におきましては、無用の負担となりかねません。

ただ、現代のインターネット社会では、家の中にセンサーやカメラを設置するタイプや家電製品等の利用状況が一定期間ない場合に警告を通知するなど、すでに市販されている様々な見守り支援システムがあります。

村としましては、孤独、孤立の対策としましては、引き続き高齢者見守り支援の充実を図らなければならないとも考えますことから、平成23年度に整備した緊急通報装置の更新も視野に、その在り方についても検討していきたいと考えます。

前の質問でも少し触れましたが、その取組の1つとしまして、悪石島で本年1月に実施しました「出張ドコモショップ」では、携帯電話の機種変更や契約内容の変更が主な実施内容でしたが、この取組の中には、高齢者等向けのスマホ教室もあります。

スマホ教室を各島で開催して、一番身近なICTであるスマートフォンの基本的な操作方法や利便性を認識していただき、スマートフォンでない方へのスマートフォンへの切り替えを促進して情報格差(デジタルデバイド)の解消を図っていききたいと思います。

ただ、スマートフォンが普及しても、ご高齢の方や苦手な方に向けましては、地域で精通した若手の方を講師として、スマホ教室を開催する方法もあるのではないかと考えたいと思います。

そのことによりまして、地域内でのコミュニケーションに繋がることにもなるんじゃないかと思っております。

次に4点目につきましては、高速ブロードバンドによる定住対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症により、テレワークやリモートワークといった居住地を選ばない、「新しい働き方」をする人が増えております。

また都市部から離れた地方や観光地で、リモートワークをしながら余暇を楽しむ「ワーケーション」を希望する人も増えております。

本村においては、全島でブロードバンドが供用開始となり、通信の安定化が図られますことから、テレワークに対する移住支援とワーケーションによる関係人口の創出を図り、移住・定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

テレワーク移住につきましては、「村外で生活している者が、移住前の業務をテレワークで継続しながら村内に定住すること」としておりまして、企業等に所属しながら在宅勤務を行っている者に限らず、フリーランスや個人事業主などが定住する場合も対象として検討しております。

テレワーク移住に対する助成制度といたしまして、テレワーク移住準備金を検討しております。

テレワーク移住準備金につきましては、要件を満たす移住者に対しまして、一律で20万円を支給することを想定しております。

従来の引っ越し助成と合わせまして、最高50万円を助成することが可能になるかと思っております。

助成金の適用条件といたしましては、5年以上定住する意思があることに加えて、テレワークという自宅内で完結する勤務形態では、地域での孤立やマンパワー不足の解消に繋がらないため、地域活動への参加を義務づけることも考え、自らの専門技術を特産品の開発やPR等に対して還元することも求めていると考えています。

次に、ワーケーションの受け入れについては、「ワーケーション」とは、「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語でございまして、観光地等に滞在し、持ち込んだ仕事をしながら、空いている時間で余暇を楽しみ、仕事の効率向上やストレス解消を実現するというもので、テレワークと同様に働く場所にとらわれない新しい働き方として、コロナ禍の中で注目を集めているところです。

現在の島暮らし体験といたしましては、「移住の下見」および「地域おこし協力隊の体験」のふたつの方法がありますが、いずれも移住することを目的とした準備や体験を行うものでございまして、移住や定住の意思があることが前提となります。

それに対してワーケーションは、移住や定住については具体的に考えていないものの、その地域について興味がある方の利用を想定しておりまして、まさに関係人口として捉えられる方が対象となってくるものです。

ワーケーションにつきましては、仕事の合間の余暇の時間で何ができるかが非常に重要視されます。

ワーケーションで滞在中に、島での仕事や生活を体験できる半日～1日単位の体験プログラムを用意していきたいと考えております。

具体的には、農業・漁業・畜産業の体験を行う「島しごと体験プログラム」、観光やレジャー、ボランティアや地域の活動に参加する「島ぐらし体験プログラム」を用意し、希望する方に対して有料で提供することを検討しております。

本村におきましても、ワーケーションを入り口に、テレワークを含めた移住・定住者の確保に繋げていくことをめざしております。

その他、労働力不足を解消するための通信を活用したスマート農業やスマート漁業などの推進も期待されますし、ブロードバンドを活用し、一次産業だけにとらわれない様々な働き方が可能になるものと考えます。

本村においては、畜産、漁業といった一次産業が主であります。ブロードバンドによる通信の安定化により、パソコン1台あれば仕事ができ、収入が得られるようになります。

すでに、本村の一部の島においては、パソコンで仕事をし収入を得ている方もおります。

また、企業の研修場所としての活用など、これまで通信が脆弱であった故にできなかった企業誘致も可能になるのではないかと考えます。

ブロードバンドの整備により、様々な働き方のスタイルが生まれてくるものと考えます。

次に、5点目の役場職員の村内配置についてお答えします。

職場ではなくとも業務を行うことが出来るテレワークにつきましては、新型コロナウイルス感染症

対策の影響もあり、瞬く間に全国に広がり、企業の中には、職場のない地方に居住することも可能とするなど、職場の風土は一変しております。

現在、本庁においては、テレワーク用のパソコンを職員に貸与しており、自分の机にあるパソコンを操作できる仕組みにより、自宅等のWiFiを利用してテレワークをすることができます。

労務管理や電話対応等のほか、業務上の意思疎通、進捗管理、情報共有、職員の育成など、まだまだ問題点も多くありますことから、主に新型コロナウイルス感染症のまん延防止等に係る非常事態である期間に集中して、業務に支障を及ぼさない範囲で運用しております。

しかし、窓口業務や会計事務のほか、議会、監査、災害、予算査定、セリ業務等に加え、会議や打ち合わせなど、対面でなければならない事務や、非常に非効率な業務が多く、実際はそう多くの職員や日数をテレワークに充てていないのが現状です。

このテレワークは、村営定期船内や村内においてもWiFiが使える環境であれば利用することができますことから、現在でもある程度の業務は、村内で行うことは可能です。

村内での勤務について考えますと、先程、列挙しましたような部署の村内配置は、現状では困難で、更に、課や室内の調整、意思決定、職員の育成に携わる課長、室長の村内配置も現状では難しいと考えたときに、まずは1人の職員を1つの島に配置するとした場合、本庁の業務の一担当者として配置するには、一定程度育成された職員を配置することを検討することになるのではと考えます。

今の本村の職員の状況をみますと、経験年数が短く、一人では業務を任せるまでには至っていない職員が多く、周囲の職員でカバーしつつ人材育成をする段階にあり、直ちにそのようなことを実施できる状況にはないと思っています。

ただ、行政改革の中でも取組目標の一つとして掲げております職員の成長、あるいは地域に対する理解、繋がりの深さも期待されますことから、まずは段階を踏んで、短期、中期の村内派遣から検討したいと考えます。

将来におきましては、職員の村内配置問題について、出張所の体制も含めて検討しなければならないことであると認識しております。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

整備状況については、数値的な部分については理解をしました。

そういった中で、実際島内において、高齢者の方等と話をする中でですね、「住宅の玄関口まで配線が来ていますよね。そこから先はどうしたら使えるの？」というのを、上がってくる直前になってからそういう話をする方もいらっしゃるんですね、結局、工事は目の前で見ていたんだけど、何をしているのかもよくわかってなかったっていう方がいらっしゃるのも事実です。

実際、その方は私の自宅まで来て、実は普段からその方は割とスマホ使われているんですけど、買い物の電子決済の関係で、ちょっとスマホがバグってしまったみたいで、「これどうにかしたいんだけど」という相談にこられたものだから、そもそもダウンロードする部分が、途中でひっかかってしまって

いておかしくなっていたので、私の自宅のほうというか、WiFi環境の中でダウンロードしてあげて、そこをクリアして、一応回復はしたんですけど、そういった中でその本人さんと話をする中で、「これ住宅のほうは、家まで工事をすれば、家もそういう形で環境がすぐ整うんだよ」という話をしたら、「え？ そうなの？」というお話をされていて。

なので昨年から動いていた事業ではあったんですけど、高齢者の方等について、特にひとり暮らしの方については、そういった部分まで、まずそういった事業が進んでいるということすら、十分理解出来ていない方もいらっしゃるんだなあというのを感じるところでした。

先ほど、村長の説明の中でも、何もしていない住宅が91件24%ぐらいあるんだという話の中で、恐らくほとんど高齢者の方の住宅なんだろうと思うんですけども、スマホ、先ほどから議員控室のほうでも議員同士でも話しながら、スマホに切り替えることでのいろんな、7番議員の一般質問の中でもありましたけれども、スマホに切り替えることでのいろんな恩恵を受けられる部分、そういったものを考えたときに、積極的に今回の引き込みで、住宅の入り口まで来ている部分をどうやってうまく自分の生活に取り込んでいくかっていうのは、もう少し高齢者の方に対しては丁寧に説明してあげる必要があるのかなという気がしました。

3点目の質問の中でも触れましたけれども、見守り支援等に関して、様々な、カメラであったりとか、人感センサーであったりとか、いろんなものがあるんだと。

実際そういったものを使うことで、恐らく高齢者ひとり暮らしの方の安全、見守りっていう部分は、今までよりもはるかに向上すると思うんですけども、そういったものが使える環境になったということ、島に住んでおられる高齢者の方もよくわかってない方もいらっしゃるし、ましてや、そうなった場合、村外にその方の子供さんであったりとか、御家族の方とかいらっしゃる場合に、そういった方々に対して、村の事業でそういったものが使える環境になりました。

で、「こういったカメラとかセンサーとか使うことで、島でひとり暮らしをしている方の安心見守り、そういったものが、各個人においても出来ますよ」と、鹿児島県の家、もしくは鹿児島県じゃなくても県外においても、「カメラを通して安否確認ができるようになりますよ」というような形の案内をすることで、より活用が広がっていくんじゃないのかなと思うんですね。

高齢者の方に幾ら説明してもなかなかそこは伝わらないと思うので、なのでそういったことも今後考えて、活用をしていただきたいなと思うところです。

それと、先ほど村長も答弁の中で触れておられましたけど、利用料月4000円、確かにちょっと割高だなあという感じはします。

このIターン者であったりとか、教員もだったですかね、あと1000円ぐらい補助して、月3000円ぐらいっていう話があったかと思うんですけど、そういった補助対象を高齢者のひとり住まいの御家庭にも適用するような形で、少しでも活用しやすい環境を整備してあげることで、見守り等にも活用が進むんじゃないのかなと思うんですが、そういったことについてどのようにお考えになるか伺いたい。

○議長(前田功一君)

本日の会議は、審議の都合によって、あらかじめ延長します。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

この光ケーブル引込み工事のときに、何をしているかわからないという高齢者がいたというのはですね、村のほうの広報不足なのかなという気がするんです。

せっかく多額の国庫事業を入れながら行った事業ですからですね。

そこは、今言うのはちょっとどうなのかというのは、率直な意見として持ちたいですね。

例えば、そこら付近を、どういう形でこういうような事業が始まるんだということをですね、懇切丁寧にするような仕組みづくりがなかったのかというのはですね、考えものだと思うんですね。

せっかくこれだけ、90件の方が申込みをしていないというのは、あまりにも費用対効果ということを考えた場合には、どうだったのかなというのは感じますね。

それから、この見守り支援制度というのは、確かに今はこのネットで管理するという方法もあるんですが、それ以外に市販でされているものというものが、どのような形で、維持費が要らなくてできるのかということも考えていくべきじゃないかと思うんですね。

当然、インターネットを引き込むことによって、費用もかかるわけですから、そこに、例えばその高齢者は、こういう資金に対して「自分は全くしないよ」という人たちが当然いると思うんですよ。

そうすると、村が例えばそういう制度をつくったとしても、なかなか申し込まないと。

先ほど、今回の申込みをしなかった方が2軒いるわけですけども、この方は決して高齢者じゃないんです。

もともとしないんだと。

「今もしていないから」ということがあるわけですから、そこは結局費用がかかるからというものが多分あるんじゃないかと思うんですよ。

そこをどういうふうに、今後村として高齢者の見守り体制を整えていくのかというのは、時間をかけながら考えていくべきじゃないかなって気がするんです。

平成23年に入れた機器も、ほとんど使っていないという話は聞くわけですね。

入れても使わなければ意味がないと思いますので、例えば一人一人の、やっぱり聞き取りをしながらですね、この制度をどういう形で見守り支援制度を活用するかということは考えていくべきではないかと思います。

それから今各島に見守り支援員を配置している中で、今村内7島の中で、1か島につきましては、ほぼ毎日行っているんですね。

そういうものをですね、もう少し、他の島で展開できることはあるのかということも含めながらですね、やっぱり考えていくことが必要じゃないかと思います。

得てして、高齢者の方というのは、あまり人と接触しませんから話す機会がないわけですね。

機械とこう話をするというものが、果たして我々の地域で、それが理解されるのかなということもあるんじゃないかという気がします。

確かに、見守り支援のマンパワー的なものも当然あるわけですから、そこをもう少しマンパワーの枠を増やしながらか出来ないものかということも探る必要があるんじゃないかと思います。

それから高齢者の皆さんに、ネット環境を増やすために、村のほうで補助制度が出来ないのかと

いう問題ですね。

確かに、この議論というのは、今後もつきまとうだろうと思うんです。

その高齢者の年齢基準をどこからにするのかという問題も当然出てくるだろうと思います。

今、一般的に言われる65歳以上が高齢者ですと、75歳以上の方は後期高齢者です。

この世帯であるのかという問題も出てくるでしょう。

そうしたときに、どれぐらいの財源というものがそこに出てくるのかということと、先ほど繰り返しますけれども、制度をつくったけれども、「いや、しない」となった場合には、どうなのかというものもあるんじゃないかと思います。

そこがまずしっかりと市内また地元とも詰めながらですね、制度のあり方というのは検討すべきなのかなと思います。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

高齢者の方にそういう説明をしても、なかなか理解出来ないと思うんですよ、現実問題として。

だから、さっきちょっと触れましたけれども、その高齢者の方の家族の方、子供さんであったりとかに、やっぱり村として「こういう施設整備をしましたよ」と、「使えば、お父さんお母さんの姿を、カメラを通して安否確認ができるようになりました」と、「使えますよ」っていう案内があって良いんじゃないのかなと思うんですよ。

それをやらないかは各家庭の問題であって、それぐらいは私は村としてやって良いんじゃないかなと思うんですけどね。

何もかも、最初から村が整備するために手出しするんじゃなくて。

それとあと、そういった整備をするに当たって、実際村長も言われたとおり、高齢者の方にももちろん「こういった形でできるけど、使ってみる考えはないか」っていうものの調査っていうのは必要だと思います。

なので、それを踏まえた上で、また今後ぜひ検討してほしいなと。

実際私も、今回のように鹿児島に2週間近くいる中で、母親を1人置いていて、電話をかけても場合によっては居たり居なかったりっていうのもあるんですけども、「大体朝の時間、この時間は起きているよね、大体ご飯を食べているよね」という時間に、例えばカメラを通して見ることができれば、「今日も朝ちゃんといつも通り起きられているね」とかっていう確認がとれるわけですよ。

そういったことは、ちょっと個人的に自分でもやってみようかなと思うところなんです。

やっぱりそういった形で、やっぱり1番気にかけるのは、その高齢者の方の家族がやっぱり1番気にかけているわけですから、そういった方々に「こういった形での利用もできるようになりましたよ」というものを、村のホームページとか、そういったものの発信でも良いんじゃないのかなと思うんですよ。

そういったことも、ぜひ今後検討していただければと思います。

それと4点目のワーケーション、それから定住移住対策。

これに対して、先ほどの村長の施政方針の中でも、4年度、悪石島のほうでモデルケースとして

進めたいということでありましたけれども、例えば、そういうワーケーション等が、今どんどん進んでいる地域、そういったものの、こういった形でその施設の整備や、いろんな仕事以外の部分での地域での受入れの体制であったりとか、そういったものを、どの程度村として調査をした上で、4年度の事業に反映させようというふうにしたのか、そういった調査が実際行われたのかどうなのか、その点についてちょっと伺いたい。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

確かに、家族の方と村のほうで話をするというのは大事なことでしょうが、最終的には使うのはやっぱり高齢者なんですよね、島にいますよね。

その方が理解をしないと、家族は「やってくれ」と、「費用を出すから」というものもあるかもしれませんが、結果的には、現場の島にいる高齢者の方が、スイッチでも切っていたら全然役に立たないわけですよね。

そこら辺も、いろいろ考え出したらきりがありませんから、いずれにしてもどういう方法があるのかは検討はすべきだと思います。

それからこのワーケーションですね、これにつきましては、先だって9月議会だったでしょうかね、協議会の場の中で、ある自治体を参考にした事案を出して、皆さん方にもお示ししたと思うんですね。

そういうものを参考にしながら、今回の補正予算の新年度予算の中には、こういう備品を準備するというようなことを予算措置しています。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

今村長が申し上げたとおり、前回の9月議会の協議会でも説明しましたとおり、島根の隠岐の島のほうであったり、その他の離島のやっている事例等を踏まえて、今回ワーケーション、それからテレワークに必要な机、その他、いろんな備品関係を今回計上をしているという状況です。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

ぜひまず悪石島をモデルケースとして、来年度進めるということに関しては、ぜひ良い形で事業として進めていただいて、ほかの島にも展開できるような、良い結果が得られることを期待しておりますので、また地元の方ともうまく連携をとりながら、ぜひ良い事業として進めていただきたいと思います。

最後5点目の職員の島内配置について。

先ほどの7番議員さんの質問の中でも、ちょっと村長も触れられておられましたけれども、実際対面でないと出来ないことがあったりと、そういった実態があるんだろう、あるのは十分理解しますけれ

ども、だけど、それをどうやったらクリアできるのかっていうことも、今後また検討していただきながら、できれば向こう何年以内に、最低でも1人2人でも良いから島内に配置できるような体制を取れるような形を、今後目指していただきたいなと思うところです。

やっぱり、なぜこんなに言うかって、やっぱり各島において、やっぱり若手の職員って、やっぱりいろんな意味で地域を盛り立てていくには、必要なマンパワーとして、地域としては本当、喉から手が出るくらい求めている部分だと思います。

いろんな課題をクリアしながらでないと出来ないという部分は十分理解しますので、将来的に本来、行政区域内にあるべき村の役場が、現状戻せない中で、少しでもそこに近づいていけるような形で、職員の配置が可能になるような体制がとれるように、また今後検討等を進めていただきたいと思うところです。以上で私の一般質問終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

このワーケーションでの関係人口づくりにつきましては、当初予算では、悪石島の施設をコミュニケーションの施設を活用することで予算措置をしていますが、七つの島は悪石島だけじゃないわけですので、当然にほかの島にも展開したいと思います。

で、その状況が良ければ補正予算を活用しながらですね、例えば、口之島、中之島、あるいは宝島だったり、ほかの小宝島、悪石島も含めてですね、平島も含めてですね、その場所が確保されたら進めていくべきだろうと思うんです。

例えばこの機を失ってしまえばですね、なかなか取り残される可能性もありますので、確かにそういう備品なんかを準備するのは費用がかかります。

当然、またそのワーケーションで来た方が、今度は自分の持てる技術力ですね、それをやっぱり地域に活かすことも大事じゃないかと思うんですよ。

例えば、先ほどの一般質問の中で出ました「人的マンパワー」が足りていない。

例えば、子育て支援の関係者が、もし仮にその技術を持っていた場合には、一定期間だけ地域に還元すると。

当然その費用は、村のほうがその人にも支払うというようなことにもなるでしょうから。

例えば、中之島の地元でやるとすれば、開発センターを今委託として管理していますので、その場所を一つのワーケーションの場所として活用すると。

あるいは、今度口之島のほうで、今交流施設を準備していますから、そこはどうかという問題。

それから宝島につきましては、子育て支援施設が新しく出来たら、今ある施設のものを活用するというようなことを進めていけばですね、そういう場所が広がっていくんじゃないかと思います。

当然、ほかの残りの3島についても、何らかの場所をですね、例えば村営住宅の1か所をその専用のものに活用するとか、というような方法も考えていくべきじゃないかという気がします。

それからその職員配置の関係ですね、これは確かに村の難しい課題です。

職員が育ってきてないというのは一言に尽きます。

ここ数年の中でも、入庁3～4年の中で、あるいは4～5年の中でもって、かなり辞めていったんですね。

やっぱりそこは、多分十島村の地域性というんでしょうか、そこに結局ついていけなかった方々が、ほかの職場を求めていったんじゃないかという気がします。

そういう現状の中で、この実態のことを踏まえながら、職員を島に一定期間の配置をさせるというのは、もう少し状況を見極めないですね、今職員がもう入れ替わりしているんだから、担当課長、担当室長はかなりそっちのほうで業務負担が広がってきているものだから、本来の業務をちょっと出来ていないものもあるような感じがするんですね。

いずれにしても、村は行政改革の中でも、中期あるいは長期、短期というような形で、職員を現地に派遣して、村民の生活状況を確認させる、あるいは村民との顔のつなぎをさせるという目標は掲げていますので、いつの時点かはできるかどうかというのは、しっかりと日時を詰めながら考えていくべきじゃないかと思います。

○議長(前田功一君)

以上で一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

5時20分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 報告第1号 契約の締結の件
(切石港泊地浚渫工事請負契約)

○議長(前田功一君)

日程第7、報告第1号、契約の締結の件(切石港泊地浚渫工事請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

報告第1号について説明いたします。

本案は、切石港泊地の埋そくに伴い、機能を回復する浚渫工事について、請負契約を地方自治法第179条第1項により専決処分により締結しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

議案書中段から下の、専決処分書の「1処分事項」をご覧ください。

契約目的は、切石港泊地浚渫工事の請負契約でございます。

契約の方法は、13社による指名競争入札とし、契約金額は、総額で消費税込み89,650,000円で、株式会社森山(清)組、代表取締役・森山崇氏を契約の相手方とし、令和4年1月28日付けで契約を締結しております。

「専決処分の理由」としまして、本件は、切石港の泊地埋そくに伴い定期船への影響があることから早期の事業着手を図るため、契約締結が必要であると判断し、専決で処分したものでございます。

2ページをお開きください。契約書の写しを添付しております。

3ページの入札結果表のとおり、入札額81,500,000円が最も安価であり、評価値においても高評価の森山(清)組さんに落札決定しています。

4ページは、契約内容の説明資料になります。

5ページをご覧ください。

港の形状につきまして、ご承知とは思いますが、若干説明させていただきます。

図面と同じ方向の写真が無くて、大変申し訳ございませんが、写真は上側が陸上方向で、下側が海側でございます。

図は反対になってございまして、下側が陸上方向で、上側が沖側になっております。

今回埋そくした箇所でございますけれども、赤色で着色をしている部分でございます。

6ページをお開きください。

似たような図ですが、平面図、深淺測量図を添付しております。

左側の防波堤の上に、測点をナンバー0からナンバー16と記しておりますが、今回埋そくが著しかった場所はナンバー7からナンバー9付近で、次の7ページの断面図を見ただけであれば、着色が堆積土砂で、浚渫予定箇所が赤色で示しております。

上から3つ目、ナンバー9、ナンバー8、ナンバー7の断面が他断面と比較しまして大きい状況です。

この部分が一番大きな場所となっております。

現在の工事の進捗状況につきまして、若干説明させていただきますと、発注時期が年度末の工事繁忙期と重なったために、浚渫用作業船の手配に時間を要しておりましたけれども、3月12日に鹿児島港から諏訪之瀬島へ回航する手配ができたところでございます。

そのほか、本議案につきましては、予算の繰越承認をいただいた後に、議会最終日に変更契約の締結議案を提案させて頂いております。

合わせまして、完成予定工期を4月末に予定を、工事の完成見込みを4月末に予定しております、その他諸々の工事関係書類の提出等で5月ごろまでの完成予定工期の変更をお願いしようとしております。以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

前は確かこれ、掘った土砂については、飛行場の端のほうに、たしか陸上での廃棄をしたと思ったんですが、今回は廃棄についてはどのような形で行うのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

大きく場所は、やはり飛行場の先端ということで、小さく言いますと、海側を見て左側のほうに今回は土砂を投入する予定でございます。以上です。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

これ、1万7000立方ぐらいあるんですけど、飛行場の切石側の左側ですよ。向こう。

一番先端の左側、向こう、その先、潮見崎に行く道路があると思うんですけど、そこまでは行かないのかな。その辺を。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今回の投入場所でございますけれども、まだ今回の分までは、十分な受入量があるということで、地元とも協議済みでございます、議員が御心配いただいているところまでは影響は及ぼさないということで確認をとっております。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

繰越ということで、来月中には終わるということなんですけれども、一点、運搬をする車輛。

これは、10トンダンプなのか、4トンなのか。

今ですね、うちのほうで浚渫を行って、運搬が多くなっておりますよね。

聞いてみました、業者に。

そしたら、県が、言いましたと。

しかしながら、うちの裏の道路の状況を見るときに、結構、大型車輛ダンプカーで、道路も割れて破損が見受けられます。どの地域においてもですね。

これにつきましても、やはりある程度の制限を設けるべきでないかなと思うんですが、工期の短縮等いろいろな問題等もありますが、やはり10トンダンプで運搬して支障がないものか、そのへんにつきましてもお伺いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

まず、運搬する重機のトラック、ダンプの種類ですけれども、これは10トンダンプを予定しております。

10トンダンプを予定している、まず理由ですけれども、この工事が、国の補助事業で実施をするものでございます。

その中で、浚渫土砂量を決めるときに、1日当たりの浚渫量であったり、積込量だったりとかすると、国がもう定めた歩掛、標準歩掛というのがございまして、これは10トンで運びなさいと、小規模土量であると、その中で4トンだったり2トンだったりとか、1日当たりの施工量で決まるんですけれども、浚渫工事の場合は、今回は10トンで運搬しなさいという条件になってきます。

それで、これが、例えばですけれども、うちのほうから2トンで運んでくれないかという、10トンで運ぶ能力と、4トンで運ぶ能力は半分以下ですので、施工能力が落ちるので、コスト高にすぐなるということで、これを補助事業の中ですと、会計検査上不適切という流れになって、歩掛じゃどうしても10トンでないとならない状況です。

次に、道路に全く支障がないかと言われますと、やはり御懸念をいただいているように、ある程度やっぱり、道路に関しては支障が出て来ることも予想はされます。

施工業者には注意をして、速度を出して走らないように、丁寧な運転に心がけるように、特にカーブなどでは、急ハンドルを切って勢いをつけないようにというようなことは、担当のほうから指示を出しているところでございます。

ただ先ほど私が言いましたように、どうしても会計検査の決まり事とかがありますので、村のほうで、ちょっと規格を下げてというのは、どうしても出来ないところです。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

そういう当時の仕様の中に、10トンで運搬しなさいということが明記してあればそれでも良いんですが、そういう道路を破損した場合には、補修はしなさいよということは指導を行うべきだと思います。

今までも、水道の配管を割ったりとか、いろんなこの事例もありますから、今回も口之島で、車が当てられたという話も聞いておりますので、安全運転ですよ、地元車を優先ですよ。

生活道路でもあるわけですからですね。

速度は出さずに、安全速度で運搬を行いなさいという、やっぱり行政からの指導も大事だと思います。宜しく。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

5番議員から御指摘をいただいたように、本村の道路等も速度を出し過ぎないように。

それとあと、私が先ほど申し上げましたように、カーブなどでは急なハンドルを切らないように、ゆっくり走行するようという指導を重ねて業者には伝えたいと思います。

あと、回答が後先になりましたけれども、道路の破損について、不可抗力にならない故意、意図的なものについては、これまでも弁償等をさせてきております。

その辺も十分注意しながら、今回の案件につきましても、工事に取り組ませるようにいたします。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、報告第1号、契約の締結の件(切石港泊地浚渫工事請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第7、報告第1号、契約の締結の件(切石港泊地浚渫工事請負契約)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第8 報告第2号 契約の締結の件
(平島東海岸線舗装補修工事請負変更契約)

○議長(前田功一君)

日程第8、報告第2号、契約の締結の件(平島東海岸線舗装補修工事請負変更契約)を議題とします。

それでは、報告第2号についての報告を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

本案は、平島東海岸線舗装工事の変更契約で、契約金額の1割以内でありましたことから、専決処分したため、地方自治法180条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

議案書中段の専決処分の、処分事項の1をご覧ください。

契約の目的は、ただいま申しましたように、平島東海岸線舗装補修工事変更契約で、変更請負契約金額6,750,000円、変更後請負契約金額75,500,000円とし、竹山建設株式会社、代表取締役・竹山博昭氏と令和4年2月2日付けで変更契約を締結しております。

2ページに、変更契約書の写しを添付しております。

工事期間について変更は無く、令和4年3月28日を工事完成期限としています。

3ページに、変更内容の説明資料を添付しておりますけれども、先に4ページ、一番最後のページを横に御覧ください。

この工事の内容ですけれども、1点目が、写真を添付しておりますように、舗装が補修前の状況が亀甲状にコンクリート舗装工が割れているものを取り壊しをして打ち直しをしようとするものでございます。

2点目は、道路の山側に入っている側溝について、かぶせ式だったものを落蓋式側溝への布設替えをするものが主な工事内容でございます。

小さくて申し訳ないんですけれども、図面を見ていただきますと、図面の左側と、右側の曲がった部分、一部分が太く赤く着色されている個所がございます。

この部分が舗装の補修箇所でございます。

そのほか、図面全体に赤色の線が引かれているように見える部分ですけれども、これが側溝の

布設替えを行う箇所になりまして、側溝は全体的に布設替えを行っております。

3ページにお戻り下さい。

変更内容の表の下2段を御覧ください。

舗装工と書いた部分でございます。

入札差金と予算残によりまして、コンクリート舗装を180㎡増しまして、770㎡を950㎡に変更増した他、U型側溝敷設を7m延長し、718mから725mに変更増して契約をしております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

道路も舗装を使用することで、こういう形で傷んでいくのは仕方ないと思うんですが、これ舗装を今回やり直す部分については、前回の舗装から何年ぐらい経過しているとかっていうのはわかりませんでしょうか。

例えばそれが、当初見込んでいたものよりもその傷むスピードというか、そういったものが想定よりも早かったとか、遅かったとかそういったことは、調査したことはないのかどうなのか。

やはり先ほど、5番議員さんからありましたけど、うちの中之島でも、中央線等の傷み等は、やはり大型車両の走行だよねっていう声がやっぱり地元住民からもあります。

そういった中で、工事の部分で使用するのは致し方ない部分ではあると思うんですけども、そこら辺がその道路の維持管理の部分において、どのような影響を及ぼしているとかそういったことを調査したことはないのか伺いたい。

それと、先ほど浚渫土砂の運搬に関しては10トントラックの仕様でということだったんですけども、例えば、港に陸揚げしたコンクリートの舗装用の資材、砂であったりとかバラスであったりとか、そういったものを、仮置場まで運搬するのに10トン車等を使うとか、10トン車でなければならないとかっていう形で、やはり、先ほどのような縛りがあるのかどうなのか、その点についてちょっと伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

先ほど出ました、まず舗装の傷みに関する調査です。

まず、施工年度ですけれども、これ具体的にですね、この区間を何年度というのまで、今回調査すれば、台帳のほうには記録がある程度残っているんですけども、今回の施工部分についてそこまでは調べてないと。

全体的に、舗装の打ち替えをしていますので、やり直しているというのが状況です。

少なくとももう15年以上は経過していると判断しております。

それと、その調査をしていないかというところですけども、すみませんちょっと今、条例を、ちょっと忘れしたんですけども、うちで決められた道路工条例が十島村の分があるんですけども、現在、この補助事業をもらってやっている補助事業をいただいてやっている部分につきましては、以前はうちの条例に従いまして、もうある程度、今回特に変えているところは、路盤工です。

コンクリート舗装の厚さを変えずに、路盤工の厚さを平板載荷試験というのをしまして、ほとんど15cmで本村は、過去はやってきております。

これを試験の結果を求めて、土質がどれぐらいのものだということで、今回東之浜については20cmに改良して、路盤の締め固めをきつくして、さらに舗装には鉄網を入れております。

少なくとも今まで東海岸線でしていたものよりも、持ちは長くなると。

あわせて試験もして、その試験結果で路盤構成を決めている、舗装構成を決めているというような状況でございます。

次に、港に置いた材料、これは工事発注でする側溝とかは基準があります。先ほど言いましたように。

ただ、建設資材を運ぶ分、資材というか、コンクリートと砂を運ぶ分、これは業者さんの施工努力によって、うちのコンクリート単価にはね返ってきます。

なので、業者さんも少なくとも、安い単価で運んだほうが、うちのコンクリート単価も安くなると。

これを能率を落として4トンとかで運ぶと、その分、うちのコンクリート単価にも若干、採石単価、砂単価というところにはね返ってくるというような状況になってくるかと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで、日程第8、報告第2号、契約の締結の件(平島東海岸線舗装補修工事請負変更契約)を終わります。

△日程第9 報告第3号 財産の処分の件(鹿児島市宮之浦町)

○議長(前田功一君)

日程第9、報告第3号、財産の処分の件(鹿児島市宮之浦町)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

報告第3号、財産の処分について説明します。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定されている面積を超える、鹿児島市宮之浦町に所在する土地の処分について、購入希望者の希望により、早急に売買契約を締結し、利用計画のない遊休財産となっていた土地を処分した専決処分について、承認を求めるものです。

専決処分の内容は、財産の処分です。

財産処分の内容は、鹿児島市宮之浦町4236番に所在する宅地478.63㎡のほか山林5筆で、全6筆、計11,318.63㎡の売払いです。

売払いの相手は、鹿児島市吉野2丁目13番7号の迫寛敏氏でございます。

売払い金額は、5,000,000円です。

2ページから5ページまでが契約書の写しで、6ページに位置図と、土地の一覧表を添付しています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

吉田町の村有財産が、思いがけない高額な査定によって売れたと思っております。

ほかの村の財産につきましても、今後は、奄美とかありますけれども、そういう不要な財産は処分するような方法で考えないといけません、奄美の場合は、少し面倒なことかなと思っているんですけども、その点につきまして処分を考えているのか伺います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

奄美のほうは、できれば処分したいということで、本人の家族またはその親族とを前にして、交渉したのは10年以上前になります。

そのときに、買えるような額じゃないと。

幾らぐらいだったら買えるのかと話したんですけど、今のところ2人でお住まいでありました。

その中で、現状では買えないということだったんですけど、またそちらの交渉というのは始めていかないといけないと考えます。

また近いうちに、近い将来、その交渉に向けて何らかのコンタクトをとってみたいと考えています。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

不要な、将来的に村にメリットのない土地等は、もう売却という方向で取り計らってもらいたいと思います。

もう1か所の十島会館跡の土地なんですけれども、これもあるんですけれども、現状維持で当面は考えているのか伺います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

会館跡地につきましては、現在たしか年額180万程度だったと思うんですけど、その収入がござ

います。

現状は、今のままで困っていませんので、このままで進めたいと思っております。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

例えば、奄美の土地なんかを売払いするという、その相場の決め方ですね。

これは、その交渉によって安くなるのかとか、そういうものの考え方というか、役場のスタンスとしてはどうなんですか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

現在、道路、路線価でいきましたら、1000万を超える土地になります。

その金額が高いということで、そのときはその額で交渉した経緯がございます。

今回のこの件を考えますと、また、そこが幾らなのかといったことで、何かしら提示がございますれば、またこうして行政だけでなく、議会のほうとも協議したいと考えます。

この問題につきましては、住んでいる年数が随分長いです。

居住権というものもありまして、そう簡単には進められないというのもあります。

不動産鑑定等もまた絡めて、総合的に考えなければならないと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

住んでいる期間が長いということが、安くなるという意味に直結するんですか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

よく法律を私も勉強してないのですが、住んでいる権利と家主の権利っていうものがありまして、なかなかその居住している方との交渉というのは難しいのがあるというのだけを承知しているところで

す。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第9、報告第3号、財産の処分の件(鹿児島市宮之浦町)を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。
従って、日程第9、報告第3号、財産の処分の件(鹿児島市宮之浦町)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。
明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。
ご苦労様でした。

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

令和4年3月8 日（火） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平 翔 太	君
---------	---------	---

令和4年3月8日(火)

△開議

○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第1 議案第1号 十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第1、議案第1号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第1号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について説明します。

今回の改正は、令和3年度の人事院勧告に伴う国家公務員の対応及び鹿児島県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給与の適正化を図るために改正するものです。

10ページをお開きください。

まず、国の対応について、説明します。

国会に提出されましたが、法律の成立前につき、右上に「取扱注意」と記されています。

まず、①では、一般の職員のボーナスについて、年間4.45月分を0.15月分引き下げて、年間4.3月分とすることとなっています。

次に、②では、特別職のボーナスについて、年間3.35月分を0.1月分引き下げて、年間3.25月分としています。

いずれにつきましても、昨年12月に支給されたボーナス引き下げ相当額を、本年6月に支給するボーナスで調整することとしています。

次の③は、本改正の対象となっておりませんので、説明は省略します。

1ページをお開きください。

条例改正の本文を説明します。

第1条は、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正です。

議員にかかる年間の期末手当の支給額を0.1月分引き下げるため、2回に分けて支給する期末手当の支給割合を、「100分の167.5」から「100分の162.5」に改めています。

次に、第2条は、村長等の給与等に関する条例を一部改正するものです。

第1条と同じように、令和4年度の期末手当の支給割合を、「100分の162.5」に改めています。

次に、第3条は、十島村職員の給与に関する条例の一部改正です。

年間の期末手当の支給額を0.15月分引き下げるため、2回に分けて支給する期末手当の支給割合を「100分の127.5」から「100分の120」に改めております。

2ページをお開きください。

再任用職員につきましては、年間の期末手当の支給額を0.1月分引き下げるため、同様に支給する期末手当の支給割合を「100分の72.5」から「100分の67.5」に改めています。

次に、附則について説明します。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしています。

第2項では、令和3年12月に期末手当を支給された者については、令和4年6月に算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、本附則に示された率を乗じて算定された額を減額調整することを規定しています。

調整額は、12月に支給した期末手当に、それぞれ第1号の議会議員及び第2号の村長以下特別職で167.5分の10、再任用職員以外の職員で127.5分の15、再任用職員で72.5分の10の率で算定します。

第3項では、会計年度任用職員についても、同様の措置を講ずることとしており、第4項では、規則への委任を定めております。

7ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与に関連する規則の改正案です。

第8条の改正でフルタイム会計年度任用職員、第16条の改正でパートタイム会計年度任用職員の期末手当を、いずれも0.1月分引き下げるため、2回に分けて支給する期末手当の支給割合を「100分の72.5」から「100分の67.5」に改めています。

附則では、今回の改正条例と同様に、6月に支給する期末手当において、12月に支給した期末手当の72.5分の10を乗じて得た額を減額調整することとしております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第1号、十島村職員の給与に関する条例、条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第1号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第2、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、国家公務員の勤務条件の改正内容を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正が行われることになっていますことから、非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件の緩和等において、所要の改正を行うものです。

8ページをお開きください。

法律の概要について、説明します。

この法律の改正は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和することを目的とし、大きな1番は、育児休業の取得回数制限の緩和として、出生後8週間を境に、育児休業をそれぞれ1回まで取得できていたものを、2回に分けて取得することができるようになります。

大きな2番では、非常勤職員の介護休業の取得要件の緩和として、1年以上の雇用期間の要件を廃止するものです。

大きな3番は、施行時期を示しておりますが、1番の緩和は、公布の日から9カ月以内、2番の緩和は、公布の日から3カ月以内に施行されることとなっており、この2番の緩和について今回改正するものです。

ページを戻り、6ページをお開きください。

令和4年2月17日付けの総務省、自治行政局、公務員部、公務員課長からの通知では、地方公務員法の趣旨に沿い、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について、令和4年4月1日より、適用すべく、所要の措置を講じるよう要請されています。

記、以下で、1番の非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和では、①で育児休業、介護休暇、部分休業及び介護時間の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止。

②で、子の看護休暇及び短期介護休暇の「6月以上継続勤務」との要件を、「6月以上の任期、又は6月以上継続勤務」に緩和。

7ページの2番では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等として、①の、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認。

②の、研修や相談体制などの勤務環境の整備。

③の、育児休業等の取得状況の公表について、措置を講ずること、とのこと。

この通知に基づき、今回、条例改正を行うこととしております。

3ページをお開きください。

新旧対照表で、改正の内容を説明します。

横にみていただき、第2条は、育児休業をすることができない職員を規定するもので、改正の内容は、非常勤職員の1年以上の在職要件を廃止し、そのほかは、文言の見直しとなります。

4ページをお開きください。

第17条第2号では、部分休業をすることができない職員を規定するもので、改正の内容は、第

2条の改正と同様に、非常勤職員の1年以上の在職要件を廃止するものです。

次に、新たに加える第21条では、妊娠又は出産等の申出があった場合の措置として、第1項では、当該職員に対して、育児休業に関する制度、その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等を行わなければならないことを規定しています。

第2項では、申出をしたことを理由に、不利益な取扱いをすることがないように定めています。

次に、第22条は、勤務環境の整備に関する措置として、育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないことを規定しています。

最後に、附則で、令和4年4月1日から施行することを定めています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

提案理由でですね、非常勤職員とありますけれども、これは任用職員の休暇ということで認識して良いんですかね。

それと、本村においては、おおむね何名の職員が該当するのかお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議員のお見込みのとおり、非常勤職員とは会計年度職員を指しています。

会計年度職員、多勢いますが、2週間未満の職員を除きますと、25名ということになります。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

はい、このようにですね、ちゃんとその規則を制定して、育児休暇等をとらせるということは大事なことです。問題は規則があっても、それがそのとおり実行出来ているかどうかという中身の問題だと思うんですね。

すなわち、育児休暇の取りやすい環境、そういうことを、村長をはじめ職員の課長をはじめですね、そういった方がしっかり認識して、そして「きみはこれに該当するから育児休暇を取りなさい」という環境をつくってやらないと、なかなか職場では、こういうことがやりづらいというのが日本の現況だと私は思っています。

かつて私の職場では、年次休暇に対して、「なぜこの年次休暇を消化出来なかったか、理由を

上げよ」という制度が出来ました。

これによって、上司が非常に焦りましたね。

自分がその理由を書かなきゃいけないんです。

なんで、20日ある休暇をこの人には10日しかやれなかったんだと。

だから、そのぐらいの制度というかですね、あれをしないと、結局弱い者は言い出せないで終わってしまうとか、そういう状況になると思うんです。

ですから、我が村でもですね、そういうその取りやすい環境をいかにつくって、職員がいかに、その職務に精励して、そしてまた復帰してやれるかという、そっちのところをね、僕は、規則を遵守するという意味でも、優先させていきたいなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議員の言わんとするところはわかります。

そのとおりだと思います。

職場風土ばかりでなく、その分業務が停滞してしまう。

そこに対して、臨時の職員というものを入れられる制度はありますが、なかなかその職員募集には応募がない中で、どうしていくかとなると、サービスの低下、業務の停滞というのが考えられるわけです。

そこで、職員同士躊躇してしまうという事態は、必ず起きる状況なのではないかと考えます。

その中でこういったやりくりができるのかというのは、今後の課題であると認識しております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

この1年間で、育児休業もしくは介護休業の取得実績があったのかどうか伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

この一年では、職員で1名、会計年度職員で1名ございます。

育児休業ですね。

介護はないです。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

5ページの第22条1項、職員に対する育児休業にかかる研修の実施。

2項、育児休業に関する相談体制の整備であります、これは具体的にどのようなものなのか、説明を求めます。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

なかなか職員は自分で実際に育児休業を取るということにならなければ、その辺いうのを勉強しないので、中身がわからないっていうのがあります。

この制度の概要の説明、皆への周知というのが研修に当たり、その相談体制というのが、言いやすい環境、どこに言えばいいのか、副村長なのか私なのか直属の課長なのか。

最終的に直属の課長が一番関わることになると思いますが、最初の相談をどこにしやすい体制がつかれるのかというもの等が、その周知、研修というものに当たると考えております。

今後、そこら辺を整備して行かなければならないですが、国の対応、県の対応等を参考にしながら整理していきたいと考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第3号 十島村消防団条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第3、議案第3号、十島村消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第3号、十島村消防団条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、消防団員の処遇改善を目的として、出勤報酬の額の見直しを行うため、必要な改正をするものです。

5ページをお開きください。

令和3年4月21日付け、鹿児島県危機管理防災局長からの依頼では、消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官からの通知に基づき、消防団員の処遇の改善等に積極的に取り組むよう要請がありました。

その中で1～6までありますが、6ページをお開きください。

令和3年4月13日付けの消防庁長官通知では、要約しますと、消防団員の減少に歯止めがかからず、地域の防災力が低下し、地域住民の生命、身体、財産の保護に支障をきたすことに対して、これまで以上に強い危機感を抱いていることから、講ずべき対策を検討するために開催した「消防団員の処遇等に関する検討会」による議論及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条で「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずること」とされていることを踏まえ、消防団員の処遇の改善等に取り組むことが要請されています。

8ページをお開きください。

ここで報酬等の基準が示されています。

まず第1では、報酬の種類を、出勤回数によらず、年額により支払われるものを年額報酬とし、出勤に応じて支払われるものを出勤報酬とすることが定められています。

第2では、年額報酬の額は、年額36,500円を標準とすること。

第3では、出勤報酬の額は、災害に関する出勤について、1日当たり8,000円を標準とすること。

第4では、報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることを踏まえ、費用弁償については、必要額を措置すること。

第5では、報酬及び費用弁償は、個人に対し直接支給することとなっております。

9ページ以降は、個々の留意点が示されております。

2ページをお開きください。

改正内容について、新旧対照表で説明します。

第13条第1項の改正では、これまで支給していた報酬と出動手当と呼称していたものを、年額報酬と出動報酬とすることを規定しています。

第2項を新たに加えて、これまでの報酬を、改めて年額報酬としています。

新たな第3項では、出動報酬について、業務の区分ごとに基準額を示しております。

国の指針及びこれまでの実績から、災害、救助等の出動では、1日につき8,000円、急患、訓練等の出動は、1日につき7,000円、広報、その他の出動は、1日につき3,500円を、基準額とし、支給する額は、出動時間に応じて、別に定めることとしています。

以下の項の改正につきましては、年額報酬と出動報酬の語句を改めているものです。

4ページをお開きください。

参考資料でお示しているのは、(1)で現行制度について、1回につき、3,500円を支給していること、(2)のように、出動時間により、区分することを想定していること、(3)では、これまでの出動時間の平均を示しております。

国からの要請に基づき、1日を7時間45分としたときの、支給に係る出動時間の区分を協議、検討したうえ、出動した事案の報告内容の統一化を図る必要があると考えています。

今後、新年度早々の時期に開催する予定の消防分団長会議において意見を聞き、詳細を検討したうえで、本条例に基づいた出動時間等の詳細を決めたいと考えます。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

今この中では、該当する方がですね、階級が団員となっていますね。

これ、十島村でこの団員以上の階級という方がいるんでしょうか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

3ページのところにありますけど、全ては団員ということになりますが、その団員の中でも団長、副団長、分団長、副分団長が定められています。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

2ページの新旧対照表の現行の中で、報酬の13条の(2)で、「特殊な技術を有する者については月額300円」という形になっているんですが、現時点で支給されるような対象の方がいらっしゃるの

かどうなのか。

改正案ではこれは省かれるということで良いのか。

それとあと、例えば今、消防分団員の方がそれぞれ各島にいらっしゃいますが、私もそうなんですが、やはり一人一人のスキルアップということをやっぱり考えていけない部分もあるかと思うんですけども、そういった中で、例えばそういう消防団員のスキルアップの講習会みたいなようなものは、通常、消防学校等で行われているものなのかどうなのか。

そういった情報提供というのも必要ではないかなと思うんですが、そこらについて、どのようにお考えか伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まず300円の件です。

300円の件については、現在、しばらく運用されているところは存じません。

これがほかの市町村あたりでは、その期間手当ということで300円が支給されているように見受けられます。

当初はそれで想定されたのではないかなと思いますが、実態はないです。

あとスキルアップについては、大変重要なことだと思っております。

現状は、消防団員を10数人ずつ毎回消防学校に送ろうと、毎年、現地での研修をしようということで、その方針は決めているところですけど、ここ2年、コロナの関係で、なかなか開催されていないというのが実情です。

今後、そのスキルアップの件についても、始良にある消防防災センター等も活用しながら、自主防災組織も含めて、知識の習得というものに努めていきたいと考えています。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

実際、私も中之島のほうで、消防団活動、訓練等含めてする中で、機器の取扱い、特に消防ポンプですね、そういったものの取扱いについて、先輩団員ですね、特にもうほとんど退団された方々が、そういうエンジンメカニク強い方がいらっしゃった関係で、なかなか私たち世代の中で、そういった部分、得意だというものが大分少なくなってきてまして、特に、始動時のエンジンのかけ方、それが通常どおり、一発でかかれば良いんですけども、なかなかそういった、かけられなかったりということも、実際、訓練等の中でもあるものですから、そういった部分も含めてやはり、基本的なそういう機器の取扱い、そういったものをやはり毎年、訓練の中でおさえるようなことというのも、各分団指示した上で、いざというときに全員が確実にそういったものが扱える状態になっておかないといけないと思いますので、そういったことも含めて今後、各分団への指示もお願いしたいと思います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

今おっしゃられたことは大変重要なことであると考えます。

また、今これをお聞きしましたので、また今度の会議等で、まだ検討課題の中でも検討したいと考えます。

またこのような、各分団で起きている問題等があれば、また吸い上げて、いろんなことを検討して、そういったスキルアップはなるべく図っていきたいと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確認なんですけど、報酬は年額報酬と出勤報酬になっていますけど、年額報酬は変わらないですね。

この新旧対照表で見ると変わってないと思うんですけど、出勤報酬のほうが1日8000円。

これは7000から8000円に上がったって確認して良いですか。

その辺、お願いします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

はい。

年額報酬については、確かに国の示す額というのは3万6500円です。

それより本村の場合は、高い額をもともと設定していました。

ただこれを下げるのはちょっと違うのかなということで、ここには手をつけておりません。

あと出勤報酬については、これまで7000円だったところを、災害救助等に限り8000円とするものです。

国の指針も、そのようになっているところで、急患訓練等は7000円、広報その他は3500円と言われる所につきましては、先ほどのこの4ページの平均出勤時間等を考慮して、こういった額を定めております。

また、この辺の中身のことについては、消防分団長会議で話し合い、この第13条の第3項にございますように、これを基準額として、支給する額は出勤時間に応じて村長が別に定めるとの規定の内容のところから、そこを決めていきたいと思っております。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第3号、十島村消防団条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第3、議案第3号、十島村消防団条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第4 議案第4号 十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第4、議案第4号、十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第4号、十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定の件について説明します。

本件は防衛省から交付される再編関連移転訓練移転等交付金を活用する事業を翌年度以降も継続して行うために、新たに基金を設けるものです。

第1条をみていただきますと、当該交付金を財源として、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令、第2条に規定する事業を行うために設置することとしています。

3ページをお開きください。

当該施行令の第2条に規定されている事業とは、中段に記載されているもので、住民に対する広報に関する事業、以下14項目が掲げられています。

12月の議会で申し上げましたように、このうち、第7号の福祉の増進及び医療の確保に関する

事業で、診療所で受診したときの一部負担金の一部を助成する事業を行うため、交付金を本基金に積み立て、令和4年度以降、毎年の必要額を基金から繰り入れることを計画しています。

議案1ページ目にお戻りください。

第2条では、基金の積立額は、予算で定める額として、第3条では、基金の管理について、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定しています。

第4条では、基金の利子等については、予算に計上して、この基金に編入すること、2ページをお開きください。

第5条では、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができることとしています。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

この第1条で書いてあります「駐留軍」、これ、アメリカのことですか。という質問。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

法律をそのまま読んで、この中身は調べていないですが、アメリカのことであると思っております。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

12月の協議会の中でも触れたと思うんですけども、一昨年、トカラ近海で臥蛇島を中心にして、米軍も参加した形での自衛隊訓練が行われたわけですけども、それに基づいた形で今回の交付金が出たということになりますので、当然、米軍の訓練が基にあるということの理解だと思えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

確認ですが、3ページの先ほど目的というか、それで、7島の福祉の増進及び医療の確保に関する事業ということだったと思うんですが、具体的にこういったものを対象として、現時点で考えているのか伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

これに関する事業で、診療所で受診したときの一部負担金の一部を助成する事業というものを考えております。

村内の診療所で診療した際に支払う、その一部をということで考えております。

大体、3割程度というものを考えており、これを今回補正で積立額を1260万程度としております。

来年の医療費助成の額を258万円としておりますので、数年間、これをこの基金をもって続けるということを想定しています。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第4号、十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第4号、十島村再編関連訓練移転等交付金基金条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

10時55分にお集まりください。

休憩

△日程第5 議案第5号 十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、議案第 5 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第 5 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本議案は、農事組合法人トカラ畜産組合が令和 4 年 3 月末をもって解散し、解散後の業務を村で引き継ぐことになるため、これまで農事組合法人トカラ畜産組合で徴収していた手数料について、村で徴収するものでございます。

議案書の 1 ページに改正文を示しております。

ごめんなさい、議案書の 1 ページに改正文を示しておりまして、新旧対照表で御説明いたします。2 ページ目をお開きください。

右側が現行の条例で、左が改正案でございます。

第 2 条の手数料の種類及び金額等に三つの手数料を加えるものでございます。

第 70 号として、市場出荷手数料、牛 1 頭につき販売価格に 1.5%を乗じた額、第 71 号としてセリ随行欠席手数料、牛 1 頭につき 2 万円。

第 72 号として、市場飼養管理手数料 1 頭 1 日につき 560 円としております。

第 71 号と第 72 号の手数料については、現在、農事組合法人トカラ畜産組合が徴収している金額と同額でございます。

第 70 号については、これまで子牛のみの徴収としておりましたけれども、成牛についても子牛同様に搬入、セリ市業務があるということから、子牛同様に手数料を徴収することとしており、2 月 21 日開催の農事組合法人トカラ畜産組合の理事会においても、これらの手数料を説明してございます。

3 ページについては、参考資料として、只今説明いたしました手数料の令和 3 年度計画と令和 4 年度計画についてお示しをしております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

この手数料は、十島村のどの財源に入っていく、牛専用財源ということにはならないと思うんで、一般的財源に入って、そこから牛には関係なく利用されるということなのか、お願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

手数料ということで一般財源ということにはなるかと思うんですけども、充当についてはですね、セリ業務やら、畜産組合の業務に携わる職員の人件費等に充たっているという認識でよろしいかと思えます。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

それが主な使い道であると。

言い換えると一般財源ということは、ほかにも流用されることがあるという考えに立ったほうが正解でしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

これらの手数料を含めて、その他の交付金等もありますけれども、これらを徴収しても、セリ業務とかセリに関わる職員の人件費は賄えない状況でございますので、これらについてはほぼもう100%、これらの畜産の業務に充当をされるというようなイメージでよろしいかと思えます。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ということは、これだけとっても足りないんだという、もう認識でスタートしていると。

そうすると、将来的にこの1.5%は2%になるとか、欠席手数料が1頭につき2万から3万になるとか、あるいは、一番この72号のあれですね、1頭につきこの560円というのが600円になるとかというのは、飼料の値段ですから考えられる想定内の改定があるというふうに見たほうがよろしいのでしょうか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今の農事組合を村が引継ぐ時点のときに、現行の手数料関係は、当分の間は現行のままでいく方向であるということで説明してきているわけですね。

つまり、当分の間は、この率で村としては徴収したいと思います。

今後につきましてですね、どういう形になるかというのはなかなか予測が立ちづらい面もあります。

今職員を2名、専属職員を置いております。

比較的、若年層の職員ですので、今回ここに示している手数料でおおむね約650万ぐらい収入として入るわけですが、現行の中でも、とてもその人件費をカバーするぐらいの金額が賄われていないというのはもう事実ですので、今後、これが職員の構成を含めてですね、どのような形になるかというのは、なかなか先が読めない面もあるわけでしょうけれども、当分の間はこの率で徴収したいとは思っています。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

手数料は当分はこのままで、今までトカラ畜産組合のままでいかれるということですけど、今セリ随行欠席手数料、これが2万円、ちょっと高いなと思うんですけどね。

今まで欠席されたのが、1回の市場で何頭ぐらい出ているのか分かりますか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この欠席手数料についてはですね、2年度のデータで申しわけないんですけども、55万円程度出ておりますので、2万円で割り崩すと25頭から26頭ぐらいになるかと思います。年間です。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

年間25頭ぐらい出ているみたいですけど、セリは一月行って、二月も行っているの？一月？

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

セリはもう一月に一遍なんですけれども、欠席というのは、知り合いとかですね、親族とかいる方々は、その方々が代理で引けばこの2万円は徴収されないんですけども、そういった親戚関係やら、引く人がいない人がこの2万を払っているというような状況です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 5、議案第 5 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 5、議案第 5 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 議案第13号 令和3年度十島村一般会計補正予算(第6号)

○議長(前田功一君)

日程第 6、議案第 13 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算(第 6 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第 13 号、一般会計補正予算(第 6 号)について説明します。

本件は主に執行済みの事業や、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に伴い、未執行となった事業も含めて予算の整理をしていることに加えまして、地方交付税の交付見込額や基金への積立金を追加しているほか、離島活性化交付金事業で採択された事業 1 件を追加しています。

議案第 1 条を御覧ください。

補正の額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7346 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 48 億 9703 万 3000 円としています。

第 2 条では明許繰越費、第 3 条では地方債を補正しています。

めくって 1 ページから 6 ページが第 1 表で、7 ページを御覧ください。

翌年度に明許繰越する限度額となります。

あわせて別途お配りした A3 判の明許繰越予定額調書を御覧ください。

総務費では、定住促進向けサイトに、島内で取材した動画を掲載するふるさと納税推進事業、福祉施設に非常用発電機を整備する再編関連訓練移転等交付金事業及びマイナンバー所有

者の転出入に係る証明書情報の連携に関わるシステム改修で、戸籍住基一般経費を繰り越すこととしています。

衛生費では、5 歳から 11 歳の接種が認められた新型コロナウイルスワクチン接種事業、漂流する軽石対策が続く海岸漂着物地域対策推進事業及び納入まで期間を要する特定離島塵芥処理車両を繰り越すこととしています。

農林水産業費では、新たに採択された小宝島の製氷施設を改修する補助離島活性化生産施設を繰越し、商工費では、燃料費高騰対策で十島村燃料輸送コスト支援事業及び口之島の旧売店を改修する特定離島研修交流施設整備を繰り越すこととしています。

土木費では、道路橋梁費で 3 事業、港湾費で 3 事業のほか、特定離島定住促進住宅を繰り越すこととしています。

消防費では、諏訪之瀬島の避難ターミナルを整備する離島活性化消防防災施設整備を繰越し、教育費では小学校費で維持補修費の一部を繰り越すこととしているほか、教職員住宅、寄宿舍整備及び屋内運動場改修工事は、国の補正予算によるもので、建設予定地の解体も含め繰越しすることとしています。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費 2 事業、3 個の工事を繰り越すこととしています。計 23 事業で、繰越し限度額の合計を 12 億 7311 万 3000 円としています。

8 ページをお開きください。

地方債の補正です。単独災害復旧費では 200 万円を減額して、借入れ限度額の合計を 6 億 7319 万 9000 円としています。

9 ページから 10 ページは事項別明細です。

11 ページをお開きください。

まず歳入から主なものについて説明します。

11 ページの村税から 12 ページの地方消費税まで、それぞれ賦課の確定及び歳入の状況から見込額に合わせて予算を増減しています。

地方交付税の普通交付税では、交付決定額に合わせ 5450 万円を追加し、特別交付税では前年度並みの交付額を見込んで 2 億 4762 万 9000 円を追加しています。

次の使用料及び手数料、以降、歳入の状況及び事業の執行実績に合わせて予算を調整しているだけの項目は説明を省略します。

14 ページをお開きください。

国庫支出金の国庫負担金、災害復旧費国庫負担金の公共土木災害復旧費国庫負担金では、2 月 1 日に査定を受けた中之島南廻線道路災害復旧工事について、事業年度の見直しを行い、令和 4 年度に発注することとし 2590 万 3000 円を減額しています。

国庫補助金、総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費交付補助金では、マイナンバー所有者の提出に係るシステム改修に関わる補助金で 29 万 7000 円を追加しています。

農林水産業費国庫補助金では、離島活性化交付金で、小宝島の製氷施設の改修事業が

採択されたため 619 万 3000 円を追加しています。

18 ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを説明します。

歳出では大部分が予算を整理するものです。

執行残の整理、執行状況に伴う調整のみの項目につきましては、説明を省略します。

19 ページの総務費総務管理費一般管理費一般管理費一般経費の寄附金では、広報でも紹介しましたが、トカラ近海を震源とする地震の悪石島の状況に対して、個人から寄附の申出があったもので、これを悪石島自治会に寄附することとしています。

積立基金費の財政調整基金積立金では、予算の調整として 1 億 2147 万 1000 円を追加しています。

特別交付税が予算額を下回った場合、この積立金で調整します。

減債基金積立金では 12 月に追加で交付された普通交付税において、算定された臨時財政対策債の償還額相当分 1238 万 9000 円に加え、近い将来の繰上償還の財源として活用することを見込み、合計 1 億円を追加しています。

産業振興などに活用する地域振興基金積立金及び災害引当基金積立金は取崩し分の積み戻しです。

20 ページをお開きください。

再編関連訓練移転等交付金事業積立金では、令和 4 年度以降に行うこととしている診療所一部負担金の一部助成の財源として 1260 万 5000 円を追加しています。

再編関連訓練移転等交付金事業の工事請負費は予算を調整していますが、福祉事務所は福祉避難所の誤りでございます。

数ページ飛ばします。27 ページを御覧ください。

総務費の戸籍住基、住民基本台帳費、戸籍住基一般経費では、国庫補助事業で、マイナンバー所有者の転出入証明書情報に関わるシステム改修負担金として 30 万 2000 円を追加しています。

28 ページをお開きください。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の住民医療費助成事業では、申請に伴う事業費の増加で 85 万 8000 円を追加しています。

29 ページの高齢者特別優待乗船券費では、利用の増加に伴い、54 万 9000 円を追加しています。

30 ページをお開きください。

介護事業所運営事業では、利用者の減少に伴う介護収入の減少を手当てするため、50 万円を追加しています。

目内最下段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金では、非課税世帯抽出等に係るシステム改修負担金で 29 万 7000 円を追加しています。

後期高齢者医療費では、療養給付費の補正による保険基盤安定負担金の確定に伴い、負

担金 127 万 8000 円を追加しています。

児童福祉費の児童福祉総務費の地域子育て支援拠点事業は、実績に伴う予算の調整で 90 万 5000 円を追加しています。

34 ページをお開きください。

衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費の子供医療費助成事業費では、ひとり親児童及び山海留学生の増加に伴う所要額の増加で、扶助費 52 万 2000 円を追加しています。

35 ページの予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、3 回目のワクチン接種に係る受診費用や接種券の印刷、ワクチンの有効性や安全性の情報提供を目的とした住民説明会開催などの事業執行による不用額の整理及び 5 歳以上 11 歳のワクチン接種の準備による経費で 190 万 8000 円を追加しています。

37 ページをお開きください。

衛生費の清掃費塵芥処理費のごみリサイクル推進事業では、一般廃棄物再資源化に関わる粗大ごみ等の搬出量の増加に伴い委託料 111 万 4000 円を追加しています。

41 ページをお開きください。

農林水産業費の水産業費、水産業振興費の補助、離島活性化水産施設は、小宝島の製氷施設の改修工事で 1238 万 6000 円を追加しています。

数ページ飛ばします 49 ページをお開きください。

教育費、小学校費の小学校建設費では、へき地教職員住宅整備事業で、老朽化で使用できなくなっていた諏訪之瀬島教職員住宅の解体工事で 220 万円を追加し、へき地寄宿舍整備事業では、悪石島寄宿舍を含む、寮生用の学習机、椅子セット及び折り畳みベッド等の備品購入費用として 73 万 5000 円。

備品購入費では、悪石島寄宿舍の IH コンロの購入費用、その他不足分として 64 万 4000 円をそれぞれ追加しています。

52 ページをお開きください。

災害復旧費、公共土木災害復旧費の補助、道路災害復旧費では、歳入でも触れましたが、中之島南廻線道路災害復旧工事について、事業年度の見直しを行い、令和 4 年度に発注することとしたため、3541 万 3000 円を減額しています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

49 ページの教員住宅の解体が諏訪之瀬島であるわけですが、村全体で今後このような施設が何棟ぐらいあるのか。

将来的にどういう計画で、解体していくのか。

それからその財源ですね、どのように考えていらっしゃるか、その点についてお伺いします。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

ただいまの御質問でございますけれども、まず教員住宅の解体についてですが、今回、諏訪之瀬島のほうを2棟、耐用年数も過ぎて老朽化というようなこともありまして、解体ということで進めております。

その裏のほうには、結局その解体をした後にその場所を整地をしまして、そこに教員住宅を新たに建設をするということが今回ございます。

それと、そのほかにそういう解体をする教員住宅が何棟ほどあるのかという御質問でございますが、今現在の中では、もう廃屋といいますか、使用ができないという住宅のほうは2棟ほどあるかというふうに、こちらのほうでは認識をしております。

ただ今、教員住宅の整備について、平成29年度から再開をしております、ある程度教員住宅のほうを整地されていくということになれば、当然耐用年数が過ぎて解体をせざるを得ないという住宅も出てくるかと思しますので、そこについては今後検討して、対応していくことになるかと思します。

それと財源につきましては、新規の教員住宅整備については、国の改善交付金という交付金のほうを活用しているわけなんですけれども、解体費用については補助の対象にならないということになりますので、一般財源ということになっていくことになります。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

49ページ、これも寄宿舍関係ですが、IHコンロの機械器具導入となっておりますが、これはあれですかね、ガス器具がないからIHにするのか、ガス器具もあるけれどもプラスでIHを入れているのか、そこをまず伺います。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

教員住宅につきましてですけれども、数年前からIH器具を設置するということで、台所の方ですが、ガスからIHのほうにシフトをしているところです。

それと同様に、寄宿舍につきましても今回悪石島からですが、IHコンロを導入するということで、今議員の質問にありますガスのほうはありません。

IHのほうにシフトすることとしております。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

同じように電力というのが十島村では非常に問題になっていますが、この IH は 100 ボルト、200 ボルト、どちらを使っているんでしょうか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

200 ボルト仕様でございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

まず 36 ページの昨日の村長の行政報告の中でもあったと思うんですけど、5 歳から 11 歳のワクチン接種の関係、どのような計画で進めているのか伺いたい。

それから 37 ページ、ブヨの駆除の医薬材料費 34 万 6000 円減額ということですけど、これは必要数量の購入が終わったの残額だったのか、それともまき切れないう状況の中での執行残になるのかどうか、その点について伺いたい。

それから 51 ページ、公民館費のエアコン基盤、それから、同じく学校の関係の公有財産のガス給湯器、こういったのが最近基盤関係、半導体の不足等によって大分入手するのに時間がかかっているというふうに報道等ではされていますけど、今回この購入しようとしているもの、年度内での購入が可能なかどうか。見込みを伺いたい。以上です。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

まず 5 歳以上 11 歳のワクチン接種についてでございますが、現在村内に対象者が 70 名おります。

そして、今回のワクチン接種につきましては、厚生労働省のほうから、「医療機関または入院病床のある環境のもとで、ワクチン接種をすることが望ましい」ということでありますので、これまで 1 回目 2 回目 3 回目集団接種をやりましたけれども、今回の 5 歳以上 11 歳へのワクチン接種については、この 70 名の対象者と保護者の方を鹿児島に上がってもらって、鹿児島の医療機関でワクチン接種をするということになります。

ただ 70 名と、また保護者が 55 名いらっしゃいますので、125 名を 1 度に上げるということは非常に難しいということで、これを 4 班から 5 班に分けて鹿児島に上がってもらい、医療機関でワクチン接種をするという形の体制をとります。

また、そのワクチン接種をした日についてはですね、その医療機関の近くにあるホテルのほうに宿泊をしていただいて、副反応に対応をするという形の対応もっております。

次にこの特定離島のブヨ駆除の医薬材料費ですけれども、34 万 6000 円の執行残を出してお

りますけれども、これは当初で口之島、中之島のブユ駆除剤、これの必要数を計算をしまして、それに基づいて入札を執行した、不用額ということになります。以上です。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

エアコン基盤等の御質問でございますけれども、年度内の購入については、業者のほうと話をしております、可能ということで聞いております。問題ないということで聞いております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

まず明線ですね、繰越しがまた多く上がっております。

様々な原因があって繰越しとなっておりますが、特に住民生活に直結するような事業と、特にこの教育費ですね、学校関係の事業につきましても 3 月で入れ替わったり、また学校も新年度を迎えますので、早期の事業執行ができるような体制を要請しておきます。

それとですね、37 ページのごみリサイクルの事業で補正が上がっておりますけれども、毎年予算額を組んで執行しているわけなんですけれども、これはごみの量が多くなったと説明がありましたけれども、単年度で一気に上がったのか、年々上がってきているのか、これらの状況につきましてもお伺いいたします。

もう 1 点ですね、特定離島で実施を行っております 41 ページの生活物資の支援事業。

昨年 12 月でしたかね、補助率を下げますよということで住民には周知がありました。

この関係で、ここには 15 万円の補正だと。

補正額が 141 万減っておりますよね、これに全体の分だと思っておりますけれども、それで当初の予算からどの程度上がったのか。

その内訳がちょっと分かりませんのでお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

教育費の質問でございます。

繰越明許費についてでございますけれども、この中で 4 項目あるわけなんです、1 番重要というふうに考えておりますのが、寄宿舍整備事業の口之島のほうの寄宿舍整備についてであります。

これにつきましては、今ある住宅のほうを解体をして、そして設計をして、そして令和 4 年度中に、寮のほうを建設をするという計画をしているところなんです、諏訪之瀬島につきましても、先ほど話をしましたように、教員住宅を解体して設計して、そして令和 4 年度中に新たな教員住宅を整備予定というふうに予定をするところです。

議員が言われましたように、やはりこれタイトなスケジュール等になりまして、早急に解体をしない

と、設計を今もやっておりますけれども、先に進まないということもありますので、早期の事業執行を図って、令和 4 年度中には確実に建設ができるようなふうに進めたいというふうに考えております。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

39 ページのごみリサイクル推進事業での 111 万 4000 円の増の件でございますが、議員の言われるように、年々この粗大ごみですね、搬出量というのが増えております。

令和 2 年から令和 3 年を比較してみますと、令和 2 年が 4 万 9973 キロ、令和 3 年の現在が 5 万 7568 ということで、7595 キロ、率にして 15%上がってきております。

その関係ですと、年々この委託料というのは上がってきております。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

生活物資の輸送の関係ですけれども、コロナ禍の中で巣籠もり需要とかですね、そういったのが増加してきているのが要因ではないかなと思っております。

それで当初は 8 割の補助ということでしたけれども、どうしてもその 8 割補助で進むと財源が不足してくるというような中で、昨年度と同様にですね、その辺を 1 月から 4 割に引下げてやっているというような状況でございます。

ただ、4 割引下げても 3 月分まではちょっと足りないということで、今回補正をさせていただいているところなんですけれども、予算的には 1250 万ぐらいだということです。

それでも今ちょっと足りなくなっているような状況なので、足りなくなった部分はまた補助率で調整をさせていただいていると、例年調整をさせていただいているというような状況です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

補足しますけれども、今課長のほうは巣籠もり需要によってという話もしましたが、そうじゃないと私は見えています。

というのはですね、当初この制度ができたときには食品のみを対象として、県のほうからの補助の中で実施をしたんですね。

ところが最近、持って行ったもの全てが対象と。

中身がその食品に関係なく、ほかの物資までほとんどこの事業でいっている関係であって、そして年度末に、去年もそうでしたし、結局財源が足りなくなったということで、補助率調整をしているのが実態なんです。

厳密に 4 月から動くかということとはですね、もう少し時間を考えて検討すべきなんだろうけれどもですね、実態はそうであることは理解してほしいと思います。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

教育費の明繰ですけれども、口之島の体育館の照明灯もあります。

事業に支障がないよう早急に事業執行を行ってもらいたい。

そしてまた、そういう学校の維持補修等々もですね、繰越しということで上がっておりますので、各島の現場のほうも大変かと思いますので、改めて要請をいたします。

2 点目のこのリサイクルなんですけれども、説明によると、年々上がっているということで、今島内で処分できないものは全て搬出していますよね。ですよね。

鹿児島県のほうから段ボール等、保冷という入れ物が結構来るんですよ。

それもほら、リサイクルで全てを出しているわけですよね。

こういう、何かのごみを持ち込んでいるんですよ。

持ち込んで、またそれをリサイクルで送っているわけなんで、増えてくるのは私は当然だと思いますよ。

ですから、工夫しなければですね。

そういう、何といいますか、今、鹿児島市で行っておるごみ収集の実態を見ると、非常に楽ですよ。市内は。

プラスチックでも洗っていないのはそのまま出していますけど、弁当箱とかあいうのもですね。

ごみ収集で全部出しますよ。

そういうダイオキシンの問題はありますけれども、ほとんどもう缶瓶プラスチック、もう全てのゴミを出しているものだからもう年々多くなってくるわけですよね。

何かしらこの工夫してですね、もう一度検証をするべきだと思いますよ。

特にこの段ボールが多いというのも言うておきます。

もう 1 点の食糧費の生活物資の事業ですけれども、私もですね、食品に限ったほうがいいと思います。

段ボールに入れたら、「食品ですか、一般の荷物ですか」といっても見えないわけですから、「食品ですよ」と言ってしまうんですよ皆さんね。

ですから、そこら辺を、村の事情もありますから、明確にですね、もう少し食品に限定ということで、事業はやるべきだと思います。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

教育費の屋内運動場の改修工事ですが、議員の現地の口之島のほうの屋内運動場を計画をするものであります。

先日設計業者の現地調査も終わりました、設計を今進めている状況であります。

本体工事につきましては、令和 4 年度の事業というようなことになっていくわけですので、早めの

事業執行を図りたいというふうに考えております。

維持補修費のほうにつきましては、残り1棟のみということで計上しておりまして、こちらにつきましても、業者のほうと協議をしまして進めていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

議員が言われるようにですね、ネット社会になりまして、生活が島でも便利になりました。

そのために Amazon とかですね、そういうところからいろんなものを、生活物資も含めてですね、いろんなものを購入を住民の皆さんがされております。

そのせいか、段ボールとかも増えてきてはいるわけなんですけれども、その段ボールについては有価物ということで還元金の対象にもなります。

その還元金が地域の財源にもなっているということにもつながりますし、また今回ですね、この処分費用がかかっている部分っていうのは、缶瓶なんですね。

缶瓶の量が相当増えてきております。

その分が処分費用がかかるということで、その部分が毎年増加してきているということになりますので、その辺り、この処分の仕方、今、議員が言われた鹿児島市内ではもう洗わずにそのまま出しているとか言われますけれども、缶瓶を洗って出すことによって、その処分費用もですね、安価にできるという面もありますので、その面については住民の皆さんにも御協力を頂いてですね、貴重なこの一般財源を使って処分をしているわけですので、その辺りも御協力を頂ければというふうに思っております。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

先ほどの食料品以外の輸送の関係につきましては、なかなか港に来た荷物を一つ一つ開けてチェックするというわけにはなかなか現実的にいかない部分もあるかと思いますけれども、こういう予算が不足しているというような状況もふまえてですね、各世帯のほうには、また広報周知を依頼をしていきたいと考えております。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

リサイクルの関係ですけれども、現状は缶ですね。

アルミ缶あたりはつぶさないで、キレイにして送りますよね。

以前は潰して送っていたじゃないですか。

あれができれば、非常にごみの、重量はかわらないけれども、減量化はできると思うんですよね、処理できないんですかね。

もう一点、食料品の周知徹底なんですけれども、やはり皆さんほら村が運賃の補助を出すわけ

ですから、何て言いますか、安易に考えているんですよ。

聞きますよ。もって行きますと、「食料品ですか、一般の荷物ですか」というのは、受付のほうで言っていますので、もう皆さん正直にと言いますかですね、もう少しこう、経費がかかることですから、判断をしっかりと、受け付けをするときに、あたり前の品物の中身をですね、申し出てもらうような工夫といえますか、周知徹底もやるべきだと私は考えています。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

議員が言われました、缶を以前は潰して搬送していたということですがけれども、確かに以前、そういう形でやられていたと思うんですが、それがいつの時期か、もうそのまま搬出という形になっております。

その経緯についてちょっと私が把握しておりませんので、その辺りも調べながらですね、潰さないようになった経緯というものもあると思いますので、その辺りを調べてですね、じゃあどのように対応できるものかというふうに考えていきたいと思ひますし、また、今回この処分料っていうのは、容積ではなくて重量換算されますので、潰したからといって容積が縮まったからその処分量が減るということではないということは理解しておいていただきたいと思ひます。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

先ほど私の住民に対してという話をしておりますけれども、この事業の制度設計上は、代理店に村が補助するというような形でございますので、先ほど議員が言われたように、窓口で荷物を持ってきたときに、食料品以外は入れていないでしょうかというようなチェックを徹底するというような形で、代理店のほうにはまた通知をしたいと考えております。

○議長(前田功一君)

ではこれからちょっと休憩して協議会に入ります。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今日の南日本新聞に、諏訪之瀬島のトンダチの白水の滝か。ここの調査をされるようです。
こういう記事が載っているんですけど、何月頃にどのような調査を何名程度で行うのかお願いします。

○議長(前田功一君)

副村長、福澤章二君。

○副村長(福澤章二君)

白水の滝、昨年ですね、諏訪之瀬島に在住していた方から、そういう「非常に長い滝があるんだよ」という情報がありました。

それで、10月に私が別件で諏訪之瀬島へ行った折に、フェリーから眺めてみますと見られたんですね。

船の上り下り、切石港に接岸のときは見られます。

その調査に当たって、一緒に村の文化財保護審議員の植物の担当の先生と一緒に行ったんですけども、その先生に白水の滝はどうしたらいいのかということを伺いましたら、まずドローンで全体像を把握することが必要だということでした。

それで、今年度はもう冬場にかかって、まず船で近くまで行かないと陸からはいけない、なかなか行けないところですので、今、時期を待っているんですけども、いつ調査に入るかというのは時期はまだ未定ですけども、一応ドローンで空撮をして、そのデータを解析ソフトにかけると。

そうすると、滝の落差ですとか、高度がはっきり示されるということで、その滝の価値も分かってくるということになりますけれども、基本的にはその調査を行った後、村の文化財保護審議会によって、価値がどうなのかということを協議していただくことになろうかと思えますけれども、その植物の先生のほうですけども、担当といえば、地質のほうの先生になるということで、村も、その先生を委嘱しておりますので、その先生も一緒に行って調査していただくことになろうかと思えますけれども、もしそれが価値があるということになりますと、文化財の中でも、滝ですとか庭園ですとか、橋ですとか、そういったものが、名勝ですね、名前の名に勝つ、名勝という天然記念物の分野がありますけれども、一応そこに該当するのではなかろうかというようなことですけども、調査時期としては、文化財保護審議委員の意見も聞きながら教育委員会で進めることになろうかと思えます。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確かに年間を通じて、流れて落ちているんですよね。

私も諏訪之瀬島にいた頃、向こうをよくお客さんをドクロ瀬っていうところに渡しているときによく見ていたんですよね。

年間を通じて水が切れませんよね。

ぜひこういう何か日本一なるような可能性もあるみたいですので、九州一か、そういう調査をお願いします。

○議長(前田功一君)

副村長、福澤章二君。

○副村長(福澤章二君)

水が途切れないということがありましたけれども、滝の定義として、年間を通じて水が涸れないことということ、落差が 5 メートル以上あることというような定義でありまして、水が年間通して涸れないというのは笹森儀助が「拾島状況録」の中で、この滝があって水が 1 年中涸れないんだというような記述もありますので、やっぱり相当昔からその存在が確認されて、水が涸れないんだということのようですので、今後が楽しみだと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

質疑あるようでしたら、ここで休憩して昼食後なんです、なければここで採決したいんですがよろしいですか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、議案第 13 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算(第 6 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。従って、日程第 6、議案第 13 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算(第 6 号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより昼食のため休憩いたします。

午後は一時にお集まりください。

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第14号 令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第8 議案第15号 令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第16号 令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第17号 令和3年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第18号 令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計

補正予算(第2号)

日程第12 議案第19号 令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計

補正予算(第2号)

○議長(前田功一君)

お諮りします。

日程第7、議案第14号、日程第8、議案第15号、日程第9、議案第16号、日程第10、議案第17号、日程第11、議案第18号、日程第12、議案第19号の6件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議案第14号、日程第8、議案第15号、日程第9、議案第16号、日程第10、議案第17号、日程第11、議案第18号、日程第12、議案第19号の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

議案第14号、令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

議案書の55ページをご覧ください。

今回の補正予算第4号は、県の再算定による保険給付費の確定に伴う減額及び事業執行に伴う不用額の整理が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億161万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6926万9000円とするものでございます。

56ページから57ページには、歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは、歳入歳出補正予算の御説明をいたします。

58ページをご覧ください。

まず歳入から御説明いたします。

国民健康保険税は、206万2000円を増額しております。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分で、132万4000円の

増、後期高齢者支援分で73万2000円の増、介護納付金分で6000円の増となっております。

その要因は所得等の修正申告による課税所得額が増加したことが影響しております。

県支出金は1億205万2000円を減額しております。

県補助金のうち、保険給付費等交付金では、普通交付金で県の再算定による保険給付費の確定に伴いまして、1億200万円の減、特別交付金で、葬祭費分で4万円の増。

事業完了による再算定を行い、特定健康診査等負担金で6万9000円の減となっております。

繰入金では、175万8000円を減額しております。

他会計繰入金のうち、一般会計繰入金では、事業費の再算定に伴い保険基盤安定繰入金で、村負担分の4分の1として、保険税軽減分を9万7000円、保険者支援分を6000円の増、普通交付税措置される財政安定化支援事業繰入金で73万9000円の減。

その他一般会計繰入金で、特定健診保健事業の実績見込みに伴う村負担分で23万7000円の減としております。

59ページをご覧ください。

その他会計繰入金で、後期高齢者の特定診療科に係る実績見込みの再算定によりまして、後期高齢者医療特別会計繰入金で、88万5000円の減となっております。

諸収入では、13万8000円を増額しております。

受託事業収入の特定健康診査等受託料で、令和2年度分の特定健診特定保健指導の過年度収入として13万8000円の増としております。

次に、歳出について説明いたします。

60ページをご覧ください。

総務費は17万円を減額しております。

運営協議会費で、コロナ禍によるテレビ会議システムでの開催としたことによる不用額として、旅費の費用弁償で17万円の減としております。

保険給付費は8706万円を減額しております。

療養諸費の一般被保険者療養給付費では、県の再算定による療養給付費の確定に伴い、負担金補助及び交付金の事務的交付金で8711万円の減、審査支払手数料では、役務費で医療費の増加に伴う、診療報酬明細書の審査手数料で5万円の増となっております。

高額療養費の一般被保険者高額療養費では、療養諸費と同じく、県の再算定による高額療養費の確定に伴い、負担金補助及び交付金の事務的交付金で1494万円の減となっております。

61ページをご覧ください。

葬祭諸費の葬祭給付費では、負担金補助及び交付金の事務的交付金で4万円の増としております。

保健事業費では79万5000円を減額しております。

保健事業費の国保総合健康づくり支援事業では、事業完了見込みの再積算による執行残の整理として、旅費の費用弁償で59万円の減としております。

特定健康診査等事業では、生活習慣病やがん検診、メタボリックシンドローム等の特定健康診査事業の実施済みに伴う予算の整理を行い、報償費の報償金で1万9000円の減、旅費の普通旅費で9万2000円の減、特別旅費で8万8000円の減。

特定検査等データ管理システムの管理及び入力に係る委託料の事務事業委託料で6000円の減としております。

62ページをご覧ください。

基金積立金は、131万5000円を増額しております。以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

議案第15号、船舶交通特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

今回の主な補正の理由でございますけれども、ほとんどが新型コロナウイルスの影響による輸送量の減少や、運行実績によりまして生じた執行残の整理を行っているものでございます。

議案書につきましては、63ページから75ページになります。

64ページをお開きください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれを4337万2000円減額し、予算総額を12億4978万円とするものです。

歳入から説明いたします。

68ページをお開きください。

運航収益 旅客運賃 旅客運賃は、新型コロナウイルスの影響による輸送量の減少の為、1204万3000千円を減額し、手荷物運賃についても、同様の理由により174万1000円を減額しております。3段目の自動車航送運賃は、輸送量見込みの増加を受け261万7000円を増額し、次の貨物運賃につきましても、250万3000円を増額しております。

次に、5段目、県支出金県補助金離島航路県補助金は、歳出の財源調整として3473万9000円を減額しております。

歳出を説明します。

69ページをご覧ください。

歳入で説明しましたように、新型コロナウイルスの影響による旅客、手荷物の輸送量の減少を受け、運航費用旅客費旅客歩金については鹿児島、名瀬および各島における取扱手数料合計209万3000円減額している他、下の表の手荷物取り扱い費についても、41万9000円を減額しております。

70ページをお開きください。

下から2段目でございますけれども、運航費用燃料潤滑油費燃料潤滑油費については、重油価格の高騰がありましたが、年度内の購入予算について必要額を除きまして、1704万円を減額しております。

70ページから71ページにかけて、運航費用 港費 水先及び係留料と代理店手数料につきましては、欠航に伴う航海数の減少により、鹿児島、名瀬、各島分をそれぞれ減額しております。

73ページをご覧ください。

5つに分かれた表の2段目、款2「営業費用」の目1船舶保険料については、複数社の見積もり合わせにより、保険料の抑制をおこなったことから、執行残整理として291万7000円を減額しております。

4段目の、営業費用賃借用船料船舶用船料は、代船フェリーみしまの宝島折返し便運航による用船料の減額により、不要額147万9000円を減額しております。

5段目、営業費用航路付属施設航路付属施設費は、小宝島フォークリフト購入の入札執行残59万8000円を減額しております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

議案第16号、令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

議案書の77ページをご覧ください。

今回の補正予算(第2号)は、保険給付費地域支援事業に係る事業執行に伴う予算調整及び不用額の整理が主な要因でございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ658万1000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7670万3000円とするものでございます。

78ページから9ページには、歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは歳入歳出補正予算の説明をいたします。

80ページをご覧ください。

まず歳入から御説明いたします。

保険料は5万9000円を増額しております。

介護保険料の第1号被保険者保険料では、転出等による第1号被保険者の減に伴う、現年度分特別徴収保険料で28万9000円の減。

65歳になった第1号被保険者の増に伴う現年度普通徴収保険料で34万8000円の増となっております。

国庫支出金は308万1000円を減額しております。

国庫負担金の介護給付費負担金では、介護及び予防給付費の見込額の再積算に伴い、現年度分で80万3000円の減としております。

国庫補助金の調整交付金では、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うために交付される、現年度分調整交付金の確定に伴い、173万2000円の減。

地域支援事業、介護予防日常生活総合支援総合事業では、各島の総合事業の実績に伴う見込額の20%を現年度分として9万円の減。

地域支援事業介護予防日常生活総合事業以外では、総合相談事業の高齢者見守り支

援事業及び認知症総合支援事業の事業実績に伴う見込額の38.5%を、現年度分として44万5000円の減。

介護保険保険者努力支援交付金では、実績の確定に伴い6000円の減。

保険者機能強化推進交付金では、実績の確定に伴い5000円の減となっております。

81ページをご覧ください。

支払基金交付金は、127万4000円を減額しております。

介護給付費交付金では、居宅介護サービス給付費、特例地域密着型介護予防サービス給付費、居宅介護福祉用具購入等の事業実績に伴う減額分の27%を現年度分の第2号被保険者介護納付金分として115万2000円の減。

地域支援事業支援交付金では、介護予防に要する事業費の事業実績に伴う減額分の27%を減額、現年度分として12万2000円の減としております。

県支出金は89万1000円を減額しております。

県負担金の介護給付費負担金では、居宅介護サービス給付費、特例地域密着型介護予防サービス給付費、居宅介護福祉用具等購入費等の事業実績に伴う減額分の12.5%を、現年度分の介護及び予防給付費用として58万3000円の減となっております。

県補助金の地域支援事業、介護予防日常生活総合支援総合事業では、各島の総合事業の実績に伴う見込み分の12.5%を現年度分として、5万6000円の減、地域支援事業、介護予防日常生活総合事業以外では、総合相談事業の高齢者、見守り支援事業及び認知症総合支援事業の実績に伴う見込額の19.25%を、現年度分として25万2000円の減としております。

繰入金は、139万4000円を減額しております。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金では、居宅介護施設介護等のサービスに係る給付費の減額分の12.5%を現年度分の介護及び予防給付費費用として53万3000円の減、地域支援事業介護予防日常生活総合事業では、介護予防生活支援等のサービスに要する事業費の見込額に係る減額分の12.5%を、現年度分として5万6000円の減。

地域支援事業、介護予防日常生活総合支援総合事業以外では、総合相談認知症総合支援事業等の減額分の19.25%を、現年度分として25万2000円の減。

82ページをご覧ください。

その他一般会計繰入金では、事務費繰入分として55万3000円の減となっており、その要因は、保健所の退職に伴う人件費及び退職手当負担金を、後期高齢者医療特別会計の一体化事業へ振替えたことによります。

次に、歳出について御説明します。

83ページをご覧ください。

総務費は、55万3000円を減額しております。

総務管理費の一般管理費のうち、一般職給与費介護で、職員手当等の時間外勤務手当で46万3000円の減としております。

介護認定審査会費のうち、認定審査会委託負担金で、鹿児島市に委託しております認定審

査に係る実績見込み算定による不用額としまして、負担金補助及び交付金の事務的負担金で9万円の減としております。

保険給付費は426万8000円を減額しております。

介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費では、デイサービスやショートステイなどの利用実績の減少に係る再積算により、負担金補助及び交付金の事務的補助金で、200万円の減としております。

特例地域密着型介護サービス給付費では、ホームたからの利用者減に係る再積算による、負担金補助及び交付金の事務的補助金で、100万円の減としております。

居宅介護福祉用具購入費では、対象住宅の手すり設置や風呂用いすなど設置購入に伴う、負担金補助及び交付金の事務的交付金で10万円の増となっております。

84ページをご覧ください。

居宅介護住宅改修費では、対象住宅の手すり取付けや段差解消等の改修に伴う、負担金補助及び交付金の事務的交付金で13万2000円の増となっております。

介護予防サービス等諸費の特例地域密着型介護サービス給付費では、ホームたからの利用者減に係る再積算による負担金補助及び交付金の事務的補助金で50万円の減としております。

特定入所者介護サービス等費では、利用実績見込みによる再積算により、負担金補助及び交付金の事務的補助金で100万円の減としております。

地域支援事業費は176万円を減額しております。

介護予防生活支援サービス事業費では、各島の総合事業の活動実績見込みによる再積算により、負担金補助及び交付金の事務的補助金で30万円の減としております。

85ページをご覧ください。

一般介護予防事業の委託料では、全ての高齢者を支援対象として、高齢者の健康と暮らしの向上を図り、要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活を送れる地域を目指した、いきいき教室の活動実績に伴う、不用額の整理を行い、事務事業委託料で15万円の減としております。

包括的支援事業任意事業費の総合相談事業では、新型コロナの影響によるサロン訪問活動の減少に伴う必要額の再積算により、報酬の非常勤職員報酬で70万円の減。

包括的継続的ケアマネジメント支援事業費で、包括支援センター運営協議会を、テレビ会議の活用による旅費の費用弁償で11万8000円の減、特別旅費で10万円の減。

在宅医療介護連携推進事業では、他事業とあわせて実施したことに伴う不用額の整理としまして、旅費の特別旅費で10万円の減。

86ページをご覧ください。

認知症総合支援事業では、新型コロナ感染対策のため、研修等をオンラインで実施したことにより、旅費の普通旅費で14万円の減。

負担金補助及び交付金の事務的負担金で15万2000円の減となっております。以上で説明を

終わります。宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

続きまして、議案第17号、十島村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

議案書87ページから94ページになります。

88ページをお開きください。

今回の補正の主な理由につきましては、事務事業の執行におきまして、維持管理における不用額の整理と、建設事業費の予算の組替えなどにつきまして補正をお願いするものでございます。

内容を説明します。

予算書第1条に記載のとおり、令和3年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億141万8000円とするものです。

歳入から説明します。93ページをお開きください。

右側の説明欄をご覧ください。

1事業収入使用料及び手数料水道使用料では、使用状況を基に「水道使用料」を34万8000円減額しております。

繰入金の87万円の減額につきましては、今回の補正予算に伴う調整でございます。

続いて歳出を説明します。94ページをご確認ください。

右側の説明欄を見ていただきますと、営業費用建設維持費維持管理費で主なものは、需用費の光熱水費で、水道施設の電気使用料の増加見込み22万5000円を増額しております。

同じく需用費の修繕料(維持補修費)では、悪石島の漏水および小宝島断水に係る修繕費用の執行残72万円のほか、水道施設維持管理委託料で実績を見込み70万円、合計120万3000円を減額しております。

次の、建設事業費建設改良費簡易水道施設改良費は、先ほど申し上げましたように予算の組み替えをしているものでございまして、旅費の不用額9万7000円、合計57万6000円を非常勤職員報酬と消耗品費へ組み換えをしているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

続きまして議案第18号、令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書の96ページをご覧ください。

今回の補正予算(第2号)は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業等の執行に伴う

予算の調整及び不用額の整理が主な要因でございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ750万8000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1709万9000円とするものでございます。

97ページから98ページには歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは、歳入歳出補正予算の説明をいたします。

99ページをご覧ください。

まず歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料は19万2000円を増額しております。

後期高齢者医療保険料では、特別徴収保険料の現年度分で4000円の減。

75歳到達による被保険者増に伴い、普通徴収保険料の現年度分で19万6000円の増となっております。

使用料及び賃借料は1000円を増額しております。

手数料の督促手数料で、保険料滞納者への督促手数料の1000円の増となっております。

繰入金では26万1000円を減額しております。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い31万9000円の減となっております。

広域連合支出金は744万円を減額しております。

広域連合補助金では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実績による事業見込額の再積算に伴い、一体化事業委託金で705万9000円の減。

鍼灸施術事業、骨粗鬆症検診に係る広域連合負担分として、特別対策補助金で6万9000円の増となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

101ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金は6万8000円を減額しております。

後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料納付金見込額の再算定に伴う、負担金補助及び交付金で、6万8000円の減となっております。

保健事業費は740万4000円を減額しております。

保健事業費の一体化事業では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業等の執行及び新型コロナ禍による事業縮小や中止に伴う予算の調整及び不用額の整理としまして、報酬の非常勤職員報酬で223万5000円の減、旅費の普通旅費で50万2000円の減、役務費の通信運搬費で1万4000円の減、委託料のその他委託料で187万3000円の減、特定診療科巡回診療及び診療所看護師の保健指導の実績による繰出金で288万5000円の減。

人間ドック事業費では、骨粗鬆症検診に伴う扶助費で3万9000円の増、鍼灸施術事業費では、鍼灸券発行に伴う負担金補助及び交付金の事務的補助金で3万円の増となっております。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第19号、令和3年度へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第2号)について、説明をいたします。

議案書の104ページをご覧ください。

今回の補正予算(第2号)は、欠員となっておりました診療所看護師の確保が出来なかったことや、年度途中の離職者があったことなど、事業等の執行に伴う予算の調整及び不用額の整理が主な要因でございまして、歳入歳出予算の総額から2572万3000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9645万5000円とするものでございます。

105ページから106ページには、歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは歳入歳出補正予算の説明をいたします。

107ページをご覧ください。

まず、歳入から御説明いたします。

県支出金は1714万9000円を減額しております。

県補助金の衛生費県補助金では、診療所運営費のうち、欠員となっている診療所看護師の確保を年度内に出来なかったこと、年度途中の離職者があったことによる人件費の減額に伴い、医療対策費県補助金で1714万9000円を減額としております。

繰入金金は857万4000円を減額しております。

一般会計繰入金では、欠員の診療所看護師の不採用及び年度途中の離職者、並びに退職手当負担金が補助対象経費と認められたことによる人件費の減額に伴う村負担分の一般会計繰入金で657万4000円の減。

その他会計繰入金では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係る高齢者フレイル対策の保健指導に伴う看護師人件費の一部を、後期高齢者医療特会から負担することにしておりましたが、コロナ禍による保健指導の自粛により、高齢者宅訪問が減ったことから、200万円の減となっております。

次に歳出について御説明いたします。

108ページをご覧ください。

診療所費は2572万3000円を減額しております。

診療所事業費の一般職給与費看護で、診療所看護師の欠員及び退職者による必要見込額の再積算による不用額としまして、給料で1032万円の減、職員手当等の期末手当で214万7000円の減、勤勉手当で175万4000円の減、児童手当で1万円の増。

特勤手当看護で215万円の減、防疫手当で5万円の増、共済費の一般職共済負担金で395万円の減、一般職共済追加費用で13万2000円の減、社会保険料で36万8000円の減、負担金補助及び交付金の一般職退職手当負担金で249万7000円の減。

看護専門員補助員報酬等費では、報酬の非常勤職員報酬で80万円の増。

診療所一般経費で、新型コロナ禍による職員研修及び実務研修の中止に伴い、旅費の普通旅費で74万7000円の減、特別旅費で46万4000円の減。

診療所の電気水道料の再積算により、需用費の光熱水費で10万5000円の増。

ブロードバンド運用開始に伴う、診療所電話代の再積算による不足分として、役務費の通信運搬費で41万9000円の増。

医療用酸素充填及び医療廃棄物処分手数料で3万円の増。

109ページをご覧ください。

診療所基幹システムに係る委託料の保守点検委託料で4万1000円の増、血液検査に係るその他委託料で2万3000円の増。

在宅酸素濃縮装置リースに伴う使用料及び賃借料の賃借料で7万円の増、診療所エアコン給湯器購入に係る執行残の整理として、公有財産購入費その他公有財産購入費で16万3000円の減。

共同利用型運用費負担金で、負担金補助及び交付金の事務的負担金で1000円の増。

医師派遣事業費では、まん延防止等重点措置に伴う、巡回診療中止に伴う必要見込額の再積算による不用額として、負担金補助及び交付金の事務的負担金で250万円の減。

医療従事者住宅管理費では、住宅、電気、水道料の再積算による不足分として、需用費の光熱水費で2000円の増、巡回診療車管理費では、車両更新に伴う不用額として、需用費の消耗品等で、消耗品で7000円の減、修繕費で1万1000円の減、役務費の通信運搬費で2万4000円の減。

使用料及び賃借料の賃借料で3万3000円の増、診療所施設整備事業では、医療機器の廃棄に伴う不用額として、役務費の手数料で1万円の減となっております。以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

1件だけ、へき地診療所の109ページですけれども、1番下の診療所施設整備事業の役務手数料、リサイクル手数料ですけれども、これは具体的に何を指すのか答弁願います。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

これは診療所に設置をしております医療機器、またエアコンであつたりとか給湯器であつたりとかです、そういう機器を廃棄するときのリサイクル手数料ということになります。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

まず、国保会計の関係で、昨年の9月議会だったですかね、納付の期限が迫ったら防災無線等を通してお知らせしてもらえると助かるということで、今してもらっていますけど、毎回、納付期限が

近づく、私も「ああ、だったな」と思いながら、毎回、遅れることなく納めていますけど、現時点で今年度分の納付、8期、たしか先月28日が最後だったと思うんですけども、期限としてはですね、一応。

現時点での納付率、どれくらい完了しているのか伺いたい。

それから航路に関して、70ページの燃料費の関係。

欠航による減少ということでしたけれども、今年度、計画に対してどれくらい欠航があったのか、就航率をあわせて伺いたい。以上です。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

現年度分の国民健康保険税の徴収率ですけども、申し訳ありません、今の時点での徴収率は出しておりませんけれども、担当のほうで、随時未納となっている方を調べてですね、防災無線でもそうなんです、個別に連絡をして徴収業務に当たっております。

素直に徴収に応じていただける方もいらっしゃいますし、または、「ちょっと難しい」「今は難しい、もうちょっと待ってほしい」と言われる方もいらっしゃいます。

です、もうこまめにですね、担当のほうからまだお支払いをされてない方には、直接電話を入れながら、今年度も100%徴収に向けて努力をしているところでございます。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

定期船の就航率等についてでございますけれども、今年度、三島の代船みしま分の2航海も含めまして、117航海予定しているところでございます。

このまま順調にいきますと、109航海行けるということで、約93%の就航率を目指しているところでございます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

現時点で、見込みとして8航海ぐらいの欠航ということですけども、燃料費自体はやはり、今、大分上がってきているのかなと思うんですけども、現状どれくらい単価がしているのか。

それと今後の見通しについて、かなり今後上がっていくんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の見通しについてどのように考えているか伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

燃料関係ですけども、現在、3月の燃料購入費が消費税込みで92円50銭程度でございます。

3年度の当初が、72円80銭程度、税込みですけれども、これから始まっておりまして、かなりの額、もう20円程度上がっているということで、今後も今のウクライナ情勢とかを踏まえて、高騰がどこまで続くかわからないというような流れで、毎月入札をしているんですけれども、上昇がこちらが予測するよりもはるかに上がっているというような流れで、一度はちょっと入札取りやめもちょっと急遽して、再入札というところまでを行っている状況です。

ただ、当分の間は、これらの分が続くのではないかと承知しているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

診療所の特会の関係で、年明けだったですけ。

PCR検査を島でも受けられますよということで、受けられるし、希望する方には配布かなんかっていう形でお知らせがあったかと思うんですけれども、実際村内においてPCR検査を受けた方は、検査件数が何件あったのか、その点をちょっと伺いたい。

基本的にはもう全員陰性だったというふうには思っているんですけど、そこをちょっと確認したい。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

現在ですね、村内でPCR検査を受けられた方っていうのは、抗原検査を受けた方はいらっしゃいますけれども、PCR検査を受けられた方は、村内の診療所ではいらっしゃいません。

その抗原検査につきましては、ほとんど急患のときにへり搬送をされる方が、抗原検査を受けて、全員陰性という形で搬送されているということになります。

○議長(前田功一君)

これよりしばらく休憩いたします。

2時にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
お諮りします。

これから、日程第7、議案第14号から、日程第12、議案第19号の6件を一括採決したいと思いますが、一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、一括採決することといたします。
お諮りします。

日程第7、議案第14号から日程第12、議案第19号の6件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議案第14号から日程第12、議案第19号の6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第13 議案第54号 十島村辺地に係る総合整備計画の件

○議長(前田功一君)

日程第13、議案第54号、十島村辺地に係る総合整備計画の件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第54号、十島村辺地に係る総合整備計画の件について説明します。
辺地計画は、平成28年度に作成した計画が、本年度で5年間の期限を迎えることから、新たに令和4年度から令和8年度までの5年間の計画を策定するものです。
当該計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法

律において、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。

この辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。と定義されております。

政令で定める要件とは、5km²以内の面積の中に、50人以上の人口を有する中心地を含むほか、公共施設までの距離や交通の要件が規定されており、その距離や要件等で辺地度数が計算され、その点数が100点以上となる地域が辺地となります。

本村の各島では、この点数が366点から378点となっています。

なお、本計画を策定することによって、計画されている事業の村負担額に辺地債を100%充当することが可能となり、後年度は、その元利償還金の80%が交付税措置されます。

辺地法施行令に規定されている公共的施設に限られますが、辺地債に充てる可能性がある事業を課があげております。

実際には毎年度の地方債計画の中でも、辺地債は、ごく限られたもので、毎年度のように、全国の要望額が上回り、必要とする財源に達しない現状もあります。

2ページをお開きください。

地域ごとに計画する必要があるため、島毎に計画書があります。

いずれの計画も「1の辺地の状況」として、字の名称、中心位置、辺地度数が記載されており、「2の公共的施設」の整備を必要とする事情として、前書きがあり、公共的施設の必要性を説明しております。

最後に、3ページの「3、公共的施設の整備計画」では、2に掲げる公共的事業施設ごとに積みあげられた事業費等を記載しております。

それでは、各島の公共的施設の計画につきましては、「林道」は口之島のみでございますが、「道路・橋梁」は全島、「飲用水供給施設」については、口之島、小宝島を除く5島、「教育文化施設」は、全島で事業を見込んでおります。

9ページをお開きください。

A3の横開きになります。

公共的施設の整備計画に積み上げられている事業を説明します。

口之島では、林道前岳線舗装、一周線舗装、へき地寄宿舍整備、屋内運動場改修で、総事業費を1億7453万1千円とし、令和4年度は、林道前岳線の舗装、へき地寄宿舍整備、屋内運動場改修を行うこととしております。

中之島では村道4路線、小中学校校舎改築整備、へき地寄宿舍整備、簡易水道再編推進事業で総事業費を5億6513万円とし、令和4年度は、中央線舗装改修・法面保護、小中学校校舎改築整備、水道管布設替を行うこととしております。

諏訪之瀬島では、切石元浦線、へき地寄宿舍整備、小中学校校舎改築整備、簡易水道

再編推進事業および屋内運動場改修で、総事業費を5億531万5千円とし、令和4年度は、切石元浦線舗装、へき地教職員住宅整備、淡水化施設設計を行うこととしております。

平島では、村道2路線の整備、及び屋内運動場改修で、総事業費を4201万2千円とし、令和4年度は、南之浜線の改良を行うこととしております。

悪石島では、集落線の整備、へき地教職員住宅整備、屋内運動場改修、小中学校校舎改築整備、及び簡易水道再編推進事業で総事業費を2億229万6千円とし、いずれも令和5年以降に行うこととしております。

小宝島では、部落線の改良、へき地寄宿舍整備およびへき地教職員住宅整備で、総事業費を1億1221万2千円とし、令和4年度は、へき地寄宿舍整備、へき地教職員住宅整備を行うこととしております。

宝島では、前籠宝島港線の舗装、へき地寄宿舍整備、へき地教職員住宅整備、屋内運動場改修および簡易水道再編推進事業で、総事業費を2億9132万2千円とし、令和4年度は、前籠宝島港線の舗装を行うこととしております。

以上の事業が、その財源として、辺地債を充当する可能性がある事業となります。

実務上は、他財源との調整で、辺地債の需要額の増減に伴い、事業費や計画年度の移動など、毎年のように見直すこととなります。

特に大きな計画変更がなければ、議会の議決は要しませんが、辺地債を財源とする事業はその都度、予算の提案の中で審議していただくものとなっておりますので申し添えます。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

計画の中に、中之島の海岸線の改良工事ということで上がっているんですけども、海岸線の、これまでも災害等で被災した場合に、村がやる部分、県がやる部分というような形で、常にそういった話が、中之島の海岸線の場合は出るんですけども、今回計画として考えている部分については、表面的な舗装というか、の割れとか、そういった部分の工事っていうふうになるのかどうか。

どういったものを考えているのか伺いたい。

それとあと、海岸線の場合、今現在もそうなんですけど、中之島の新港岸壁のスロープ部分、路面の下、完全に空洞に今なっていて通行止めになっている状態ですよね。

過去にも、海岸線については一部、路面の下が空洞になっていたという事例があったかと思うんですけども、そういった部分の路面の下の安全確認というか、そういったことは、これまでに行われたことがあるのかなあと。

一つ気になっているのが、中之島診療所、郵便局あたりの前のところがですね、大分沈下してきている部分があります。路面が。

もしかしたら、そこら辺も場合によっては、その下の部分が流出している可能性もあるのかなとちょっと気になっているところなんです、路面の下の部分の安全確認、そういったことを、これまでに調査したことがあるのかどうか伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

9ページで出ている中之島海岸線ですけれども、まず、作業の範囲ですけれども、県の海岸保全施設のほうに、道路部分で供用している部分の半分が県の施設、3m部分が。

それを超えた残りが、十島村の道路として供用をさせていただいているということで捉えていただければと思います。

それで今、西の温泉の前のところを一部舗装が綺麗になっているところがあると思うんですけれども、あれは県がしたところでございまして海岸保全施設でして、村はその残りの打ち替えが済んでいない部分を、今後ずっと追っかけながらしていくというようなふうにとらえていただければと思います。

ほかの海岸線の、あそこに面した部分の海岸線の吸い出しの関係ですけれども、事前に調査をしたことは、これまでには、実際の調査というのはなくて、道路としてですね、あとは県がですね、長寿命化計画で、どこまでしているかというのはこちらちょっと今捉えてないものですから、今、補助事業をするときには長寿命化計画などを立てて、チェックをしてやるので、その辺をまた今後、県のほうにも問合せをしていきたいと思います。

そのほかに、現在港湾施設の部分がスロープが洗掘を受けているのと、もう一つ、もうちょっと先のほうにも洗掘を受けている場所があると思うんですけれども、あれは、波返し工の前面の埋め戻しコンクリートが吸い出しを受けて、どんどんあらわれて抜けていくような状況になっているのが原因ですけれども、診療所前とかについては、どのような状況、沖側に波返し工も控えがありますので、さらに吸い出しを受けているかどうかというのは、ちょっと承知をしてないんですけれども、先ほど議員がおっしゃられるように、県のほうがどこまで、その海岸保全施設ということで長寿命化の調査をしたかというのも、少し問合せをしたりとかしていきたいとは思っているところでございます。

ちょっと適切な回答には至っていませんが、そういうような状況だと承知していただければと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

ちょっと勉強不足なので教えていただきたいんですが、辺地債と過疎債の違いをわかりやすく説明していただけますか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まず、一番の違いというのは、指定されている地域が違います。

今申し上げましたように、辺地につきましては、その5平方キロメートルの中に50人以上で、その点数が100点以上となる地域ということで、辺地債というのは、過疎債より π が小さくなります。

過疎債の場合は、何年度の人口から何年度の人口の比較で、過疎になっている地域ということで、昨年でしたかね、説明していますけど、ちょっとすいません、しっかり覚えてないので、しっかり説明は出来ないのですが、その人口の減少率で、指定される地域ということで、国から指定されている地域はそれぞれ違うというのが大きな違いになります。

あと、事業の中身、この起債できる事業については、細々決められていまして、その過疎債の要件よりも辺地債の要件のほうが厳しくなるということで、過疎債というものが、本来の数字ではないですけど、国の中で起債計画で50億と決められましたら、辺地債の計画額は5億とかというような形で、全然 π も違ってきます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第13、議案第54号、十島村辺地に係る総合整備計画の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第13、議案第54号、十島村辺地に係る総合整備計画の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

令和4年3月9日（水）（午前）午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案第6号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定の件		
第 2	議案第7号	十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件		
第 3	議案第8号	十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件		
第 4	議案第9号	十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件		
第 5	議案第10号	十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件		
第 6	議案第11号	十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する条例の一部改正する条例制定の件		
第 7	議案第12号	十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件		
第 8	議案第20号	令和4年度十島村一般会計予算		
第 9	議案第21号	令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算		
第 10	議案第22号	令和4年度十島村船舶交通特別会計予算		
第 11	議案第23号	令和4年度十島村介護保険特別会計予算		
第 12	議案第24号	令和4年度十島村簡易水道特別会計予算		
第 13	議案第25号	令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算		
第 14	議案第26号	令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算		
		<予算審査特別委員会>		
		地域振興課・一般		

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平 翔 太	君
---------	---------	---

令和4年3月9日(水)

△開議

○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は御手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

△日程第1 議案第6号 十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第1、議案第6号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは議案第6号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本議案は、十島村定住促進生活資金について、交付対象者の要件を明確にするものでございまして、現在の条例には、結婚時や出産時に支給する定住促進生活資金および転入時の費用や中学生以下の子どもを扶養する家庭等に対して支給する定住促進生活資金助成金について、「定住する意思がある者に対して支給する」とのみ規定されておりますけれども、村が実施している他の補助制度や助成制度については、村内に住民票を置いていることや、税金等の滞納

がないことを支給の条件としておりまして、施策間での統一性を持たせるということの意味合いにおいて、交付対象者に関する要件について改正するものでございます。

説明については、新旧対照表で説明させていただきます。議案書3ページをお開き下さい。

左が改正後の案で、右側が現行条例でございます。

新旧対照表の左側の、改正後の条例の第3条に「交付対象者」に関する規定を追加して、「村内に住所を有する者、定住する意思があると認められる者、税金その他村で徴収する公共料金等に滞納がない者」、以上の3つの要件をすべて満たす者を交付対象者とするを新たに規定するものでございます。

新旧対照表右側の、改正前の第3条および第4条の本文に規定されております「定住する意思があると認められる者」については、改正後の第3条と内容が重複することから削除いたします。

次に、4ページをお開きください。

改正後の条例の第5条第5項にただし書を追加いたします。

これは、村内に移住する前の下見費用に対する助成であることから、村内に居住していること及び村税等の滞納がないことを、交付対象者の要件から除外するものでございます。

なお、改正後の条例に第3条を追加することにともないまして、改正前の第3条は第4条と改め、以降も同様に改めるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

定住生活資金の交付に関する条例の改正でありますけれども、3条のですね、この1と3は理解出来ますが、この2番ですね。

「定住をする意思があると認められるもの」と明記してありますけれども、この条例の定義の、定義かな、これ定住とはということで、おおむね5年間、定住を奨励というのをですね、5年間、5年以上居ると、挙げておりますが、これの判断がですね、非常に曖昧というか、認められるものの判断の区分につきまして、定住につきまして、もう少し説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この3条の2項、「定住の意思があると認められるもの」というところで、この部分に関しては、主に下見費用とか、定住を今からしようという意思のある方々に該当するのかなと考えております。

この5年要件については、過去からある程度5年というような形でくっっているというような状況でございます。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今のこの定住に、「意思があると認められるもの」というのはそういう下見も含まれるということですが、そういう下見をする方にも下見費用の助成を行って、現状も行っているわけなんですけれども、この辺の判断がですね、これ、我々から見ると非常に難しいというような思いがあるんですけれども、そういう、あまりこう縛りをつくると、村の定住政策に支障を与えるという懸念もありますけれども、ここで下見に来るときの、その意思を明確に判断して、ただ「行ってみようか見てみようか」じゃなくて、「十島村に魅力があるから住みたいんだ」というような、そういう意思の再確認も行ってから、下見を行うべきだと私は考えております。

100%がですね、移住をするわけでもありませんから、そこらへんの本人の意思を再確認をするべきだと私は思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この定住に関しましては、中にはもう電話だけで島の情報を聞いたりして、「もうすぐに行きたいんだ」というような人も中にはいます。

それで、この制度上では、半額を村が宿泊費とか船賃を助成するということなんですけれども、本人負担もやはり半分あるということで、特に関東とか、遠いところから来る人なんかにとってみれば、それなりの負担をして、村まで来ているというようなことですので、その下見をしていくということは、それなりの覚悟を持ってきていっしゃるというような認識でとらえるべきだと考えておりますので、その辺は、簡単に電話口なんかで、「住みたいんだ」と言う人と、下見まで行って島をしっかりと見て判断をしたいという人は、それなりの覚悟が違うのかなという気がしています。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

確認ですが、この改正案の3条の3の「公共料金等の滞納がないもの」ということで今回ここに謳われるわけなんですけれども、これまではこういう未納があっても交付がされていたということなんですかね、実態として。

そこら辺のちょっと確認をしたい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この条例上については、そういう規定がないものですから、止める手段がちょっとないと。

ストップする手段がないというようなことで、ちょっとこれでは施策間の統一性がないということで、今回提案をさせていただいております。

過去に1件か2件ぐらいございます。

止めている例はないということです。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

確認ですけど、8ページのこの転入費用の助成なんですけど、最高で30万円とありますけれども、これまでに最高で幾らの引っ越しの費用が助成をされておりますか、お伺いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

すいません。

今、手元には資料がない状況ですけれども、特に関東とかですね、過去には北海道とか、そういったところから引っ越す例もありますので、これのマックスぐらい支払っている例はあると思います。

○議長(前田功一君)

1番、土岐純郎君。

○1番(土岐純郎君)

ちょっと確認なんですけれども、島に移住するに当たって、引っ越し代とかというのは年齢制限がまだあるのか、ちょっと確認をしたいんですけど。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この生活資金自体が、一応70歳以下というようなことでしております。

○議長(前田功一君)

1番、土岐純郎君。

○1番(土岐純郎君)

この、過去に中之島に入った方で、私も含めてなんですけど、私が入る頃は56ということで、私の一つ上の方も引っ越されたときに、そのときはまだ50だったんですけど、引っ越し資金とかが出なかったって。

もう今はもう70歳以下であれば、その引っ越しの費用とかは出るということでの認識で宜しいんでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

そのような認識で宜しいかと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第6号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第6号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第7号 十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第2、議案第7号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは、議案第7号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての内容について御説明いたします。

本議案は、島暮らし体験施設である悪石島コミュニケーションについて、シャワーや自炊用施設が整備

されているなど、施設内容が宿泊施設として充実している状況にあり、指定管理者がより柔軟性を持った、また効率的な運営を図ることができるようにするため、また、コミュニティセンターとの区別をはかるために、利用料金の上限の引き上げを行うための改正でございます。

条例改正の本文につきましては、議案を1ページに、新旧対照表を2ページから添付してございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

2ページ目をお開きください。

左側が改正案で右側が現行の利用料金でございます。

会議室の利用料の変更はございませんが、宿泊料を1泊2,000円以内から4,000円以内に変更するものでございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

この「4000円以内」と、「以内」という表現を使った理由はどういうことになるんですか。

これは「4000円ではない、3000円でも良い、2000円でも良い」という捉え方を私はしますけど、そういう意図でやったんですか。

やっぱりこの4000円取るときはどうかと、2000円で止めておくときはどうかと、そういう内訳みたいな考えがあるのでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

これはあくまでも上限を設けてあるものでございまして、料金の設定については、指定管理者と村と協議をして決めるというような形になっておりますので、指定管理者が3000円ということであれば、それでも構わないというような状況ですけれども、ここで4000円って出しているのは、鹿児島市内とか奄美の方面とかを含めて、素泊まりが大体4000円ぐらいするというので、今回この設定をしているということでございます。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

今までは素泊まり、業者さん、民宿が取れなかったときの業者さんが泊まっても2000円と。

設備が充実している割には、かなり格安ということで、もともと、民宿がいっぱいのときは、業者さ

んも泊まれるというルールだったんですが、安い上に快適なので、「民宿がもういっぱいでした」って言って申し込んでくる業者さんも出てくるようになったというのを、管理している人に聞きます。

そして帰るときに「また次もお願いします」と言って帰ると。

いやこれはちょっと違う、島の民宿とのやっぱりトラブルが発生しやすくなると考えます。

ですから、また、説明もありましたけども、コミセンと比べると、コミセンにはシャワー設備もないですし、それに比べて、それぞれの部屋にシャワー設備、トイレ等も完備されております。

で、2000円というのは、やはり今まで安かったのかなと。4000円ぐらいが妥当だと考えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今の悪石島のコミュニンのですね、利用に関する料金の改定でありますけれども、こういう施設は目的があって造られたわけですから、目的以外にあまり緊急以外は、そういう業者であるとか、皆さんですね、宿泊は余り好ましい状態では私はないと思うんですね。

民宿がいっぱいでどうしようもない場合には、地元のほうで判断をできるかと思いますけれども、いろんなこのリモートワークとかですね、そういう体験の宿泊所でありますので、目的以外の宿泊は好ましくないんじゃないかと私は思いますので、地元のほうでもしっかりと判断してもらいたいと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

5番議員が言われましたとおり、移住交流施設という形になっておりますので、基本的にはそういう、移住者交流関係人口も含めて、そういう使い方になると思うんですけど、先ほど7番議員が言われましたとおり、民宿がどうしても空いていなくて使うというようなケースもあると思います。そこは致し方ないのかなあと。

経営していく上でもですね、仕方ないのかなという考えです。

運営するのは、悪石島のコミュニンでございますので、どういう運営の仕方というのは決めているだけになると思うんですけども、ただ今後口之島なんかも含めてですね、県の補助金が入っています。

その中では、しっかりとそういった、「どういう目的で、使いなさいよ」、「これは目的外使用ですよ」というようなことが問われて来ますので、そこら辺は村と指定管理者の中で協議の上で、そこら辺の目的外に使用、緊急時以外はですね、使用しないような形での、運用が必要かなと考えております。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

そういう意味ですすね、この島暮らしを体験したいと言ってきた者への料金と、宿等があふれて業者が泊まりますと言った料金の二重設定などというのも、これは、この悪石島の指定管理者のほうで、させるというか、できるというふうに考えて良いんでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それは、指定管理者の判断によると思いますので、それは可能だと考えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第7号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第7号、十島村島暮らし体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第8号 十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第3、議案第8号、十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第8号、十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本案は、提案理由にありますように「重機の導入補助制度の新設に伴い、住民等が資金繰りをしやすくするために重機の購入資金を借り入れができるようにする」とともに「令和4年度から始まる新畜産組合の運営に必要な資金を貸し付けができるようにする」ものです。

議案書1ページに改正文を示しておりますけれども、新旧対照表で説明いたします。2ページをお開きください。

表の右側が現行条例で左側が改正案でございます。

第3条の「貸付対象事業」の第1項に第5号として「農林水産業に必要とする重機の購入に必要な資金」を加え、第2項に3号として「重機の購入に必要な資金」、第4号として「畜産組合の運営に必要な資金」を加えております。

これらの具体的な対象者及び金額については、規則の改正案で示しております。

3ページに規則改正案、4ページに新旧対照表を示しています。

4ページの新旧対照表をお開きください。

規則第3条の「貸付金の範囲等」の中で、個人及び農林水産団体を対象とするものとして、第1項第8号で「農林水産業に必要とする重機の購入に必要な資金500万円以内」、団体を対象とするものとして第11号で「自治会組織及び法人登記した組織による重機の購入に必要な資金の貸付額は、500万円以内」、第12号で「畜産組合の運営に必要な資金の貸付額は、300万円以内」を加えています。

第3条第4項で「重機」とはどのような重機を指すのかを示しておりまして、バックホー（バケット容量0.2m³以下のもの）、それからホイールローダーを貸付対象としています。

第18条の「繰上償還」の中で、第4項として「事業実施後に村の補助金を受けた者は、補助金分を繰上償還しなければならない」を加えております。

ここでいう補助金とは、農林水産業振興補助金、生産施設整備補助金を指しており、ミニバックホー及びホイールローダーの導入費用の3/4、上限300万円を補助するものとなっています。

以上説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

4ページですね、第3条の12項、畜産組合。

この畜産組合というのは、十島村和牛生産組合、それから各島の畜産組合、両方を指す認識でよろしいですか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

ここで一応想定しているのは、新組合、黒毛和牛生産組合という形で立ち上がると思いますけれども、その組合を想定しているところでございます。

○議長(前田功一君)

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

じゃあ各島の畜産組合は、どの項目に該当するんでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

12項のところは、運営の資金というところでございます。

それで、今回の規則の第3条の8号の農林水産業に必要とする重機の購入に必要な資金500万円以内、この中に各島の畜産組合なんか入ってくるということでございます。

運営資金に関しては、今、各島のほうの分については想定をしていないという状況です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

この4ページの最後の4ですね、「事業実施後に村の補助金を受けた者は、補助金分を繰上げ償還しなければならない」というこの表現は、繰上げと書いたのは何ですか。

要するに、4分の3か。3分の1か、は借りました。

そのお金を返しなさい、という、ただ意味だけですか。

繰上げという言葉は、それは何年で返すかというのは、その規約の中でというか、何だ、書類の中で書かれることだと思うんですけど。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

そういう機器を購入したときに、例えば600万かかりましたと。

それで、600万借入れをしますと。

ただ、償還計画は立てていただくんですけども、もう300万は既に補助金で入ってくるお金ですので、ここで繰上償還という位置づけをしていますけれども、その補助金に関しては、もう手元に入

ってくるお金なので、それはもう返してくださいと。

償還計画の計画を立てますけれども、その以前にもう返してくださいと、補助金が出た段階で返してくださいという考えです。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

それでも一つ、4の(2)に、ホイルローダーというのがあって、これは何ですか、畜産の堆肥小屋等に使っているものだと思うんですが、もともとこのホイルローダーというのは書類上は堆肥小屋の備品という扱いをされていますよね。

備品というのは、もしもう壊れて使えなくなったら、またそこは補充しないと備品としての体系が続かないんじゃないかと思うんですが、その辺の考えはどう思っていますか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この機械類に関しましては、生産施設整備補助も同様なんですけれども、一応5年間は、また新たな更新が出来ないというような形に設定をしております。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ということは、現在の各島に、各島じゃない、小宝島を例にとつて、この堆肥小屋が出来てもう10年以上経つわけですが、5年以上経っているってことは、これは更新ができると。

それで今までどおり、その備品として、堆肥小屋に備わっている備品機材として使うことができるというんですか。

それとも、1回備えたものがもう駄目になったら、それ以降は、ここで言う「組合が3分の1自分で出して、新しいのを購入しなさい」という、どっちを進めているんでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

備品という扱いにするということですかね。

今、組合が受けているホイルローダーのことですね。

それがもう備品になっていると。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

施設導入時のときにはですね、村が10分の10で各施設に与えたわけですね、更新についてはもう村としては想定はしてないということで、この制度に切替えたということになります。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

○2番(岩下正行君)

村長のその明確な答えでよろしいかと思うんですが、最初は100%でつけたと。

これがもう当然、機械類ですから錆びます、動かなくなりますということで処分されると。

「以降は、組合がこういう制度を使って、必要なものを整備していきなさい」という、明快明確な姿勢というか方針であるということを今ここで確認させていただきました。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

確認ですけど、4ページでいうと、3条の11項で「自治会組織及び法人登記した組織による」となっている部分からいうと、個人への貸付けという部分は想定してないということで良いんですかね。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

個人への部分に関しては、規則の第3条の部分で考えております。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

それとこの12項の畜産組合の運営に必要な資金300万円以内ということでしていますが、具体的に運営にこれだけの借入れをしないと出来ないような状況というのはこういったものを想定して、こういったことを入れたのか、その点を伺いたい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

組合のほうでは、一応各農家の各種手数料とかですね、それから消耗品等、それから村とか業者への支払いについては、今の段階では事務処理の効率化とか確実化という面から、牛のセリ代金から今引かせてもらっている状況でございます。

ただ、牛を飼って間もない人とか、そういう方々もおって、セリに牛をもう出せない方々もいる状況でございます。

これらの方については、今の農事組合もそうですけれども、便宜的に立替えをして、村とか業者に払っていると。

それで、牛がセリに出された時点で、またその立替え分を戻してもらおうというような形でやっております。

このようなちょっと立替え分の資金が、ちょっとショートしていく可能性があるということで、一時的

に、これあくまで300万としておりますけれども、100万で収まるかもしれませんし、そういった形で一時的な分という形で考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第8号、十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第3、議案第8号、十島村産業振興等資金条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

10時55分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事日程表にちょっと間違いがありましたので、御手元にお配りしました議事日程表といたします。ご確認ください。

会議に移します。

**△日程第4 議案第9号 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例制定の件**

○議長(前田功一君)

日程第4、議案第9号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第9号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本議案は、令和3年度の国庫補助事業により整備しました中之島の家畜保護施設及び給餌施設が完成したことから、これらを十島村の畜産施設の設置及び管理に関する条例に追加するものでございます。

施設の概要について説明いたします。

議案書の4ページから6ページをご覧ください。

整備箇所、整備状況については、4ページにあるとおりでございますけれども、中之島日之出地区に家畜保護施設及び給餌施設を整備しております。

5ページ6ページを見てほしいんですけども、5ページについては、家畜保護施設でありまして、木造150㎡で牛房は10部屋あります。

また、給餌施設については、木造で84㎡、屋根付きでスタンションが16頭分整備されております。

それでは、条例の一部改正について説明いたします。

議案書1ページに改正文を示しておりますけれども、新旧対照表でご説明いたします。2ページをお開きください。

表の右側が現行条例で左側が改正案です。

現行条例にあります中之島家畜保護施設は、平成25年度に特定離島ふるさとおこし推進事業により整備した施設でございます。

今回、国庫補助事業で整備した保護施設を家畜保護施設2号棟として追加しまして、給餌施設を中之島高尾給餌施設として加えるものでございます。

本条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

この中之島畜産施設につきましては議案第38号で指定管理を指定する議案でも審議をお願いすることとしております。以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、土岐純郎君。

○1番(土岐純郎君)

給餌施設を建てていただいたことは有り難く思うんですけども、給餌施設のほうは天文台に上るほうが給餌施設ですよ。

あそこが若干、風が通るってところで、屋根とかが大丈夫かなという心配があるんですけども、そういう強度は、耐えられるようにつくられているのかちょっと確認をしたいです。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

高さも含めてですね、ある程度の風が、四方からも通り抜けられるような形になっておりますので、それほど屋根に直接的には囲まれておりませんので、直接的な形にはならない、受けないのかなと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

今島につくっている、こういう牛舎関係というか施設で、ほとんど壁がございませんよね。吹抜け。島の風を考えると、ある面には壁がないと大変その使用上は問題が出てくる。

例えば横風が入ってくると、雨水は牛舎の中央まで入ってくる、というのが現実なんですね。

だからもう梅雨の時期だともう、牛舎じゃなくて田んぼだと僕らはあえて言うんですけど、そういう状態になる。

それでそこを何とか解消しようと思って、それこそ簡易にベニヤを張ったりですね、簡易に壁をつくるんですが、この辺は、規則というかね、例えば、補助金を受けるのに、こういうふうにしなさいというのが多分規制がかかっているんじゃないかと思いますが、その規制との隙間を縫って、何か良い方法はないかと。

特にですね、雨水でいうと、屋根からの雨水を、何て言うんですか、止める「樋(とい)」これすらつけてもらえないんですよ。

何かつけたらダメだって。

でも、研修であっちこっち行くと、「ここの牛舎ついてるじゃん」というのがあるんですけど、そういう規制というのが実際かかっていて、作ってあげたいけれどもこれは出来ないんだよというのが、幾らかあると思うんですが、ここでちょっとわかっているだけでも教えていただきたい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

具体的にですね、どういう規制があるかというのは、ちょっと今手持ちにない状況なんでございますけれども、この今回の国庫補助事業での牛舎の整備も含めてですね、もう何回か地元のほうと打合せをして、こういう形状でということで、すり合わせをしてつくっている状況でございます。

それぞれの島で、そういう実情があるということであれば、こういう国庫補助の部分もある程度柔軟にできる部分もあると思いますので、そこは協議の中で進めていくことになろうかなと思うんですけども、ただ、そういう困ったりしていくと、またコスト高にもなってくる部分もございまして、その辺は総合的に考えていかないといけないのかなと考えています。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

この給餌施設、本当に良い施設だと思うんですけど、向こうは、先ほども言われたように、1番議員が言われたように、すごい風が強いんですね。

今の建物は、どのぐらいまで風のあれが耐えるのか、分かる範囲でお願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

今ちょっと手元にですね、構想上の、そのどれぐらいまで耐えられるかというものはありませんので、後もってまた確認して、委員会等でまた御報告をさせていただきたいと思います。

ただ、木造造りですので、ほかの施設もそうですけれども、ある程度木造で作って、うちは台風の常襲地域ということで、壊されることはある程度もう前提にして、この造りもトタンでやって、また修理がしやすくするような形とかですね、そういう形を進めているということと、あと、これは当然、建物共済に入って保険はかけるというような状況になります。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今回ですね、中之島に、2棟が新設ということで、本村の畜産の振興に大きなこの役割をもたらす施設であります、今回で36施設出来ております。

皆さん、適正なこの運用で施設の運用を図っていると思うんですけども、こういう施設の運用につきましての調査、実態を聞き取り、また出張で行った折にですね、点検をするべきだと思うんですね。

本当にこの大事な施設でもありますので、こういう施設の適正運用、有効な運用を図ってもらいたいと思っております。

また、老朽化の問題も発生をいたしております。

もう、古い施設は相当年数が経っており、老朽化も進んでおりますので、早い段階で組合のほうと連携をとりまして、改修等も行って、適正な運用が出来ますことを提言をいたしておきます。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この36の施設についても、当然、指定管理者のほうで、しっかり大事に使っていただくということになろうかと思えますけれども、特に令和2年度から、また国庫補助事業が始まって国庫が投入されてきております。

この国庫補助事業については当然のように会計検査が行われます。

そういう中で、利用状況、それからこういった使用方法をしているのかという部分は、当然求められてくることになると思います。

ですから、ほかの施設もそうですけれども、特に国庫補助で整備した部分については、しっかりと各畜産組合のほうで、こういった使い方をして、こういった収支になっているのかも含めて、しっかり把握してもらう必要があるということで、この間も担当のほうに、その旨、そういった管理についてはしっかりするようにということで、通知をするように指示をしているところでございます。

あと老朽化の問題については、また各畜産組合のほうと話を伺いながら、対応を考えたいと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

1点、堆肥舎の運用ですね。

堆肥舎の運用が、私の地区でもうまくいっていないんですよ。

そのこの堆肥をつくって、地元の方に安くで販売するとかですね、こういうのもできると思うんですよ。

こういうのが、やはりもったいないですよ、本当に。

飼料を買っているんですからね、皆さんね。

ですから、これの何かこう運用も、今後は図っていくべきだと思いますが。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この堆肥に関しては、臭いの問題も含めてですね、衛生的な問題もあります。

それで、島のほうの獣医師からも、この堆肥処理の在り方というのは、しっかり検討をしていかなないと、これから問題になってくるよというような意見も伺っております。

それで、3月から営農指導員も配置しておりますけれども、その営農指導員も、牛舎の糞尿等がどういう使われ方をしているのかというのは見てみたいというような話をしておりますので、そこら辺も農業も含めてですね、どういう使い方ができるのかというのは、しっかり検討していきたいと考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第9号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第9号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第5 議案第10号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第5、議案第10号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

議案第10号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本議案は、令和4年度税制改正の大綱におきまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改定がなされたことにより、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和4年2

月18日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げに伴い、第2条第2項及び第3項並びに第23条第1項を改正するものです。

新旧対照表で御説明いたします。

2ページから3ページをご覧ください。

まず第2条、課税額の改正につきましては、国民健康保険の保険料の基礎課税額に係る限度額の引上げに伴い、第2項のただし書に定めております基礎課税額の上限につきまして、現行の63万円と定めているものを65万円に改め、同条第3項の但し書きに定めている後期高齢者支援金等課税額の上限額につきましても、現行の19万円を20万円に改正するものでございます。

第23条、国民健康保険税の減額の改正につきましては、第2条と同じく、国民健康保険の保険料の基礎課税額に係る限度額の引上げに伴い、第1項に定めている基礎課税額の上限につきまして、現行の63万円と定めているものを65万円に改め、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の上限につきましても、現行の19万円を20万円に改正するものでございます。

今回の改正によりまして、国民健康保険税の課税限度額が、医療保険分、支援金分、介護分を合わせまして、99万円から102万円に引き上がることになります。

また附則としまして、第1条で施行期日を令和4年4月1日から施行することとしております。

第2条で経過措置といたしまして、改正後の十島村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今回のこの課税額の引上げについての経緯ですね。

どのようなこの社会状況の変化なのか、どういう定義で挙げたのかお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

今回の令和4年度の制度の改正の大綱につきましては、国民の税負担の公平性を考えて、この課税限度額の上限を上げたということを、通知が来ております。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第10号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第5、議案第10号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 議案第11号 十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第6、議案第11号、十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

それでは議案第11号、十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、御説明いたします。

本議案は、十島村立小中学校の維持存続を図るため、十島村山海留学制度による児童生徒の受入れ施設として、新たに悪石島寮を追加するものであります。

受入れ施設につきましては、平島寮が平成29年4月から、口之島寮が平成29年9月から、諏訪之瀬島寮が令和2年4月から開設されております。

令和3年6月議会でも、御説明をしておりますけれども、今回悪石島において、山海留学生寮の整備を進め、このたび、寮室6室及び寮監用居室3室、食堂台所等が完成をしております。

寮監も決定しまして、2月に現地視察を実施、そして先日3月7日フェリー便で、悪石島に転入、昨日引っ越し等も済ませており、新寮監のもと、山海留学生寮として運営していくこととしております。

改正条例の中身につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条の表中、名称及び位置についてですが、平島寮の項の次に名称として「悪石島寮」、位置として「悪石島65番地24」を追加しております。

また1ページ、議案のほうを見ていただきますと、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

これで寮が4か所、4か島ですね、なるわけですが、その適正な業務運営をなされていると認識しております。

その中で、今回はもう去年の実績としまして、山海留学生の寮監と教育委員会とのテレビ会議、コロナ禍なのでTV会議になろうかと思うんですが、そういう会議は実施されたのか。

何回、今年度ですね、令和3年度、何回ほど行われたのかをお尋ねします。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

4番議員の御質問でございます。

毎年ですね、夏時期、7月、夏休み時期ですね。

7月末から8月にかけて、寮監だけではなくて、里親も含めた、山海留学意見交換会というのをしております。

令和3年度につきましては、7月の終わりぐらいだったというふうに記憶しているんですが、そのときに意見交換会を実施をしているところです。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

この各島の寮の現状、何名が各それぞれ今現在、3月現在で入寮していて、4月から見込みとして、何名程度の受入れという形で進んでいくのか、数字がもしわかっていれば伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

令和3年度につきましてですが、平島寮が7名、口之島寮が3名、そして諏訪之瀬島寮が5名と、寮生が入寮をしております。

今の現在の状況でありますけれども、山海留学生が3月で帰る、そして継続をする、そういったような調査を今現在進行中でございますが、今の現段階においてはですね、もう予測といいますか、確定ではないんですけれども、平島寮は4名ほどということで、あと口之島寮のほうも3名、諏訪之瀬島は継続で5名、悪石島寮のほうにつきましては、寮監との協議といいますか、話合いの中で、5名からスタートをしたいというような希望もありまして、5名ということで予定をしているところですが、これはあくまでも今現在の予定でございます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

その悪石島は5名ぐらいからスタートしたいということですけど、現時点で問合せ等で、ある程度もう決まった方が何人かいらっしゃるんですか。

全く今まで、入寮希望者というのはいない状況なのかどうなのか、その点を伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

現在悪石島に2名留学生がいます。その2名の方については、この寮に入寮することとしております。

それと新規で2名、先日下見をしております、その2名につきましても入寮という予定としております。

もう1名問合せがありまして、その方については今からということになります。

ですから、4名は今のところは、確実に入寮という予定としているところです。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

昨年の7月の寮監と里親等を交えた会話の中で、協議の中でというかお話の中で、里親というのは言わば親代わりの接触をする。

しかし、寮監は里親ではないので、何ていうかな、立場が違うんだよというのが議論されたんですが、この辺教育委員会ではどのようにおさえていますか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

今の2番議員の御質問でございますが、寮監につきましても、結論から申し上げますと、里親と位置づけているところでございます。

山海留学生の受入れにつきましては、この山海留学制度というのがございまして、その実施要綱を定めておりまして、その中で、運営をしていくというようなことも定めているところなんです、いわゆる里親及び寮監につきましては、村のほうの委託料の7万円と、あとその保護者のほうからの2万5000円、もしくは2万3000円の9万5000円、あるいは9万3000円のその委託料で運営をしていただくとようなことで進めておりますので、質問があります寮監と里親とは違うということではなくて、同じような立場の中で対応していただくとような見解を教育委員会としては持っております。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ということは、あの発言以降、寮監の皆さんに対しても、「いやそうじゃないんだよ、里親と同じことをやってくれなきゃいけないんだよ」と、「里親として、君たちは勤務してくれなきゃいけないんだよ」というような、そのニュアンスのやりとりはあったでしょうか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

その具体的なことのやりとりというのはしていないところですが、ただ毎年、1年更新というような形で、契約書の締結をしております。

あとその寮監になられる方につきましては、当初の段階で、その趣旨説明等もいたしまして、そういう了解納得のもと、寮監になっていただいているというふうに認識をしております。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第11号、十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第6、議案第11号、十島村山海留学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議案第12号 十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第7、議案第12号、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

それでは議案第12号、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本議案は、十島村育英奨学基金条例第3条における奨学金の資格について、字句の修正をするものであります。

改正内容につきましては、2ページの新旧対照表を見ていただきますと、第3条第2項中の「前条」とありますのを、「前項」に改めるものであります。

また議案を見ていただきますと、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

本件は字句の変更なんですけれども、この「前項」というのは、何を指しているんですかね。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

新旧対照表の「現行」というのが「前条」ということで、いわゆるこの基金の額を指しておりまして、これを誤りということになりますので、この改正案の「前項」というのは、第3条の第1項の「奨学金の貸付けを受けることのできるもの」ということで、この中身を指しているところであります。

つけ加えますとこの第2項というのは、以前からそういうようなことでありますが、そこに大学の関係、専門的技術の伸長を図る学部在籍者ということについては、この前項の奨学金の貸付けを受けることのできる者と、村内に住所を有する者とか、そういった部分になりますけれども、それについては適用をしないと。

その代わり、その代わりというのは変な言い方ですけども、「但し」ということで、但し書がございます。

要するにその大学医学部、歯学部で専門的技術をはかると。そういう者につきましては、卒業後5年以内に、村内医療機関に5年以上勤務しなければならないと。

そういう方につきましても、奨学金の資格がありますよという、そういう意味合いでございます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

この奨学金の中で、高校卒業後の、例えば看護の専門学校とか、そういったところの学生もたしか対象にしていたかと思うんですけども、それ以外に対象にしている分野、例えば介護であったりとかそういったものは、介護等は、看護師の中に含まれるのか、どういう考え方なのか。

もしくは、そういったものが、現時点で条例上対象になっているのかどうか。

例えば介護の分野であったりとか、それから、保育士等の専門学校等に進学する方は、高校卒業後の奨学金の対象に含まれているのかどうか、ちょっとそこら辺を確認をしたいんですが。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

奨学金の資格につきましては、今、この改正案に示しているところでありますけれども、その中に、「高等学校、専修学校等を含む以上の学校に在学し」というようなことで、ひとくくりになっているということになります。

ですから、今お話がありました、一応、条例上はそのような形での資格要件というふうになっているんですが、規則の中ですね、奨学金の額を定めているわけなんです、その中では、高等学校に在学するものは1万2000円であるとか、大学、短期大学は月額2万円ですが、大学の医学部、歯学部、今議員から質問がありました看護学校等に在学している者につきましては月額10万円とか、そういう規定がありますので、対象者となることになります。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

対象者になるということですけど、今具体的に幾つか事例を挙げられた中で、額も含めてですね、介護分野とかそういう保育士であったりとか、そういった部分の学生さんについては、月額幾らというような形で、規則上の中では決まっているんですか。その点を伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

その今の御質問でございますけれども、高等学校につきましては、先ほど申しあげました月額1万2000円ですが、短期大学、大学の在学者についてが、今質問がありましたという保育の関係とかいうのであれば月額2万円、そして、高等看護専門学校等というようなことになれば月額10万円というようなことでの対応をしていくようなことになるかと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

確認ですが、この3条の2項で、医学部歯学部専門的技術の伸長を図る学部在籍し、前項の規定は適用しないって、この3条の「十島村に育って、山海留学だったら2年以上十島村で過ごし、そしてそれから高校大学へ行く」という、その規定の中に、医学部とか歯学部の場合は、その縛りはございませんと。

東京で医学部に行っている人が「十島村のこのあれを借りたいと言ったら貸しますよ」と、いうふうにとって良いんですね。

そして、ただし条件としては、「5年卒業5年以内に十島村の医者として戻ってきて5年以上勤務してください」、という縛りがあるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

2番議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

奨学金っていうのは本来、返還の義務があると思うんですが、いまだに返還の義務をとっているんでしょうか。

最近、奨学金は与えるだけで返還は求めないという動きが、国の何かであったような気がするんですが、十島村の現状はどうでしょうか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

当然奨学金を借りましたら、返還をしていただくということでございます。

奨学金の償還につきましては、奨学金の貸与、辞退もしくは停止をされた日から6月後に、10年以内で、半年払いもしくは年払いというようなことで返還をするという規定としております。

つけ加えますと、奨学金の償還免除というのもございます。

まず村内に5年定住したとき、その5年間経過した5年間定住をしたとき、ということと、あと座談会の折にもそういったことも話をしておりますが、本村の就業支援、または産業の支援、いずれかの制度が認定され、3年間定住をしたとき。

そして、本村職員も含めてなんですけれども、出張所出張所長とか、あと学校給食調理員、介護補助員、保育専門員等、あと高齢者見守り支援員等、郵便局の職員についてもそうですけれども、3年間勤務したときに免除できるという、そういう規定を設けております。

ただし本庁職員の場合には、今現在では3分の2が、免除額というふうにしております。以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

先ほど岩下議員の質問にちょっと過去の事案を申し上げておきますけれども、過去にこの関係でですね、医学部に在籍する方に、村が奨学金を貸出したんですね。

私の記憶では45年ぐらい前だったと思うんですけれども、その方は一時期、十島村の巡回診療にも当たっていたわけなんですけど、結果的に県外に行かれてしまっただけでですね、結局徴収が出来なくなった結果が出たんです。

そういう名残の中でも、これを残している状態なんですけど、この条文はですね。

結果的には持ち逃げされた感じが出てですね、当時も、議会でもまた村としての裁判所、弁護士を通じて、いろいろ動いてみたんですけど、結果的にはもう取れなかったという事案が出たのがありました。

これを参考までに申し上げます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第12号、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第7、議案第12号、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより昼食のため休憩いたします。

午後1時にお集まりください。

昼食

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 議案第20号 令和4年度十島村一般会計予算について

日程第9 議案第21号 令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算について

日程第10 議案第22号 令和4年度十島村船舶交通特別会計予算について

日程第11 議案第23号 令和4年度十島村介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第24号 令和4年度十島村簡易水道特別会計予算について

日程第13 議案第25号 令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計について

日程第14 議案第26号 令和4年度十島村へき地診療所運営事業

特別会計予算について

○議長(前田功一君)

お諮りします。

日程第8、議案第20号、令和4年度十島村一般会計予算についてから、日程第14、議案第26号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算についてまで7件は、新年度当

初予算に関するもので関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第8、議案第20号から日程第14、議案第26号まで7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

令和4年度の当初予算ということで、一般会計並びに特別会計を提案したところでございます。

一昨日の施政方針の中でも若干触れたかと思いますが、この4年度におきましても、コロナ対策を最重要課題という中で取り組むということと、それから国の経済対策に十島村も連動した形で、少子化対策、特に、児童生徒の量を増やすという主目的の中で、寄宿舎の整備並びに教員住宅の整備というようなもので、一般会計につきましては、対前年比で約10%の増額という形になっております。

それから、それ以外の特別会計で増えた会計と申しますと、船舶交通特別会計。

ここにつきましては、昨今の燃料事情の問題、特にウクライナ情勢で、燃料費がかなり高騰してきているというようなことで、この燃料潤滑費が増えてきたということとあわせて、現在のフェリーとしま2の建造に伴います支払いが発生するということに基づきまして、この会計につきましても、約10%の増というようなことになっています。

マイナス予算で1番大きかったところは、国民健康保険税、国保会計の関係。

昨日の令和3年度の国保会計の最終補正の中でも、約1億6000万の決算見込額で整理したところ、議決をいただいたわけなんですけれども、それに基づいた額につかれた形で、1億6000万程度の事業費ということで、対前年比で38%の減少ということになっております。

それから簡易水道関係でもかなり48%減少したとなっておりますけれども、これはこの3年度事業で小宝島の淡水化事業というものが大きく影響したということでの減少ということになっております。

それ以外の特別会計の4会計につきましては、対前年の決算規模の準じたような形になるのかなと思っております。

いずれにしましても、このコロナ関係は、まだまだ先の見通せない状況になっております。

しかし、我々のこの4年度におきましては、アフターコロナということを見越した形で、交流対策事業を例年並みのコロナ前の状況には戻せないかもしれませんが、幾らかでも進めるという方向で取り組んでいくべきだろうと思っています。

それからブロードバンドが完全に整備されたということで、十島村におきましても、都市部と遜色ない情報対策が出来たということからしまして、国が進めようとするデジタル化対策というものを見据えた形で、予算のほうもこの4年度事業においても進めていくというようなことを主に進めて

おります。

それぞれの会計の内容につきましては、所管する担当課長のほうから説明をいたします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第20号、令和4年度十島村一般会計予算について説明します。

まず、予算書を少し説明します。

2ページをお開きください。

令和4年度一般会計は、第1条で歳入歳出総額を、それぞれ41億6876万3000円と定めています。

前年度と比較しますと、4億円余り、約11%の増加となります。

これは、普通建設費、及び災害復旧費の増加が大きく影響しています。

第2条では、地方債の限度額等を、第3条では、一時借入れの最高額を、例年と同額の1億円と定めています。

第4条では、例年同様、項間での人件費の流用を加えるものです。

3ページから7ページが、第1表になります。

8ページをお開きください。

第2表の地方債については、限度額の総額を5億7164万4000円としています。

昨年度と比較しますと、8628万3000円の増となります。

主に、辺地対策事業債を活用した教育関連の施設整備及び改修事業が大きく影響しています。

9ページからは、歳入歳出予算事項別明細です。

款ごとにみると、歳入では、地方交付税及び国庫支出金が大きく増加しています。

10ページの歳出では、特に、民生費、教育費及び災害復旧費が大きく増加し、総務費は大幅に減少しています。

次に、本年度の予算の特徴を説明します。

令和4年度予算の概要という資料を準備していただき、2ページをお開きください。

一般会計の予算は、教育関連施設の整備及び災害復旧費の増が影響して、大幅に増加しています。

4ページをお開きください。一般会計の主な項目について、歳入から説明します。

まず、下段1の村税は、前年度比185万4000円増の7151万3000円としています。

これは、法人村民税で、前年度比120万4000円の増及び固定資産税で、前年度比131万6000円の増が見込まれることが影響しています。

5ページをお開きください。

次に地方交付税では、前年度比1億2552万3000円増の14億7042万8000円を見込んでいます。

うち、普通交付税では、令和3年度から創設された地域デジタル社会推進費等の費目が継続されることが見込まれているほか、船舶建造時の元金償還の増額に伴い、公債費分の増加が見込まれるため、前年度比1億円増の14億円を見込んでいます。

特別交付税では、地域おこし協力隊分の事業費の増加に合わせ、前年度比2552万3000円増の7042万8000円を見込んでいます。

次に国庫支出金では、過年度道路災害復旧事業で、前年度比1億6199万1000円の増及び教育関連施設の整備事業が影響して、前年度比1億6702万1000円増の11億5763万8000円を見込んでいます。

6ページの繰入金では、新たに設けた再編関連 訓練移転等 交付金基金から、258万円を繰り入れることを含め、総額で、前年度比947万1000円増の3億5068万5000円を繰り入れることとしています。

下の積立基金の残高については、令和3年度末の残高を前年度比6695万4000円増の25億3369万1000円と見込んでいます。

令和4年度はそこから3億2506万2000円を取り崩すこととしています。

7ページをお開きください。

トカラふるさと基金については、表のとおり11事業に985万円を充当することとしています。

8ページの村債については、第2表の説明で触れましたが、前年度比8628万3000円増の5億7164万4000円としています。

地方債残高については、大型の公共事業が影響して、最下限となった平成30年度末から、3年連続上昇し、令和3年度末は、前年度比9億7027万1000円増の61億9497万6000円の見込みで、令和4年度は、さらに1億5056万円増の63億4553万6000円の見込みとなります。

9ページをお開きください。

表は、歳入の款別の推移を示しています。

地方譲与税は、地方財政計画で40%程度の増収が見込まれていることから、前年度比159万8000円増の2003万4000円を見込んでいます。

地方消費税交付金は、前年度比264万1000円増の1358万4000円を見込みんでいます。

このうち、社会保障財源として交付される増税分は前年度比134万1000円増の692万7000円を見込んで、福祉医療関連の事業に充当することとしています。

自動車取得税交付金は、前年以前からの制度改正により、前年度比45万2000円減の48万5000円を見込んでいます。

使用料及び手数料は、情報通信施設の使用料の減少及びIRU契約に基づく、NTTからの収入を諸収入に移行したことから、前年度比3521万8000円減の3066万2000円を見込んでいます。

諸収入は、IRU契約に基づくNTTからの収入及び畜産組合事務の移行に伴うセリ市場交付金等の増加により、前年度比4344万9000千円増の7928万3000円を見込んでいます。

続いて、歳出について説明します。

10ページでは、自主財源と依存財源の比率をお示ししていますが、例年並みと考えます。

11ページをお開きください。

目的別では、議会費は前年度比22万円減の4337万2000円としています。

総務費は、前年度比1億1402万9000円減の6億14万円としています。

この大幅な減額は、ブロードバンド整備事業及び港湾監視カメラ整備の2事業で、前年度比、計1億1846万7000円の皆減が影響しています。

民生費は、前年度比8879万円増の3億2522万6000円としています。

これは、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用する多世代交流ふれあいセンター整備及び遊具の整備の2事業で、前年度比8211万円の皆増が影響しています。

衛生費は、前年度比751万5000円増の1億8101万8000円としています。

これは、特定離島ごみ処理施設で、前年度比1625万3000円の増が影響しています。

農林水産業費は、前年度比7242万7000円増の3億6639万3000円としています。

これは、産業振興支援事業で、前年度比2419万7000円の増、一般職給与費産業関係で、前年度比1685万6000円の増、地域おこし協力隊農業水産支援の2事業で、前年度比1503万6000円の増などが影響しています。

商工費は、前年度比2372万9000円減の1億1296万8000円としています。

これは、特定離島研修交流施設整備で前年度比3660万2000円の皆減が影響しています。

土木費は、前年度比2053万3000円増の10億8700万7000円としています。

これは、特定離島道路環境整備で、前年度比6155万円の増が影響しています。

消防費は、前年度比2648万1000円減の3278万3000円としています。

これは、特定離島消防施設整備で、前年度比2090万円の皆減が影響しています。

教育費は、前年度比2億1291万2000円増の6億1969万9000円としています。

これは、寄宿舎の整備で、前年度比1億631万8000円の増、教職員住宅整備で、前年度比8692万6000円の増、学校校舎改修事業で、前年度比5306万7000円の増が影響しています。

記載はありませんが、災害復旧費は、一昨年度に被災した中之島豪雨災害の過年度災害復旧費として、前年度比1億3812万6000円増の2億7744万9000円としています。

次に主な事業について、新規の事業など、概要を説明します。

12ページの(2)船舶特会繰出金は、令和3年度から船舶建造資金の元金返済額の増加で、過疎債に係る地方交付税措置額相当を繰出すため、前年度比2400万円余りが増加します。

(4)のデジタル化事業は、前年度比700万円減の586万4000円していますが、(7)の新型コロナウイルス感染症対策事業の財源を活用して、デジタル化を推進こととしています。

(11)の飛行場整備事業及び(15)の国境離島航空路運賃低廉化は、諏訪之瀬島場外離着陸場を活用した航空路の就航実現に伴うもので、2事業で564万3000円を計上しています。

(14)のテレワーク及びワーケーション推進事業では、村内での実現に向けて、設備する経費で250万3000円を計上しています。

13ページをお開きください。

(18)の再編交付金事業は、交付金を活用して、診療所医療費の一部負担を助成する事業で、258万円を計上しています。

(19)の特定離島多世代交流ふれあいセンター整備は、口之島、宝島に施設を整備するもので、6396万円を計上しています。

14ページの(24)の特定離島遊具は、中之島、諏訪之瀬島、悪石島に遊具を整備するもので、1815万円を計上しています。

15ページをお開きください。

(23)の特定離島ごみ処理施設整備では、諏訪之瀬島と平島の生ごみ処理機の更新等で、2773万5000円を計上しています。

16ページの(8)の産業振興支援事業では、新たにバックホーの購入補助を追加し、前年度比2419万7000円増の2616万3000円を計上しています。

(14)のセリ業務費では、これまで畜産組合が携わってきたセリ業務を村で担うもので、383万2000円を計上しています。

17ページをお開きください。

(27)の地域おこし協力隊水産支援では、新規に水産に携わる地域おこし協力隊の確保を図ります。

商工費の(7)の関係人口推進事業では、友好島民の人材活用を図るとともに、村への来訪を促進する事業で、373万1000円を計上しています。

(8)の地域振興観光地整備では、観光案内板の作成に加え、宝島の壁画の刷新に取り組むため、前年度比2508万7000千円増の3277万円を計上しています。

18ページの土木費、(2)の特定離島道路環境整備では、例年の道路環境整備、危険支障木伐採に加え、ミニショベルを導入することとし、前年度比6155万円増の8420万円を計上しています。

19ページをお開きください。

(7)のへき地教職員住宅整備は、小学校費中学校費を合わせて、3棟を整備することとして、前年度比4445万円増の1億3002万2000円を計上しています。

(8)のへき地寄宿舍整備は、2棟を整備することとして、前年度比1億631万8000円増の2億582万2000円を計上しています。

(9)の学校校舎改修事業では、中之島の校舎外壁の改修工事で5306万7000円を計上しています。

(11)の屋内運動場改修工事では、口之島屋内運動場の改修で1207万円を計上しています。

20ページから、歳出の性質別の主な増減について概要を説明します。

人件費は、前年度比11.4%、額にして5532万円増の5億3986万5000円となっています。

うち職員給は、6名の人員増に伴い、4295万2000円の増、非常勤職員では、地域おこし協力隊の増員等で7名増のほか、地域おこし協力隊の処遇改善に伴う報酬増等が影響しています。

維持補修費は、前年度比26.6%、額にして218万9000円減の、601万2000円となっています。
これは、住宅管理一般経費で242万6000円の減が影響しています。

扶助費は、前年度比11.1%、額にして573万4000円減の4564万6000円となっています。

これは、福祉事務所の扶助費、児扶、特児扶で、計739万9000円の減が影響しています。

普通建設事業費は、前年度比6.8%、額にして1億922万6000円増の17億195万6000円となっています。

これは、教育関連の施設整備事業費が増加したことが、大きく影響しています。

繰出金は、対前年度比14.3%、額にして3297万4000円増の2億6264万1000円としています。

これは、船舶建造時の元金返済額の増加に伴う、船舶交通特会の繰出金が主な要因となります。以上で一般会計当初予算の説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは議案第21号、令和4年度国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算の概要で説明をさせていただきます。

概要の35ページをご覧ください。

令和4年度十島村国民健康保険特別会計の歳入歳出予算は、総額で1億6018万円となり、前年度と比較いたしまして1億187万4000円の減、率にして38.9%の減となっております。

これは本村の医療費は年々減少傾向にあるわけなのですが、県全体の65歳未満の医療費が増加傾向にあることなど、県が保険給付費等交付金の算定を行ったところ、1億421万4000円と試算されたことが要因となりまして、これに比例して、療養給付費、療養費、高額療養費も減となっております。

それでは歳入について説明をいたします。

37ページをご覧ください。

過去5年間の款別歳入の推移及び前年度歳入予算との比較を示しておりますので、お目通しいただければと思います。

38ページをご覧ください。

国民健康保険税については、2016万6000円を計上しており、前年度と比較いたしまして15万5000円の増、率にして0.8%の増となっております。

令和3年度の国民健康保険税の実績に基づき、予算計上をしてございます。

39ページをご覧ください。

使用料及び手数料は1万円を計上しており、前年度と同額としてございます。

県支出金については、1億2205万2000円を計上しており、前年度と比較いたしまして1億1168万円の減、率にして47.8%の減となっております。

40ページをご覧ください。

県補助金については、保険給付費等交付金の普通交付金で1億1229万円の減で1億421万4000円となっております。

この交付金は、療養給付費、高額療養費等の保険給付事業に充てる財源として交付されるもので、過去3年間の保険給付費と県全体の医療費等の実績を参考に、県が試算を行うことから、村の医療費実態と大きく乖離した算定となることがございまして、毎年度大きな増減となっております。

特別交付金では、61万円増の1783万8000円となっております。

この交付金は医療費の適正化、収納率の向上など、保険者の努力や、特定健康診査、保健指導などの財源及び県が示した保健事業費納付金と、標準保険税率の算定に必要な保険税総額との差額分として交付されるものでございます。

増の要因は、国保総合健康づくり支援事業の保健指導、健康教育等に係る管理栄養士等の人件費の増が要因となっております。

財産収入については1000円を計上しており、前年度と同額となっております。

41ページをご覧ください。

繰入金については、1722万1000円を計上しておりまして、前年度と比較して952万6000円、率にして123.8%の増となっております。

この要因は、その他一般会計繰入金で945万6000円増の1104万1000円となっており、特定診療科巡回診療に係る国保被保険者及び後期被保険者以外の被保険者分の村負担分及び特定保健指導保健事業分の法定内繰入金並びに国保担当職員の人事異動に伴う人件費の増が要因となっております。

42ページをご覧ください。

繰越金については2000円を計上しており、前年度と同額としております。

諸収入については72万8000円を計上しており、前年度と比較して12万5000円の増、率にして20.7%の増となっております。

その主な内訳は受託事業収入で、国民健康保険被保険者の特定健診に合わせて、村内事業者の被雇用者及びその被扶養者に実施した場合の受託料で、12万5000円増の71万8000円を計上しております。

43ページをご覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

過去5年間の款別歳出の推移及び前年度歳出予算との比較をお示ししておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

44ページをご覧ください。

総務費については、1212万8000円を計上しており、前年度と比較して488万7000円の増、率にして67.5%の増となっております。

その内訳は総務管理費で国保担当職員の人件費分、国保機関、国保総合システムの保守点検委託料等の負担金として488万7000円増の1185万8000円となり、運営協議会費では、前

年度同額の27万円としております。

増額の要因については、国保担当職員の人事異動により、一般職給与費国保で504万5000円増の1019万9000円となったことによります。

45ページをご覧ください。

保険給付費については、1億480万9000円を計上しており、前年度と比較し1億1227万7000円の減、率にして51.7%の減としております。

その内訳は、療養諸費で9532万3000円の減の8722万3000円、高額療養費で1697万4000円減の1712万5000円。

出産育児諸費で、前年度と同額の42万1000円、葬祭諸費で2万円増の4万円となっております。

その要因は、療養諸費等高額療養費で、県が過去3年間の医療費を参考に積算しており、その通知額を予算計上しております。

46ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金については3204万4000円を計上しており、前年度と比較し598万8000円の増、率にして23%の増となっております。

その内訳は、療養給付費分で489万8000円増の2353万円、後期高齢者支援金等分で94万4000円増の622万5000円、介護納付金分で重油14万6000円増の228万9000円となっております。

その要因は、県が過去3年間の医療費の実績等をもとに、毎年度納付金額を算定しており、その数値額を予算計上しております。

47ページをご覧ください。

共同事業拠出金については1000円を計上しており、前年度と同額としております。

保健事業費については821万6000円を計上しており、前年度と比較し48万4000円の減、率にして5.6%の減としております。

その内訳は保健事業費で48万4000円の減の624万2000円、特定健康診査等事業費では、前年度と同額の197万4000円としております。

その要因は国保総合健康づくり事業の保健指導等を、診療所看護師で対応することとしたことが影響しております。

48ページをご覧ください。

特定診療科巡回診療については282万円を計上しており、前年度と比較し1万2000円の増、率にして0.4%の増となっております。

特定診療科巡回診療(眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科)につきましては、国保被保険者後期被保険者については、国保総合健康づくり支援事業・高齢者の保健事業と、介護予防の一体的な事業の対象となりますことから、社会保険等の被保険者分を一般会計から繰り入れることとして、国民健康保険特別会計で実施することとしております。

49ページをご覧ください。

予備費については15万円を計上し、前年度と同額としております。

以上で、令和4年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

続きまして、船舶交通特別会計について説明いたします。

議案書55ページから69ページで説明をいたします。

参考までに、予算計上の基になります定期船の運行回数につきましては、月曜日、金曜日に鹿児島港を出港する通常便95便、住民健診や列島マラソンなどの特別便5便、水曜日出港の臨時便15便、フェリーみしま代船便2便の計117便を計画しまして、各予算を計上しております。

議案書56ページからご覧ください。

枠内にありますように、令和4年度の予算編成の要点としましては、「フェリーとしま2」建造財源の村債について、償還据置きとなっていたものが開始されたことも含めまして、前年度比1億3222万3000円増し、13億4086万円の予算規模となっております。

歳入から説明します。

款別歳入の一覧の推移を表1に示しておりまして、次の57ページから59ページまでが、それぞれの款別で推移を示しております。

57ページをお開き下さい。

令和3年度との比較の主な費目につきましては、中段の「歳入の主な増減」にありますように、国庫支出金については過去3年間の航路損益平均を元に内示を受けまして4725万9000円増の4億1041万8000円、一般会計繰入金につきましては、冒頭で述べましたように過疎債の償還額増加に伴い交付税措置を受けることから、繰入金2410万円増の1億1773万7000円、運航収益で令和3年度の貨物輸送量実績見込みに伴いまして1297万9000円増の9085万6000円を見込んでおります。

次の「3.運航収益の推移」から、鑑別に推移を示しています。

表2の4段目、自動車航送運賃をご覧ください。

令和3年度輸送実績を基に前年度比1077万1000円増の1億771万3000円を見込み、その下の貨物輸送量は1297万9000円増の9085万6000円を見込んでおります。

58ページをご覧ください。

ページ下の「4.営業収益の推移」では、例年の三島村への代船運航分と、今年見込まれる国政選挙にかかる用船料を見込み計上しています。

微増の理由は枠内に記載の通り、燃料価格の高騰に伴うものでございます。

59ページをお開きください。

「国庫支出金の推移」は、見込み損益に対する事前の内示額を前年度比4725万9000円を増して計上しております。

「県支出金の推移」は、航路補助金分は、国庫支出金と同様の理由で4億5246万円を計上し、有人国境離島補助に係るものは、実施を見込むボゼツアーの事業費補助金相当額421万5000円を計上しています。

「7.繰入金の推移」は、建造時の財源とした村債の償還額の70%が交付税として交付されるため、前年度と比較し2402万円を増額し、児童手当と合わせて繰入金として計上しています。

60ページから歳出を説明します。

款別歳出の推移の一覧を表7に示しており、60ページから65ページまでが、それぞれの款別で推移を示しています。

表7に示しておりますように、運航費用、営業費用共に、令和3年度を上回る予算を計上しております。

次の61ページ以降で、款別の主なものを説明します。

61ページをお開き下さい。

輸送物にかかる運航費用の推移を表8に示しております。

令和3年度まででブロードバンド整備が終了しましたが、他公共事業等による貨物輸送が令和4年度も継続して見込まれることから、表中の8段目の自動車航送取扱費と10段目の貨物輸送取扱費につきまして、増額計上しております。

62ページをお開きください。

「3.燃料潤滑油費の推移」につきましては、今年度途中より燃料価格の高騰が続いており、今後の情勢も不透明なことから、燃料費については6742万1000円増額し、潤滑油についても増額計上しているところでございます。

「4.船費の推移」につきまして、表10の下から4段目、船舶業務委託は、委託開始当初から据え置きとしていた委託料を、関係先からの要望や近年の社会情勢を踏まえまして、協議を行い増額計上しています。

63ページをお開き下さい。

「賃借用船料の推移」につきましては、令和3年度と同様に、本村定期船のドックに伴う、代船用船料2航海の他、乗組員感染症り患に伴う緊急時の臨時代船用船料2航海分について、燃料価格の高騰分を含め増額計上しています。

64ページをご覧ください。

「8.航路付属施設費の推移」では、下から4行目雑費につきまして、平島ランブウェイ敷き鉄板補修工事費用を1561万4000円計上しております。

65ページの「9.店費の推移」につきましては、予算の総額は概ね前年度ベースで予算計上しているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは議案第23号、令和4年度介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算の概要で説明させていただきます。

予算の概要の71ページをご覧ください。

令和4年度十島村介護保険特別会計の歳入歳出予算は、総額で7024万8000円となり、前年度と比較して1073万円の減、率にして13.3%の減となっております。

本年度は、第8期介護保険計画の2年目となります。介護給付費を抑えるため、村内の地域支援事業における包括的支援事業・任意事業を更に充実させ、他の事業と併せて行うなど、「住み慣れた島々でいつまでも暮らせる」体制づくりを推進することとしております。

それでは、歳入についてご説明いたします。

下段に、過去6年間の款別歳入の推移をお示しておりますので、お目通しください。

72ページをご覧ください。

保険料については、1059万7000円を見込み、前年度と比較し2万6000円の減、率にして0.2%の減となっております。

内訳としましては、特別徴収保険料で1万6000円減の895万円、普通徴収保険料で1万円減の164万5000円を見込んでおります。

保険料の減につきましては、被保険者の施設入所による転出や死亡や新たに被保険者になる方の増減により、微減に留まっているところでございます。

73ページをご覧下さい。

国庫支出金については、1644万4000円を見込み、前年度と比較しまして438万5000円の減、率にして12.1%の減としております。

74ページをご覧下さい。

その内訳は、国庫負担金の介護給付費負担金で15万6000円増の763万1000円となっており、要因としましては、施設介護サービスで利用者の増によるものです。

国庫補助金で454万1000円減の881万3000円となっており、その減額の要因は、調整交付金の調整率が8.27%から5%になったことで300万8000円減の237万4000円での計上や介護予防・生活支援で対象者の減による地域支援事業交付金で152万2000円減の552万1000円となったことによるものです。

支払基金交付金の推移をご覧下さい。

支払基金交付金については、1282万円を見込み、前年度と比較しまして71万円の増、率にして5.9%の増となっております。

その内訳は、介護給付費交付金で71万円増の1199万4000円、地域支援事業支援交付金で、前年度と同額の82万6000円となっており、その要因は、施設介護サービスでの利用者の増によるものです。

75ページをご覧ください。

県支出金については、994万7000円を見込み、前年度と比較しまして6万3000円の減、率にして0.6%の減としております。

内訳は、県負担金で69万9000円増の680万6000円となっており、その要因は、施設介護サービ

スで利用者の増によるものです。

県補助金では76万2000円減の314万1000円となっており、その要因は、地域支援事業の総合相談事業、在宅医療介護連携推進事業、認知症総合支援事業等の対象者の減によるものです。

財産収入については、1000円を見込み、前年度と同額としております。

76ページをご覧ください。

繰入金については、2043万3000円を見込み、前年度と比較して696万6000円の減、率にして25.4%の減となっております。

その内訳は、基金繰入金で250万6000円の増、一般会計繰入金では947万1000円減で1792万7000円、その要因につきましては、その他一般会計繰入金で、介護担当職員の人件費を前年度では2名分計上していましたが、後期高齢者にかかる一体化事業に1名分を振り替えたことによること、それから人事異動による人件費の減によるものです。

78ページをご覧ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

過去5年間の款別歳出の推移をお示ししておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

総務費については、822万7000円を見込み、前年度と比較しまして896万7000円の減、率にして52.2%の減としております。

その主な内訳は、総務管理費で、令和3年度では、介護担当職員（保健師2人分）の人件費を計上していましたが、一体化事業の開始に伴い、後期高齢者医療特別会計で保健師1名分を計上したことが要因で、891万8000円減の765万8000円を見込みとしております。

介護認定審査会費で、在宅・施設サービスの受給に必要な主治医意見書作成等に要する費用、要介護・要支援の認定・継続に係る審査委費用として、4万9000円減の53万6000円を見込んでおります。

79ページをご覧ください。

保険給付費については4442万5000円を見込み、前年度と比較しまして262万8000円の増、率にして6.3%の増となっております。

その主な内訳については、介護サービス等諸費で374万3000円増の3735万1000円となっており、その要因は、施設入所者及び村外在住者の居宅介護サービスの利用回数が増加傾向によるものです。

介護予防サービス等諸費で66万円減の347万4000円となっており、その要因は、在宅での介護予防サービスの利用者は増えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用頻度を見込んだことによるものでございます。

高額介護サービス等費で28万3000円減の90万円となっており、その要因は、高額な介護を要する対象者の減によるものです。

特定入所者介護サービス費で17万2000円減の264万6000円となっており、その要因は、生活保護世帯、世帯全員が住民税非課税世帯の施設利用の減少によるものでございます。

介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費の詳細の内容については、80ページにお示ししておりますのでお目通しください。

81ページをご覧ください。

地域支援事業については、1739万6000円を見込み、前年度と比較し395万8000円の減、率にして18.5%の減となっております。

その内訳は、介護予防・生活支援サービス事業費で、介護予防日常生活支援事業（総合事業）に係る経費として、令和3年の実績に基づき、前年度並みの270万円としております。

一般介護予防事業費でも、前年度並みの36万円としており、高齢者の健康と暮らしの向上を目指すため、機能訓練・サロン活動を中心とした「いきいき教室」の開催に要する費用として、3年度実績見込額を計上しております。

包括的支援事業・任意事業費では、395万8000円減の1433万6000円を見込んでおり、その要因は、介護予防・生活支援で対象者の減による高齢者見守り支援員報酬の減及び生活支援体制整備事業で支援員が3名から2名に減員並びに認知症地域推進員の資格取得に係る研修がオンライン受講となることによるものでございます。

介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業・任意事業費の詳細の内容については、82ページにお示ししておりますのでお目通しいただきたいと思ひます。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

令和4年度、簡易水道特別会計について説明いたします。

議案書、88ページから95ページで説明させていただきます。

88ページをご覧ください。

1の予算規模、予算収支に示しておりますように、令和4年度の予算規模は、1億5424万2000円を計上しておりまして、前年度比1億4346万9000円減の予算規模となっております。

枠内に記載のとおり、令和3年度補助簡易水道施設改良工事費が、小宝島海水淡水化施設の機器更新のため、例年に比較し大きく増額となっていたものが終了したため、令和4年度は、歳入歳出ともに減額計上しているものです。

次の歳入の特徴につきまして、太書きで記載の国庫支出金と事業債の減は、国庫補助事業に対する国費と同事業に関わる事業債の分になります。

89ページをご覧ください。

中段の表の年度別款別歳入比較表の左側の費目の県支出金を右に見ていただきますと、前年度増減率が皆増となっており、4400万円を計上しています。

後の歳出でも説明いたしますけれども、令和4年度予定の特定離島ふるさとおこし推進事業の県負担金分でございます。

90ページをお開きください。

繰入金の増加につきまして、前年度比509万2千円増し、3723万6000円を計上しております。
概要は歳出で説明いたします。

下の④料金収入の増加は、記載の通り、水道使用量の増により、前年度143万8000円増の160万4000円を計上しております。

91ページ中段以降が歳出になります。

続いて92ページをご覧ください。

表5をご覧ください。

歳出の主なものを説明します。

表の左側各費目の記載中、営業費の一般管理費で、右側令和4年度の欄をご覧ください。

予算額551万1000円を計上しております。

前年度より大幅に増額となっておりますけれども、この中には今後国庫補助事業を実施するために必要が見込まれております簡易水道施設のシステム台帳整備の費用が含まれております。

同じ表で、建設事業費の費目中、補助簡易水道施設改良工事費の5702万6000円は、歳入で説明を省略しました水道施設整備等国庫補助事業に係るもので、令和4年度は中之島の排水管敷設工事と諏訪之瀬島の淡水化施設改良工事を計画しております。

減額理由は先ほど述べたように、小宝島の終了に伴うものです。

次の行になります。

単独簡易水道施設工事は、令和3年度に実施した悪石島のボーリング調査により、飲料水として利用が見込まれる水源の確保の目処がつかしましたことから、新水源の認可申請費用を計上しております。

1行空けまして、特定離島につきましては、口之島と悪石島の給水管切替工事費として5500万円を計上しております。

先ほど歳入の90ページで説明を省略しました繰入金の増加につきましては、只今歳出で説明をしました簡易水道施設のシステム台帳整備のほか、新水源の認可申請費用、特定離島ふるさとおこし推進事業の村負担分により増となるものが主です。

93ページにつきましては、前年度に比較した歳出の主な増減について、今年度の事業内容を記載したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは議案第25号、令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算の概要で説明させていただきます。

概要の97ページをご覧ください。

令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算額は2066万6000円となり、前年度と比較して442万1000円の減、率にして17.6%の減となっております。

令和2年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に取組み、高齢者のフレイル対策で機能維持を図るためのリハビリに伴う理学療法士の派遣、口腔ケアに係る歯科保健指導に伴う経費に係る、令和3年度実績見込みに基づき予算計上をしてございます。

このページに過去5年間の款別歳入推移及び前年度歳入予算との比較をお示ししておりますのでお目通しください。

99ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

後期高齢者保険料については368万2000円を計上しておりまして、前年度と比較して51万1000円の減、率にして12.2%の減としております。

内訳については、特別徴収保険料で2万7000円減の231万7000円、普通徴収保険料で48万4000円減の136万5000円となっており、その要因は、死亡や転出による被保険者数の減少によるものでございます。

使用料及び手数料については、確定申告添付用、保険料納付確認書発行手数料や、督促に係る手数料の収入として前年度と同額の2000円を計上しております。

101ページをご覧ください。

繰入金については、816万4000円を計上し、前年度と比較し283万8000円の増、率にして53.3%の増となっております。

その内訳は一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金では、保険料の軽減に係る軽減額の補填分で1万1000円増の325万3000円となっております。

他会計繰入金の保険事業繰入金では、282万7000円増の491万1000円となっており、その増の要因については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の人件費等の上限超過分、鍼灸施術事業の村負担分によるものです。

繰越金については、前年度と同額の1000円を計上しております。

102ページをご覧ください。

諸収入についても、前年度と同額の2000円を計上しております。

広域連合支出金については、881万5000円を計上しており、前年度と比較して674万8000円減の、率にして43.4%の減となっております。

その内容は、一体化事業委託金で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に伴う企画調整を担当する保健所の人件費、現場での保健指導や健康教室などのフレイル対策、疾病予防、重症化予防に従事する保健師看護師等の人件費、旅費等の活動に係る経費を対象として、事業計画に基づき交付されております。

大幅な減の要因は、歯科衛生士の人件費を他会計に計上したこと、フレイル対策をリハビリテーション協会に委託したことによるものでございます。

次に歳出について御説明いたします。

103ページをご覧ください。

過去5年間の款別歳出の推移及び前年度歳出予算との比較を示しておりますので、お目通し

ください。

総務費については74万5000円を計上し、前年度と比較して74万1000円の増となっております。

その内訳は、総務管理費の一般管理費で、カード式被保険者証、個人情報保護シール等として3000円増の7000円。

一般給与費後期で73万8000円となっており、その要因は高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に係る保健師の退手組合負担金が補助対象外であるため、保健事業費から総務費へ振替えたことによるものです。

104ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金については、693万6000円を計上し、前年度と比較しまして49万円の減、率にして6.6%の減としております。

村は、広域連合にかわって被保険者から保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合に納付することとなっておりますため、保険料と同額を予算化しております。

また保険料軽減による保険基盤安定負担金についても、一般会計からの繰入額と同額を、後期高齢者医療広域連合へ納付することとなっているため、同額を予算化しております。

保健事業費については、1288万5000円を計上し、前年度と比較して467万2000円の減、率にして26.6%の減としております。

内訳は一体化事業で474万7000円減の1266万4000円となっており、高齢者のフレイル対策で、機能維持を図るためのリハビリに伴う理学療法士の派遣、口腔ケアに係る歯科保健指導に伴う経費、特定診療科循環診療に係る後期高齢者の負担分によるもので、減の要因は、歯科衛生士の人件費を他会計に計上、フレイル対策をリハビリテーション協会に委託したことによります。

人間ドック事業では前年度と同額の11万円、鍼灸施術事業費で3万6000円増の7万2000円を見込んでおります。

個別健診事業では、骨粗鬆症の検診委託料として3万9000円の皆増となっております。

105ページの予備費では、人件費の急な増加に対応するため、令和3年度より11万円を計上しております。

以上で、令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第26号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算について御説明いたします。

予算の概要で説明をさせていただきます。

概要の110ページをご覧ください。

令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計の歳入歳出予算は、総額で1億8923万円となり、前年度と比較し3154万8000円減、率にして14.3%の減となっております。

へき地診療所運営につきましては・・・、すいません、この概要の数字が間違っております。ごめんなさい、これは後で修正をいたします。

正式には、令和4年度は、1億8923万円、前年度対比が3154万8000円、14.3%の減が正しい数字となります。

大変申し訳ありません。

へき地診療所運営につきましては、急激に進む高齢化を鑑み、医療と介護が連携した業務を推進し、訪問看護や認知症予防対策に取り組むとともに、予防医療に向けた日常健康づくり事業や、特定保健事業等の充実強化に取り組みながら、積極的に関わりを持ちながら医療費の適正化を図り、適正な診療所運営を進めて参ります。

過去5年間の款別収入の推移及び前年度歳入予算との比較をお示ししておりますので、お目通しをください。

それでは、歳入について御説明いたします。

111ページの使用料及び手数料については、3649万9000円を計上しており、前年度と比較しまして91万3000円の減、率にして2.4%の減としております。

衛生使用料のへき地診療所使用料については、社会保険支払基金、国民健康保険連合会からの診療報酬及び受診者の一部負担金として、令和3年度決算見込額を予算計上しております。

その内訳は使用料の社会保険診療報酬で728万4000円で3万9000円の減、国民健康保険診療報酬収入では2144万5000円で、3万8000円の減。

一部負担金収入では766万1000円で、11万6000円の減。

一部負担金過年度では、前年度と同額の1000円となり、前年度並みの予算計上となっております。

手数料の証明手数料他では10万8000円で、84万6000円の減となっており、その要因は、島内でのワクチン接種を想定していないことによる手数料の皆減が要因となります。

112ページ、県支出金については9585万9000円を計上し、前年度と比較しまして762万7000円の減、率にして7.4%の減としております。

113ページをご覧ください。

その内訳は、医療対策費県補助金のへき地診療所運営費で運営費補助として、診療所事業費から補助対象外経費、主に共同利用型病院事業、医療従事者住宅管理費を差し引いた額に、診療所の使用料及び手数料を充当した残額が補助対象経費となり、補助率の3分の2を乗じて得た額として9582万4000円で、469万3000円の増となっております。

その増額の要因は、退職手当負担金が補助対象経費と認められたことが要因となっております。

共同利用型病院運営費では、医師会病院の一部施設を休日及び夜間に開放し、専門性の高い2次医療救急の体制を確保することを目的とした共同利用型病院運営費として前年度と同額の3万5000円を見込んでおります。

医療施設等補助費県補助金では、遠隔医療支援システム整備事業の完了に伴う皆減となっております。

繰入金については5653万8000円を計上し、前年度と比較しまして1082万3000円の減、率にして16.1%の減となっております。

内訳については、一般会計繰入金で5357万6000円で、1076万9000円の減となっており、その減の要因については、退職手当負担金が補助対象経費と認められたことによる、県支出金の増となったことや、一般職給与看護の減が要因というふうに考えております。

その他会計繰入金では296万2000円で、5万4000円の減となっており、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の活用により、診療所看護師の保健指導に係る人件費一部を、後期高齢者特別会計から繰入れており、令和3年度実績に基づいて予算計上しております。

諸収入の推移については33万5000円を計上しておりまして、前年度と比較し11万6000円の増、率にして52.9%の増となっております。

内訳としましては、診療所物品販売代金で、診療所で販売された物品の代金として21万3000円で、10万7000円の増。

診療所使用電気料では、小宝島、宝島診療所の二階住居部分の看護師住宅として使用している、個人使用分の電気料として12万1000円で9000円の増、預金利子では前年度と同額の1000円となっております。

115ページの村債については、遠隔医療支援システム整備事業の完了に伴う皆減となっております。

次に歳出について説明いたします。

116ページをご覧ください。

過去5年間の款別歳出の推移及び前年度歳出予算との比較を示しておりますので、お目通しください。

総務費につきましては921万6000円を計上しており、前年度と比較し146万2000円の減、率にして13.7%の減となっております。

内訳としましては、一般管理費の一般職給与費事務で診療所運営業務の担当職員の給与を見込んでおります。

117ページの診療所費の推移をご覧ください。

診療所費については、1億7981万4000円を計上しておりまして、前年度と比較し3008万6000円の減、率にして14.3%の減となっております。

118ページをご覧ください。

その内訳につきましては、診療所費の一般職給与費看護で1億414万3000円で、306万9000円の減となり、診療所看護師の14人分の人件費を計上しております。

診療所一般経費では3976万5000円で、19万2000円の減となり、診療所業務マニュアル、看護手順の作成完了に伴う旅費の減、医療材料費等で、令和3年の実績見込みに基づいた予算計上による減、在宅診療システム及び光回線の新規更新による経費の増など、前年度並みの予算計上しております。

医師派遣事業費では3540万5000円で、223万3000円の減となっております。

令和3年度の実績見込みに基づき、日赤病院、それから県立大島病院の巡回診療による負担金を計上しております。

医療従事者住宅管理費では、諏訪之瀬島医療従事者住宅の光熱水費として、前年度同額の13万5000円を計上しております。

巡回診療車管理費については31万6000円で、4万8000円の増。

その要因は、中之島常駐医師用車両の新規入替えによるものです。

診療所施設整備費では5万円で、2459万円の減となっております。

これは、遠隔医療支援システム整備事業の完了による皆減が要因となっております。

予備費につきましては、令和3年度と同額の20万円を計上しております。

以上で、令和4年度へき地診療所運営事業特別会計予算の説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

これよりしばらく休憩いたします。

2時20分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

令和4年度の予算の概要につきましての丁寧な説明がありましたけれども、コロナ禍で不透明な時代に入っておりますけれども、我々議会も執行部も、明るい本村の未来のためには、足踏みをする事が出来ないと思っております。

そういう観点から、村長は5本の柱の政策を打ち出しております。

その5本ともですね、大変な重要な政策に変わりはないと思っております。

特に今年度重視してほしいのは、定住促進と産業振興の連携の強化、それと全島において光ブロードバンドがですね、全島に整備が出来ました。

それによって環境の整備が整い、都会と、都市部とですね、同一のこのリモートワークの整備推進等が目指せるものと思っております。

これを起爆剤として、本村の振興に結びつけられるよう、議会と執行部が一体となって推進を図

るべきだと私は考えております。

予算的にも特別会計を合わせますと61億という予算で、4年度がスタートを切ります。

そういう面で、教育費のほうに人口対策で大きく予算も入っております。

そしてもう1点は、航空路の開設という新規のですね、十島村に初めての航空路線が開設ということで、住民も明るい未来、将来を描きながら待ちわびているわけでありますので、こういう新しい事業がしっかりと軌道にのり、そして住民の利便性が高まり、そして地域の活性化がより一層出来ますことを要請を行っております。

以上の件で、村長にですね、このような項目につきましての見解を伺っております。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

確かに予算をつくるというのはですね、我々の十島村地域で、自主財源が1割程度、特に住民からいただく村税が2%も無い状況の中で予算を立てるというのは、かなり難しい状況にあると思うんですね。

つまり何が言いたいかと申しますと、国、県、そして地方債という形のもので、十島村の財政を予算を立ち上げるといって進む中でですね、特にこれから注視していかなければならないのは、村が抱える村債の関係なんですね。

一時期村のほうも、実質公債比率がかなり厳しい状況になって、繰上げ償還で何とか他の自治体並みの状況になって、ところがまだここ1～2年の、村のほうも規模の大きい事業が増えてきたというようなことがあってですね、またそれがまた逆に、右肩上がりが増えてきているのが、今後十島村の財政問題にどういうふうに影響してくるのかなというのがですね、1番気にしているところです。

ただ、そこはまた議会とも、また住民ともですね、行政需要はかなり膨れてくる中で、どういうものを抑えながらその当該年度の予算を立ち上げるかということですね、しっかりと議論する場を持ちながら進めていかなければ、後々十島村が最終的には、将来において厳しい状況に追い込まれるんじゃないかというのが、今1番気になることです。

それから今、皆さん方も当然感じている中でですね、我々十島村が本土復帰しまして70年目に入ったという中で、他の自治体よりも生活環境整備がかなり遅れていると思うんですね。

特に占領下に置かれたこの6年間というのは、私が思うには、日本政府の支援も得られなかった。

そしてその米軍のほうも、占領下に置きながら、十島村は置いてきぼりにされたという歴史があると思うんですね。

それを昭和30年代になって、歴代の、戦時の関わった方々は必死になって、等質的な事業を進めてきたと思うんです。

そのことを考えながら、村が今置かれている状況、特に人口問題ですね。

今700弱という中で、果たしてこれが10年後もこの維持を、この人口の維持を抱えるかという時にですね、かなり厳しい対策をとっていかないとですね、年々高齢化していくわけですから、自然減と

いうのはもう避けられない状況にありますからね。

こちら辺もしっかりと、人口対策、また今世間でよく言われるリモートワーク、そういうような諸々をですね、十島村にも早く動きながら進めて、関係人口をつくって、それから定住化に繋げるというような仕組みづくりをですね、これまで無かったような人口対策が求められてくるんじゃないかと思います。

そしてもう一つは人が住むことによって、人を受け入れることによって、その産業を育てあげないと長続きしないと思うんですね。

いかにこの産業の取組を強化させるかと。

つまり、人口対策と産業対策が一体となった形で取り組んでいかないとですね、人だけ呼んだとしても、もう数年先にはいなくなるというのを繰り返すことになるわけですので、来た人にどういう仕事を与えて、そしてそこで稼げるような位置づけにもっていくかということもですね、大事な要素になっていくんじゃないかと思います。

それからもう一つデジタル化の関係ですね。

我々の地域も、光化が整備されて、都市部と全く遜色なく出来ますので、ここを起爆剤に、先ほど申し上げました、その産業の在り方、そして仕事は余暇を楽しみながら十島村でデジタルを活かしながら、ワーケーション的なものも進めるというようなことも含めてですね、今後、我々に試される今年1年になるんじゃないかなって気がするんです。

予算は、あらゆる面で立ち上げました。

後は結果としてどういう形で、村の職員そして地域の皆さん方と一体となった形ですね、取り組んでいくことがやっぱり大事になってくるのかなと思います。

それから医療問題ですね。

一般質問の中でも出ていたかと思うんですけども、確かに、島に住民が生活するのを見て、やっぱり医療が安定していかなければですね、なかなか、いざ体調が悪くなったとき、その島を離れるというケースが今日まであるわけですので、こちら付近をどういう形で、その島にしながら、医療的にもある程度カバーできるというようなものを、このデジタル化によってなし上げていくかということも、大事な要素じゃないかという気がします。

もう一つ、当然、この行政を動かす上においてですね、やっぱり職員の力というのは必要だと思うんですね。

4月には新しい職員が一般職を含めて6人ぐらい入ってくる可能性がありますので、こういう職員がいち早く村の状況を飲み込みながら、十島村の置かれている状況をしっかりと把握した上で、1日も早く戦力としてなって、その村の振興にそれぞれがそれぞれの部署で立ち向かっていくかということ等が求められてくるんじゃないかと思います。

いずれにしても、職員力が向上しないと、その地域そのものは、なかなか進展はしないだろうという認識を持って、しっかりと職員指導をしながら取り組んでいくべきかなと思っています。

○議長(前田功一君)

ほかに質問ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

この令和4年度の予算が審議されていくわけですが、特にブロードバンドですね、全島強化して、新しい仕事ですね、リモートワークの促進、それからデジタル化を積極的に導入して、予算を計上していくわけですが、せっかくこう新しい新年度予算をつくって、4月からスタートしていくわけですが、執行部と地域との連携がうまくとれて、有効な予算執行ができるという形が強く望まれるわけですが、地元の中にはそれが理解できるのかと。

「家の中で何かパソコン1台で何か仕事しているけれども、何をやっているのか」と、そういうのが、理解してもらえるのがちょっと危惧するんですが、それをしっかり、全島みんながそうですね、理解してもらえるような、丁寧な説明、村政座談会等でも説明していただいて、やっぱり全住民が、新年度の予算はこういう事業も取り入れて、光を活用した予算編成であるということを理解して、タッグを組んだ状態で、1年間も予算執行していくということが強く望まれますので、その点について答弁を求めます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今議員が言われますようにですね、確かに住民の皆様の方の考え方をですね、切替えてもらう時期だと思うんですね。

今言われるように、「外から人が来た、でも、ほとんど家から出ない」と。「何をしているかわからない」と。

「それでも村は支援しているのか」ということがですね、住民の中で、これまでと違った形で村が支援することに対して、理解されない面もあるだろうと思うんですね。

確かにそういうものは行政として、こういう取組をやって、そしてこういう人たちを受入れているんだということですね、やっぱりしっかりと村のほうで説明するということは大事じゃないかと思うんですね。

それからもう一つ、人を受け入れる中で、今数年前から立ち上げた、この定住者サポート推進員の関係なんですよ。

この中で皆さん方が、そういうものをしっかりと理解していただく場を持つにはですね、例えばそういうメンバーを、若い年齢層だけで固定化してしまうと、高齢の年配の方々が、なかなかその情報を得られないということで、同じ地域にしながら温度差を感じてしまった場合、なかなか新しく人が来ても受入れられなくて、何をしているかわからないというふうなことになってしまったら、当然、人は感じますからですね、目と目で見た場合にはもうしっかりと何を、相手が自分を受入れてくれているか、そうじゃないかというのは感じるわけですから、そうするとそのちっちゃなコミュニティの中で、そういうのを感じてしまえば、最終的には、その人たちは島から居づらくなるというような状況になりますので、地域の中で、特に、村と今連携をとろうとしているその定住者サポート推進の関係者については、固定した形じゃなくて、できるだけ幅広く入れてもらって、行政情報をしっかりと受入れてくれるということは、大事じゃないかなという気がしますね。

いずれにしても、こういう制度をつくるわけですから、しっかりとやっぱり島民には説明するというのは、行政側としての義務だと思いますので、そこはしっかりと進めていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

お諮りします。

本件7件につきましては、7人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、本件については、7人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、御手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、御手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これから予算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の正副委員長は、十島村議会委員会条例第8条第2項の規定によりますと、委員会において互選することとなっております。

また、同条例9条第1項に、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせると規定されておりますので、これから直ちに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は、大会議場と定めます。

しばらく休憩します。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の正副議長が決定した旨の通知を受けましたので、御報告い

たします。

委員長に永田和彦君、副委員長に岩下正行君と決定いたしております。

△日程報告

○議長（前田功一君）

本日の日程は、これで終了しました。

お疲れさまでした。

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第4号）

令和4年3月14日（水） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案第29号	指定管理者の指定について議決を求める件 （口之島生活改善施設）		
第 2	議案第31号	指定管理者の指定について議決を求める件 （平島生活改善施設）		
第 3	議案第30号	指定管理者の指定について議決を求める件 （諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設）	一括	
第 4	議案第33号	指定管理者の指定について議決を求める件 （宝島生活改善施設）		
第 5	議案第34号	指定管理者の指定について議決を求める件 （宝島大型洗濯施設）		
第 6	議案第35号	指定管理者の指定について議決を求める件 （中之島水産物処理施設）		
第 7	議案第37号	指定管理者の指定について議決を求める件 （宝島鮮魚加工センター）		
第 8	議案第38号	指定管理者の指定について議決を求める件 （中之島家畜保護施設2号棟、中之島高尾給餌施設）		
第 9	議案第39号	指定管理者の指定について議決を求める件 （さとの湯温泉保養センター）		
第 10	議案第40号	指定管理者の指定について議決を求める件 （あかひげ温泉保養センター）	一括	
第 11	議案第42号	指定管理者の指定について議決を求める件 （宝島友の花温泉保養センター）		
第 12	議案第43号	指定管理者の指定について議決を求める件 （口之島レクリエーション施設、口之島フリース展望施設）		
第 13	議案第44号	指定管理者の指定について議決を求める件 （諏訪之瀬島レクリエーション施設）	一括	
第 14	議案第45号	指定管理者の指定について議決を求める件 （平島大浦レクリエーション施設、平島東之浜レクリエーション施設）		
第 15	議案第48号	指定管理者の指定について議決を求める件 （宝島大籠レクリエーション施設、宝島イマキラ展望施設）		
第 16	議案第49号	指定管理者の指定について議決を求める件 （諏訪之瀬島荷さばき施設）	一括	
第 17	議案第50号	指定管理者の指定について議決を求める件 （宝島荷さばき施設）		
第 18	議案第51号	指定管理者の指定について議決を求める件 （十島村共生型サービス拠点施設及び小規模多機能ホームたから）		
第 19	議案第52号	指定管理者の指定について議決を求める件 （十島村口之島野々頭墓地）	一括	
第 20	議案第53号	指定管理者の指定について議決を求める件 （十島村平島中園墓地）		
第 21	議案第36号	指定管理者の指定について議決を求める件 （平島農林水産物加工施設）		

第 22	議案第32号	指定管理者の指定について議決を求める件 (悪石島生活改善施設)		
第 23	議案第41号	指定管理者の指定について議決を求める件 (湯泊温泉保養センター)	一括	
第 24	議案第46号	指定管理者の指定について議決を求める件 (悪石島レクリエーション施設)		
第 25	議案第47号	指定管理者の指定について議決を求める件 (小宝島赤立神レクリエーション施設)		

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平	翔 太	君
---------	-----	-----	---

令和4年3月14日(月)

△開議

○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温の協力をお願いいたします。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

△日程第1 議案第29号 口之島生活改善施設の指定管理者の指定

日程第2 議案第31号 平島生活改善施設の指定管理者の指定

日程第3 議案第30号 諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定

日程第4 議案第33号 宝島生活改善施設の指定管理者の指定

日程第5 議案第34号 宝島大型洗濯施設の指定管理者の指定

○議長(前田功一君)

日程第1、議案第29号、口之島生活改善施設の指定管理者の指定の件から、日程第5、議案第34号、宝島大型洗濯施設の指定管理者の指定の件の5件は、関連がありますので一括議題としたいと思います。一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第29号から日程第5、議案第34号の5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第29号から議案第31号、議案第33号から第34号について、生活改善施設等指定管理議案が多いため、御手元に配付しております指定管理者の資料を元に説明をさせていただきます。

議案に添付しております申請書一式については、審議の際に御確認をお願いします。

それでは、議案第29号から31号、33号～34号に関する生活改善施設等の指定管理者指定の内容について説明します。

これらの議案は、指定管理期間の満了に伴い、管理者を指定しようとするもので、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき審査を行い、候補者として選定しましたことから議会の議決を求めるものでありまして、指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までを予定しているほか、現在の指定管理者が継続して指定を受けようとするものです。

それぞれの議案書、申請書、事業計画書、要員配置書、収支計画書を添付しております。

それでは、議案第29号について説明します。

管理を行わせる施設は、口之島生活改善施設で、指定管理となる団体は口之島自治会でございます。

施設は、平成2年3月に整備された口之島コミュニティセンターの一部に整備されておりまして、年間、管理料の他、施設使用料を含めて32,400円計上し、燃料代及び人件費、消耗品費へ充てることとしております。

次に、議案第30号について説明します。

管理を行わせる施設は、諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設で、指定管理となる団体は諏訪之瀬島自治会でございます。

施設は、平成20年に整備された鉄筋コンクリート造り、延床面積60.0㎡でございます。

収入では、年間、管理料の他、施設使用料を含む25,000円計上し、燃料代及び人件費に充てることとしております。

次に、議案第31号について説明します。

管理を行わせる施設は、平島生活改善施設で、指定管理となる団体は平島自治会です。

施設は、平成7年2月に整備された平島コミュニティセンター内に整備されておりまして、指定管理に係る施設面積は78.8㎡でございます。

収入では、年間、管理料の他、施設使用料、自治会負担金を含む45,000円を計上し、燃料代及び人件費、消耗品費に充てることとしております。

次に、議案第33号について説明します。

管理を行わせる施設は、宝島生活改善施設で、指定管理となる団体は宝島婦人会です。

施設は、昭和51年3月に整備された、鉄筋コンクリート造り2階建て142.6㎡の1階部分で、住民センター内に整備されております。

収入では、年間、管理料の他、施設使用料を含む145,000円を計上し、燃料代及び人件

費、備品購入、消耗品へ充てることとしております。

次に、議案第34号について説明します。

管理を行わせる施設は、宝島大型洗濯施設で、指定管理となる団体は宝島婦人会です。

施設は、平成8年度に宝島住民センター内に、大型洗濯機及び乾燥機が1台ずつ整備されております。

大型洗濯機については、老朽化に伴い、今年度中に更新することとしています。

収入では、施設使用料を年間185,000円計上し、燃料代、人件費、消耗品などに充てることとしております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

議案29号から33号の生活改善施設のそれぞれの施設における指定管理料が、ばらつきが大分あるんですけど、この指定管理料をこのように算定した根拠を伺いたい。

それと、宝島の生活改善施設については、使用料も年間10万6000円ということですが、他の施設よりもかなり利用料収入が多いわけですが、これの理由を伺いたい。

それと議案34号について、大型洗濯機の今年度中の更新の予定ということでしたが、どれぐらいの費用が見込まれているのか。

恐らく補正予算かどこかで審議をされたものと思いますが、確認のために伺いたい。

あわせて、その更新に係る費用の指定管理者の受益者負担分がどの程度になるのか、あわせて伺いたい。以上です。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

まず、指定管理料の算定でございますけれども、仕様書の中で村と、それから指定管理者の負担割合というものを設定しておりまして、電気代等については決算の100%、それから水道代についても決算の100%、それから燃料費については決算の50%というような算定で、翌年をまた算定をしていくというところでございます。

それから、宝島のほうの使用料がかなり多いというのは、基本的には、村のイベント等がかなり多いということもあると思います。

それで、ここ2年実施しておりませんけれども、列島マラソンであったり、そういったイベント等で利用することも多いと。

それから、特産品の関係等で活用しているのも多いのかなと、他の島より多いのかなと考えております。

それから、大型洗濯機については大体200万円、設置費、それから処分費用も含めて200万円程度ということで、これについては特定離島のほうで整備しておりますので、一応地元負担のほうは発生をしてないという状況です。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

はい、今の大型洗濯機の更新についてですが、そういう形で、村の事業で入替えをするということで、特定離島を活用するということで、受益者負担は発生しないということですが、過去に中之島の場合、私が使っている開発センターの大型洗濯機乾燥施設、入れ替えに当たっては、受益者負担をこれだけ出すから入れ替えてほしいという形で入れ替えをした経緯があるんですが、もしもそういった形で事業のできるのであれば、やはりそこはちゃんと教えていただかないと、ちょっと不公平感を感じてしまうんですが、そこら辺をどうなっているんですかね。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

中之島の件は、ちょっと過去の経緯がはっきりしませんので、ここで何とも言えないところでございますけれども、今年に関しても、諏訪之瀬それから口之島については、補助事業でちょっと整備をしている状況でございますので、その辺の負担の在り方に関しては、ちょっと過去の経緯をちょっと調べてみないと、はっきりわからない状況です。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

ごめんなさい、私もちょっとそこ、はっきり経緯がしないところはあるんですが、一つだけ、ちょっと私自身のほうの、ちょっとうっかりしていた部分でいうと、中之島の場合2か所洗濯施設があると。

診療所前の部分については、たしか過去、特定でやった記憶はあるので、それとは別で、開発センターの洗濯施設については別施設であるからということもあって、受益者負担の中でやってもらえないかっていう話になったかなというような、ちょっとうろ覚えですけど、そういうことだったかなというふうに、今、課長の説明を聞きながら思うところでしたけれども、であるならば、診療所前に設置されている施設、そういう特定離島等で整理したものであれば、今後、入替え等が発生する部分については、ある程度、年次的な計画の中で要望を上げていけば対応していただけるというふうを考えて良いのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

今、中之島、それから平、諏訪之瀬・・・平島は違いますね、中之島、諏訪之瀬島、悪石島、

小宝島については、平成20年度の最初の頃に、多分地域振興推進事業のほうで整備をしておりますけれども、今順次また老朽化をしてきておりますので、その辺については、補助事業の活用も含めて対応していくという形にしております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

今の大型洗濯機について、現状を一言述べます。

作動は順調にしていますが、実は建物そのものが大変な状態になっておりまして、これを更新するときは建物ごと更新していただかないと、うまくないという状況が発生しております。

簡易づくりで、土台が鉄で腐ってきて、台風で吹かれたら、その土台ごと移動していると。

こういう状況ですね。

したがって、今度更新ですっていうときは、その建物ごと更新という形をとっていただかないと、継続して使えないという状況が発生しておりますので、重々に頭に入れて予算を計画を立てていただきたい、このように思います。

大変活用しています。

特に業者なんかね、もう乾燥機なんていうのはもう、すぐ1時間で乾くわけですから、こんな便利なものはないという。

これだけは都会並みに島がなっている一つの、何て言うんですかね、ものです。

はい、宜しくお願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

私の先ほどの説明の中で十分説明をしておりますませんでしたけれども、今年度補助事業で口之島、それから諏訪之瀬島の大型洗濯施設を整備しておりますけれども、それに関しては、上屋がもう古くなってきているということで、上屋の取り替えというような形で整備をしている状況でございますので、上屋それから中の機械類、その辺の状況を含めて対応していくということになろうかと思えます。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

生活改善施設の調理機器の件ですけれども、早いところで平成2年ですかね、2年に導入を図っておりますけれども、例を挙げると、味噌づくりの機械が入っていますよね、あれももう10年以上使用していません。私のところですね。

他の地区はわかりませんが、こういう使わなくなった調理機器の撤去というか廃棄、もう使う見込みがないんじゃないかと思うんですよね。

それもちよつと、もう1回協議を行って、もう使用が出来るか出来ないかもまだわかりませんが、そういうものはもう撤去してですね、室内をすっきりとして、また利用ができる機器があれば入れてほしいと思っております。

特に真空パックと乾燥機が、よく皆さんが利用しておりますけれども、味噌づくりは今の若い方々はなかなかしようとしないうし、もう機械も使えるかどうかともわかりません。

動かしていませんのでですね。

いま一度、地元のほうと協議を図って、要らないとなれば撤去してほしいと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

口之島それから中之島等でも、味噌を作っておった経緯があろうかと思います。

もう使えなくなって、完全にもう使わないということであれば、地元と協議の上で対応を考えたいと思っております。

平島等でもそういったケースがございましたので、一応協議をしたいと思えます。

それから、新しい機器についてはですね、とにかく、どういう利用方法をするのか、どういう形で地元が活用していくのか、そこをはっきりさせた上で導入をさせていかないと、いざ入れたは良いけれども実際は使えませんか、使わないということになれば、非常に勿体ないことになってきますので、その辺は、新しい機器を入れる場合については、しっかりと事業の計画を立てて、こういった形で活用していくんだという方向性がある程度見えたところで、協議をしていただければと思います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今担当課長の説明のとおりですね、この施設利用料、これ使用料と書いていますが利用料になるんですけれども、口之島それから諏訪之瀬島、平島、ほとんど利用してないというのがもうこれ明らかなんですね。

宝島の場合は、個人の地元で法人を立ち上げた団体が、特産品づくりという形で活用されています。

そういう形で、この利用料が10万、20万近いという形になっているわけなんですけれども、今議員が言われますように、この施設を整備した当時は、生活改善の利用状況もかなり良かったと思います。

時代の流れの中ですね、ほとんどもう使われなくなっているのがもう実態じゃないかと気がするんです。

村政座談会の中場で、以前にも平島地区のほうから「使わないから撤去してくれ」というような要望もあって、あそこの生活改善施設の施設設備を、かなり処分したんですけどですね、こういう状況が今日の十島村のほかの地域も含めてですね、実態じゃないかという気がするんです。

したがって、この生活改善施設で手を出してない状況になってきているような気がしますか

ら、村としてもそこら付近をもう一度、地元のほうと協議する場を設けていかないと、この議会の場で指定管理施設の更新期に議案を上げるというのを繰り返すような形のものが違うような気がしてきていますから、ここはまた村の行政改革の中でもしっかりと議論しながら、あの施設をもうほぼ休止するとかですね、使わないようであれば施設を処分とかするというかたちを持って、ほかの業務に切り替えるという時期に来ているような気がします。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

施設の有効利用ということが第一かと思うんですけれども、まず地元のグループがなかなか立ち上がって行かないというのが現状なんですよ。

婦人会というのがありますけれども、現在では食の支援で1週間に1回ですかね、使っていますけれども、ほかの女性のグループがですね、なかなか出来ていないと。

そういう地元の意識も足りないと思うんですけれども、地元からまず手を挙げなければいけないんですけれども、村に今の栄養士さんもありますので、そういう声掛けをしてもらって、「特産品づくりもやってください」とか、グループの結成もできるような雰囲気づくりをまずつくらないと、何年たっても変わらないと思っています。

私たちもいろんなこの特産品の開発をしようと思って、今コロッケとかですね、ジャムを作ったりはやっているんですけれども、何せそのグループがいないものですから、なかなか実行に移せないような状況なんですよ。

ですから、男性はちょっと無理ですから、女性のグループ化をなるべく図っていったほうがいいのかと思っています。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

確かに人材がですね、当時の婦人会活動がもうかなり今ほとんどなされていない状況にあるのも承知します。

議員が言われますように、これまでこの婦人会活動を、生活改善の活動を起動させていた、村のほうの対応というのはですね、栄養士の方がかなり地元に入って、かなり根気強く立ち上げてきた過去があるんですね。

その方が昨年、一応退職でいなくなったというようなことがありまして、新しく栄養士が4月から採用しているわけなんですけれども、この栄養士の活用をこういうものも含めてですね、住民の食生活の在り方というものを含めて、もう一度そこを村としても積極的に関わりを持たせるような仕組みづくりをしていかないと、数年後にはほとんど無くなってしまったという状況になってしまうんじゃないかという気がします。

それからもう一つ、議員の地元の地域には、これと同じような施設がもう一つあるわけですよ。

その施設の運用の在り方と、この施設の運用の在り方というものをですね、そこも含めて考えてい

かないとですね、一方のほうだけ使って一方のほうがもう完全に使わなくなるという状況は、この一年の状況を見る中では、ちょっと見えてきているような気がすると思いますので、今回は、指定管理施設として、延長で契約をさせてほしいと思うんですけれども、次回については、ちょっとそこら辺も考える時期に来ているんじゃないかなという気がします。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今、村長が言われたように、本当に地元から意見が出てくるのが1番良いんですけど、なかなかそういうあれやっていないのが現実ですね。

そこで、役場のほうからも、住民の意識改革をするような、もうちょっと提案を努力をしていただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

そのことは、やっぱり役場職員としてのひとつの業務にもなるわけですので、しっかりと村としても受け止めてですね、生活改善施設の在り方というものもしっかりと議論していきたいと考えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、日程第1、議案第29号から、日程第5、議案第34号の5件を一括採決したいと思いますが、一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、一括採決することといたします。

お諮りします。

日程第1、議案第29号から日程第5、議案第34号の5件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第1、議案第29号から、日程第5、議案第34号の5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 議案第35号 中之島水産物処理施設の指定管理者の指定の件

○議長(前田功一君)

日程第6、議案第35号、中之島水産物処理施設の指定管理者の指定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは、議案第35号、中之島水産加工施設の指定管理者指定の内容についてご説明をいたします。

本議案は、令和4年3月31日で中之島水産加工施設の指定管理協定期間が終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、中之島水産加工施設の指定管理者を、株式会社山口水産、代表取締役・山口大悟氏に指定することについて議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページに申請書、4ページから5ページに事業計画書、6ページに要員配置計画書、7ページに収支計画書、8ページ以降に法人の決算報告書を添付しております。

施設の概要につきましては、平成24年度に整備された鉄筋コンクリート2階建施設1棟で、床面積は92.75㎡を有しております。

主な活用方法としては、地元で獲れたキハダマグロ、サワラ等の魚を鮮魚加工及び急速冷凍、それから商品開発を行うこととしております。

指名の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体であり、現在も積極的に村の水産振興に寄与しているものであることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定の期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

山口水産、指定管理者を受けてもらっているんですけど、今ここに原価売上げ減とか、168万ぐらい出ているんですけども、キハダ、ホタテ、サワラ、これ何件の漁師の方が卸しているのかな。

何トンぐらい卸しているのか教えてください。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

現在今、中之島で漁を中心にやっている方が大体8名ぐらいおられまして、そのうち5名前後かと思えます。

それからその他で口之島、それから平島あたりから、他の島からも持ってきているというような状況でございます。

水揚げの状況ですけれども、令和元年が4トン弱、令和2年が5トン弱、ただ令和3年については、6月から室外機等の故障があって、ほとんど稼働がちょっと出来ていない状況でありまして、今、ちょっと100キロにも満たっていないというような状況でございます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今議員が示したこの資料というのは、4月から稼働見込みという形での数字を掲げているものだろうと思うんですね。

今の中之島の水産加工施設の在り方というものをですね、この指定管理を受ける業者に対して村としてやっぱり、大変御迷惑をかけているなというのはもう重々感じるんですね。

彼らは企業としてですね、自分たちが会社を組織していく上で、当然利益を求めて、また、離島振興のために十島村に入ってきてくれて、もう既にもう10年が経過している状況の中でですね、現地中之島での水揚げの在り方というものが、ほとんどなされていないというのがですね、ちょっと村の水産振興の在り方そのものも問われてきている感じがするんです。

今回も多分に私が想像する中では、お付き合いみたいな形で、やむなくこの5年間で指定管理という形で受けますよと。

というのはですね、次はもうなかなか無いんじゃないかと気がします。

そこで現地での、その水産物を扱う現場責任者の方もですね、村として地域おこし協力隊で受入れて、その方が元中之島の住民ですから、地域事情も当然知っていますのでですね、そこに期待を込めてこの5年間というものは、今までこの企業に迷惑をかけているところを取り戻すということはしていかないと、十島村にせっかく来てくれたこの企業が撤退するとなった場合には、村の水産振興に大きなダメージを与えることになりますので、ここはしっかりと現地の漁業者にも働きかけながらで

すね、進めていきたいと考えます。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

すいません、私の先ほどの令和3年度の水揚げの中で、ちょっと間違った発言をしておりましてので訂正いたします。

先ほど100キロ満たってないということでしたけれども、800キロ獲るっているというような状況です。すいません。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

言われるように、確かに山口水産入ってきてもらっているんですけどね。

それにはやっぱり地元の漁師さんが、もう少し頑張ってもらってくれる漁師さんの意識改革も必要だと思うんですね。

その辺の呼びかけもやっていただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

今中之島は、今まで中心となるような人がちょっと今利用出来てないような状況なんですけれども、また改めてですね、今月末にも中之島のほうにも行く予定にしております。

その中で、また漁師の方々ともしっかり話を持って、しっかりと施設のほうに納入してもらおうような形で進められればと思っております。

ただ、去年から公共事業、災害も含めてですね、公共事業がかなりあったということで、そっちのほうが安定するからそっちのほうに流れている面もあるんですけども、しっかり漁師の本分ということで、しっかり魚を獲って水揚げをしてくださいというような形で、しっかり地元のほうと協議してお願いしたいと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

この施設の計画書が上がっておりますけど、数字を見る限り、利益が上がるような数字ではありませんね。

企業として、ギリギリの数字かと思いますけれども、中之島の場合は地元の皆さんに鮮魚の販売を行っていないんですかね。

そういう地元での売上げも上げてもらったほうが、利益の追及をする上で大事かと思います。

また農産物等もありますから、冷凍庫もあるようですから、タケノコの真空パックとかミカンですよ、ミカンの冷凍も商品化をされていますので、中之島はミカンが豊富にありますので、そういう活用

の方法もあるのかなと私は思っております。

そして地元の皆さんに還元して、また地元で販売ができるような方法も、外部だけでなくですね、も、大事なかと私は思いますが、いかがでしょう。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

すいません。

今、地元にとりだけ販売しているかというのは、ちょっと把握してないような状況でございますけれども、やはり中心は、あの施設を加工して、十島の魚を本土のほうのホテルとかですね、あとはいろんなレストランとかに販売をして、村をPRしてもらうという意味も含まれておりますので、そうしたときに、ある程度のロット数がないと、企業としてはちょっと成り立っていかないという部分もありますので、その辺の部分との兼ね合いで、地元販売ができるのかどうかはちょっと検討しないといけないと思っております。

それから、タケノコとかミカンとかという話なんですけれども、相手の指定管理者がある施設でございますので、そのようなことが可能なかどうかというのは、相手のほうとまた協議をしないといけないと思っておりますので、その辺は後々検討していければ、いいのかなと。

ただ相手があるということです。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

昨年ですね、地産地消の一環という形で、学校給食にここで仕入れた魚類がですね、学校給食に一応活用させていただきました。

それ一つはホテルがコロナによって、ほとんど稼働してなかったということで、在庫を相当抱え込んでしまったということがありました。

それから村の友好島民の関係者にも、返礼品の一部という形で、この在庫のものを消費させてもらったということもあります。

確かに、地元のほうで、内向きな形のものをするのが良いのか、あるいはその外向けに、村のPRとそれから生産拡大を狙うということを考えた場合に、この山口水産が企業として取り組んでいるホテルであったり、あるいはスーパーであったりと、そういうところに出荷しているというものを、企業側のほうに、もう少しそこを働きかけていくのかというのは、今後またそこはこの業者のほうとも詰めていく必要があるんじゃないかと思います。

いずれにしても、在庫がもし仮に余るようであれば、村としてまた地産地消の一環の形で、子供たちへの学校給食の食材という形のものも活用していきたいと思っております。

○議長(前田功一君)

ほかに質問ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

収支計画書の中に、指定管理料が記載されていないんですが、実際、指定管理料はあるのかどうか。

支出の部で、販売費及び一般管理費とあがっています。

その水揚げ量が少ないので1人で作業されているってことで宜しいですか。

もし、水揚げ量が上がってくれば、地元雇用も発生するということで宜しいでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

指定管理料については発生していないと。

指定管理者側の負担という、全て光熱水費、指定管理者の負担ということでございます。

今の運営体制については、個人が山口水産さんと契約を結んでおりまして、出来高、獲れたときに活動、その中で活動した場合に山口水産が、その活動実績に応じて、賃金等を支払うというような形になっておりますけれども、先ほど村長が申し上げましたとおり、来年度については、地域おこし協力隊というような形で配置をして、年間通じて受入れが安定ができるように進めていくというところでございますけれども、ある程度水揚げが上がって、量が増えていけば、なかなか1人では対応出来ない場合も中には出てくるかと思います。

その辺については、また山口水産も含めてですね、ちょっと協議をしていかないといけないのかなと思います。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

実際私はこの施設を実際見たことがないので、よくわからないんですが、ここの施設で完全に店舗で販売できるところまで加工するんでしょうか。

その辺を教えてください。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

多いのがキハダとか、3枚に下してブロックに分けて、それを急速冷凍機にかけるとか、あとは、レストランとかホテルで出すように、フィレ状態でまたパッケージングしたりですね、そういった形での出荷になろうかと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

先ほど課長の言葉でちょっと触れたような、3年度はその何ですか、冷凍設備が壊れたとか、何かそんな表現に聞こえたんですが、それは復活しているんでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それについてはですね、もう冷凍冷蔵施設と、室内の施設の室外機のほうが、もう塩害等で壊れておったという状況なんですけど、それは復活している状況です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

先ほど課長が言われた、急速冷凍の島民利用なんですけれども、あれは急速冷凍する物品の数、量で料金を払えば使えるような状態じゃなかったかなと思うんですけど、その辺お願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

そこはちょっと、まだちょっと十分に確認出来ていませんので、またちょっと確認をしたいと思います。すいません。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第35号、中之島水産物処理施設の指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第6、議案第35号、中之島水産物処理施設の指定管理者の指定の件は、原

案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

11時にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第37号 宝島鮮魚加工センターの指定管理者の指定の件

○議長(前田功一君)

日程第7、議案第37号、宝島鮮魚加工センターの指定管理者の指定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは、議案第37号、宝島鮮魚加工センターの指定管理者指定の内容についてご説明します。

本議案は、令和4年3月31日で宝島鮮魚加工センターの指定管理協定期間が終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、宝島鮮魚加工センターの指定管理者を、「一般社団法人宝島(代表理事・竹内功氏)」に指定することについて、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページに申請書、4ページから5ページに事業計画書、6ページに要員配置計画書、8ページに収支計画書を添付しております。

施設の概要につきましては、平成8年度に整備された鉄筋コンクリート平屋施設で、床面積は101.5㎡でございます。

また令和2年度に施設を加工エリア・冷凍保存エリア・バックヤードの3区域にパーテーションで区切るなど一部改修を実施しております。

主な活用方法としては、地元で獲れた魚(トビウオ・サワラ)の鮮魚加工及び急速冷凍、商品開発を行うこととしております。

指名の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体で、現在も積極的に村の水産振興に寄与しているものであることと、また今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選

考いたしたものです。

指定の期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第37号、宝島鮮魚加工センターの指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議案第37号、宝島鮮魚加工センターの指定管理者の指定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第8 議案第38号 中之島家畜保護施設2号棟中之島高尾給餌施設の
指定管理者の指定の件**

○議長(前田功一君)

日程第8、議案第38号、中之島家畜保護施設2号棟中之島高尾給餌施設の指定管理者の指定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第38号につきまして御説明いたします。

本議案は、議案第9号で条例改正の議決をいただきました、「中之島家畜保護施設2号棟及び中之島高尾給餌施設」について、令和4年3月完成、同年4月からの供用開始が可能となることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を中之島畜産組合、代表・中島次男氏に指定することについての議決を求めるものであります。

議案書2ページに申請書、4ページから5ページに事業計画書、6ページから7ページに収支計画書、8ページに要員配置計画書を添付しております。

それでは、施設の概要を説明いたします。

議案第9号でも説明させていただきましたけれども、施設のうち家畜保護施設は共同牛舎の横に、給餌施設は日之出牧場横に整備しております。

家畜保護施設は木造150㎡で牛房は10部屋あります。

給餌施設については、当該施設は木造84㎡でスタンションが16頭分整備されております。

指名の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体であるとともに、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め、選考しております。

指定の期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

この給餌施設、天文台の下で風の本当に強いところなんですよ。

前の議案の中でも、風速何mぐらいまで耐えられるかっていう、あれがあったんですけど、どのぐらいまで耐えられそうですか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

構造計算上はですね、建築基準法のほうに基づく40mまで耐えられるという構造でございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

参考までにお聞きます。

6ページですか、別紙の。

牛舎使用料9万6000円となっていますが、これが1000円の96スパンという計算ですが、まずこれは、10枠ある部屋の話なのか、それからスタンションの16の話なのか、合わせた話なのか、ちょっとその内訳をお願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

多分ですね、牛舎の入れたときの利用料になろうかと考えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第38号、中之島家畜保護施設2号棟中之島高尾給餌施設の指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第8、議案第38号、中之島家畜保護施設2号棟中之島高尾給餌施設の指定管理者の指定の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第9 議案第39号 さとの湯温泉保養センターの指定管理者の指定の件

日程第10 議案第40号 あかひげ温泉保養センターの指定管理者の指定の件

日程第11 議案第42号 宝島友の花温泉保養センターの指定管理者の指定の件

○議長(前田功一君)

日程第9、議案第39号、さとの湯温泉保養センターの指定管理者の指定の件から、日程第11、議案第42号、宝島友の花温泉保養センターのセンター管理者の指定の件の3件は、関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第9、議案第39号から日程第11、議案第42号の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

提案理由の説明につきまして、温泉関係指定管理者、議案件数がちょっと多いため、御手元に配付しております指定管理者の指定の資料を利用して説明をさせていただきます。

議案に添付しております申請書一式につきましては、審議の際に御確認をお願いします。

それでは議案39号、40号、42号に関する、温泉施設の指定管理者の指定の内容について御説明いたします。

これらの議案は、指定管理期間の満了に伴い、管理者を指定しようとするもので、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき審査を行い、候補者として選定したことから議会の議決を求めるもので、指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までを予定しているほか、現在の指定管理者が継続して指定を受けようとするものです。

それぞれの議案書に、申請書、事業計画書、要員配置書及び収支計画書を添付しております。

それでは、議案第39号について説明いたします。

管理を行わせる施設は、さとの湯温泉保養センターで、指定管理となる団体は口之島自治会です。

施設は、平成2年度に口之島コミュニティセンター内に整備されておりまして、指定管理に係る施設面積は温泉施設28.61㎡となります。

収入については、温泉の使用料を徴収し、その収入を水道代、燃料代などの維持管理費に充てることとしております。

収入については、1回あたり200円程度の使用料で、1年間の使用料は48,000円を見込んでおります。

続きまして、議案第40号について説明いたします。

管理を行わせる施設は、あかひげ温泉保養センターで、指定管理となる団体は平島自治会でございます。

施設は、平成7年度に平島コミュニティセンター内に整備されており、指定管理に係る施設面積は温泉施設54.4㎡でございます。

温泉の使用料を徴収し、その収入を水道代、燃料代などの維持管理費に充てることとしております。

収入については、1回あたり200円程度の使用料で、1年間の使用料は43,000円を見込んでおります。

またその他自治会からの収入も見込んでいるところでございます。

続きまして、議案第42号について説明いたします。

管理を行わせる施設は、宝島友の花温泉保養センターで、指定管理となる団体は宝島自治会です。

施設は、平成9年度に整備されており、指定管理に係る施設面積は温泉施設、休憩室等136.08㎡となっております。

温泉の使用料を徴収し、その収入を電気代、水道代、燃料代などの維持管理費に充てることとしております。

収入については、1回あたり300円程度の使用料で、1年間の使用料は705,000円を見込んでおります。以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

さとの湯とあかひげの予算の中で、支出の電気代というのが入ってないんですね。

これ多分、施設が、独特な電気代の払い方をしているかと思うんですが一応説明をお願いいたします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

電気代については、コミュニティセンターの中に附属する施設だということで、電気料は徴収をし

てないと、かかっていないと。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

さとの湯温泉なんですけれども、コロナ禍ですね、2年余り利用が出来ていないような状況です。

備品につきましては、度々点検は行って、古いボイラー、それともう1台のボイラーも順調に動いておりますが、自動で送る機械が不具合が出来まして、3月いっぱい出来ないとことです。

また来年度から、来月からですね、運用を始めるというようなことを聞いております。

なかなかこのコロナ禍で、利用する皆さんが減ってきてですね、止めているんですけども、4月からは通常で開けるようなことを聞いております。

1点だけ聞きたいんですけども、平島と宝島は人件費が入っておりますよね。

この人件費をみる場合には、村のほうからの指定管理料で、上乗せができるのかということを伺います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

指定管理に関わるもので対象となっているのが、電気代、それから水道代、それから燃料代、それから修繕費となっておりますので、人件費については含まれないということでございます。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

平島と宝島は、地元でこの負担を行っているということですね。

うちのほうはですね、当番で清掃は行っているものですから、人件費の発生はしないんです。

しかしながら、この高齢化でなかなか人員が減って、清掃もですね、今、地元のほうで協議は行っているんですけども、どういうふうに行ったほうが良いかですね。

人件費は無いということで理解します。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

平島の指定管理料ですが、水道代燃料代。足すと、かなり少なめに算定されているんですが、その分は自治会で運営費を補填しているという形になりますが、このさとの湯温泉と友の花はほぼ電気、水道、燃料代で出ていると思うんですが、その差は何でしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

さとの湯とあかひげに関しては、コミュニティセンター内にあるということで、電気代は発生はしてないんですけども、宝の友の花温泉については、もう独立した温泉施設だということで、電気料がかなり発生してくるということでございます。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

電気代じゃなくて、どっちかというと燃料代が平島はかなりかかっていますよね。
でも指定管理料は、少なめに出されていると。
これについてです。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

燃料については、決算の100%、指定管理料には含むんですけども、平島については、週3日程度をやっているんですけども、宝島と比較して少ないところについては、時間の問題とか、営業時間の問題とか、開ける日にちの多分問題も幾らかあろうかと考えております。

○議長(前田功一君)

これよりしばらく休憩いたします。
協議会に移します。

協議会

○議長(前田功一君)

これより本会議に戻します。
地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

先ほどの平島の燃料の関係については、もう1回ちょっと算定基準をちょっと確認して、また御報告をしたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
お諮りします。

これから、日程第9、議案第39号から日程第11、議案第42号の3件を一括採決したいと思いますが、一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、一括採決することといたします。
お諮りします。

日程第9、議案第39号から日程第11、議案第42号の3件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第9、議案第39号から日程第11、議案第42号の3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第12 議案第43号 口之島レクリエーション施設、口之島フリイ岳展望施設
の指定管理者の指定の件

日程第13 議案第44号 諏訪之瀬島レクリエーション施設の指定管理者の指定

日程第14 議案第45号 平島大浦レクリエーション施設、平島東之浜レクリエーション
施設の指定管理者の指定

日程第15 議案第48号 宝島大籠レクリエーション施設、宝島イマキラ岳展望施設
の指定管理者の指定

○議長(前田功一君)

日程第12、議案第43号、口之島レクリエーション施設、口之島フリイ岳展望施設の指定管理者の指定の件から、日程第15、議案第48号、宝島大籠レクリエーション施設、宝島イマキラ展望台施設の指定管理者の指定の件の4件は関連がありますので、一括議題としたいと思います。

一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第12、議案第43号から、日程第15、議案第48号の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

提案の説明につきまして指定管理の議案数が多いということで、御手元に配付しております指定管理者の指定資料を利用して説明をさせていただきます。

議案に添付しております申請書一式につきましては、審議の際に御確認をお願いします。

それでは議案第43号、44号、45号、48号に関する、観光施設等の指定管理者の指定の内容について御説明します。

これらの議案は、指定管理期間の満了に伴い、指定管理者を指定しようとするものでございまして、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき審査を行い、候補者として選定したことから、議会の議決を求めるものでありまして、指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までを予定しているほか、現在の指定管理者が継続して指定を受けようとするものでございます。

それぞれの議案書に申請書、事業計画書要員配置書及び収支計画書を添付してございます。

それでは議案第43号について御説明いたします。

管理を行わせる施設は、平成12年から14年にかけて整備しました口之島平瀬レクリエーション施設、平成19年から24年度にかけて整備しました口之島フリイ岳展望施設で、指定管理者となる団体は、口之島自治会でございます。

施設の概要につきましては、口之島平瀬レクリエーション施設は、海水浴場、トイレ、シャワー棟がでございます。

口之島フリイ岳展望施設は、遊歩道、展望台、トイレ棟がでございます。

収入では、年間管理料のほか、施設利用料を含め、平瀬レクリエーション施設で11万円、フリイ岳展望施設で8万3000円を計上し、電気代、水道代、人件費、消耗品などに充てることとしております。

引き続き、議案第44号について説明いたします。

管理を行わせる施設は、平成18年度に整備しました諏訪之瀬島レクリエーション施設で、指定管理となる団体は、諏訪之瀬島自治会でございます。

施設の概要につきましては、テント広場に炊事棟、トイレ、シャワー棟がでございます。

収入では、年間の管理料のほか、施設利用料を合わせて18万9000円余りを計上し、電気

代、水道代、燃料費、人件費、消耗品費等に充てることとしております。

引き続き、議案第45号について説明いたします。

管理を行わせる施設は、それぞれ平成13年度、平成20年度に整備した平島大浦レクリエーション施設及び平島東之浜レクリエーション施設で、指定管理となる団体は、平島自治会でございます。

施設の概要につきましては、平島大浦レクリエーション施設は、展望台、炊事棟、トイレ棟、テント広場がございます。

また、平島東之浜レクリエーション施設は、東之浜海水浴場にございますトイレシャワー棟でございます。

収入では、年間管理料のほか、施設利用料を含め、大浦レクリエーション施設、東浜レクリエーション施設それぞれ6万5000円を計上し、電気代、水道代、消耗品費などに充てることとしております。

引き続き、議案第48号について説明いたします。

管理を行わせる施設は、平成11年度に整備した宝島イマキラ岳展望施設、平成5年から7年度に整備しました宝島大籠レクリエーション施設で、指定管理となる団体は、宝島自治会でございます。

施設の概要につきましては、宝島イマキラ展望施設は、鉄筋コンクリートづくりのトカラ馬をモチーフにした展望台で、宝島大籠レクリエーション施設は海水浴場、管理棟、トイレ、シャワー棟、炊事棟、テント広場がございます。

収入では、年間の管理料でイマキラ岳展望施設で80,000円、大籠レクリエーション施設で、管理料及び使用料で760,000円を計上し、電気代、燃料代、人件費、消耗品費などに充てることとしております。以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

口之島の平瀬レクリエーション施設ですけれども、トイレ、シャワー棟の屋上の手すりが腐食しております。

以前も要請は行っていますが、夏場は利用客が結構多いので、安全性の向上の面からも、取替えが必要かと思えます。

非常に危ない状態ですので、現場の状況を確認して、早急に改善を行ってほしいと思います。

フレイ岳は、トイレ棟と展望台ということで、コロナが終息がすれば、また島外者の方が、展望台のほうに遊歩道で上がると思いますので、清掃は定期的に行っているようです。

水も一時的に不通でありましたけれども、現在は出るような状況にあります。以上です。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

平瀬のレクリエーション施設の屋上の関係については、調査をしたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから日程第12、議案第43号から日程第15、議案第48号の4件を一括採決したいと思いますが、一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、一括採決することといたします。

お諮りします。

日程第12、議案第43号から、日程第15、議案第48号の4件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第12、議案第43号から日程第15、議案第48号の4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第16 議案第49号 諏訪之瀬島荷さばき施設の指定管理者の指定の件

日程第17 議案第50号 宝島荷さばき施設の指定管理者の指定の件

○議長(前田功一君)

日程第16、議案第49号、諏訪之瀬島荷さばき施設の指定管理者の指定の件から、日程第17、議案第50号、宝島荷さばき施設の指定管理者の指定の件の2件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第16、議案第49号から、日程第17、議案第50号の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、議案第49号から説明をさせていただきます。

本案は、指定管理者につきまして、条例の規定に基づき議決を求めるものでございます。

議案書をご覧ください。

管理を行わせる施設名称は、諏訪之瀬島荷さばき施設で、指定管理者として指定を予定する団体は、「諏訪之瀬島荷役組合」で、代表者は杉田充典氏です。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を予定しています。

提案理由は、指定管理の期間が令和4年3月31日で、終了することに伴い、指定管理者を指定しようとするものです。

2ページの指定管理者指定申請書から6ページ要員配置計画書までが添付資料です。

3ページ事業計画書を御覧ください。

施設の概要を御覧ください。施設は木造平屋建てで、延べ床面積24.84㎡の施設でございます。

整備場所は、諏訪之瀬島診療所近くに、平成28年に整備をしております。

5ページをお開き下さい。

令和4年4月から令和9年3月までの収支計算書を示しております。

収入の荷役収入利用料は、フェリーとしまの荷役で発生する収入を計上しまして、支出科目の電気料や清掃消耗品等の維持管理費に充てることとしています。

6ページは、要員配置計画を記載しております。管理責任者と会計の2名を計画しております。

以上で、諏訪之瀬島荷さばき施設の指定管理者の指定についての説明を終ります。

続きまして、議案第50号、宝島荷さばき施設の指定管理者指定の件について説明します。

議案書を御覧ください。

管理を行わせる施の名称は、「宝島荷さばき施設」で、指定管理者として指定を予定する団体は、宝島荷役組合で、代表者は 広瀬純二氏です。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を予定しています。

提案理由は、先ほどと同様で、指定管理の期間が令和4年3月31日で、終了することに伴い、指定管理者を指定しようとするものです。

先ほどと同様に、2ページの指定管理者指定申請書から6ページ要員配置計画書まで添付資料です。

3ページ事業計画書を御覧ください。

施設の概要を御覧ください。

施設は、コンテナ置き場とフォークリフト車庫を備えた鉄筋コンクリート造り、延べ床面積97.43㎡の施設です。

整備場所は、前籠漁港内に平成27年度に整備しております。

5ページをご覧下さい。

令和4年4月から令和9年3月までの収支計算書を示しております。

収入の荷役収入利用料は、先ほどと同様で、フェリーとしまの荷役で発生する収入を計上し、支出科目の電気料、水道料、消耗品等の維持管理費に充てることとしています。

6ページは、要員配置計画書で、管理責任者と会計の2名を計上しております。

以上、宝島荷さばき施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

ただいま説明しました、2議案につきまして、現在も同施設の指定管理者で、支障なく施設の運営管理が行われていること等から、指定管理者の要件を満たす団体で、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると判断しまして選考をしたところでございます。説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

2つのこの諏訪之瀬と宝の荷さばき場の収入ですね、荷役収入。利用状況、利用料ですね。

宝が2万8800円と、諏訪之瀬が1万920円と上がっておりますが、収入の主なもの、どういうものを収入とみなしているのか、内訳をわかれば伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

最初、私の説明不足で申し訳ございません、先ほど一部申し上げましたように、荷役収入の貨物の手数料が各組合に入りますけれども、これ支出項目をもとにしまして、支出に係る電気料、消耗品等について、かかる費用をその荷役の手数料から支出に収入として上げているというふうに

とらえていただければ結構です。お願いします。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

業者等ですね、荷物の一時預かりとか、いろんなフォークリフトの使用料とかも、それに入れても私は良いと思うんですよね。

それは入れるとまずいんですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

業者からの荷物の一時預かり等を行っているかどうかは、こちらでその部分は把握をしてないところでございますけれども、フォークリフトに関しましては、指定管理で出しているものではなくて、村の機械になりますので、例えばまだ徴収しているところはないと思いますけれども、荷役組合が徴収することは出来ないと捉えているところでございます。

村のフォークリフトについては村の所有物でございます。

業者が使ったときにはですね、一応、こちらにも連絡が来ると思っているんですけども、その分でお金を徴収しているということは、収入では、うちの船舶会計の中では見ていないと捉えております。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

この荷さばき場を有効に使うためには、そういう荷物のつくるときにいろんな話もありましたけれども、そういう一時預かりとかですね、できるんじゃないですか。

項目のそれは、指定管理者ができるということですよ。

つくれば、項目を。そういう料金をいただきますよと。扱った場合には。

そういう私は認識でおったんですけど。

荷さばき場に関しては。

○議長(前田功一君)

これよりしばらく休憩いたします。

協議会に移します。

協議会

○議長(前田功一君)

これより、昼食のために休憩いたします。

昼食

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本会議に、戻します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、日程第16、議案第49号から日程第17、議案第50号の2件を一括採決したいと思いますが、一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、一括採決することといたします。

お諮りします。

日程第16、議案第49号から日程第17、議案第50号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第16、議案第49号から日程第17、議案第50号の2件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第18 議案第51号 十島村共生型サービス拠点施設及び小規模多機能ホームたからの指定管理者の指定

○議長(前田功一君)

日程第18、議案第51号、十島村共生型サービス拠点施設及び小規模多機能ホームたからの指定管理者の指定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは、議案第51号、十島村共生型サービス拠点施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は宝島で実施しております十島村共生型サービス拠点施設の指定管理協定期間が、令和4年3月31日で終了することに伴い、「株式会社マシューズ(代表取締役・新田司氏)」を指定管理者に指定することについて議会の承認を求めるものでございます。

指定管理者の指定の承認をお願いしております株式会社マシューズ(代表取締役・新田司氏)につきましては、民間業者にとって小規模離島という厳しい条件の中、本村で唯一の介護事業者として、令和元年度から3年度まで、同施設の指定管理者を努めるとともに、小規模多機能型居宅介護事業を実施し、村の他島への介護事業の展開、普及に関しての協力及び助言をいただくなど実績がございます。

同社はこれまでの実績から、指定管理者の要件を満たす団体であり、今後同施設の管理運営を安定的に遂行できると認めるとともに、他事業者の参入の困難さを考慮しまして、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の指定管理者の選定の特例の規定を適用し、公募せず引き続き同社を指定管理者として選定をしております。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

それではまず、議案の2ページをお開きください。

このページは、推薦する事業所から提出されました指定管理者指定申請書になります。

3ページから20ページには、会社概要、経営、経営理念、事業スローガン、事業計画書の概要を記しております。

4ページから5ページに会社の概要を示しておりますが、平成29年7月に「株式会社マシューズ」を設立し、11月に1号店「デイサービス道しるべ」を開設、30年11月に、2号店「デイサービスみちしるべ西伊敷店」を開設、令和元年4月に3号店「小規模多機能ホームたから」の指定管理者を受託、2年10月に、4号店「デイサービス道しるべ西千石店」を開設しており、通所介護事業所として、現在、鹿児島市内で3店舗を営業展開中でございます。

6ページから13ページにかけては、経営理念と事業スローガン、現在の事業展開をお示してお

ります。

経営理念では、「共生」「選択」「自由」を掲げ、「人との触れ合いを最も大事にし、高齢者が生き生きと、たとえひとり暮らしでも安心して明るく楽しく元気よく在宅生活が送れるよう支援する」とあり、事業スローガンでは、「利用者が明るく前向きな生活希望に満ちた生き生きした人生、健康で活力ある日常生活が送れるよう、健康づくりを支援する」としており、村が掲げております「高齢者の気持ちを尊重し、寄り添うということは、利用者の言うがままにさせるということではなく、そこには医療が介在し、その後に介護がある」という、村の考え方とも一致しております。

現在の事業展開では、「通い」「泊まり」「訪問」「配食」の4サービスを展開することで、地域住民のきめ細かなニーズに沿ったサービスを提供しております。

14ページから20ページにかけては、指定管理に応募した背景をお示しております。

基本的な運営計画につきましては、これまで同様、十島村共生型サービス拠点施設及び十島村介護予防拠点施設において、介護保険事業である小規模多機能型居宅介護サービスの提供を実施する意向でございます。

現在実施のサービスを継続しつつ、専門職員の定期的な派遣を行い、マッサージ、リハビリにより健康づくりを支援するとともに、健康チェック、リハビリ体操、物理療法等の提供、泊まりについては、一定の基準を設け、特定の利用者に偏らないサービスの提供、訪問については、診療所、高齢者見守り支援員と情報共有を図り、適時適切な訪問により、利用者のちょっとしたお困り事を解決するなど、サービスを実施する意向を示しております。

医療サービスとの連携につきましては、診療所との連携を強化しながら、診療所とタイアップした健康管理、健康づくりの体操教室を共同で実施し、情報共有による適時適切な支援、専門職員の派遣によるリハビリ、マッサージ等の提供実施をする意向としております。

地域住民との連携につきましては、できるだけ多くの方々に利用してもらうため、小規模多機能ホームたからのサロン機能を強化することとし、専門職員による利用者向けの無料マッサージ及びリハビリの提供、一般職、一般住民に対する優良マッサージ及びリハビリの提供、サロン機能を将来的には、配食サービスや食堂としての機能を検討、希望者に健康づくり事業への参加を提案、高齢者見守り支援員との連携で、早期の対応を行い、健康状態の悪化防止を図る意向でございます。

鹿児島市を含めた他島へのサービスの提供については、宝島を拠点としたサテライトによるリハビリ、マッサージ等の他島展開、他島からのショートステイの受入れ、鹿児島市でのショートステイの受入れを実施する意向であります。

21ページには、要員配置計画書をお示しております。

要員配置計画については、介護職リーダーの徳田氏を管理者とし、常勤職員3名、うち2名は地元雇用で、基本的な事業所運営を計画しており、訪問等では地元雇用の見守り支援員2名で実施予定としております。

また本部から3名の応援要員も予定されております。

常勤職員のうち2名は地域おこし協力隊員となっております。

23ページには、管理に係る積算書をお示しております。

収入では、介護保険料や利用者負担分などの現状に即した利用者数で積算しており、歳出についても、過去2年間の実績に基づき積算されております。

収入合計1470万9104円に対し、支出合計1990万1904円となっております。

支出合計のうち519万2800円を、地域おこし協力隊2名分として村が支出する予定としております。

24ページから32ページには、既存事業の収支計画、決算報告書をお示しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上述べましたように、株式会社マシューズについては、指定管理者の要件を満たす団体であること、同施設の運営管理を遂行できる団体であることを認め、指定管理者としてお願いするものでございます。

以上で、議案第51号、十島村共生型サービス拠点施設に係る指定管理者の指定についての説明を終わります。

宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今回2度目の指定管理の申請があつて、それを認めるかどうかということになるかと思うんですが、過去1回目、5年間ですかね、管理していただいたわけですが、住民が求める介護サービス、それから村がこの事業所に求めているもの、そういったものを振り返ったときに、どの程度、その要望に対して応えられたというふうに、村としてどのように評価しているのか、その点についてまず伺いたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

「ホームたから」につきましては、宝島の住民の皆さんを中心に今利用がなされているわけなんですけれども、ただ令和3年度当初では、5名から6名の方が通所または入所という形で利用されておりまして、一応、この管理者のほうと、その家族の方で利用者の状態、介護の状態をしっかりと判断をし、その上で診療所看護師、それから本庁の保健師等がケア会議を行い、この利用者に対してはこういう支援が必要だ、サービスが必要だということで、しっかり、家族・ホーム・診療所・保健所・保健師間の中で協議を行って、適切な村の方針に従った介護サービスを行っているということでございます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

もうここコロナの関係で、2年間なかなか他島への行き来というのが制限される中では、他島におけるそういう介護のニーズ、そういったものに、この事業所が直接答えるっていうこと自体は厳しかったんだろうとは思っておりますけれども、それぞれの島で見守り支援の施設等でいろいろ介護の分野、サービス提供等をされていますけれども、そういったものの運営、それからサービス提供に対して、どの程度この指定管理団体からは、助言なりアドバイス、そういったものをいただくような機会があったのかどうなのか伺いたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

令和3年度当初ですね、マシューズから各島の介護拠点施設、そこに専門職、特にリハビリテーションの専門職を派遣していただき、そこで高齢者の方の機能回復、機能訓練という形での事業を組んでおりました。

いかんせん、今、議員が言われたとおり、コロナ禍ですね、なかなかその事業がうまく動かない状態で、令和3年度については実績はございませんけれども、ただリハビリテーション以外での、介護に対する専門職という者もあります。

そういう方が、テレビ会議を通じてですね、各介護拠点施設と繋ぎ、そこで適切な介護サービスとはどういうことだと、全て利用者の思うがままに、「こういうサービスが欲しい、こうしてほしい」ということだけをサービスする、支援するのではなくて、その利用者が実際にできること、「こうすればできるんだ」というところをしっかりと見極めて、できることはさせたほうがいい。

そこに手を入れてしまうと、その利用者の機能がどんどん落ちてくる。

その部分をですね、しっかり、他島の介護支援に当たっている、例えば見守り支援員さんであったりとかですね、そういう方に、テレビ会議を通じていろんな適切な指導っていうのを、複数回実施をしております。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

要員配置の計画書がありますけれども、9名ですね、やっていますが、常勤でつかれる皆さんは、何名なのか、常勤の方ですよ、は、何名なのかということと、もう1点は会社の代表の、18ページにですね、「地域住民との連携」ということで、6項目上がっておりますが、地域と密着した、連携して地域のために貢献するというのが大事だと思いますので、この中にありますように、委員会でもありましたように、弁当の配食サービスとかですね、そしてまたは一般の住民に対しての有料のリハビリ、マッサージ等ですね、こういうものをですね、地域の中で浸透が図れれば、大変良い体制ができると思いますが、その点につきましても伺いいたします。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

まず要員配置ですけれども、常勤ですね、常勤職員というのは4名おりまして、その4名で24時間体制で動いております。

日勤を2人で実施し、夜勤を1人で実施するという形で、この4人で回していくという形の体制でございます。

ただ、本部のほうから3名の応援要員がありますけれども、それは、この常勤4人の方の休暇を取得したりとか、また研修に行かれたりとかいうときに、この応援要員の3名の方が、宝に行って実務を実施すると。

また、代表の新田氏もですね、定期的に宝島を訪れて、その事業所の運営がどうなっているか、また地域との連携がどう出来ているかっていうところをしっかりと、今見ていただいている状況であります。

この地域との連携については、今議員が言われたとおり、「配食」ですね。

4年度から配食を実施をしたいと。

これは、高齢者のニーズもそうなんですけれども、それ以外の独身男性、または元気なお年寄りのお独り暮らしの方とかですね、そういう方々からもニーズがあるということで、このホームを活用して配食のサービスを実施したい。

そのためには、ホームだけの人員ではなかなか難しいということで、地域の方々の協力をいただいて実施をしたいということを言っております。

あと、「ホームだから」と地域を結びつけるためにですね、簡単なイベント等も今後実施をしていくということで報告は受けております。

簡単なことを言いますと、宝島で子供たちと高齢者で、港のほうで釣り大会をしたりとかですね、そのスタッフに地域の青年団の人をお願いしたりとかですね、ということで、地域ぐるみで「ホームだから」を中心として交流事業を進めていこうと。

そして、この「ホームだから」というのは、利用している人たちだけではなくて、宝島住民または十島村住民の皆さんの施設なんだということをですね、しっかりと理解していただきたいというような形で進めていきたいということを申しています。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

先ほど夜勤は1名と、1名でしたっけ。

夜勤1名で、対応は出来ているんですか。大丈夫ですか。

確かに、こういう施設はですね、地域との連携が、横の連携がですね、大事だと私は思います。

ですから多くのこの住民を巻き込んでですね、良い方向で運営ができればと考えておりますので、ぜひともこの配食サービスが実施してほしいと思っております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

23ページの間あたりですね、使用料手数料。

これは住宅の使用料ですけど、3島分ですけど、26万8800円。

これは間違いないかどうかの確認と、その一つ挟んで広報宣伝費12万。

村のホームページ掲載料、これは具体的にどのようなものか、答弁を求めます。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

このページにあります使用料、賃借料につきましては、常勤の職員、今地域おこし協力隊が2人おります。

それから、本部からの応援要員の方の住宅用として3軒、今、村が村との賃貸契約を結んでおりますので、その分の住宅使用料ということになります。

それから、広告宣伝費については、村のホームページにバナーを貼ってですね、そこから「ホームたから」または「マシューズ」のホームページに飛んで、その情報を共有できるようにするための費用としてここに上げております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第18、議案第51号、十島村、共生型サービス拠点施設及び小規模多機能ホームたからの指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第18、議案第51号、十島村共生型サービス拠点施設及び小規模多機能ホーム

たからの指定管理者の指定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第19 議案第52号 十島村口之島野々頭墓地の指定管理者の指定の件

日程第20 議案第53号 十島村平島中園墓地の指定管理者の指定の件

○議長(前田功一君)

日程第19、議案第52号、十島村口之島野々頭墓地の指定管理者の指定の件から、日程第20、議案第53号、十島村平島中園墓地の指定管理者の指定の件の2件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第19、議案第52号から、日程第20、議案第53号の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは、議案第52号、議案第53号、十島村口之島野々頭墓地、平島中園墓地の指定管理者指定の内容について御説明いたします。

本議案は、令和4年3月31日で、口之島野々頭墓地、平島中園墓地の指定管理協定期間が終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、口之島自治会、平島自治会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定の理由としましては、両団体ともに、指定期間中の適切な運営管理が行われており、指定管理者の要件を満たす団体であること、推薦する団体が自治会ということで、地元との連携が見込めており、施設管理に係る人的配置が安定していることから、令和4年4月1日以降も、墓地の管理運営を遂行する団体であることを認め選考いたしました。

当該墓地の指定管理者の選定につきましては、今後も引き続き定期的な点検管理が十分に機能することが求められているため、十島村立墓地の設置及び管理に関する条例等に規定される事務及び管理を十分に遂行できる団体等は、口之島自治会、平島自治会のほか見当たらないため、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定により、公募によらず特例による選定といたしました。

指定の期間につきましては、両施設とともに、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

以上で議案第52号、議案第53号、十島村口之島野々頭墓地、平島中園墓地の指定管理者指定の内容について説明を終わります。宜しくお願いします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

野々頭のほうなんですけれども、まず休憩施設がですね、木材の金具がですね、塩害なのか、経年劣化なのか、非常に錆びております。

ですからそういう補修ですね、それと屋根の傷みもあるようですので、自治会と協議の上ですね、補修を実施ができるように要請をいたしておきます。

うちのほうの野々頭墓地、資産がかなり多いんですが、これはですね、当初の自治会からの持ち出し金が、この中に入っております。

年間の経費というのは、水道代ですね、こういうものは大変でありますので、こういう余分な経費が投入されておりますが、これはまた自治会のほうで修正はするべきだと思いますが、大体もう墓地の使用数も確定というか、そんなに多くはないと思うんですよ。

半分は開いているのかな、まだ。半分ちょっと空いているのかな。まだ。

開いているんですけれども、購入はしましたけれども、もうあの廃棄と、「もういらないよ」と言う方もたくさん出ておりますので、そういう見直しも管理費のですね、余計なこの管理費が入っていますので、また地元のほうともしっかりと協議をして、調整ができればと思います。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

その休憩をする建物のその傷み等についてはですね、自治会とまた担当職員と出向きまして、状況の調査をして参りたいと思います。

そして、またその補修具合によってはですね、小規模、大規模によってその負担っていうものが、自治会のほうにも出て参ります。

自治会というよりは、指定管理者のほうにも出てきますので、その辺りもですね、しっかり見極めていきたいと思います。

で、この経営状況を説明する書類のところで、資産が400万を超えるということで、議員から、自治会のほうから管理費として入っているんじゃないかということを言われておりますけれども、私の理解ではですね、この墓地を利用するときに、永代供養料10万円をまず徴収をして、それから年間の使用料ということで、年間に500円徴収をすることとなっておりますので、この439万5000円、この中には、永代供養料として、ごめんなさい、永代利用料ですね、過去徴収した部分も含まれているというふうに理解していただければというふうに思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

利用料ですね。

うちの場合は、半額を自治会のほうで出しているんですね。

10万円だったのを、住民からは5万円、1か所につき5万円頂いて、5万円は自治会から持ち出しておると思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、日程第19、議案第52号から、日程第20、議案第53号の2件を一括採決したいと思います。一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、一括採決することといたします。

お諮りします。

日程第19、議案第52号から日程第20、議案第53号の2件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第19、議案第52号から日程第20、議案第53号の2件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第21 議案第36号 平島農林水産加工施設の指定管理者の指定の件

○議長(前田功一君)

日程第21、議案第36号、平島農林水産加工施設の指定管理者の管理者指定の件を議題とします。

本件については、日高久志君に、直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥とし、日高久志君の退場を求めます。

(日高久志君、除斥)

○議長(前田功一君)

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは、議案第36号平島農林水産物加工施設の指定管理者指定の内容について御説明いたします。

本議案は、村で管理をしておりました平島農林水産物加工施設について、地元運営により、令和4年4月から同施設を再稼働することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、平島農林水産物加工施設の指定管理者を、平島水産加工組合、組合長・日高良一氏に指定することについて、議会の承認を求めるものでございます。

議案書2ページに申請書、4ページから5ページに事業計画書、6ページに要員配置計画書、7ページに収支計画書を添付しております。

それでは、施設の概要及び管理運営状況について、ご説明します。

施設は、鉄筋コンクリート平屋施設で、床面積は60.0㎡でございます。

平成24年度に完成しております。

平成26年1月より株式会社山口水産が指定管理者となり、平成30年3月まで運営を行なった後、地元による運営体制を整えるため、役場管理のもと平島水産加工組合と協議を重ねながら運営を行ってきたところでございます。

これまでの主な活用方法は、地元で獲れた魚を鮮魚加工及び急速冷凍し、山口水産への送付、島内販売、商品開発などを行なっております。

今後の主な活用方法としては、鮮魚加工、急速凍結、商品開発などを行い、島内販売、山口水産などへの出荷、ふるさと納税の返礼品や学校給食等での提供の検討、インターネットを利用したネット販売も進めていく予定ということでございます。

以上のようなことを踏まえ、平島水産加工施設が指定管理者の要件を満たす団体であり、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定の期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

収支計画書の中の収入の「釣り客加工賃」っていうのはこれはどういった内容のものでしょうか、説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

平島は釣り客が、やっぱりシーズンによってはかなり来ているということで、釣り客が釣った魚をその加工施設で捌いてあげて、持ち帰ってもらうと。

結局、大きいまま釣り客が持っていくというのはかなり不便だということで、その加工施設の中で加工してお渡ししている、その料金という意味です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

見る限り、この施設利用は独立採算ということで宜しいですね。

したがって、これに対するその赤字等があっても、村は責任をとらないと。

組合で、自分たちで回しなさい、あるいは、自分たちで補填しなさいという運営をさせるというふう
に認識しますが、それで宜しいでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

そのとおりでございます。

ただし、人の雇用の関係、人件費にまざる部分ですけども、その部分については中之島も含めて、地域おこし協力隊を活用していくという方向でございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第21、議案第36号、平島林水産加工施設の指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第21、議案第36号、平島農林水産加工施設の指定管理者指定の件は、原案のとおり可決することに決定しました。

これよりしばらく休憩いたします。

1時50分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第22 議案第32号 悪石島生活改善施設の指定管理者指定の件

日程第23 議案第41号 湯泊温泉保養センターの指定管理者の指定

日程第24 議案第46号 悪石島レクリエーション施設の指定管理者指定の件

○議長(前田功一君)

日程第22、議案第32号、悪石島生活改善施設の指定管理者指定の件から、日程第24、議案第46号、悪石島レクリエーション施設の指定管理者指定の件の3件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第22、議案第32号から日程第24、議案第46号の3件を一括議題といたします。

本件については、坂元勇君に、直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥とし、坂元勇君の退場を求めます。

(坂元勇君、除斥)

○議長(前田功一君)

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第32号、41号、46号につきましては、件数がちょっと多いため、御手元に配付しております指定管理者の資料に基づき、御説明をさせていただきます。

議案に送付しております申請書一式につきましては、審議の際に御確認をお願いします。

それでは、議案第32号、悪石島生活改善施設の指定管理者指定、議案第41号、湯泊温泉保養センターの指定管理者指定、議案第46号、悪石島レクリエーション施設の指定管理者の指定の内容について御説明いたします。

本議案は、令和4年3月31日で悪石島生活改善施設、湯泊温泉保養センター、悪石島レクリエーション施設の指定管理協定期間が終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、それぞれの指定管理者を、「悪石島自治会長(松下賢次氏)」に指定することについて、議会の承認を求めるものであります。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間としております。

それでは、議案第32号について、説明します。

悪石島生活改善施設は、平成8年2月に悪石島コミュニティセンターが整備され、その一部に整備されており、指定管理に係る施設面積は79.8㎡となります。

収入では、年間、管理料の他、施設使用料を含む15,000円を計上し、燃料代及び消耗品に充てることとしております。

引き続き、議案第41号について、説明します。

湯泊温泉保養センターは、平成元年度に整備され、指定管理に係わる施設面積は、温泉施設及び休憩室等80.71㎡となります。

収入では、年間、管理料、使用料、寄付金等で513,000円を計上し、電気代、水道代、人件費、消耗品などに充てることとしております。

引き続き、議案第46号について説明します。

悪石島レクリエーション施設は、平成2年度にテント広場、平成28年度に炊事トイレ棟を整備しております。

収入では、年間、管理料、使用料を含む47,000円を計上し、電気代、水道代などに充てることとしております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

温泉センター、温泉保養センター、これは電気代が16万、水道代が10万ですか、かかっているのに対して、指定管理料が11万1000円と、先ほどの説明で言ったのと割が違うんですが、この辺がマイナスになった理由は何でしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

ここの悪石島の温泉施設に関しては、年中営業というような形になっておりまして、年中営業の場合は、電気代、水道代、それから燃料費については、7分の3ということでの算定だったものですから、低くなってきていると。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

議案第46号の使用料2万7000円ということで数字が上がっていますが、これは1回の使用料が大体幾らぐらいで設定されているのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

施設の利用料については、レクリエーション施設については、ここは炊事施設がございますので、1日100円というような形になろうかと思います。

条例上でも、100円という形になります。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

46号のですね、支出の項目なんですけれども、この中には、人件費、消耗品費、備品購入費等のものが記入がなされていませんけれども、そういうその他の項目で上がっているんですか。

もう少しこうわかりやすいような、この項目に記入してもらったほうが良いのかなと思いますので、人件費は、奉仕でやっているんですか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この中身でいくと、人件費的な部分はボランティアになっているのかなと思いますけれども、ただ、ほかの温泉施設等もですね、近くにあって管理をしているような状況ですので、はっきりはわかりませんけれども、その辺とあわせて一緒に見ているのかもしれないです。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、日程第22、議案第32号から日程第24、議案第46号の3件を一括採決したいと思います。ですが、一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、一括採決することといたします。

お諮りします。

日程第22、議案第32号から、日程第24、議案第46号の3件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第22、議案第32号から日程第24、議案第46号の3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第25 議案第47号 小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理者の指定の件

○議長(前田功一君)

日程第25、議案第47号、小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理者指定の件を議題とします。

本件については、岩下正行君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥とし、岩下正行君の退場を求めます。

(岩下正行君、除斥)

○議長(前田功一君)

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第47号、小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理者の指定の内容について御説明いたします。

本議案は、令和4年3月31日で、小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理協定期間が終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設は、小宝島赤立神レクリエーション施設で、指定管理となる団体は、「小宝島サポートグループ」で、代表者は岩下正行氏です。

施設の概要につきましては、海水浴場と平成25年度にトイレ、シャワー棟を整備し、平成29年度に炊事棟を整備してございます。

議案書2ページに申請書、4ページから5ページに事業計画書、6ページに要員配置計画書、7ページに収支計画書を添付しております。

7ページにあるとおり、収入では、管理料及び使用料、その他寄付金で67,000円を計上し、電気代、水道代、燃料代、人件費、消耗品費などに充てることとしています。

指名の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定管理の期間については、契約締結の日から令和9年3月31日までの5年間としております。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

7ページの収支計画書の中の使用料、先ほどと同等の質問になりますが、1回当たりの利用料、使用料は幾らなのか。

6000円という数字が出ていますが、後ろの延べ利用人数、これ200なのか、20なのかで大分違ってくると思うんですけど、その確認をお願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

延べ利用人数は200人ということでございます。

それで1回当たりの使用料については、50円という形になっているというところでございます。

1回当たりの使用料は今50円と言っていますが、ちょっと違います、すいません。

ちょっと確認はしておりませんが、多分100円、条例上は、シャワー炊事施設がある場合はシャワーは100円、それから炊事棟が100円となっておりますので、200円以内での徴収になるかと思えます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

それと指定管理団体、通常こういったもの、各島の自治会等が名前が挙がってくるかと思うんですけど、ここをあえて「サポートグループ」というふうに、名称はなっておりますけど、これ自治会とは別組織なのか、そこら辺のこのグループの性質というか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議員がおっしゃるように通常は自治会というような形なんですけれども、なかなか小宝島の場合、また財政基盤がちょっと弱いということもあって、あとは、マンパワー的な人的な問題も含めまして、なかなか自治会での動きになると非常に難しいということでありまして、それで、地元の有志でそういった地域活動をサポートする組織をつくっているというところでございます。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

1点だけ確認ですけど、受益者負担金が上がっておりますけれども、年間2000円ですね。

これは、積立金ということで理解して良いのかな。

毎年、負担金が出るということですか。

積み立てなのか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

ここの数字はあくまでも見込みの数字でございますので、実際に修繕費が出たときに、4分の1負担とかですね、そういった負担をいただくということです。

実際に、修繕が出たときに負担をいただくということでございます。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

こういった収支計画書を提出するときは、大体その年、もしくは前々年度の実績をもとに提出するんですが、このコロナでもう2年間観光客が来島されてない状態で、なかなかちょっと前の数字になっているんだと思います。

で、いよいよ動きだそうかなという中で、4月から観光を受け入れるのかどうか、その辺りはまだ様子を見てということで、ということでしょうか。

お願いします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

明日の議会との協議会の場で、一応議論しようと思っているんですが、基本的にはコロナ禍にあってですね、大分この感染がどういう形で増えるのかということは、もうこの2年間の中で、大体国のほうの示すものも見えてきたんじゃないかと思うんですね。

したがって、村としても、ワクチンを3回接種した方、あるいはそのPCR検査で72時間以内に受けて陽性の方とか、その2回接種した方で6月以内であれば、という方々を受け入れる方向で進めるべきではないだろうかと思がします。

ただいま国がまん延防止等重点措置を、来週の月曜日、21日で終えようとしております。

新聞報道によると、国はその動きを今週の前半にははっきりさせるということで、今報道から聞えてくる話の中では、恐らく21日で国は終えるだろうと思います。

それからもう一つ、鹿児島県のほうでも、爆発的感染拡大警報というものを、まだいつまでにしめるかというものがですね、まだ示されていないです。

鹿児島のほうも、先週末ぐらいから若干減る傾向に出てきているのかなということを考えた場合には、いつという時期かわかりませんが、村としても先ほど申し上げたような形で、感染対策をとりながら受入れていくという方向に、カジを切る時期に来ているのかなということは考えております。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

はい、コロナ前の状態に早くなっていたきたいところなんですけれども、こういったレクリエーション施設に観光の方がたくさん訪れるという形は非常に望ましいところです。

ただ、住民の中には、やはり非常に個人差がありまして、受入れ体制をとる方と、「しばらくちょっ

と観光は」という方もいらっしゃると思います。

はっきりとした村の方針を示していただいて、観光の方が気持ちよく来島されるように、ぜひ宜しくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

いずれにしても、村の来島者受入れの方針を示すことになると思います。

あとは、「観光客が来島された方々が、島に行ってもマスクはしていない」とかですね、あるいは「飲み食いをもうかなり中人数以上でやっているよ」とかですね、そういうのを見聞きしてしまうと、十島村の、せっかく村が感染対策をとったものですね、島で崩される可能性がでてくると思うんですね。

そういうことがないように各自治会、あるいはその個々、それぞれ指定管理を受けている代表者の方ですね、しっかりと感染対策をやってほしいと思うんですね。

村の窓口では、そういう感染対策を取るんだけれども、現場に入ってみたら、マスクもしてない、飲み食いも勝手にやっていたようなことがあればですね、完全にそこでもう崩壊してしまうことになるだろうと。

それからこのコロナ禍においての来島者受入れの窓口になるべき方っていうのは、民宿なんです。

民宿のほうも、今回の村の方針を決める前段として調査してみる中では約半々ぐらい「受けてもいいよ」、「いや、ちょっと待て」というような意見の方があります。

「受けてもいいよ」という方につきましても、先ほど言ったような形で、宿に来た方々にはしっかりと感染対策を宿の中でもやってもらうと。

そして、PCR検査並びにワクチン接種の履歴書を持ってきて、物を確認して、予約を受け入れる、現地でも確認すると、その体制はとってほしいと思うんですね。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第25、議案第47号、小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理者指定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第25、議案第47号、小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理者指定の件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明後日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第6号）

令和4年3月16日（水） 午前 午後 10 時 00 分開議

	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案第20号	令和4年度一般会計予算		
第 2	議案第21号	令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算		
第 3	議案第22号	令和4年度十島村船舶交通特別会計予算		
第 4	議案第23号	令和4年度十島村介護保険特別会計予算	一括	
第 5	議案第24号	令和4年度十島村簡易水道特別会計予算		
第 6	議案第25号	令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算		
第 7	議案第26号	令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算		
第 8	議案第27号	契約の締結について議決を求める件 （十島村（島内加入者光ファイバ網）高度無線環境整備推進工事請負変更契約）		
第 9	議案第28号	権利の放棄について議決を求める件 （十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）		
第10	議案第55号	契約の締結について議決を求める件 （諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事請負契約）		
第 11	議案第56号	契約の締結について議決を求める件 （東之浜港改修工事（1工区）請負変更契約）		
第 12	議案第57号	契約の締結について議決を求める件 （東之浜港改修工事（2工区）請負変更契約）		
第 13	議案第58号	契約の締結について議決を求める件 （切石港泊地浚渫工事請負変更契約）		
第 14	議案第59号	契約の締結について議決を求める件 （宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約）		
第 15	同意第1号	十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件		
第 16	発議第1号	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議		
第 17		議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件		

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平	翔 太	君
---------	-----	-----	---

令和4年3月16日(水)

△開議

○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

△日程第1 議案第20号 令和4年度十島村一般会計予算について

日程第2 議案第21号 令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第22号 令和4年度十島村船舶交通特別会計予算について

日程第4 議案第23号 令和4年度十島村介護保険特別会計予算について

日程第5 議案第24号 令和4年度十島村簡易水道特別会計予算について

日程第6 議案第25号 令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第7 議案第26号 令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算について

○議長(前田功一君)

お諮りします。

日程第1、議案第20号、令和4年度十島村一般会計予算についてから、日程第7、議案第26号、令和4年度、十島村へき地診療所運営事業特別会計予算についてまでの7件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第20号から日程第7、議案第26号まで7件を一括議題とします。

本7案件は、3月9日の本会議において設置されました予算審査特別委員会に付託しております。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

それでは、予算審査特別委員会の委員長報告を行います。

令和4年3月9日に予算審査特別委員会に付託されました、議案第20号、令和4年度十島村一般会計予算についての件から、議案第26号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算についての件までの7件の令和4年度当初予算案についての審査の経過及び結果についてご報告いたします。

まず、委員会の会議状況について報告いたします。

本予算審査特別委員会は、令和4年3月9日に設置され、同委員会委員は、議長を除く7人で構成されました。

委員会の会議は、3月9日から3月11日までの3日間、会議室において担当課ごとに日程を定め、村長・副村長・教育長・総務課長・担当課長、室長及び担当者の出席を求めて行いました。

審査の経過及び結果については、次のとおりです。

まず一般会計総務課関係について報告いたします。

法人住民税について。

「対前年度比120万円増となっており、建設業者が要因となっているが、建設業者の納税義務者は何社ほどあるか。」と質したところ、「全体の納税義務者が25社あり、うち6社が建設業者である」との答弁であった。

「課税要件を伺う」と質したところ、総務課長から「村内に事業所、営業所を設けて、収入がある場合は法人税割がかかり、事業所、営業所があるだけの場合は均等割のみとなる」との答弁であった。

「公共事業など大きな仕事を抱えている場合、法人税額が300万円という数字は少ないと感じるが、税率は何%か」と質したところ、「課税標準額の6%が税率である」との答弁であった。

デジタル化事業について。

「RPAが特に注目されているが、人手不足解消や働き方改革に一役買っているが、実現するには職員の技術向上も必要であると考え。今後こういった形で推進していくのか伺う。」と質したところ、「ふるさと納税や給与システム等実現性の高いものから進めていきたい。鹿児島県の市町村のICT利活用推進協議会の開催するRPAの研修にリモート参加した。ウェブ会議を使って対面で行われたが、導入から基本的な操作、シナリオ、プログラムのようなものであるが、組み立て動作確認まで行った。システムとしては簡単でも、構造が難しく理解できていないと活用するのが難しいと感じた。RPAを運用するにあたり、庁内のデジタルデバイト対策、ICTの人材育成も同時に必要になり、費用対効果も含めて考えていかなければならない。奄美市のような実現できている他市町

村の事例等を鑑み、今後も進めていきたい。」との答弁であった。

次に、地域振興課関係について報告いたします。

現業業務事業について。

「令和4年度から悪石島でも民間委託となるが、働き方にどのような変化があるか」と質したところ、「中之島、宝島に続いて、悪石島は令和4年度から民間業者に委託する予定であり、基本的に中身は変わらない。厚生年金、県退協など、社会保険等に参加できるなど社会的身分が安定するのではないかと考える。」との答弁であった。

「中之島では委託会社が島内にあるが、悪石島と宝島では、村外業者が入っているが、業務計画に関しては業者の人が島に出向いて、業務員と計画を立てることになるのか、あるいは今まで通り現業業務員が自分で計画を立てて、進めていくことになるのか」と質したところ、「中之島では、代表が1週間または1か月なりの計画を立てるなど細かく管理ができています。宝島では、業者が島にいないケースもあるため、現業のリーダーと業者が連携して行う業務を計画している。」との答弁であった。

「平島と小宝島では、現業員が不在となっているが、どのように行っているのか。」と質したところ、「ごみ収集に関しては委託しており、他の作業についても個人委託で契約を結び住民が行っている。」との答弁であった。

テレワーク・ワーケーションについて。

「定住者サポート委員会の中でも、十島村でワーケーションができるということをいかにPRするかが大事だという意見が出ていたが、どのように考えるのか」と質したところ、「テレワーク、ワーケーション制度を用意しても周知しないと意味がないという指摘があった事項であり、ワーケーションについてはワーケーションの検索サイトに載せていろんな人に見ていただけるような仕組みをとり、そこから予約に繋げていきたいと考える。テレワークについては、現時点では村のホームページや広報誌でのPRを考えているが、Web広告を使ったり、何かしらのPR方法を考えていきたい。イベントの際に積極的にPRすることを考えている。」との答弁であった。

土木交通課関係について報告いたします。

令和2年度豪雨災害復旧について。

「豪雨災害の道路整備で現在七つ山の三叉路あたりの復旧工事を行っているが、灯台まで辿り着くのどのくらいの期間を要するか、見通しは立っているか伺う。」と質したところ、「令和2年度の災害については、七つ山の三叉路を発注している。令和4年度予算に8か所の工事を予定しており、令和5年度の夏頃の完了を予定している。」との答弁であった。

「令和2年度災害の工事発注はすべて完了するのか。」と質したところ、「令和2年度災害は中之島、平島合わせて計40か所、令和2年度に29か所、令和3年度に3か所、令和4年度に8か所発注、この発注をもって令和2年度災害分は完了予定であるが、現在見えていない不可視部分が数カ所ある可能性があり、それについては災害査定の中には入っていないため、追加で協議を行い採択をうける必要がある」との答弁であった。

西之浜漁港について。

「県の管理港である西之浜漁港において、現在側溝入れ替え工事を行っているが、要望を行ってから2年ほどかかっており、県単独事業は執行が遅いため、村からも早期執行を依頼してほしい。また、工事範囲が狭いため、確認すると予算が足りないからとのことであったが、どうか伺う。また、漁港の浚渫を行っているが、掘らなくて良いところまで作業しているようなことも聞いており、無駄な予算を使って、一方はお金が不足しているからという状況になっていないか」と質したところ、「側溝工事に関しては出張所長からも報告を受けており、県に確認したところ、予算の兼ね合いで令和3年度はできない部分があり、令和4年度以降も順次対応していきたいとの回答であった。執行が遅いことに関しては把握しており村からも要望を出している。浚渫については、県と施工業者との施工の中であることから、村が意見できることではないが、引き続き不具合箇所については県への要望を行っていききたい」との答弁であった。

住民課関係について報告いたします。

特定離島ふるさとおこし推進事業(教育環境施設整備)について。

「古くなった危険な遊具の撤去及び新しく設置する遊具はどういったものか。古くなった遊具に関しては早急に撤去していただきたい。」と質したところ、「使用できないものは使用禁止としており、撤去に関しては、地元でできるか業者に委託しなければならないかを現地確認して判断する。設置遊具については、例えばジャングルジムと滑り台が一緒になったものだったり、二つ三つの遊具が一緒になった複合型遊具を考えている。」との答弁であった。

「複合型遊具を各島何基設置予定なのか」と質したところ、「中之島、諏訪之瀬島、悪石島に整備予定である。1島当たり605万円を予算計上しているが、基数については入札により予算の範囲内で決定することを検討している」との答弁であった。

「設置する場所について、フェンス設置等の安全対策はどのように講じているか。」と質したところ、「設置箇所については、学校の運動場を予定地としているため安全面に関しては問題ないと思う。また、宝島の場合児童公園の整備であるためフェンス等があり問題ないと思う。」との答弁であった。

「設置時期はいつ頃の予定か。」と質したところ、「県の特定期間ふるさとおこし推進事業を活用している関係で、交付決定後となるが、早期執行したいと考えている」との答弁であった。

福祉事務所(扶助費)について。

「訪問は各島の民生委員が行うのか。」と質したところ、「現業員である担当が訪問することとなっている。また、SVといわれる査察指導員を健康福祉室長が担当しており、必要に応じて同行している。場合によっては、診療所看護師や養護施設の担当、各島の民生委員、児童がいる世帯であれば学校長の同行もいただくことがある。」との答弁であった。

「村に福祉事務所ができた関係で、生活保護を受給したいということであれば、村の判断となるのか」と質したところ、「査察指導員や福祉事務所長である住民課長、看護師、保健師等により預貯金や生命保険の加入、自動車の保有など財産調査等を行い、2週間以内に決定するという国の指針に従い、村において決定している」との答弁であった。

次に、教育委員会関係について報告いたします。

離島活性化交付金事業(山海留学生)について。

「山海留学生の募集は、村のホームページだけで行っているのか。また関係先への案内も募集方法として取り入れてほしい」と質したところ、「ホームページに掲載している。以前は関係機関に出向いて案内をしていた時期もあったが、現在はしていない。ただ、募集のチラシを更新し、昨年9月に議員や山海留学受入組織、学校などに送り、周知および協力を求めている。今後は、関係機関に出向くことも含めて検討したい。」との答弁であった。

教育長から、「県の離島関係の情報を発信するツールを活用することやふるさと会等の島出身者関係の方の募集を行うなど多くの人に見てもらう方法を考えていきたい。」との答弁であった。

「各学校の様子は各学校のブログにて確認ができるが、静止画でしかなく、動画を載せることは考えられないか。」と質したところ、「個人情報上の点からも、生徒だけでなく保護者の了承を得ることも必須となってくる。学校の様子を知ること興味関心を持ち、応募にも繋がる。今後、検討していきたい。」との答弁であった。

船舶交通特別会計について報告いたします。

津波警報の際のフェリーの避難について。

「1月の津波の関係は本会議でも報告があったところだが、津波の名瀬港での避難に関する判断基準等はどうのように整備されているか伺う。」と質したところ、「フェリーにおいて、津波の避難マニュアルを整備しており、今回それに従い沖出しで退避した。到達時間にもよるが、沖に出る場合と陸で係留を許可するパターンがあり、今回は沖に出るのに十分な時間があるということで、沖に出て対応した。宝島入港に関しても、警報が出ている状態での入港は認められないとのことから、海上保安部とも協議の上、沖のほうで待機をしたとの経緯であった。」との答弁であった。

「津波注意報以上、もしくは警報以上等、判断は決まっているのか、津波の危険がある段階でも行うのか」と質したところ、「津波の注意報以上で行動を起こすこととなり、それぞれ沖出しか待機をするか乗組員の陸揚げ避難をするかなど、いくつか含まれてくる様相があり、あくまでも船長判断となる」との答弁であった。

冷凍・冷蔵コンテナについて。

「ドアの安全性について再三要請をしているが、改善がなされていないが状況について伺う。」と質したところ、「コンテナ修繕については、3社の業者に修繕依頼をしており、令和3年度は20基のコンテナ修繕を終えている。1基の修繕に3か月ほどの期間を要するものもあり、追いついていない状況である。指摘を受け、3社のほかに新たに業者を探したが、修繕費がかなり高額な業者が多く、適正な業者を見つけられない状況であった。フックに関する修繕は大掛かりな修繕ではないため、4月からは南ふ頭で修繕ができるように、県や代理店とも協議をしており、順次修繕対応を行っていく。」との答弁であった。

介護保険特別会計について報告いたします。

継続的ケアマネジメント事業について。

「地域ケア会議を実施し、生活支援体制を強化していくとあるが、実施できているか」と質したところ、「各島の見守り支援員が見回りをしているが、高齢者支援施設の支援に通っている方々に

については、看護師と高齢者支援員と定期的にケア会議を行っている。令和3年度は全島でテレビ会議を行い、実績も上がってきている。事例として、要介護3だった方が、支援に入り、自分でできることも増え、介護度が下がる見込みの方もいる。その方々の状況に合わせて、その都度ケアについて考えることで必要な支援ができていないかと考えている」との答弁であった。

簡易水道特別会計について報告します。

淡水化施設保守点検について。

「小宝島の淡水化施設の機器の交換、換装をしていただいて、現在試験運用中であるが、2基あるのに1基ずつしか使用しない理由は何か。以前も提案していたが、短いスパンで交互に使用したほうが効率が良いのではないかと質したところ、「機器の枠の本数は1基に6本で、交換頻度は使い始めてから3年程度で交換、後の部分は交互に使っていくということで業者等とも協議を重ね、1年単位で交互に使うという形が機器も長持ちする上に修繕等のコストもかからないとのことと決定している。」との答弁であった。

簡易水道補助事業(中之島水道管更新計画)について。

「中之島地区の導水管及び配水管の更新計画については、どの地区から更新していくのか伺う。」と質したところ、「令和4年度は、発電所から西区住民センター付近までの導水管敷設を計画し、令和5年度は令和4年度の箇所から楠木の箇所を繋ぐ工事を検討している。」との答弁であった。

次に、へき地診療所運営事業特別会計について報告いたします。

医師派遣事業について。

「令和3年度の当初計画と実績について伺う。」と質したところ、「令和3年度当初計画は、鹿児島赤十字病院の北部4島は月7～8回、南部3島は月5回、県立大島病院による南部3島については、月6回としていた。実績については、新型コロナウイルスの影響により、医師が感染源になってはならないということで、緊急事態宣言、または蔓延防止等重点措置適用期間については、オンライン診療に切り替えており、計画日数よりだいぶ減少している状況となり、補正予算において委託料を250万円ほど減額している。」との答弁であった。

「当面の間はオンライン診療で行うのか」と質したところ、「3月で蔓延防止等重点措置は解除されているが、鹿児島赤十字病院としては住民の皆さん方が対面診療を望むのであれば一般診療に切り替えるとも言っておられるため、どういうかたちで戻していくか、協議していきたい」との答弁であった。

その後総括質疑を行いました。

委員会採決。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、別段、討論もなく採決に入りました。

採決は、簡易採決で行ないました。

採決の結果、議案第20号から議案第26号までの7件については、特段異議もなく原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、概要につきましては、後日事務局から配布させます。

以上で、予算審査特別委員会の審査の経過と、結果の報告を終わります。

○議長(前田功一君)

予算審査特別委員長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、議案第20号、令和4年度十島村一般会計予算についてを採決いたします。

本件を含め、当初予算案の表決は全て申合せ事項により、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

したがって、議案第20号、令和4年度十島村一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。

これから、議案第21号、令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算から、議案第26号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算の6件を、一括採決したいと思いますが、一括採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第21号から日程第7、議案第26号6件を一括採決します。

本6案件に対する委員長の報告は、全て可とするものです。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

したがって、議案第21号、令和4年度十島村国民健康保険特別会計予算から、議案第26号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第8 議案第27号 契約の締結について議決を求める件
(十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進工事請負変更契約の締結)

○議長(前田功一君)

日程第8、議案第27号、契約の締結について議決を求める件(十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第27号、契約の締結について議決を求める件について説明します。

本件につきましては完了を迎えようとしている工事で、数量の実績に合わせて変更するものでございます。

議案書をご覧ください。

契約目的は、令和2年第2回の村議会定例会において議決をいただいた、十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進工事です。

変更契約の金額は、2,255万円を増額して、変更後の契約金額は、12億1,605万円となります。

めくっていただいて、2ページが仮契約書の写しで、3ページに変更内容を記載しています。

主な変更内容について、説明する前に、今回の工事で整備した主要な使用機材の資料がございますので、先に説明します。

12ページをお開きください。

横に見ていただいて、主要管路は50mmのFRP管で配線しています。

分岐点等にスーパーボックスがあり、既存の光ケーブルとの接続箇所にハンドホールが設けられています。

付近、数戸の家庭に配線する前にフィンガーボックスが設けられ、そこから30mmの光引込線で(FRP管)配線し、建物には2mの高さまでステンレスの立上管で光ケーブルを保護して、光接続箱に光ケーブルを収納しております。

なお、フィンガーボックスまでが国の補助対象となり、フィンガーボックスから建物に設置してある光

接続箱までは、村の単独事業となります。

3ページにお戻りください。

2の工事内容、主な変更内容の表に変更数量を示しております。

まず材料費です。

接続クロージャは、光ケーブルの分岐箇所を設置するもので、47組を減して、142組に変更しています。

オプティセル、インナーソフトダクトは、光ファイバケーブルの地下埋設管路の管路保護用資材で、既設ケーブルと入れ替える際に既設ケーブルを傷つけないために使用するもので、当初は全区間で計画しておりましたが、必要な箇所を厳選し、15.96kmを減して、5.49kmに変更しています。

スーパーボックスは42基を減して、147基に変更しています。

フィンガーボックスは110基を減して、227基に変更しています。

ハンドホールは、既存の光ケーブル網を活用することとしたため、18基を設置しています。

次に、労務費です。

労務費の算定の基礎となる数量について、地中管路の新設に係る延長は2.1221kmを減して、21.9059kmに変更しています。

地中管路内光ケーブル新設に係る延長は5.563kmを増して、34.923kmに変更しています。

加入者引込件数は、58軒を減して488軒に変更しています。

4ページをお開きください。

今回の変更内容の積算内訳です。

数量の減少に伴い、材料、労務、直接経費の項目で、金額は減少しますが、産業廃棄物では、産業廃棄物が当初の見込みより多かったことにより2,988,140円増加しております。

設計の地下埋設設備では、本工事の期間中の現地の状況調査に伴い設計の変更が生じたため、追加の設計費で1,096,621円増加しております。

共通仮設費の積上分では、台風の接近や大雨等の自然現象及び新型コロナウイルスの感染症対策の影響に伴い、工事稼働確保が困難となったことにより、6カ月の工期延長に伴う宿泊費等が増加したこと、台船による材料搬入回数の増加等による資材運搬費が増加したことにより、94,049,133円増加しております。

共通仮設費の率分では、PCR検査などの新型コロナウイルス感染症対策に伴う費用等の増加です。

今回の工事は、福岡、熊本と鹿児島業者が入っており、工期の間で、福岡で計166日間、熊本、鹿児島で41日間、まん延防止や緊急事態宣言指定期間があり、延べ259回のPCR検査を受け、この検査費用や検査のための経費を要した事による増加で、14,619,181円増加しております。

5ページから11ページまでが、各島の光ケーブルの整備状況図で、今回整備した主線光ケーブルが赤線で、既設の光ケーブルが青線となっております。

本工事につきましては、産廃処理以外の工事を終えておりますが、産廃処理において、若干の

工期延長が必要になる可能性があります。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

あと産業廃棄物の件ですけれども、産業廃棄物を搬出しないといけないんですけれども、いつごろの時期かですね。

それと、フェリーとしまを利用していただけると助かるんですけれども、そういう考えでおられるのか。

それと、そのフェリーとしまを使う場合に、結構大量ですので時期がかかるんですけれども、そこら辺の対応は出来ているのか、その点について伺います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

産業廃棄物はフェリーとしまで持ち出すこととなりますと、もうどうしても間に合わないということになります。

なので、フェリーとしまでの搬出は考えておりません。

業者による搬出を考えて、その代船等の確保に苦慮している状況でございましたが、そのほか複数の代船業者、船舶業者、貨物業者をあたっていただいて、何とか工期に間に合わせようということ、今調整をしているところです。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

この工事で発生したその産業廃棄物、具体的にどういったものが産廃として出てきているのか。

それと、その搬出までの期間の、島に置いてあるわけなんですけれども、その間の管理、そういったものは適正に行われているのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

この殆どはコンクリート殻になります。

それで、置場については、こちらに一時借りたいということで、土地の賃貸借で、そこに仮置きして管理している状況です。

問題になったということは聞いておりません。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

本工事です、村内の民宿あるいは労務費等で、どのようなこの経済効果と言いますか、村に落ちたおおよその額がわかれば、お示しを願いたいということと、もう1点は、加入者の引込みの件数が、マイナス58件ということで、これらの主な理由につきましても伺います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まず1点目の経済効果ですけど、相当数、フェリーとしま、民宿に経済効果があったと思われますが、その経済効果があった額までは把握しておりません。

あと、加入者の引込みの件数の減ですが、これが最初NTTの契約戸数で算定していると思いますが、空き家等になっているところ、拒否の件については村長から一般質問であったように、2件と言うことでしたが、空き家となっているところがございますので、その辺が1番減したと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今のこの件数なんですけど、空き家というのはもう誰もいないところなんですけど、申込みはあったんですか。

当初、申込みがあって、減少ということなんですかね。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

今、申し上げたように、最初NTTの契約件数で言っていたと思うんですね。

なので、机上のものでございます。

当初は机上だけでございます。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

先ほどの産業廃棄物殻ですけど、中之島はもう全て撤去は終わっているんでしょうか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

今この1～2週間でバタバタとやっておりますので、各島ごとに今、私のほうで把握していません。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

中之島の日之出地区の運動公園の向こうに一時設置場があったんですよね。

今、それは撤去がされているんですけど、現状復帰、向こうにコンクリート製の椅子なんか置いていたんですけど、それがどかされたままの状態なんですけど、これは原状復帰させてくれるんでしょうか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

当然だと思います。

今後、そういったものを確認して、原状に復帰させたいと考えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第27号、契約の締結について議決を求める件(十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進工事請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第8、議案第27号、契約の締結について議決を求める件(十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進工事請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第9 議案第28号 権利の放棄について議決を求める件
(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)**

○議長(前田功一君)

日程第9、議案第28号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第28号につきまして御説明いたします。

本議案は、預託牛が心不全により死亡したため、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

1の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における預託牛の金銭債権でございます。

2の権利を受ける者は、宝島に在住の農家でございます。

3の債権放棄の額は325,000円でございます。

5の放棄の理由の概略についてご説明いたします。

対象牛は、2月14日に個人牛舎で死亡しております。

同牛は平成29年3月13日に、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

令和4年1月13日に5産目となる子牛を分娩し、2日後の15日に起立困難となったため、獣医師が15日から20日まで代謝改善薬や鎮痛剤投与等の治療を行っております。

自立で起立できないため、1日1回腰を挟む器具を使用して、吊り上げを行っていましたが、1時間程度起立した後、後肢が弱り座り込む様子が見受けられております。

2月8日に食欲不振となり、症状が回復しないまま14日の朝、飼養管理に行くと死亡しているという状況でございました。

2ページ以降に関連する資料で、2ページに事故報告書の写しを添付しております。

3ページは個体識別情報を添付しております。

4ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますが、導入価格は996,446円で、導入時の自己負担額は346,446円でございます。

5ページに、死亡診断書を添付しております。

獣医師は長期間の起立不能による体力消耗から「心不全」と診断しております。

6ページに死亡牛の写真、7ページに十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同規則の第16条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、5産していますけれども、第2項第4号を適用し、650,000円の内、1/2の

325,000円を農家負担とし、残り325,000円の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものでございます。以上、権利の放棄の内容についての説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、議案第28号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第9、議案第28号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)は、原案のとおり可決することに決定しました。

これよりしばらく休憩いたします。

11時にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第10 議案第55号 契約の締結について議決を求める件
(諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事請負契約)**

○議長(前田功一君)

日程第10、議案第55号、契約の締結について議決を求める件(諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第55号、諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新築工事の工事請負契約の締結について説明します。

本事業は、諏訪之瀬島場外離着陸場の使用について、民間事業者の運送事業が認められたことから、避難時の一時待機場所ともなるターミナルの建設を、離島活性化交付金事業で相談しましたところ、令和3年度の予算で対応できるとのことでありましたため、10月に設計業務を発注し、先月22日、交付決定がありましたことから、入札の手続を経て今回、契約締結の議決を求めるものです。

議案書のとおり、契約の目的は、諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新築工事です。

請負契約金額は、税込み124,300,000円で、うち11,300,000円が消費税相当額となります。

契約の相手方は、川口建設株式会社で、3月9日に仮契約を締結しています。

2ページは契約書の写しで、3ページは入札の執行結果です。

4ページをお開きください。

本施設は、諏訪之瀬島御岳爆発に伴い、住民が空路で島外に避難することとなった場合の一時的な避難所機能と、航空路定期便の待合所機能を併せ持った「諏訪之瀬島避難ターミナル」を場外離着陸場、エプロン部分に新設します。

建屋は、鉄筋コンクリート造り平屋建てで、建築面積は120㎡です。

被災した際の停電対策として、電気容量34kWの非常用発電機を施設内に設置します。

5ページをご覧ください。

設置場所は、空港入口への道路に沿って、正面の空き地で、火口から隠れるように火口を背にした形で建設します。

建屋正面から建物を見て、右手には駐車スペースを設け、側溝とグレーチングで建屋を囲み排水対策をします。

6ページをお開きください。立面図です。

建屋は、降灰対策のため片屋根式とし、定期便の運航に必要となる無線アンテナを設置します。

入口は、車いすを利用する方も出入りできるよう、バリアフリーを取り入れています。

7ページは、平面詳細図です。

入り口の右手には小上がりスペースを設け、避難される方が横になることもできます。

中央のスペースは約40名の方の一時避難場所となることを想定して、80㎡の広さを取っています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

このターミナルの今後の清掃などの管理はどのように行うか伺います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

現在のところ、出張所のほうで管理をするということで、所長と補助員で管理をしようと考えています。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

飛行機が毎日じゃないんですが、離着陸のときは、出張所長は必ず飛行場に行くということになるんでしょうか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

この無線の件については、無線の資格を取らないといけないということになっております。

出張所長なのか補助員なのかというのは、まだ誰といった決定はしておりません。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

無線が公的資格ということになるんでしょうか。

そうなると誰か手を挙げた人もしくは、「この人が良いんじゃないか」というのを推薦して、そしてその勉強して従事者の資格を取ると、そして運用に携わるという手段をとらなきゃいけないかと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

無線の資格については、今検討は大分立てているつもりですけど、今からその方にとってもらうのに、公費で取ってもらうと考えております。

その中で、1人ではちょっとどうかなと考えますので、複数名できれば取得していただいて、管理に当たってもらいたいと思っております。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

これ、避難所を兼用しての本当に諏訪之瀬島にとっては、良い施設だと思うんです。

で、ここには「もし奄美まで行くときには、燃料を置かなきゃならない」ってなっているんですけど、その倉庫のほうは、最初から予定はしないんですよね。

倉庫はここには入っていませんよね。

そこはどうなんですか。

最初から倉庫をつけなかったのはなぜか、お願いします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

奄美までの航路というのは今から先のことになります。

将来的に、奄美、屋久島、三島というふうに繋がればなということを考えます。

で、「もしそうなったときに、その燃料があつたら有難いよね」ということなので、そういったこともこれから考えていかないといけないと思いますが、燃料はドラム缶で良いということですので、まだ、そこは考えておりませんでした。

あと、先ほどの件ですけど、無線の資格っていうのはあつたほうが良いということで、航空会社のほうから言われている事項で、必ずしも必須じゃないということのようです。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第10、議案第55号、契約の締結について議決を求める件（諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事請負契約）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って、日程第10、議案第55号、契約の締結について議決を求める件（諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナル新設工事請負契約）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第11 議案第56号 契約の締結について議決を求める件
（東之浜港改修工事（1工区）請負変更契約）**

○議長（前田功一君）

日程第11、議案第56号、契約の締結について議決を求める件（東之浜改修工事（1工区）請負変更契約）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

本議案は、議案書に記載のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議決を求めるもので、令和3年第3回定例会におきまして議決をいただきました工事の変更契約の締結でございます。

議案書に添って説明します。

契約の目的は、東之浜改修工事（1工区）の工事請負変更契約です。

変更請負金額は、2,350,000円の増額で、変更後請負契約金額は、469,300,000円、契約の相手方は竹山建設株式会社です。

2ページをお開き下さい。

変更仮契約書の写しを添付しております。

枠内の変更契約事項にありますように、契約の期間は、（3）のところに書いてありますが、125日間の延長を行い、令和4年7月31日を工事完成期限としています。

契約締結日は、さらにその下の欄外にありますとおり令和4年3月10日に仮契約の締結をしているところでございます。

3ページの工事内容の変更内容を御覧ください。

この工事はケーソン据付工事で、基礎工、本体工、上部工の工種があります。

このうち上部工のコンクリート打設581m³を24m³増し、合計605m³の打設を行うよう変更しようとするもので、これに伴いまして、工事費2,350千円を増額するものです。

4ページをお開き下さい。

計画平面図と写真を比べて見て戴きますと、図面中の灰色部分が、写真の防波堤の状況の写真に該当します。

図面を見ていただきまして、1工区の工事箇所は、黄色と赤色で着色された箇所になっておりまして、赤色と黄色の着色は、右上の凡例に示しておりますように、黄色が令和2年度実施分で、赤色が令和3年度分でございます。

令和2年度にケーソン製作を行い、令和3年度に据付することを指しております。

次の5ページから7ページは、平面図、縦断図、横断図を参考として添付しております。

8ページ、最終ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただきましたように、今回上部工、黄色の上の赤部分ですけれども、上部工打設の図面を見ただけで、図面右が変更後の図面になりまして、赤の丸で示しておりますけれども、皆さんご承知だと思いますけれども、ホゾ部分を設けまして、上部工を打設することとしており、ここの部分のホゾ部分の調整でコンクリート量を増したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

最後の8ページの図ですが、左側はホゾの部分が1か所っていうか長くべらっとなっていたのを、変更後は、狭くして2か所取ると。

そのような設計変更になったということでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

御質問いただきましたように、左側1か所であったものを2か所のホゾに切替えたというふうに捉えていただいて結構です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

1か所から2か所になったということは当然その強度ですかね、やっぱりそういうことを考慮して思うんですが、ストッパーの役になりますからね。

最初からそう設計しなかったのは何故なのでしょう。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

恐らくですけども、小宝島のほうは、小宝島の現場を見ていただければ、概ね分かるかと思いますが、通常、このホゾ部分を設けるのは、構造計算上、安全検査の中には含まれていなくて、漁港のほうの指針からホゾを設けたほうが、沖側からの加圧に対してひっかかりができるということで積算をしているもので、港湾については、通常は差し筋、小宝島の東をするときには差し筋を受けているところがあるんですけども、構造計算上設けるとしたら、実際は差し筋です。

ただ、今回の場合は、通常の防波堤タイプということで、差し筋は設けずに、上部をどんどん打っていくというだけの構造なんですけれども、我々の施工上の問題として、やっぱりホゾを設けたほうがしっかりしているということで、ここのホゾを設けることに対して、港湾に対しては基準はございません。

当初左側で積算をしていたものを、また今回、発注に伴いまして右側のほうに2か所ぐらい設けたほうが良いだろうということで設けたものでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第11、議案第56号、契約の締結について議決を求める件(東之浜改修工事1工区請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第11、議案第56号、契約の締結について議決を求める件(東之浜改修工事(1工区)請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第12 議案第57号 契約の締結について議決を求める件
(東之浜港改修工事(2工区)請負変更契約)**

○議長(前田功一君)

日程第12、議案第57号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事(2工区)請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明をさせていただきます。

本案につきましても、令和3年第4回十島村議会定例会におきまして議決をいただきました工事の変更契約でございます。

議案書に添って説明します。

契約の目的は、東之浜改修工事(2工区)の工事請負変更契約です。

変更請負金額は3,160,000円の増額で、変更後請負契約金額は61,680,000円、契約の相手方は竹山建設株式会社です。

2ページをお開き下さい。

変更仮契約書の写しを添付しております。

枠内の変更契約事項、先ほどと同じように中段にありますように、契約の期間は125日間の延長を行いまして、令和4年7月31日を工事完成期限としております。

契約締結日は、欄外にありますように、令和4年3月10日を仮契約日としております。

3ページの工事内容の変更内容を御覧ください。

この工事は消波の製作・仮置工事で、当初契約数量10個を、3個増し13個に変更するものでございます。

東之浜港で使用している消波ブロック最大クラスの80t型でございます。

製作・運搬で1個約6,000千円程度を要し、3個となりますと、約18,000千円程度の事業費になりますが、この工事につきましては、先ほどの議案第56号の東之浜港改修工事(1工区)と請負業者が同一であったため、基準に従いまして1工区と合算した諸経費の調整を行うこととなり、約3,000千円程度の増額で消波ブロック3個の施工が可能となっております。

4ページ以降は、先ほどの議案56号と同じく、右側凡例のとおり該当箇所を赤で示しております。

5ページは、仮置き箇所の位置を示した参考図になります。

凡例は先ほどと同じように見ていただければ結構です。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ここに設置するこれ消波ブロックですよ。

これはもうこのまま永久に置くやつですか、仮置き、どちらでしょう。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今回のものは、仮置きになります。

図面が全て港内に入れますとちょっとわかりづらくてですね、港内側を見ていただければ、内側と
いうか、左上を見ていただけるか、下で、灰色で、今回赤をつけている以外に四角い、被覆ブロック
というやつが港外側港内側あるんですけども、これを前面側にも1巻ずっとしていきます。

この予算の都合でこれが作れていないものですから、取りあえず消波ブロックで前面の基礎捨
石を保護しようとするもので、仮置きということで、急いでやっているものでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

仮置きということは工事が進むにつれて、これは一旦撤去する、それで問題はそこから先を聞き
たいんです。

撤去したブロックはまた再使用するんですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

撤去したものは、また手前のほうというか、この該当する場所に沖側のほうに消波ブロックとして
据付けを行います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第12、議案第57号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事2工区請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第12、議案第57号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事2工区請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第13 議案第58号 契約の締結について議決を求める件
(切石港泊地浚渫工事請負契約)

○議長(前田功一君)

日程第13、議案第58号、契約の締結について議決を求める件(切石港泊地浚渫工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明させていただきます。

本議案につきましても、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして議決を求めるものでございます。

本議会の報告第1号で専決処分の承認をいただきました、切石港泊地浚渫工事請負契約に係る変更契約の締結でございます。

議案書に添って説明します。

契約の目的は、ただいま説明しましたとおりです。

変更請負金額は16,924,000円の減額で、変更後の請負契約金額は72,726,000円、契約相手方は株式会社森山(清)組でございます。

2ページをお開き下さい。

変更仮契約書の写しを添付しております。

枠内、(3)にありますように、契約の期間は64日間の延長を行い、令和4年5月31日を工事完

成期限としております。

仮契約締結日は令和4年3月10日でございます。

3ページの工事内容の変更内容を御覧ください。

工事を契約するにあたって浚渫土量を把握する必要がありましたことから、当初地元漁船での測量結果より浚渫面積13,235㎡、浚渫土量17,069㎡で当初契約を行っております。

請負業者による着工前測量によりまして、浚渫面積12,493㎡、当初より742㎡の減、浚渫土量16,030㎡、当初より1,039㎡の減となりましたことから、減額の変更契約を締結するものでございます。

4ページ以降には、設計図面をつけております。

5ページ6ページの図面中、5ページを見ていただきますと、黒色の文字が当初発注分の測量データで、赤色の文字が着工前測量の結果でございます。

数量の変更以外については、当初契約議案と概ね同一でございます。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

3ページですね、数量が減なんですけれども、それに対して工事期間が62日間延長することなんですけれども、これは、ちょっと矛盾するんじゃないかなと素人的に思うんですけど、その要因について答弁を求めます。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

変更契約の期間につきましては、今議会で補正予算のところで、予算の繰越し承認をいただいたところでございます。

通常、この工事発注につきましても、当初、1月に発注をしているものでございますけれども、この1月から3月末までに順調にいけば、ぎりぎりぐらいで終わるんですけれども、当初から、繰越しを前提として国とも協議をしまして、当初の初日の承認案件でも言いましたように、着工まで年度末の発注ということで、起重機がなかなか揃わなかったということで、本日、諏訪之瀬のほうには入港予定で、明日から工事着工を予定しているんですけれども、当然、それから工事着工をしますと、早くてもこの時期、今の変更契約の時期になるというふうに捉えていただければ宜しいかと思います。

繰越し承認をいただく前でしたので、3月までしか工期がとれないというふうに捉えていただければと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

参考までにお聞きいたします。

この港は、こういう工事を2回目ですか、やっているんですが、大体同じような場所に溜まっているんですよ。

前回とは、その溜まっている場所が違うとか、そういう現状はどうなんでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

堆積の状況ですけれども、ほとんど毎回同じような状態で堆積をしていっております。

前회가、平成30年にも浚渫をしておりますて、4年に一度程度浚渫をしているんですけれども、浚渫土量はそれぞれ各々違いますけれども、堆積をしている状況は変わりはありません。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

堆積状況ではなくて、堆積しているこの場所が大体同じなんでしょうかという質問でしたが。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

はい、そのとおりでございます。

場所は一緒でございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第13、議案第58号、契約の締結について議決を求める件(切石港泊地浚渫工事請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第13、議案第58号、契約の締結について議決を求める件(切石港泊地浚渫工事請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第14 議案第59号 契約の締結について議決を求める件
(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約の締結)**

○議長(前田功一君)

日程第14、議案第59号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明をさせていただきます。

本議案も同様に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして、議決を求めるもので、令和3年第4回十島村定例会におきまして、議決をいただきました工事の変更契約でございます。

議案書に添って説明いたします。

契約の目的は、宝島前籠宝島港線舗装補修工事の変更契約です。

変更契約金額は5,000,000円の増額で、変更後請負契約金額は60,000,000円、契約の相手方は株式会社 森山(清)組でございます。

2ページに変更契約書の案を添付しております。

枠内の変更契約事項にありますように、工事期間を64日間延長しまして、令和4年5月31日を工事完成期限としています。

延長の理由は、先ほどの58号で説明した内容と同様でございます。

契約締結日は令和4年3月10日を仮契約締結日としております。

3ページに、変更内容の説明資料を添付しておりますが、先に4ページをご覧ください。

この工事の内容でございますけれども、経年劣化に伴いまして、簡易アスファルト舗装の路面の損傷が激しいため、コンクリート舗装により舗装版の打ち替えを行うものです。

右上の凡例にありますように、赤着色が今年度施工箇所、黄色着色が次年度以降の計画箇

所となります。

施工前の現状写真として、写真①から③を添付しております。

3ページにお戻りください。

変更内容の表をご覧ください。

着工前測量の結果を踏まえまして、入札差金と予算残により、アスファルト舗装板破碎工及びコンクリート舗装工を150㎡増しております。

施工延長につきましては、概算発注方式により発注していたため、当初設計幅員よりも現況幅員が広く、着工前測量で広くなったため、施工面積が大きくなっております。

ただ一方、面積に反しまして施工延長は33mその分減となっているような状況でございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

道路のですね、この幅員の関係でちょっと聞きたいんですけど、4mさらに6m52やっているんですが、一部6m以上ということなんですけれども、この場合は、退避場所として思っているんですかね、道路をこの幅員。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

一部は5番議員がおっしゃられたように退避場所もありますけれども、そうでない部分も宝島のこの路線については、待避場所以外にも広い所がございまして、道路幅員を6m50ぐらいまで広がっている部分もあるところでございます。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

本村のですね、この村道の幅員を見ると、5mが一番広いですよ。

6m50というのはどういう観点で思っているんですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

冒頭で説明しましたように、ここが簡易アスファルト舗装ということで、当時ここを実際に舗装したのが、試験的に舗装したのが始まりだと思います。

そのときに、路肩部分も含めて一部分広いところが道路敷として認定を受けた道路台帳上も認定を受けている部分がございます、今回それも含めて舗装を打ち替えをしようとしているものです。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確認ですけど、路盤厚15cmですよ。

宝島は砂地で、20cmぐらい掘ったほうが良いと思うんですけど、15cmで大丈夫でしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

同じく、平の東海岸線で説明しましたように、舗装工事発注してから、CBR試験等を行いまして試験結果をもとに判定をしているところで、今回は15cmで良いという試験結果が出たところで15cmに決めているところでございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第14、議案第59号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第14、議案第59号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第15 同意第1号 十島村教育委員会委員の任命同意を求める件について

○議長(前田功一君)

日程第15号、同意第1号、十島村教育委員会委員の任命同意を求める件についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

同意第1号につきましては、教育委員会委員の任命に関する案件でございます。

議案書に示しております通り、今月の18日をもって現在の教育委員の方が、1名の方が任期満了ということで、その後任のために、今回提案しております。

所在地につきましては悪石島在住の方で、氏名につきましては、松下雄史氏でございます。

現在村に定住しまして4年目ということで、本人につきましては、民宿業に勤めながら、村の会計年度任用職員、悪石島出張所の補助員という業務で担ってもらっております。

この同意案書のほうの4ページを見てください。

ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律を抜粋したものを付けておりますけれども、任命につきましては第4条の第2項の中で、「委員につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育学術及び文化等に関して識見を有するものから議会の同意を得て任命する」ということになっております。

そして次ページの5ページに第5項を示しておりますけれども、委員の任命に当たりましては、「委員の年齢、性別、職業等に著しく偏りが生じないように配慮するとともに、保護者等を加えなさい」という規定がございます。

したがって、先ほど申し上げました方を、今回、適任という形で提案しております。

この教育委員の任命につきましては、これまで議会との協議の中で、「各島持ち回りで委員の選任はしてほしい」と議会からの提案を受けまして、今回は悪石島地区からの選任ということで、同自治会のほうに推薦依頼した結果、この方が、提案として上がってきたということになっております。

それからこの3ページに、現在の教育委員を示しております。

委員の任期につきましては、教育長につきましては3年ですが、委員につきましては4年ということで、上段に掲げるこの方が、今回18日をもって任期満了ということになります。

他が中之島、平島、宝島地区からの、現在の委員がそのまま継続するという形になっております。宜しくお願いします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

任命につきましては異議ありませんが、現時点のですね、教育委員の日頃の活動状況、また委員会等の開催はウェブで、テレビ会議で行っていると思うんですけども、そういう、教育行政においては要職でありますので、そういう委員の連携と意思をしっかりとって委員会活動を行ってもらいたいと思いますが、現況につきましてお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

教育委員の会は年3回実施しているところです。

今言われたとおり、テレビ会議でほぼ実施しているところであります。

それで、学校訪問というのがですね、教育事務所とかそれから県のほうからの訪問等があります。

そういうところに教育委員の方も、一緒に都合をつけて出席していただいて、今後、学校の状況だとか、そういうのをしっかり見ていただきながら、教育委員としての自覚を持っていただいて、そして活動もしっかりとやっていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第15、同意第1号、十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件について採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(前田功一君)

ただいま出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則32条、第2項の規定によって、立会人に7番・坂元勇君及び1番・土岐純郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(前田功一君)

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

投票漏れ無しと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(前田功一君)

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(前田功一君)

投票漏れありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

坂元勇君及び土岐純郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(前田功一君)

開票の結果を報告します。

投票総数7票。

有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成7票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、日程第15、同意第1号、十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件については、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

△日程第16 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

○議長(前田功一君)

日程第16、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を議題とします。

会議規則第38条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、片平翔太君。

○議会事務局書記(片平翔太君)

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を脅かす明白な国際法違反であり、断じて容認出来ない。

ロシアの一方的な侵攻に対し、我が国を初めとする国際社会は、あらゆる外交努力を行い、1日も早いウクライナの平和と安定を再構築しなければならない。

ここに、十島村議会は、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、法人の確実な保護や、我が国への影響対策について万全を尽くしていただくよう強く要請する。

以上決議する。

○議長(前田功一君)

本件は、会議規則39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第16、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第16、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議は、原案のとおり、可決することに決定しました。

△日程第17 議会運営委員会の所掌事務閉会中の継続調査の件

○議長(前田功一君)

日程第17、議会運営委員会の所掌事務閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、御手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

△閉会

○議長（前田功一君）

令和4年第1回（3月）十島村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。